令和元年 11 月定例会

# 文 教 厚 生 委 員 会

## 予算決算委員会（文教厚生分科会）

# 会　　議　　録

長 崎 県 議 会

# 目　　次

**（１１月２７日（委員間討議））**
1、開催日時・場所 …… 1
2、出　席　者 …… 1
3、経　　過
≪委員会≫
審査内容等に関する委員間討議(協議) …… 1

**（第１日目）**
1、開催日時・場所 …… 2
2、出　席　者 …… 2
3、審　査　事　件 …… 2
4、付　託　事　件 …… 2
5、経　　過
（総務部）
≪分科会≫
総務部長予算議案説明 …… 3
報告議案に対する質疑 …… 3
報告議案に対する討論 …… 3
≪委員会≫
総務部長所管事項説明 …… 4
学事振興課長補足説明 …… 6
決議に基づく提出資料の説明 …… 7
陳　情　審　査 …… 7
議案外所管事項に対する質問 …… １２

**（第２日目）**
1、開催日時・場所 …… ２６
2、出　席　者 …… ２６
3、経　　過
（教育委員会）
≪分科会≫
教育委員会教育長予算議案説明 …… ２６
報告議案に対する質疑 …… ２７
報告議案に対する討論 …… ２８
≪委員会≫
教育委員会教育長総括説明 …… ２８
教職員課長補足説明 …… ３１
議案に対する質疑 …… ３２
議案に対する討論 …… ３２
県立学校改革推進室長補足説明 …… ３２
決議に基づく提出資料の説明 …… ３４
陳　情　審　査 …… ３４
議案外所管事項に対する質問 …… ４３
請　願　審　査 …… ４６

**（第３日目）**


１、開催日時・場所 …… ８３
２、出　　席　　者 …… ８３
３、経　　過
（福祉保健部、こども政策局）
≪分科会≫
福祉保健部長予算議案及び報告議案説明 …… ８４
こども政策局長予算議案及び報告議案説明 …… ８４
医療人材対策室長補足説明 …… ８５
予算議案及び報告議案に対する質疑 …… ８６
予算議案及び報告議案に対する討論 …… ８９
≪委員会≫
福祉保健部長所管事項説明 …… ９０
こども政策局長総括説明 …… ９１
議案に対する質疑 …… ９２
議案に対する討論 …… ９３
障害福祉課長補足説明 …… ９３
医療政策課長補足説明 …… ９４
医療人材対策室長補足説明 …… ９５
こども家庭課長補足説明 …… ９７
決議に基づく提出資料の説明（福祉保健部関係） …… ９８
決議に基づく提出資料の説明（こども政策局関係） …… ９９
陳　情　審　査 …… ９９
議案外所管事項に対する質問 …… １１１

審査結果報告書 …… １５０


**（配付資料）**

《総務部関係》
・分科会議案説明資料
・委員会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料（追加１）
《教育委員会関係》
・分科会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料（追加１）
《福祉保健部》
・分科会議案説明資料
・委員会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料（追加１）
《こども政策局》
・分科会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料（追加１）

# １１月　２７日

# （委員間討議）

１、開催年月日時刻及び場所

令和元年１１月２７日

自　午後１３時３０分

至　午後１３時３７分

於　委員会室２

---

２、出席委員の氏名

| | |
|---|---|
| 委員長 | ごうまなみ　君 |
| 副委員長 | 中村　一三　君 |
| 委員 | 前田　哲也　君 |
| 〃 | 山本　啓介　君 |
| 〃 | 大久保潔重　君 |
| 〃 | 山本　由夫　君 |
| 〃 | 山口　経正　君 |
| 〃 | 宮島　大典　君 |
| 〃 | 宮本　法広　君 |
| 〃 | 堤　典子　君 |
| 〃 | 北村　貴寿　君 |

---

３、欠席委員の氏名

な　し

---

４、委員外出席議員の氏名

な　し

---

５、審査の経過次のとおり

― 午後　１３時３０分　開会 ―

【ごう委員長】 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山本（啓）委員、山本（由）委員のご両人にお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和元年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

― 午後　１３時３１分　休憩 ―

― 午後　１３時３６分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

― 午後　１３時３７分　散会 ―

# 第 1 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

令和元年１２月１０日

自　午前１０時　０分

至　午前１１時４０分

於　委員会室２

---

２、出席委員の氏名

| | |
|---|---|
| 委員長(分科会長) | ごうまなみ　君 |
| 副委員長(副会長) | 中村　一三　君 |
| 委員 | 前田　哲也　君 |
| 〃 | 山本　啓介　君 |
| 〃 | 大久保潔重　君 |
| 〃 | 山本　由夫　君 |
| 〃 | 山口　経正　君 |
| 〃 | 宮島　大典　君 |
| 〃 | 宮本　法広　君 |
| 〃 | 堤　典子　君 |
| 〃 | 北村　貴寿　君 |

---

３、欠席委員の氏名

な　し

---

４、委員外出席議員の氏名

な　し

---

５、県側出席者の氏名

| | |
|---|---|
| 総務部長 | 平田　修三　君 |
| 学事振興課長 | 門池　好晃　君 |

---

６、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第119号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）（関係分）

第123号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）(関係分)

---

７、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議　案

第126号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第127号議案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第128号議案

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第135号議案

公の施設の指定管理者の指定について

（2）請　願

・ゆきとどいた教育を求める請願

（3）陳　情

・要望書（人材確保対策について　外）

・要望書（福祉医療制度の助成対象範囲の拡大について　外）

・要望書（半島振興対策の充実について　外）

・長崎県議会棟は全面禁煙としてください

・令和2年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書

・要望書（私立学校等に対する助成制度の充実について　外）

・要望書（高田南土地区画整理事業の整備促進について　外）

・「国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して受けられるための適切な財源の確保」に関する意見書の提出について（要望）

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 Ⅴ
・県立学校の体育館におけるＧＨＰ（ガスヒートポンプ）エアコンの導入について
・難病相談・支援センターの運営における、県北地区での難病相談の充実について

---

８、審査の経過次のとおり

－ 午前１０時　０分　開会 －

【ごう委員長】ただいまから文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分外3件であります。

そのほか、請願1件、陳情11件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり､総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明をいたします。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」をお開きください。

今回､ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

初めに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、大学費53万5,000円の増、私立学校振興費124万7,000円の減、合計71万2,000円の減であります。

これは、総務部職員の給与費について関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、大学費8万2,000円の増、私立学校振興費18万9,000円の増、合計27万1,000円の増であります。

これは、総務部職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和元年度の総務部所管の歳出予算総額は、合計112億9,875万1,000円となりま

す。

以上をもちまして総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、総務部関係の委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、議案外所管事項についての質問を行います。

それでは、総務部長より所管事項説明をお願いいたします。

【平田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

「文教厚生委員会関係説明資料」をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の進捗状況について、地方創生の推進について、事務事業評価の実施について、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標の進捗について、令和2年度の重点施策についてであります。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてでありますが、来年3月卒業予定者の10月末現在における就職内定率は81.6％で、前年同期比1.4ポイントの増となっており、佐世保校が77.7％で1.6ポイントの増、シーボルト校が90.0％で1.9ポイントの増となっております。

一方、就職内定者のうち県内企業の割合は28.1％で、前年同期比6.0ポイントの減となっており、佐世保校が27.1％で6.6ポイントの減、シーボルト校が29.9％で4.9ポイントの減となっており、10月末時点では前年同期を下回る県内内定率となっております。

今後も、県内内定者の増に向けて未内定者に対して働きかけを続けるとともに、県内内定割合の低下要因を分析し、県内就職率向上への取組を推進してまいります。

次に、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の進捗状況についてであります。

「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち、総務部関係分の数値目標3項目の平成30年度の進捗状況は、目標を達成したものが1項目、目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが2項目となっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

次に、地方創生の推進についてであります。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力ある仕事を生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、これまで根づいた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標（ＫＰＩ）を定め、目標管理を行うこととしております。

施策体系ごとに総務部関係分の具体的取組をご説明しますと、「大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進」において、魅力ある・選ばれる県立大学づくりとして、情報セキュリティ学科の定員増と産学連携機能を備えた情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備、地域に根ざした実践的な教育の実施、佐世保校の建替えの推進などを行い、大学の魅力向上と若者の地元定着推進に取り組んでまいります。

今後、本定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年3月を目途に策定してまいります。

次に、事務事業評価の実施について。

事務事業評価については、6件の事業群評価調書により、12件の評価を実施いたしましたが、そのうち7件の事業について、令和2年度に向けて「改善」の見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

次に、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標の進捗についてであります。

総務部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、「「人材県長崎」の実現により、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出す」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

県立大学においては、平成28年4月の学部学科再編で情報セキュリティ学科を設置し、高い専門性と実践力を身につけた情報セキュリティ人材の育成を行っており、来年3月に第1期生が卒業を迎えることとなります。

今後の方向性といたしましては、将来においても情報セキュリティ人材の不足が見込まれることから、当学科を強化し、人材育成の充実に取り組んでいくこととしております。

次に、「文教厚生委員会関係説明資料（追加1）」をご覧ください。

令和2年度の重点施策でありますが、総務部の予算編成における基本方針としましては、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進するほか、企業との連携強化・大学の競争力向上に向けた教育環境の整備・充実を図ることで、魅力ある・選ばれる県立大学を目指します。

また、少子化の進行、グローバル化や情報化の進展など教育を取り巻く環境が変化する中、建学の精神に基づいた特色ある教育による魅力ある私立学校づくりを推進します。

そのため、大学の特色強化と企業との連携推進により、県立大学のさらなる強みを生み出すための拠点として、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備に取り組

むとともに、県立大学佐世保校の学部学科再編を踏まえ、新たな機能を有する校舎への建替えを推進してまいります。また、創意工夫による特色ある教育を行う私立学校の魅力を高め、教育力を一層向上させる取組への支援を図ってまいりたいと考えております。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう委員長】 次に、学事振興課長より補足説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】 「令和元年11月定例県議会文教厚生委員会課長補足説明資料」の1をご覧ください。

県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、補足して説明をいたします。

学科ごとに10月末現在の就職内定状況を記載しております。

表の左側になりますけれども、令和2年3月卒業予定者の10月末現在における県内企業への就職内定状況は、経営学科27.4%、国際経営学科4.8%、公共政策学科35.0%、実践経済学科28.3%、旧学部33.3%で、佐世保校全体では27.1%となっており、昨年度比6.6ポイントの減となっております。

次に、シーボルト校ですが、国際社会学科19.0%、情報システム学科16.7%、情報セキュリティ学科32.3%、看護学科41.1%、栄養健康学科30.0%、旧学部50.0%で、シーボルト校全体では29.9%となっており、前年度比4.9ポイントの減となっております。

表の下段ですけれども、大学全体としましては28.1%で、前年度比6.0ポイントの減となっております。

学科ごとに見ますと、国際経営学科、国際社会学科、情報システム学科の県内内定率が低い状況となっており、要因としましては、県内外問わず、企業の採用意欲が高く、学生の就職に対する選択肢が広くなっていることなどが影響しているものと考えております。

今後につきましては、まだ就職活動を続けている学生もいることから、県内企業の情報を積極的に提供するなど、就職活動に対する支援を続けるとともに、今年度、低下した要因を分析して県内就職率の向上に向けて大学と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備について、補足説明いたします。

配付しております資料2ページをご覧ください。

県立大学においては、平成28年4月の学部学科再編で情報セキュリティ学科を設置し、高い専門性と実践力を身につけた情報セキュリティ人材の育成を行っております。

現在、情報セキュリティ分野の人材は全国的にも不足しており、今後も人材の企業ニーズが見込まれることから、情報セキュリティ学科の入学定員を40名から80名に増員するとともに、これに併せて企業との連携強化を図るために、情報セキュリティ産学共同研究センター(仮称)を整備しようとするものであります。

施設の概要としましては、教員研究室、学生実験室、セキュリティ演習室に加え、企業が一定期間、入居し、研究するラボ施設や交流スペース等の整備を検討しており、事業費について

は、今後、精査していく必要がありますが、概算の事業費として全体で20億円程度を想定しております。

これにより、さらなる大学の強みを生み出し、教育の質の向上や優秀な学生の確保のほか、企業と連携し、共同研究に積極的に取り組むことで誘致企業の拡大、地場企業の技術力向上につなげていきたいと考えております。

また、企業にとっても、大学の資源を活用した高度な研究の実施や、優秀な人材の確保、パイロット的なオフィスを置くことで本格的な拠点進出のきっかけづくりが可能となるなどの効果を見込んでおります。

今後のスケジュールですが、施設の詳細につきましては、今後、検討を進めていくことになりますが、令和3年4月に情報セキュリティ学科の定員増を行い、施設整備については、令和2年度に設計、令和3年から建設に着手し、令和5年度の供用開始を目指して検討を進めております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

【ごう委員長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しました総務部関係の資料について、ご説明いたします。

附属機関等会議結果について、本年9月から10月の実績は、9月2日に開催しました「長崎県私立学校審議会」の1件となっております。会議の結果については、資料2ページから3ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】 ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査の対象の陳情番号は、74番でございます。

陳情書について、何か質問はございませんか。

【前田委員】 74番で長崎県私立中学高等学校協会等から陳情の要望書が出ております。従来と同様な項目が重なった形で要望されておりますけれども、それぞれについて、まずは県としての考え方についてご答弁いただきたいと思います。

【門池学事振興課長】 まず、私立高等学校等に対する私立学校助成費の充実等についてですけれども、特に、年収590万円以上世帯の就学支援金の拡充についてですが、令和2年度から就学支援金の大幅な拡充により、年収590万円未満世帯を対象に、私立高等学校授業料の実質無償化が実現されることになっておりますが、年収590万円以上世帯は現行と同じ支援となるため、本年6月の政府施策要望において、さらなる拡充を要望しております。今後も、保護者の負担軽減が図られるように国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、中学校等実証事業の制度の恒久化でございますけれども、私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業については、事業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や、家庭の経済状況などについて実態把握のための調査が行われております。

保護者の負担軽減に向け、制度の恒久化について国に対して働きかけてまいりたいと考えて

おります。

それから、校舎等の耐震化の促進についてですけれども、学校施設の耐震化については、緊急性の高い重要な課題と考えておりまして、国に対しては、学校法人の耐震化計画に支障が出ないように、必要とされる事業費を当初予算において十分確保するように要望を行っているところです。

県としても、国庫に上乗せして補助しておりますけれども、指定避難所である学校施設に対しては、補助率をさらに引き上げて支援を強化しております。

今後とも、国に対する助成制度の充実について要望を行っていきますけれども、学校側の耐震化の完了に向けて、未整備の施設については、早期に着手していただくように働きかけを強めていきたいと考えております。

続きまして、ＩＣＴ環境整備の財源確保についてでございますけれども、教育用のコンピューターや情報通信ネットワーク機器などＩＣＴの環境整備については、重要な課題と認識しておりまして、補助金の交付額も毎年増加しているような状況です。

今年度は、国の予算に限りがあり、本県からの申請については、満額の交付ではなかったんですけれども、さらなる財源の確保については、国に伝えてまいりたいと考えております。

それから、県内就職推進員の事業費の補助金の充実についてですけれども、県内高等学校の県内就職推進事業については、高校の新卒者の県内就職率を上げることを目的として、県内推進員の配置に対して支援を行っております。

県内就職推進員の配置により一定の効果があると考えておりますけれども、私立高校の県内就職割合は、近年、減少しているという状況があります。これについては学校と連携しながら就職推進員の予算を確保しながら取組を進めていきたいと考えております。

それから、公私立間の定員問題の協議でございますけれども、公立高校の定員については、公私立高等学校連絡協議会において協議を行っているところでありまして、教育委員会においては、「第三期長崎県高校改革推進会議」の報告書を踏まえて検討されることになると思いますけれども、学事振興課としては、従来のルールも尊重しながら十分な協議ができるように努めてまいりたいと考えております。

それから、経常費補助の不交付基準の緩和の検討でございますけれども、定員充足率に伴う不交付要件の緩和については、まずは令和3年度から公立高校の入試の見直しに伴い、実際にどのような影響があるのかを見極めていきたいと考えております。

それから、専修学校各種学校への補助についてでございますけれども、学校法人立の専修学校に対する経常費の補助制度の継続と、それから、職業実践専門課程の補助の拡充でございますけれども、専修学校においては、実践的な職業教育を行い、県内産業の人材育成の一翼を担っていることは、十分認識をしているところです。

令和2年度から低所得者世帯を対象とした高等教育の無償化が実施されることとなっておりますけれども、県内の職業実践専門過程は、その対象となっており、より多くの生徒の進学が期待されております。現行の専修学校への経常費補助については、継続していきたいと考えております。

それから、専各連合会が主催して実施する事業への支援についてでございますけれども、専

修学校各種学校連合会が実施する教職員の資質向上に係る事業についても、引き続き支援をしていきたいと考えております。

それから、私立学校退職金財団補助金への補助について、補助率の維持ということで上がっておりますけれども、私立学校教職員の福祉を増進し、私立学校教育の振興を図るために補助の必要性というのは認識しております。

県の補助については、県の財政状況、それから要支給額に対する資産の保有状況、運用利率などを踏まえて支援に努めてまいりたいと考えております。

【前田委員】 今、考え方についてご答弁いただきましたが、高等学校等の就学支援金ですね。常々、公立学校と私立学校の格差があるということは、課題として要望されておりますが、この就学支援金については、国の制度でありますので、ぜひ県としても国に対して働きかけを答弁があったような形で行っていただきたいと思います。

そして、耐震化の促進ですけれども、私学の児童数が減ってきている中で、どこも経営が厳しくなっています。そうした中で耐震化が公立と比べて遅れているという現状を鑑みた時に、働きかけもそうですが、それに対して何がしか県としての補助ができないかということを考えていただきたい。特に、ほぼほぼ、私立の学校においては、最初から空調の設備については、今､公立高校はやっと完了しかけておりますが、幾つか残ってますもんね、空調のついてない学校が。そこについては、そもそものところから付けるべきだと思うんですが、先ほど言ったように、耐震化においても財源が厳しい中で空調にまで手が回らないということで、ＰＴＡ等保護者の負担の中で設置しているような現況も見られますので、これについても制度の創設というものをご検討いただきたいということを要望しておきます。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

― 午前１０時２５分　休憩 ―

― 午前１０時２５分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【前田委員】専修学校各種学校の補助についてということでご答弁がありましたけれども、今日は総務部長が所管ということで出席されていますが、県全体として財政が厳しい中で補助金を削減するという流れにきているということで、各種業界や団体等から補助金の削減が余りにも加速度的に減らされているということで、いろんな団体から補助金の削減について、現状維持なり、むしろ増額してほしいという要望が出ておりますけれども、この私立学校に関する経常費の補助金の継続のお願いをされていますが、今現在、経常費の補助金というものは、どの程度の金額なのかということとあわせて、当初予算、これから予算査定に入るんでしょうけれども、そうした中で継続というよりも、現状維持の中で当初予算の計上に向いているのかどうか、そのあたりの感触的なことをお答えいただきたいと思います。

答弁がそろう前に、総務部長として補助金の減額をここ何年か、一気にやっているというこの現状については、どんな認識のもとに進められているのか。そして、各種団体から、「補助金については維持してほしい」という要望がかなり出ていると思うんですが、そのことに対する考え方ですね。財政が厳しいのはわかります。しかし、本当に必要な補助金というものがあると私は思っていて、そこに対して切り込まなけ

ればいけない現況というのは、まだまだほかに財政の中で調整できる部分があるんだという認識を私はしているんですが、県だけで行政を運営しているわけではなくて、いろんな団体、各市町も含めて運営していく中で、補助金については、最終手段だという認識を私はいたしておりますが、その点については総務部長として全体的な答弁をまず求めたいと思います。

【平田総務部長】補助金の見直しにつきましては、従来、県として行っていた補助について、全てそれが本当に必要なものなのかという原点に立ち戻って検討していただくという作業になると思います。

そもそも、県の財政状況がこれだけ厳しくなってきておりますので、なかなか従来どおりの支援をこれまでどおり続けていくことは難しい面があると。とにかく現状の課題を、とりわけ人口減少を初めとしたさまざまな課題に対して施策を打っていくためには、そのための財源を県としても中で確保しないといけないという側面もあるところでございます。

ただ一方で、各種団体、あるいは各種事業において、その削減による影響というものが、どういうものであるかということもしっかりと見極める必要があると考えております。それは各部各課とよく話をし、各部各課においては、各団体、あるいは各事業者とよく話をして、お互い、正直、我慢すべきところは我慢をしていただく、見直すべきところは見直していただくところもあるかと思いますけれども、その中で見直しができるところはやっていくというふうに考えております。

【前田委員】個人的な意見になるかもしれませんけれども、今、答弁があった中で、真に必要なものを見極めるという話、それから、相手と話し合ってということですが、私たちが要望を聞く中では、十分な話し合い、当然、求める側としては、「補助金を減らさないでください」という主張なのかもしれませんが、先方がなかなか納得しない中で補助金を、言葉を悪く言えば一方的に切られているということもお聞きしております。

そうした時に、補助金としての額は減ったのかもしれませんが、これから本当に効果的な行政運営を行っていく中で、額がわかりませんけれども、その減らした額がどのような影響をもたらすかということは、もっと議論をやっていっていいんじゃないのかなと思います。

仮に、財政が厳しい中で、補助金まで突っ込んでいかなきゃいけないという話であるならば、もっと違ったところ、例えば、私は以前から個人的に主張しておりますが、人事委員会勧告に基づく人件費のアップについては、一定ここは考える時期がきているんじゃないかということを言わせていただいておりますが、そういうところは全く検討の俎上にのってないですよね。

事例でいくと、過去になりますけれども、北海道の高橋はるみ前知事が知事に就任した際に、なかなか厳しい財政の中で職員の給与を据え置かせてほしいと。自分の任期の4年間、据え置かせてほしいということで職員に呼びかけて4年間据え置いた。そして、4年間やった中で、それでもまだ財政が好転しないから、次の4年間も据え置かせてくださいということをお願いし、実施しているような自治体もあるわけですよ。

そういったことを考えた時に、今般、人事委員会勧告に基づく給与の議案が上がっています。賛成いたしますが、やっぱり最低限の補助金というものはしっかり守ってほしいということをこの際要望しておきたいと思います。

【門池学事振興課長】専修学校への経常費の補助でございますけれども、今年度の予算額は1,234万2,000円でございます。

考え方としましては、1人当たり補助単価が6,300円ということで、補助対象の生徒数分を措置している状況でございます。令和2年度についても同様の考え方で今要求をしているところでございます。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【山本(由)委員】 この私立学校審議会の会議結果報告のことでお伺いをしたいんですけれども、この中で長崎女子商業高校の収容定員に係る学則変更ということで書いてあるんですけれども、今年度に600名から450名に収容定員を減員をしたと、だけど、入学者が予想以上に増えたので、また変えるというような理解をしております。

この収容定員に係る学則変更の審議会の基本的なルールといいますか、いつまでに審議会にかけなければいけないとか、そういったものがそもそもあるのかということと、1回変更したら何年間かは変更してはいけないとか、そういうルールというのは特にないのかということをまずお伺いします。

【門池学事振興課長】 審議会については、年2回程度は開催をしているんですけれども、今回、その学則の変更で来年度の定員が変わるということでございますので、募集に間に合うような形で学則変更の認可申請をしていただいて私立学校審議会に図るというような形で今回実施をしたということでございます。

それと、定員を何年間変えてはいけないというような規則はございません。

【山本(由)委員】 そうすると、今回、事前にいただいた資料の中で来年の入学定員を変えている学校が相当数あると思うんですけれども、これについては今回何校か上がっていますけれども、その前の1回目の審議会で審議をされたのか、それともももう前年度の段階で、例えば、再来年度から変えますという形で審議に上がったのかどうかを教えてください。

【門池学事振興課長】 今回、定員の変更があっている学校につきましては、今回の審議会で議論しているところです。前からやっているということではございません。

【山本(由)委員】 そうすると、今回、来年の入学者の定員というのが、トータルで今年度よりも何人増減をしたのかということと、たしか、公立高校と私立高校の7対3というのがあったと思うんですけれども、この比率というのが、この結果、来年4月入学の入試についてはどういう比率になったのかということを教えてください。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

― 午前　１０時３５分　休憩 ―

― 午前　１０時３６分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開します。

【門池学事振興課長】入学定員の令和元年と令和2年の比較においては、トータルで20人、減少することになっております。

それから、公立の7に対して私学が3という割合がございますけれども、定員の決め方としましては、公立高校が定員の7割をもとに入学定員というのを決めているんですけれども、私立学校につきましては、残りの中で自由に決めることができるので、トータル的に3割になるかどうかというのは、特段ルールとしてはございませんが、結果的に3割になるような形になっております。

【山本(由)委員】 募集定員が7対3ということではなくて、最終的に入学者が7対3というのを維持しますよという考え方で理解していいですか。

【門池学事振興課長】入学定員を決定するに当たって、公立が7割を決めて、それ以外は私立学校が自由に決めるというような形になっております。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

― 午前　１０時３８分　休憩 ―

― 午前　１０時４０分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開します。

【山本(由)委員】 今、私立高校の定員の充足率というのは大体9割ぐらいというふうにお聞きしております。3分の2ぐらいが定員を割れているという状況だろうと思います。九十何%のところもあるでしょうが、大半が80%台とか70%台というのが現状だろうと思うんですね。今言われたように、総定員に対して7割を切るという形になってくると補助金がなくなるという仕組み、逆の130%というのはあんまりないんでしょうけれども、そういうことだと思うんですけれども、今後、子どもが減っていく中で、公立学校は公立学校で、とにかく何とかしてキープをしようという形で今計画が立てられているわけですけれども、現状と、特に70%、結構ぎりぎりのところがあるようですけれども、こういったところの私立高校の今後の見通しといいますか、その辺についてどういうお考えになっているのか最後にお聞きいたします。

【門池学事振興課長】今後も少子化傾向は続くと考えておりまして、定員については、毎年の入学状況を踏まえながら学校法人の方で判断していきながら、定数の変更をしていただくことで70%以上を確保していただく必要があるのかなと思っております。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

【北村委員】情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備について少々お伺いをいたします。

セキュリティ人材が19万人不足するというような見通しもありまして、これは非常に期待をしておりますので、ぜひしっかりいいものに仕上げていただきたいと思っております。

まず、先ほど説明がありましたが、事業費が20億円程度というようなお話でありました。この20億円の内訳ですね。大体国が幾らなのか、どういった補助金を使うのか、県費がどれぐらいかかるのか、そういったところを、今の見通しの部分で結構ですのでお示しください。

【門池学事振興課長】 概算で20億円ということで今考えているところですが、精査でもう少し削減する必要があるんじゃないかと考えております。

それから、財源についてでございますけれども、現在、国の地方創生推進交付金の活用を検討しているところであります。地方創生推進交

付金は補助が2分の1ではあるんですけれども、対象となる部分が、全体を対象にするというわけではなくて、産学が連携した部分についてが対象となるような話を伺っております。

それで、現在のところ、これはあくまでも試算ですけれども、試算でいけば国庫補助金で5億円程度、その国庫補助金の裏には地方創生推進のための起債が充てられるものがございまして、そこにつきましても交付税措置が一定なされることになっておりますので、そこを踏まえて、あと、県の負担としては大体13億円程度を見込んでいるところです。ただ、あくまでもこれは試算でございます。

【北村委員】 わかりました。地方創生推進交付金ということで、本県選出の北村大臣の所管になってこようかと思いますので、しっかりと確保していただきたいと思います。

平面図を見ておりますと、企業ラボ1、2、3というようなことで、企業が学生と交流するんだというような施設になるかと思いますが、ここに参入というか、入る企業は、一体どういった企業を想定されているのかということと、これは要望も含めてになるかと思いますが、地場企業の企業枠をつくってほしいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】入居していただく企業ですけれども、具体的に今決まっていることはございませんが、やはりＡＩとかＩｏＴとか、そういった関連の企業でセキュリティを研究されているような企業に入っていただきたいということと、大学としては、ある程度有名な企業に来ていただいた方がＰＲにもつながるので、そういった企業に来ていただければというふうに思っております。

あと、地場企業のことでございますけれども、説明資料にもあるとおり、地場企業の技術力向上というのも、この施設では目的としておりますので、地場企業についても入っていただきたいというふうに考えております。

【北村委員】 わかりました。ぜひ、上場企業というか、非常にメジャーな企業を呼び込んでいただいて学生と交流をしていただきたいなと思うと同時に、やはり地場企業も参入できるような仕組みをつくっていただきたいなと思います。

これ、家賃も取るというようなことでよろしいですか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

― 午前１０時４６分　休憩 ―

― 午前１０時４６分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開します。

【門池学事振興課長】地場企業のことですけれども、ここのラボに入るか入らないかというところは、先ほど私の答弁では入るような想定になるということだったんですが、地場企業というのは大学に直接来れるというメリットもありますので、そういったところで共同研究とか学生との交流につなげていければと考えております。

【北村委員】 わかりました。所在地が長崎県内ということであれば、企業の規模にかかわらず、この企業と学生の交流スペースを使って交流していただくというような理解でよろしいんでしょうか。

【門池学事振興課長】企業に大学の方に来ていただいて交流共同研究につなげていただきたいと思っております。

【北村委員】 わかりました。ぜひこういった企業との連携と、そして、これは長崎大学にも情報データ科とか、佐世保工専とか、そういった

関連するというか、連携できるような学校があると思いますが、そういったところの連携については、どう考えていらっしゃいますでしょうか。

【門池学事振興課長】長崎大学や佐世保高専につきましては、サイバーセキュリティ研究会というものを県立大学で設けておりまして、その中のメンバーとして両校が参入されております。その中で情報共有を進めながら、連携できるところについては連携していきたいと考えております。

【北村委員】 私の母校が、いさはやコンピュータ・カレッジですので、そういったところと交流ができたらいいなとちょっと思っているんですが、よろしくお願いします。

そういった企業と学校との連携も進めていただいて、40名から80名に定員が倍増するというようなことでございますから、受験者がいるのかどうかというような数ですね。直近の数字で結構ですので、この40名の枠に何名応募しているのか。これが県外なのか、県内なのか、そういったところについてお示しください。

【門池学事振興課長】 平成31年の入試の状況でございますけれども、情報セキュリティ学科の志願者が179人、受験者が109人、合格者が46人ということで、競争倍率は2.6倍となっております。

県内、県外の内訳でございますが、志願者は県内89人、県外90人ということでほぼ同数、受験者は県内46人、県外63人、合格者は県内15人、県外31人、入学者は県内14人、県外28人といったような状況になっておりまして、倍増しても確保できるのではないかと考えております。

【北村委員】 80名にしても、これまでの経緯を見れば学生は集まるだろうということでございます。

こういった倍率をそのまま維持していくためには、さらに受験をしたい、この学校に入りたいという学生を増やしていくということが必要だと思いますが、国内唯一のセキュリティ専門の学科でございますので、それをどうやってＰＲしていくかということだろうと思います。

事前の説明の中では、ＩＰＡ、情報処理推進機構が国家試験を行っておりまして、卒業要件として、ＳＧ、情報セキュリティマネジメント試験に合格していただくことと聞いておりますかが、さらに上位の、これは実務経験が必要であるということも入ってまいりますので卒業と同時にということはなかなか難しいかなと思いますが、この学科を卒業して最高位のＳＣですね、情報処理安全確保支援士に合格した人が、この学校から何名出てますよというＰＲの仕方があると思います。よく予備校で東大何名合格とか、そういったことを企業向けにやると、ＳＣを持っていれば年収4桁という状況も今ございますので、そういったところのＰＲをしてはいかがかなと思います。

あとは、現況、学校を卒業した資格者が何名いるのかとか、そういった数字を追っていらっしゃるんでしょうか。

【門池学事振興課長】県立大学の卒業要件として情報セキュリティマネジメント試験というものをやっているんですが、その上位の試験の状況については把握はしてないところです。

【北村委員】これはぜひ検討していただきたいんですが、ここを卒業した者でＳＣが何人いるんだというような学校になれば、もっともっとアピールすると、ここにどんどんそういった人材が集まってきてシリコンバレーみたいな場所になるんだというようなこともあるのかなと思

っております。

それと、もう1点ですが、コンピューターの世界というのは、本当に日進月歩で、半年前の技術が更新されてしまう、10年なんて、もうひと昔だというような、がらっと変わってしまうような状況でありますから、さまざま、サーバーとか設備をされていくと思うんですけれども、量子コンピューターの活用が今非常に叫ばれておりまして、そういった非常に拡張性の高い、汎用性の高いセンターにしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】 設備につきましては、日進月歩ということで、新しいのがどんどん出てくるような状況でございますが、なるべくそういう新しい施設、設備を導入していきたいと考えております。量子コンピューター自体が、まだかなり高額なところもありますので、そういうのが導入できるかどうかというところは、予算との兼ね合いも踏まえて考えていければと考えております。

【北村委員】 最後にいたしますが、この定員増というのが、文科省の調整でオーケーだというお話で、ほぼほぼ通るのかなということなんでしょうけれども、さらなる増員を考えているのかということと、もう1点忘れておりました、施設が供用開始になるのが令和5年度からでありますが、定員が40名に増えるのは令和3年度から、いわゆる2年間は施設がまだできていないうちに学生の数が増えるということになります。そういった状況の中で、現況の施設で十分足りているのかどうかということをお示しください。

【門池学事振興課長】 令和3年度から定員を増員しまして、この施設が完成するのは令和5年の予定なので、2年間、そういう施設の整備が追いついてない状況がありますが、実際に入学して3年から専門課程をやっていただくことになっておりまして、この専門課程のために今回整備する教育研究室であったり学生実験室を使うようになりますので、そこは間に合うような形になっております。

それから、これ以上の定員の増についてでございますけれども、現在、定員の増に伴っては、こういった施設の増であったり、あと、先生方の確保も必要になってきます。なかなか先生方の確保も厳しいような、なかなか人が集まらないような状況もございますので、今のところ、80人でやっていければと考えております。

【北村委員】 わかりました。冒頭申し上げましたけれども、セキュリティの人材が19万人不足するという中で、国内唯一のセキュリティ学科でございます。

先般も県内の企業で、ガス会社だったと思いますが、ランサムウェアで復旧に1,000万円ぐらいかかるというようなサイバー攻撃を受けるという被害も出ているところでありますから、県内の企業としても非常に期待がかかっている事業かなと思いますので、ぜひしっかり仕上げていただきたいなと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口(経)委員】 関連ですけれども、私の地元の長与町に、そういう施設がまたできるということで大変喜ばしく思っております。セキュリティ人材の、情報系の人材の育成という形から一歩踏み込んで、今度は産学共同研究センターという形で産業界を巻き込んでこういうセンターができるということは大変喜ばしいことであります。そしてまた、県内の企業誘致にも拍車がかかるんじゃないかと思っております。そういった意味で立派な施設をつくっていただきた

いという思いがありまして、少しばかり聞かせていただきたいと思います。

今、共同研究というのが県立大学では4つから5つぐらい進められているということです。また、その共同研究の需要もまだまだあるということですけれども、現状の設備では、それを受けきらないという課題もあるそうですが、この共同研究についてセンターを設けて、どれくらいの共同研究をやろうと見込んでおられるのか、そこを聞かせていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】共同研究を実施するには、サーバーの容量の増加が必要になってくると思いますけれども、現在、そのサーバーの規模というところは検討しているところでありまして、今後、教員の方々のお話を聞きながら、どのくらいの規模が適正かというところを検討していきたいと考えております。

【山口(経)委員】 共同研究のセンターができて令和5年からスタートということですけれども、それまでに、今も共同研究のサーバーが足りないという点もあるということですから、今からでも増やしていくような形をとりながら、このセンターができたら、またさらに増やすということも大事かと思うんですけれども、現状、サーバーを増やして共同研究を今の時点から増やしていくという考え方はないんですか。

【門池学事振興課長】サーバーの増設につきましては、この施設の完成で増設することになるんですけれども、それまでの間に不足が見込まれているところもありまして、現在、サーバーの増設について、予算の関係で折衝をしているような状況でございます。

【山口(経)委員】 新たなセンターにもセキュリティ演習室というのができるようですが、現状の演習室との使用の兼ね合いというのはどうなりますか。

【門池学事振興課長】セキュリティ演習室の使用の話ですが、まず、定員が倍増することになりますので、面積も約2倍近くに拡張する必要があるのではないかと考えております。それに伴って設備についても、それに見合った設備に拡充するような形で考えているところです。

【山口(経)委員】 セキュリティの加藤教授という人がいらっしゃいますけれども、現状のセキュリティ演習室の設備、組み立ては、その先生が行っておられて、通常であれば4億円か5億円ぐらいかかるところを1～2億円で抑えていらっしゃると、自分で設計をして、そういう組み立てをしたということを伺っております。

ですから、国内でもトップクラスの講師の先生がいらっしゃって、その知見を十分活用した中で、こういう新たな共同研究センターをつくっていただきたいと思うんですけれども、そういうお考えはないですか。

【門池学事振興課長】この産学共同研究センターの整備に当たっては、情報セキュリティ学科の加藤先生ほか、先生方と相談をしながら進めているところでございまして、当然、そういった先生方の意見を反映するように考えているところでございます。

【山口(経)委員】 そして、県内就職につなげるというのが、学生のインターンシップといったことが非常に大事かと思うんですけれども、インターンシップについては、どういうお考えですか、この共同研究センターができればですね。

【門池学事振興課長】 現在、情報セキュリティ学科は、長期インターンシップを選択制という形でやっておりまして、ここで企業との交流ができると。一定期間、企業と一緒になって研究ができるということで、これがインターンシッ

プに、そのあたり教育的な面があるので私の方からは何とも言えないんですけれども、インターンシップの要件を満たすような形でできれば、それがインターンシップと認められるような形になるのではないかと考えております。

【山口(経)委員】 今は県内に学生さんがインターンシップに出ていくような企業がないから県外に出ていかれているということもあります。ですから、県内にそういう誘致企業を呼んでいただくという面において、こういう共同研究センターをつくるんですよということを早くから十分周知をして、そして企業の方に注目いただくということも大事かと思うんですよ。その点についてはいかがですか。

【門池学事振興課長】 今年の10月末現在で情報セキュリティ学科の県内就職率は、資料にありますとおり、32.3％ということでございますけれども、これ以外に県が誘致したＩＣＴ企業にも就職していただいておりまして、そこまで含めると大体5割を超える方々が、そこも含めて就職されているということでございます。そういった企業をもっと呼び込んで県内就職につながるような取組になればと考えております。

【山口(経)委員】 来年3月に卒業生が出るわけで、その方々の就職内定率が96％だそうであります。ですから、非常に注目されている人材育成の状況です。ですから、そこをしっかりと周知、広報しながら、長崎県のアピールをしながら企業にも来てもらって、さらなる共同研究センターが充実していくようにはからっていただきたいということを要望して、終わります。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 それでは、幾つか確認の意味で質問をさせていただきます。

説明資料の1ページですが、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について。毎議会、委員会で県内就職率についていろいろ議論をしているような感じがします。それだけ関心も高いのだろうと思うんですが、今回、補足説明資料の1をいただきまして、10月末での詳細にわたる資料をいただきました。

個別で見せていただければと思いますが、まず、左側の方、令和元年度10月末時点での内定の状況で、今、佐世保校が27.1、そしてシーボルトが29.9ということでありまして、選択肢が広くなっているということで全国に散らばっているというお話もいただきました。

他に、国際経営学科とありますよね。これをちょっと掘り下げてみたいんですが、45人就職希望者、42人内定しているんですが、2名しか県内に内定してないという状況で、これは新学部になった1期生ですよね。

これはすみませんけど、就職先というんですかね、内定先というんですか、どういったところに内定をいただいているようなことはわかりますか。就職先についてちょっとお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 10月末現在の国際経営学科の学生さんの内定先ですけれども、東京の有名な企業に内定されている方もいらっしゃいます。例えば、日本電気株式会社、ＮＥＣであったり、日本航空であったり、あとＮＴＴコミュニケーションズであったり、そういった国際的な展開を図っている企業に就職している傾向がございます。

【宮本委員】長崎で学んだ学生が全国に散らばって活躍するというのは非常にうれしいことである一方､県内就職率を追う私たちにとっては、痛し痒しの部分もあると思っています。

長崎県内に、この国際経営学科を必要とする

ような企業というのが果たしてあるのかと思ったんですね。なければ、多分この数字が年々続いていくんじゃないかなと思います。1期生で行った学生さんは、後輩をまた呼ぶというか、そういったことがありますよね。1期生が活躍しているところに行くという風潮があるかなと思いますが、実際、県内からの求人というか、国際経営ですから、そういったところのニーズというのは県内に実際あるのかなというところを模索したりとか、県の方でも調べたりとかいうのはされていらっしゃるのかということをお聞きいたします。

【門池学事振興課長】そういう国際的に展開をしている企業というのは、県内にはそんなに多くないという認識は持っておりますけれども、具体的にどのくらいという話はちょっと、今の学生は、結構、マイナビとかリクナビとかで自分たちで就職先を決めていく傾向がございますので、そこについては特段、今のところ、把握していない状況でございます。

ただ、そういった企業も県内にあるのは間違いない話でございまして、そこについては例えば今年度ですけれども、長崎倉庫という会社があるんですが、そこに体験で3名ほど学生が行かれまして、そこが給与の面でもそれなりに待遇があるということ、あと、入港手続なんかでクルーズ船なんかも扱っているところがありまして、入港手続で英語が生かせるというようなことがわかって就職に結びついた例というのもございます。

そういう意味では、県内企業の情報をまだよく把握してない部分もあるかと思いますので、今後、そういった企業の開拓を大学では検討しようと考えているところでございます。

【宮本委員】そこは追究していただきたいなと思います。恐らく実感として、このような数字がずっと年々続いて議会でも追究されていく体制が続くのではないかなと懸念しています。

長崎県内でも海外に進出したいという企業であったり、今、長崎県も佐世保市も誘致しているＩＲが来た際には、ものすごく大事な学部になろうかなとは思うんですが、まだまだちょっと先はわからない状況がありますので、英語がものすごく優れている学生さんを育成されていらっしゃると思います。ですから、こういった方々に長崎県内で働く場の提供というのか、そういったところをもうちょっと深く研究してほしいということを考えました。

ともすれば、ずっと県外に流れてしまって、英語で優秀な方々が長崎県内に残ってないという状況が続くという可能性がありますから、そこはしっかりと見ていただいて、研究していただいて、そして、県内の企業にも、こういった優れた学生がいるということを大学とタイアップして広報活動などをしていただきたいと思っています。

もう一つ、看護学部についても、これも前の委員会でも申したんですけど、今、41.1％になっています。91.8％ですから、ほぼほぼ、これが動くことはないかなと思っています。これ、やはり半分以上、県外に流出しているということですよね。これは前の委員会でも確認しましたけど、福利厚生とか、給料とか、そういったことが原因になっているんでしょうか。県外というのは、給料の面であったりとか、福利厚生の部分で進んでいる求人先が多いのかなと思うんですけども、そこあたりの分析をされているのかどうか、確認させてください。

【門池学事振興課長】看護学科につきましては、学生に直接アンケートというか、ヒアリングを

しまして、いろいろ聞いてみたんですけれども、多かった意見というのが、看護学科というのは、県内生が結構多い学科ではあるんですけれども、大学まで長崎を出たことがなかったから、1度、就職を機に出たいというような学生が結構多かったということ、それから、先ほど、福利厚生面の話もありましたけれども、それに加えてスキルアップ、今後のキャリア形成というか、看護の技術を磨いていくという面で、都会の方が症例が多いとか、あと、認定看護師とか、そういった資格が比較的取りやすい環境にあるということがあるので県外に出たというような声が多く聞かれました。

ただし、一方で、1回そういう経験を積んだら長崎にまた戻ってきたいというふうな意向を持っている学生もそれなりにおりましたので、そういう意味ではＵターンの対策なんかも必要ではないかと考えているところです。

【宮本委員】まさしく先ほど課長がおっしゃったとおり、Ｕターン対策も大事だと思っていて、県立大学ですから、県が出資している大学ですので、他大学であればそこまで追求しないんでしょうけど、例えば、同窓生であったりとか、県立大学を卒業されたＯＢとかＯＧの方、同窓会の方々が県外に行った方々に対して、長崎はこういったのがあるんだよというような活動であったりとか、おっしゃるように、誰しも若い時に一回県外へ出たいという気持ちがあります、私もそうでした。それを戻すための手だてを強化していく必要があるのかなと思います。まさしく、国際経営学科に関してみると、顕著かなと思っていて、看護学科についてもそうかなと思っていますが、そういう組織、同窓会、同窓生に対するそういう動きというのがあるのかどうか、県の方で把握していたりとかされますか。

【門池学事振興課長】 看護学科においては、卒業されたＯＧ、ＯＢの方に大学に来ていただいて在校生と交流する機会を何度も持っているところでございます。

今後は、それに加えて実際にＯＢ、ＯＧじゃなくて、長崎にＵターンされた方とか、Ｉターンされた方、こういった方々と交流する機会を持って長崎の良さをわかってもらうような取組をしていきたいと考えております。

【宮本委員】 長崎は、10月から福岡にオフィスを構えてＵターンを強化しようという取り組みもされています。県立大学は、今後、建替えがありますよね。産学の共同研究センターという大きい流れがあります。今からずっと発展していく大学であることは間違いないです。ただ、人数が減って人手不足、そうなれば選択肢が広がって全国に散らばる率も高くなってくるかなと思います。県内の来年度の就職率の目標は44％だったですかね、それに向かっていらっしゃるというのは、もちろんわかりますけど、それについて追究していく時に、若い方々のニーズを考えた時に一回県外へ出たい、これは消すことはできない。そうなれば、出た方をいかに戻すかというところも大事かなと思っています。

ですから、そこは県も大学と、そしてまた、ＯＧ、ＯＢ、同窓会の方々と協力しながら取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。今から2期生、3期生が、新学部の方々が卒業していかれます。この数値を見るにつけて非常に怖いなということで懸念するところが大いにあるんですよね。ですから、そういったところをしっかりと研究をしていただきたいと思っています。

ＮＥＣとか、ＮＴＴとか、日本航空とか、今まで就職できてなかったところに長崎県からも

どんどん行っているという状況はうれしいことではありますけど、やはりそこは県内就職ということから見れば、とどまっていただきたいという気持ちもあるので、その狭間に立っていただいて、学事振興課の方でもしっかりと注視していただきたいなと思います。

それから、もう1点、産学の共同研究センターについては、非常に大事な取組だなと思って見てました。定員を40名から80名に増やすということは、ものすごく高いハードル、挑戦だなと私は思っています。これが年々続くかどうかわからない中で、倍増するというのは非常に強い挑戦を県としてはしているなというイメージがあります。

一つ、考えとしては、企業ラボというのをつくって企業誘致を拡大するという中で、早くから産業労働部と連携していただきたいと思うんですけど、今の段階でそういう考えがないかもしれませんけど、今後、産業労働部と連携しながら人材をずっと育てていくというような考えがあるのかないのかということだけお聞かせいただけますでしょうか。

【門池学事振興課長】産業労働部との連携でございますけれども、まず、この施設をつくるように計画するに当たっては、産業労働部の意見も聞きまして、それから、産業労働部を通じて県内の企業の方々に、どういった施設が大学にあったら企業としても来て一緒に研究できるかといったような声も聞いていただいたりしているところです。そういう意味で、今後も産業労働部とは連携をしていきたいと思います。

このセキュリティ産学共同研究センターは、大学だけでは当然運営できるものではございません。どういう企業に来ていただくかに当たっては、産業労働部とか、産業振興財団とか、そういったところの意見を聞く必要もあると思っていますし、実際に運営する中でいろいろ連携していかなければならないようなところもあると思いますので、そこはしっかりやっていきたいと思います。

【宮本委員】 ありがとうございます。もはや一つの部だけでは、課だけでは県内就職率を上げる取組とか、Ｕターンとかについてもそうですけど、人口流出は止められない状況であると思います。もちろん、産学ですので連携はとっていかれると思いますけど、早い段階からしっかりと連携をとって、何が必要なのかということを考えていただければと思っています。私たちも現場に入って、どういったニーズがあるのかということは引き続き調査をしてまいります。

部長、最後に、今後、県立大学としては、県内就職率は10月段階ではこういったことが出ています。今から建替えであったり、こういった共同研究センターができるに当たって大きな流れが出てくると思います。ただ、一方では県外に出ていく学生も多い中で、佐世保校、そしてシーボルト校の特色を出していく必要があると思いますけど、今後、期待すること。そしてまた、今からやっていこう、力を入れていこうということとかを、最後に県立大学についてお聞かせいただければと思います。

【平田総務部長】県立大学の卒業生については、我々ももちろん、県内就職を拡大していこうということで考えているんですけれども、一方で卒業生が大体600人就職するわけですけれども、600人全員を県内に就職させようと思っているわけではないわけであります。そこは大学の質を高めて、先ほども話がありましたように、全国で活躍する人材を育てていくという目標も当然ありますし、そうは言いながら、大学として

は地域に貢献する大学である、地域から選ばれる大学であるということの位置づけをすることが絶対必要だというふうに考えています。

そのために、やはりさまざまな特色を出していくということが重要だと思っていますので、今回の学科改編の成果が、新しい卒業生が出てきて、先ほども言いましたように、さまざまな就職先とかもいろいろ変わってきているところもあります。

そういう面も含めて、県内の高等学校に今年の夏､大学の方から各進学校を回ってもらって、今、県立大学もこういうふうに変わってきているんだ、こういう成果が上がってきているということも情報提供しながら、ぜひ優秀な高校生に県立大学を、受験させてほしいとはちょっと言いにくいですけれども、まあ、一つの選択肢としてきちんと認識をさせてほしいというようなことも伝えてきているところでございます。

あるいは県内の企業、つまり企業からも評価される大学、地元の経済に評価される大学という関わりをつくっていく中で、大学と企業との情報交換といいますか、こういう就職先があるんだということも大学の中にきちんと伝わることによって県内就職先としても確保していくということになると思います。

いずれにしても、強制的に学生を連れてきたり、強制的に学生を県内に就職させたりということは我々はできないわけですから、全ては選択、選ばれる中にあるということで考えるべきだと考えています。高校生から選ばれる大学、あるいは県内就職を選ぶ、選択肢として学生に認めてもらえるようにきちんと教育をしていく、情報提供をしていくということが重要だろうと思っています。

それから、情報セキュリティの研究センターに関して言いますと、予算的な制約もありますから、どのような設備ができるかはわかりませんが、私が1個、大学にお願いしているのは、箱、建物そのものはそんなにお金をかけなくてもいいんですけれども、先ほど、山口委員からも話がありましたけれども、中身に関していけば、何か一つでもいいので、長崎でないとできないと、ここじゃないとできない、ここに来ればこれができるというようなものを何かやってくれないかというオーダーというか、お願いを大学にはしているところです。

そういうことも含めて今検討していただいていると思いますので、そういうことも含めて、とにかく魅力のある大学にしていただきたいというふうに考えているところでございます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 今回、議案外の質疑にあって、県内就職とセンターに集中して質疑がなされていると思います。ちょっとまとめ的な質問をしたいと思うんですけれども、よろしければ部長にお答えいただきたいんですが、情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）ということで説明をいただいて、事前にもいろいろとやりとりをさせていただきました。

今、長崎県全体が、外から人も経済も、いろんなものが入ってきているという認識を私は持つんですね。それはもう駅前周辺の開発も含めてですけれども、それは恐らく長崎県が抱えている経済的なものに対する可能性のみならず、県内で今育っている若者や学んでいる学生の方々が活躍する場が多く増えていくだろうなという明るいものを見ているんですね。

そういったいろんなことの中の一つとして、このセキュリティの分野においては、先駆けて県立大学内において、人材としては非常に魅力

のあるものがあるという評価をいただいて、さらに40名から80名に、さらには研究センターという展開をしていると。産業労働部とのやりとりも当然あるということであったんですけれども、もう少し、私は目に見える面積や箱やスケジュールというよりも、入り口として、まずは産業労働部の方に本県の情報通信産業における、新産業における進み方、その中の人材育成については、こうこうこういうのがあって、県立大学の中にもこういうのがあってと。さらには、ラボをつくって、そこに、その後、企業が誘致できるような、そういった企業、有名企業という言い方をされていますけれども、それが県立大学のラボの中に入っていただいてとか、そして、そことの連携によって県内での就職率も上がってと、全てがつながっていくような流れを入り口としては、少し理念とか目的といった形で示すべきなのかなと。もちろん、もう既にこれを打ち出している時点で、オープンになっている時点で、他地域や他企業との闘いが始まっているので、戦略性からすると、全ての説明を求めることはしませんが、部長、これは産業労働部が描くものなのかもしれませんが、そこは連携しているので、県立大学における今回の共同研究センターの整備についての初めの部分、理念とか目的について説明をいただきたいと思います。

【平田総務部長】 まず、大前提の話を申し上げますと、先ほど担当課長も申し上げましたけれども、この共同研究センターの整備について、今、具体的な整備の検討を進めておりますけれども、一番最初の段階から産業労働部とはやりとりをして中身の検討もしています。

それから、この整備について、地方創生交付金の活用を検討しているということで申し上げましたけれども、地方創生交付金を申請するに当たってのプロジェクトとしては、産業労働部が中心となって進めているＩｏＴ・次世代産業の育成と、この情報セキュリティセンターのハードの整備というものはセットで一つのプロジェクトとして形成をしています。つまり単体としてこれがあるわけではなくて、全体としてのＩｏＴやＡＩを含めた次世代情報産業の育成ということの中で、このセンターも位置づけるというプロジェクトで考えています。

それは大学からすれば県内就職を増やしていきたい。そのためには優秀な大学生が県外ではなくて県内に就職する場をつくりたいという認識があります。一方で、産業界からすれば、そのために我々は企業誘致をしなければいけない。立地する企業は、今年に入ってからの実績を見ていただいてもわかると思うんですけれども、極めてビッグネームの会社が、ある意味、人材を求めてこちらに立地をしてくる。その過程においては、県立大学、あるいは長崎大学の情報の人材であったり、教育のやり方であったりということを、その企業には紹介をさせていただいた上で誘致をしてきているというような流れもあります。

ということは、こういうセンターをつくることによって、企業にまず興味ではないんですけれども、長崎に研究のためでも何でもいいので長崎に来ていただく。そして、行く先々は拠点を構えていただくということも考えられると。

さらには、地場企業も検討していかなければいけない。底上げと言ったら失礼ですけれども、競争力の強化、技術向上という面にも貢献していかなきゃいけないというようなことをさまざま考えた時に、こういう拠点があれば、今言ったようなさまざまなニーズに対して応えられる

のではないかということで、もともとは、もちろん大学の方で発想としてはあったわけですけれども、そういうようなさまざまな現在の情勢を踏まえた時に、これを進めようということになったわけであります。

そういう意味で、人材の育成と産学連携による産業の集積、それから新たなビジネスの創出ということが、全てこれの、単体ではないですけれども、産業労働部と連携したところでの目指す姿になってくると思っています。それが結果として大学生の県内就職に結びつくというふうに考えております。

【山本(啓)委員】 非常にまとまったご答弁をいただいて、すとんと落ちたような気がいたしました。

今、まさしく部長が答弁された内容、またはこれまでの経緯も含めてですけれども、これから取り組む流れとか行動そのものがＰＲされることで長崎県の魅力として発信されれば、また、さらに多くの入学希望者や、さらには企業、さらには県内の地場の企業の方々にも新しい目線というか、見るべき場所として県立大学が捉えられると。これは集積地という表現をされましたけれども、人や情報や、また、経済のハブとして長崎県の県立大学がそこに位置すると、非常にすばらしい理想であろうかと思いますので、それを各方面でぜひ発信をしていただきたいと思います。

ただ、そのことをするには、我々議会は何を見ているかとなると、我々はやはり県立大学と県の学事振興課を通じた関係性とか、ガバナンスとか、どっちがどう企画をして、どっちがどう運営していってと。県の予算が入っているわけですから、まさしく県立大学なんですけど、そこがどうしても具体的なことになると数字についても出てこなかったり、方向性についても出てこない。我々は、ひょっとしたら大学と審議をしなきゃいけないのかなと思うぐらいのところまで非常に重要な場面にきていると思うんですね。もちろん、大学側は大学の取組をしていただく。そこで我々は学事振興課を通じて、総務部とやりとりしていくと。今後、そうやって明るい未来が見えている大学に対して、私たちの立場もあるんですけれども、総務部長として、今後、大学に対する経営とか、方向性とか、運用とか、そういった部分についてのトライに何かしら変化とか影響があればご説明いただきたいと思います。

【平田総務部長】 大学は、あくまでも独立した法人ですから、その姿勢というのは尊重しなければいけないということは当然でございますけれども、県は、もともとの設置者であるということであって、そもそも制度的なところでいきますと、大学が目指すべき目標というものは、前回の委員会でもご審議いただきましたけれども、県議会の議決を踏まえて目標を設定して大学に対して提示をしていると。その中には、こういう意味での教育環境の整備であったり等は一般的な言葉ですけれども、しかし、県内就職の向上であったり、県内からの学生の入学者の増加ということは、目標の中に明確に書いているわけであります。大学は、自分たちはこういうふうなことでやっていきますということで計画をつくって取り組む、それを我々は確認をしながら、その達成状況も確認しながらしていくという仕組み、法的な仕組みとしては、そういう仕組みになっていますから、ガバナンスとしては、きちんと効く体制にはなっていると思っています。それはもちろん、評価する時には県だけではなくて、外部の委員にも見てもらうと

いうことになっていますから、県として明確に立てた目標に対しては、大学も取り組んでいくということになっています。これは事実としてそうなっています。

問題は、中身として実際の思いとしてどうかという部分に対していけば、我々と日頃から大学との間の意見交換、意思疎通というのは非常に大事になってくるだろうと思っています。私自身も大学の事務局とは、もう何度となく、さまざま意見交換をさせていただいておりますし、私の意向を踏まえて担当課長もそれぞれの大学とは意思疎通を図りながら進めています。

ですから、制度は制度としてありながら、そこはやはりお互い共通の目標として認識を共通化することによって、本来、自立的に大学が私たちと同じ目標で、自分たちの判断で取り組んでいく。そうなっていくことが一番いいわけですから、県があせろこうせろいう話ではなくて、今、県内就職に関していけば、そういう方向になってきていると思います。10月の段階での内定率がどうかということを確認しているわけですけれども、その時点で、既に大学の方では、じゃ、今からどうするかという案は検討して、もう提示されているところもありますから、そういうところでは一種の共通認識というのは進んできているというふうに理解をしています。

【山本(啓)委員】 抑制とかネガティブなイメージのことをもってガバナンスという言葉を用いたわけではなくて、先ほど、山口委員とのやりとりでもあったように、どこに、どう打てば、必要なものはどこにあるかという、このジャンル、この分野においては、現場で視察させていただいてわかるように、日々、新たなテクノロジーに対して突っ込んでいかないと、なかなかそれを学ぶ環境が整わないということを我々は知ったわけです。

ですから、産業労働部との連携の中で、打つべき予算、打つべきものは、やっぱりどんどん打っていけば効果が出るということが少し見えているものですから、そういったところを県側から、もちろん、議会側もそういった理解が必要なんでしょうけれども、やっていただきたい。

まとめますが、その上で申し上げるならば、少しスタートが緩いのかなと、もう少し見える旗を揚げないと、そっと始まっているような気がするんですよ。多分、皆さんもそう思っているような節もあると思うんです。戦略性があるのかもしれませんし、ほかとの連携もあるのかもしれませんが、もう少しわかりやすい旗を日本全体、世界というのはまだ早いんでしょうけど、示して、県立大学はこうなるんだ、そして、本県の産業労働部とか本庁では、こういうふうな中に人材育成の一つとして、企業の誘致の一つとして、県立大学があるんだというような部分が、もう少し鮮やかに示されたらいいのかなと思うんですけれども、そのことについての考えをご答弁いただいて、終わりたいと思います。

【平田総務部長】 何にせよ、県が、あるいは大学がこれからこういうことをやっていきますということを明確に示すということは非常に大切だと思っています。それは、今、委員がおっしゃられた旗印だろうと思っています。

産業労働部では、ＩｏＴであったり、ＡＩであったり、航空エンジンであったりということを目指すということを明確にして、さまざまな誘致であったり、地場企業とリンクさせていく。大学もその中にあるわけですから、はっきりとその中でどういう役割を果たすということの旗を立てるということは重要だろうと思っています。

現段階では、さまざまな関係者と、まだ調整が必要なところもありますので具体的には言えないわけですけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、このセキュリティ産学共同研究センターをつくるに当たって、今後、中身を詰めていくに当たって大学にお願いしているのは、さっきもちょっと言いましたけれども、ここじゃないとできないこと、ここだからこそできることというのを一個はっきりしてくれというお願いをしています。

そういうことも含めて明確にすることによって旗印を立てて、目指すべき姿を明確にしていくということが重要だろうというふうに認識をしています。

【山本(啓)委員】明確にできないと言いながらも、そこまではっきりおっしゃったのであれば、いつできますか。いつ明確に旗が揚がるんですか。そこだけ、最後と言いましたけど、申し訳ないです、もう一回お願いします。

【平田総務部長】それは予算をきちんと成立させていただいた後に時期を見て考えさせていただきたいと思っています。どういう形で、どういうふうにするかというのは、それこそ、これは県だけの話ではないので、大学の方ともよく話し合う必要があるというふうに思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、議案外の所管事務一般に対する質問を終了したいと思います。

総務部関係の審査結果について整理したいと思います。　しばらく休憩いたします。

― 午前１１時３９分　休憩 ―

― 午前１１時３９分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

― 午前１１時４０分　散会 ―

# 第 2 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

令和元年１２月１１日

自　午前１０時　０分
至　午後　４時４５分
於　委員会室２

---

２、出席委員の氏名

| | |
|---|---|
| 委員長（分科会長） | ごうまなみ　君 |
| 副委員長（副会長） | 中村　一三　君 |
| 委員 | 前田　哲也　君 |
| 〃 | 山本　啓介　君 |
| 〃 | 大久保潔重　君 |
| 〃 | 山本　由夫　君 |
| 〃 | 山口　経正　君 |
| 〃 | 宮島　大典　君 |
| 〃 | 宮本　法広　君 |
| 〃 | 堤　典子　君 |
| 〃 | 北村　貴寿　君 |

---

３、欠席委員の氏名

なし

---

４、委員外出席議員の氏名

なし

---

５、県側出席者の氏名

| | |
|---|---|
| 教育長 | 池松　誠二　君 |
| 政策監 | 島村　秀世　君 |
| 教育次長 | 本田　道明　君 |
| 総務課長 | 中尾美恵子　君 |
| 県立学校改革推進室長 | 小野下和宏　君 |
| 福利厚生室長 | 竹中　望　君 |
| 教育環境整備課長 | 日高　真吾　君 |
| 教職員課長 | 上原　大善　君 |
| 義務教育課長（参事監） | 木村　国広　君 |
| 義務教育課人事管理監 | 高鍋　洋　君 |
| 高校教育課長 | 鶴田　栄次　君 |
| 高校教育課人事管理監 | 本村　公秀　君 |
| 高校教育課児童生徒支援室長 | 立木　貴文　君 |
| 特別支援教育課長 | 分藤　賢之　君 |
| 生涯学習課長 | 山口　千樹　君 |
| 新県立図書館整備室長 | 吉田　和弘　君 |
| 学芸文化課長 | 草野　悦郎　君 |
| 体育保健課長 | 松﨑　耕士　君 |
| 体育保健課体育指導監 | 小柳　勝彦　君 |
| 教育センター所長 | 林田　和喜　君 |
| 学事振興課長 | 門池　好晃　君 |

---

６、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　０分　開議 ―

【ごう委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【池松教育長】 おはようございます。

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5

号）」のうち関係部分であります。

第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、令和元年度の教育委員会所管の予算総額は1,363億5,053万2,000円となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として2億6,024万4,000円の減を計上いたしております。

また、債務負担行為については、記載のとおり、教育行政県有施設等管理業務68万2,000円の増、県立学校管理運営費3,630万円の増を計上いたしております。

繰越明許費については、佐世保中央高校校舎棟外部改修及びエレベーター改修工事において、災害復旧等によりエレベーター取付作業員が確保できず、年度内の完成が困難になったことから1億542万円を設定しようとするものであります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、令和元年度の教育委員会所管の予算総額は1,367億1,033万円となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

職員の給与改定に要する経費として3億5,979万8,000円の増を計上しております。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山本(由)委員】 債務負担行為のスクールバスの関係で確認をさせていただきたいんですけれども、これは医療的ケアが必要な児童生徒のスクールバスの安全確保ということが制度改正ではないかと思うんですけれども、この増額の内訳と内容を、まず、お伺いします。

【日高教育環境整備課長】 現在、県立特別支援学校のスクールバスの運行に係る経費につきましては、県費による負担のほか、スクールバスを利用する児童生徒等の保護者の方にもその一部をご負担いただいております。

詳細は、横長資料の8ページをご覧いただけますでしょうか。

横長資料の右側の表の中に、限度額、補正前が1億3,872万6,000円、それから補正額が3,630万円とございます。これは補正前の金額、これが県が単独で支払っていた金額でございまして、補正額の3,630万円、これを保護者から児童生徒の障害者定期券の額をお支払いしていただいておりました。この保護者が負担する額につきましては、就学奨励費の補助金という形で、全額県から補助をしているという状況でございました。したがいまして、保護者の負担はゼロだったんですけれども、今回の国の改正によりまして、国の交付税が増額されたものですから、全額スクールバスに係る経費につきましては、この1億7,500万円を県が負担するようにという形になりまして、保護者が支払っておりました保護者負担分のバス代につきましては、なくなるという形になります。ですから、保護者に補

助しておりました就学奨励費等の事務手続もなくなると。全額県の方で負担するという形になっております。

【山本(由)委員】 わかりました。今度の制度改正というのが医療的なケアの関係で何か増えたのかなと思ったのですが、そういうことではないということですね。わかりました。

今、県内でスクールバスを公費を使って就学させている学校数と台数というのはわかりますか。

【日高教育環境整備課長】 学校数は8校、スクールバスは17コースでございます。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分については、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より、総括説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、10月9日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や、国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため、関係条例を改正しようとするものであります。

改正の内容は、平成31年度の給与改定において、若年層の給料月額の引き上げ、勤勉手当の0.05月分の引き上げとなっております。

また、令和2年度以降における住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限額である基礎控除額を4,000円引き上げるとともに、最高支給限度額を1,000円引き上げることとなっております。

なお、具体的内容については、後ほど担当課長から補足説明いたします。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（第三期長崎県立高等学校改革基本方針素案について）

21世紀を切り拓き本県の将来を築く人づくりを担う高等学校づくりを推進するため、これまで、平成21年3月に策定した「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づき、第5次から第8次にわたる実施計画を策定し、併設型中高一貫教育校の設置拡大や新たな連携型中高一貫教育の導入、時代の要請に対応した学科の設置・改編などの様々な施策に取り組んでまいりました。

この第二期基本方針の計画期間が令和2年度

末に終期を迎えることから、県教育委員会では、第三期長崎県高校改革推進会議から本年8月に提出された報告書の内容等を踏まえ、令和3年度から10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」の策定に取り組み、このたび、素案としてとりまとめ、現在、県民の皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しているところです。

今回とりまとめた素案では、「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」の育成を担う高等学校の魅力化を推進するため、今後の教育改革や適正配置等に関する基本的な考え方を示しております。

今後、県議会をはじめ県民の皆様からのご意見を踏まえた上で、さらに検討を重ね、今年度末の策定を目指してまいります。

なお、具体的内容について、後ほど担当室長から補足説明いたします。

（令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について）

本県が独自に調査した公立高等学校の新規高等学校卒業者の就職内定率は、10月末現在で78.3％と、前年同期の79.0％と同程度となっております。また、就職内定者における県内就職割合は61.4％と前年同期を3.4ポイント大きく上回っております。一方、就職未内定者は577人おり、県内定着の観点からも、県内就職支援を継続していくことが非常に重要と考えております。

県教育委員会では、これまで、関係機関と連携し、県内企業に対して採用枠拡大や処遇改善、早期求人を要請するとともに、進路指導担当職員やキャリアサポートスタッフを中心に学校と一体となって県内就職支援に取り組んでまいりました。また、就職希望者の多い高等学校で、地元企業の職場見学会や企業説明会を開催し、県内企業の認知度を高める取組の実施や、本県の暮らしやすさ等を紹介する講演会の開催など、あらゆる機会を通して生徒や保護者に県内就職の魅力を周知しております。

引き続き、関係機関との連携強化を図り、就職を希望する高校生全てが就職できるよう支援してまいります。

4ページをご覧ください。

（第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の策定について）

本県の障害のある子どもの教育の推進については、平成23年10月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、これまで第1次から第4次にわたる実施計画を策定し、各種施策に取り組み、特別支援教育の充実に努めてまいりました。

そうしたなか、現行の基本計画策定から8年が経過しており、障害のある子どもたちを取り巻く環境も大きく変化していることから、これまでの蓄積を踏まえつつ、新しい時代にふさわしい本県の特別支援教育の在り方を求めていく必要があると考えております。

そのため、現行の基本計画を見直し、令和4年度以降の基本方針や施策の方向性を示す第二期の基本計画の策定に向け、幅広く県民や各界からの意見を求めるため、学識経験者等を委員とする、「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、本年12月中に第1回会議を開催することとしております。

本検討委員会においては、「特別支援学校の環境整備と教育の充実」、「幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実」、

「特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上」、「関連する諸課題への対応」等を協議して、令和2年9月までに報告書を提出していただくこととしております。

県教育委員会では、提出された報告書を踏まえた上で、基本的な考え方をまとめた「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定する予定としております。

（長崎県立世知原少年自然の家の廃止について）

長崎県立世知原少年自然の家については、旧世知原町の自然豊かな県有地に200名宿泊可能な青少年教育施設として整備し、昭和50年に供用を開始いたしました。平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会が管理運営をしております。

現在、県立の青少年教育施設は5施設ありますが、このうち世知原を含む4施設については、設置から40年以上が経過しており、これから大規模改修を行う時期を迎えます。

このような現状や本県の厳しい財政状況を踏まえ、限られた予算や人員を集中するために、佐世保市内にある佐世保青少年の天地に世知原少年自然の家の機能を集約することとし、令和2年度末の世知原少年自然の家の廃止に向け、準備を進めてまいります。

なお、廃止後の施設等の活用については、地元の方々などのご意見を伺いながら検討してまりまいす。

8ページをご覧ください。

（教職員の不祥事について）

平成30年8月に、自宅において、ＳＮＳを通じて知り合った県外在住の女性に対し、相手が18歳未満であることを認識していながら、自身の裸の写真を撮らせ、その画像を送らせた小学校教諭を10月11日付けで懲戒免職処分といたしました。

また、本年7月、公共の乗り物内において、眠っていた女性の胸部を触るわいせつ行為を行った高等学校の男性教諭を同じく10月11日付けで懲戒免職処分といたしました。

さらに、本年10月に、自宅で飲酒した後、大村市内において酒気帯びの状態で自家用車を運転し、現行犯逮捕された小学校教諭を11月15日付けで懲戒免職処分といたしました。

本委員会においても重ねて厳しいご指摘を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいるにもかかわらず、こうした不祥事が発生したことにより、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に深い失望と不信感を与えてしまいました。

県議会はじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

県内全教職員に対して、引き続き、強い危機感を持って教育職にあることの自覚を厳しく促すとともに、すべての教職員が力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組に全力を尽くしてまいります。

「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）」の1ページをご覧ください。

（令和2年度の重点施策）

令和2年度の予算編成に向けて、「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは長崎県総合計画チャレンジ2020並びに長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、教育委員会の予算編成における基本方針及び主要事業に

ついては記載のとおりであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

そのほか、公立学校児童生徒の問題行動等調査について、子どもたちの文化活動の推進について、県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について、スポーツの振興について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、地方創生の推進についての内容については、「文教厚生委員会関係議案説明資料」に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、教職員課長より、補足説明をお願いいたします。

【上原教職員課長】配布しております文教厚生委員会説明資料、横長の資料を説明させていただきたいと思いますので、準備をよろしくお願いいたします。

資料の1ページをお開きください。

第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分についてご説明いたします。

この条例は、本年10月9日に行われました県人事委員会報告及び勧告や国の取扱い等を踏まえ、本年度及び次年度以降の給与改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

具体的な内容ですが、2、改正内容の括弧の部分になりますけれども、（1）職員の給与に関する条例等の一部改正については、ア、給料表の改定とイ、諸手当の改定がありますけれども、いずれも県の人事委員会勧告に基づき、国に準じて改定しようとするものであります。

アの給料表の改定につきましては、各給料表の水準を国家公務員の俸給表に準じて改定するもので、行政職給料表は30代半ばまでの職員が在職する号給について改定し、平均0.12％引き上げを行い、その他の給料表についても行政職給料表との均衡を考慮し、引き上げようとするものであります。

次に、イ、諸手当の改定についてご説明いたします。

①住居手当の改定につきましては、手当の支給対象となる家賃の下限である基礎控除額、これを1万2,000円から1万6,000円に引き上げるとともに、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものであります。また、経過措置として、基礎控除額の引き上げに伴い、手当額が最大4,000円減額になるということを考慮し、手当の月額が1,000円を超えて減額となる職員については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、減額を1,000円とするというものであります。

2ページをお開きください。

②期末勤勉手当の改定につきましては、年間の支給月数を引き上げるもので、現行の年間4.45月を勤勉手当について0.05月引き上げ、4.5月とするものであります。

次に、（2）長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、教育長の期末手当の支給月数について、国の指定職俸給表適用者の改定に準じまして、0.05月引き上げようとするものであります。

3ページをご覧ください。

実施時期につきましては、給料表の改定については平成31年4月1日から、令和元年12月期の期末勤勉手当の支給月数については、令和元年12月1日から、住居手当の改定及び令和2年度以降の期末勤勉手当の支給月数につきましては令和2年4月1日から適用したいと考えております。

以上､議案についての補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】では､質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論がないようですので､これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第126号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第126号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、県立学校改革推進室長より、補足説明をお願いいたします。

【小野下県立学校改革推進室長】教育長から説明がございました「第三期長崎県立高等学校改革基本方針（素案）」について、補足して説明をさせていただきます。

配付しておりました冊子「第三期長崎県立高等学校改革基本方針（素案）」のご準備をお願いいたします。

冊子の説明に入ります前に、まず高校改革基本方針の位置づけについて説明いたします。

基本方針は、県立高校の教育改革や適正配置等についての基本的な考え方や改革の方向性を示したもので、実際の改革の対象校や時期、具体的な内容については、基本方針を踏まえました実施計画を策定し、改革を実施することとなります。

それでは、今回取りまとめました素案について説明いたします。

第三期基本方針の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間となります。

冊子1ページをご覧ください。3段落目でございます。

第三期基本方針の大きな考え方について示しております。

4ページをお開きください。

育成を目指す人材を掲げた上で、今後の高校教育改革の方向性について示しております。

5ページをお開きください。

学科コースの改革について、（1）に4つの基本的な考え方を示しております。具体的には、普通科及び国際科などの普通科系の学科においては、6ページの上になりますが、グローバル化・情報化の進展等の社会環境の変化や国における高校教育改革の在り方などを踏まえて、学科の在り方を検討いたします。

また、職業系の学科におきましては、7ページ以降となりますが、県内企業や大学等との連携を深め、後継者育成、県内就職等につながる教育を推進することとしております。

13ページをお開きください。

離島留学制度、中高一貫教育などの教育制度等についての基本的な考え方を（1）に示しております。これらの教育制度については、継続的に検証を行い、必要な改善を図り、教育効果を高めることとしております。

具体的には、14ページの連携型中高一貫教育については、導入地区の課題等を踏まえ、中高一貫教育の在り方について、地元市町、学校関係者等との協議を進めたいと考えております。

また、15ページにあります長崎東、諫早、佐世保北高に導入している併設型中高一貫教育校の設置拡充及び中等教育学校の新たな設置については、小学校卒業者数が減少傾向にあり、地元公立中学校への影響も懸念されることなどから、当分の間、原則として行わないことで考えております。

また、離島留学制度については、留学生の受け入れ態勢の充実に向けた検討を行います。

さらに、県立夜間中学の設置についての検討を行いますが、通学区域については、原則として現行制度を維持することで考えております。

17ページをお開きください。

再編整備についてであります。本県の高校教育の大きな課題は、学校の小規模化、少人数化が進行し、高校教育の質的低下が懸念されることであります。第三期の期間においても、中学校卒業者数は減少傾向であり、小規模化・少人数化がさらに進む見込みであることから、この課題についての対策を検討する必要があります。このことを踏まえ、適正な学校規模に近づけるための実施計画を策定し、取り組んでまいりたいと考えております。

小規模校について、第三期方針では、基本的な考え方として学校機能と教育水準の維持を図るとともに、再編整備についても併せて検討することとし、協議会を設置して、期間を定め、学校、市町、地元関係者等と協議する方向で考えております。

18ページ、②適正な学校規模の基準をご覧ください。適正な学校規模は、1学年3から8学級を標準とし、必要性が認められる場合には、1学級下回る、または1学級上回る規模の高校の配置についても弾力的に運用することで考えております。

1学年1学級については、キャンパス校と一島一高校のみを認めるとし、高校教育を円滑に進める観点から、ア、イにありますとおり、キャンパス校は20人以上、一島一高校は10人以上を望ましい人数としております。

なお、キャンパス校は19ページの③キャンパス校の導入要件に示しておりますとおり、しま地区のみに導入することとしております。

18ページにお戻りください。

（3）②適正配置基準等では、先ほどの②ア、イで示した生徒数等を踏まえ、入学者数の状況や将来的な見通し等から、県教委が指定した高校について、学校、市町、県、地元関係者等で組織する協議会を設置し、指定した高校の活性化策等について、期間を定めて協議し、策定した活性化策などに取り組むこととしております。

アは、1学年2学級、19ページのイはキャンパス校、ウは一島一高校に関する基準等を示しております。ア、イは、数値は異なりますが、同様の考え方に基づいております。地元の関係者が入った協議会で、期間を定めて活性策を検討し、県、地元市町が一体となって、その活性化策に取り組みます。

活性化策を実施したにもかかわらず、少人数化の進行に歯止めがかからない場合は、統廃合

についても検討が必要になることもあり得ると考えております。

ウになりますが、一島一高校では、その地域性などを踏まえ、協議期間、具体的な基準等について明示してはおりません。

最後に、方針策定にかかる今後の予定については、今定例県議会における委員の皆様のご意見やパブリックコメント等の意見を踏まえ、必要な修正を加え、修正した基本方針案を計画案件として2月議会に提出させていただきたいと考えているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

【ごう委員長】 ありがとうございました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【中尾総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明いたします。

対象期間は令和元年9月から10月までででございます。

まず、提出資料1ページから2ページは、県が箇所付けを行って実施します市町に対し内示を行った補助金についての実績でございまして、直接補助金として、地域こども教室推進事業費補助金など計21件となっております。

次に、3ページは、1,000万円以上の契約案件の実績で、計5件であり、競争入札の結果につきましては4ページから8ページに記載のとおりであります。

次に、9ページから13ページでございます。これは知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたもので、内容は、長崎県庁舎跡地に所在する遺跡の発掘調査に関する陳情書など2件となっております。

最後に、14ページから17ページでございます。これは附属機関等会議結果の報告であり、第4回長崎県社会教育委員の会議など2件の会議結果を掲載しております。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元にお配りいたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、66番、69番、77番、81番、82番です。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【山口(経)委員】 おはようございます。

陳情書の77番、長与町から出されております教育施設の充実に必要な財源の確保についてお尋ねをいたします。

インクルーシブ教育ということが叫ばれて、その推進を図っているということでありますけれども、その中でバリアフリー化がなかなか財源不足で進まないということでこういう要望が出ておりますけれども、現状をお知らせいただきたいと思います。

【日高教育環境整備課長】県立学校のバリアフリーの状況ですが、高等学校では、56校中スロープが50校、設置率が89.3%、多目的トイレが47校、83.9%、階段への手すり等が51校、91.1%でございます。

また、特別支援学校につきましては、分校を入れて16校中スロープが15校、93.8%、多目的トイレが16校、94.1%、階段への手すり等が16

校で100％でございます。

【ごう委員長】 引き続き答弁できますか。

暫時休憩いたします。

― 午前１０時３４分　休憩 ―

― 午前１０時３５分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【日高教育環境整備課長】 市町では、昇降機のデータしかないんですけれども、まず、長与町につきましては長与小学校1校だけでございます。あと読み上げますと、長崎市につきましては14校、15基、佐世保市につきましては4校4基、島原市につきましては4校4基、諫早市につきましては5校5基、大村市は2校2基、松浦市4校4基、五島市4校5基、南島原市2校2基、長与町が1校1基、それから新上五島町が4校4基の設置状況でございます。

【山口(経)委員】 そのデータをいただければと思います。そういうことで各市町、なかなか設置が進んでいないということで、対象の児童生徒はそこに行ってくださいという状況で、通学距離にしてみますと、大変遠くから通学をしなければならないという現状もありますので、やっぱりバリフリー化というのが進むように補助対象とか、補助単価を多くしてくださいという陳情要望でございます。

そして、その補助単価につきまして、現状と開きがあるということで、それをどうにかしてほしいということなんですけれども、補助単価については国の基準ということになっておりますか、いかがですか。

【日高教育環境整備課長】建物の改築にかかります補助単価につきましては、現在、令和元年度で18万3,700円でございます。これは国の単価でございます。

【山口(経)委員】 18万円というのはちょっと大きいようですけれども、現状と補助単価にはちょっと開きがあるということで、そこら辺も改善をしてほしいという要望でございます。

県内でも、いろいろバリアフリー化が進まない現状があるということで、それを捉えての要望でありますので、国の方にもしっかりと要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【ごう委員長】 では、今、山口(経)委員からありましたように、先ほどご答弁いただいたデータを、後ほど皆様にお配りいただいてもよろしいですか。お願いいたします。

暫時休憩いたします。

― 午前１０時３８分　休憩 ―

― 午前１０時３９分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

【日高教育環境整備課長】 国の校舎等の新築・改築にかかります補助単価につきましては、平米当たり18万3,000円となっております。実際建物の新築の場合につきましては、平米当たり29万円から30万円かかっておりますので、まだ補助単価が低いというのは我々も認識しております。ただ、平成30年度から令和元年度につきましては、8,7000円増額があっておりますので、これについては今後も要望を続けてまいりたいと思っております。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 陳情番号の82番、県立学校の体育館におけるＧＨＰ（ガスヒートポンプ）エアコンの導入についての陳情について質疑をさせていただきます。

まず、現況の確認として、県立高校の体育館の数と、その中でいわゆるエアコン、空調を設

置してある数が幾つあるのか。また、全国平均として体育館への空調の設置率が何％であるのかが一つ。

もう一つは、県立高校の体育館で市町が指定する避難所になっている体育館が特別支援学校を含めて幾つあるのかを、まず確認させてください。

【日高教育環境整備課長】県立の高等学校の体育館ですけれども、これは56校にございまして、そのうち体育館が避難所に指定されているのは53校でございます。また、特別支援学校につきましては、分校を含めまして16校ございますけれども、そのうち9校が避難所に指定されております。

体育館に空調がついているところにつきましては、高等学校については2校、これは諫早農業高校のウェイトリフティング場です。これは国体の会場になったため、国体の時に整備をしております。もう一校は、長崎南高校に移動式のスポットクーラーがついているのがございます。

特別支援学校の体育館には、空調は設置しておりません。

【前田委員】 全国の平均が1.2％ですから、今の数字というのはしっかり受け止めますけれども、その上で、この陳情内容についての見解をを述べていただきたいと思います。

【日高教育環境整備課長】避難所として使われております体育館につきましては、各市町が各自治体の状況に応じて避難所指定を行ってます。また、避難所に指定されております県立学校につきましては、当該学校長と各自治体との間で避難所施設利用に関する協定書を締結しております。この協定書の中で、避難所に設置する工作物や備品等につきましては各自治体が設置するものとなっております。

また、指定避難所の防災機能につきましては、市町の地域防災計画の中で検討されるものだと認識しております。

ただ、学校施設としての教育環境の一環としての体育館への空調につきましては、現在、普通教室における空調設置につきましても優先的な学校教育のＩＣＴ化ですとか、老朽化した建物の改築･改修などに取り組んでおりますので、普通教室への設置も困難な状況の中で、さらに体育館への空調設置につきましては大変困難な状況だということで認識しております。

【前田委員】困難な状況であるという認識ということは、つけることについて、もちろん望ましいとか、検討するという話ではないと思うんですけれども、本年2月の環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁が合同で公表した「気候変動の観測予測評価・影響に関する統合レポート2018」の中では、今後、熱中症が大幅に全国的に増加するであろうということがうたわれています。併せて、ご承知のとおり災害も頻発しているというか、深刻化するような状況の中で、災害のことは置いておいて、教育環境、教育施設としての体育館への空調設備の設置については、教育長にお尋ねしますが、これは国として方針が出ているんじゃないですか。その点を明らかにしてください。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

― 午前１０時４４分　休憩 ―

― 午前１０時４４分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

【前田委員】 私の認識では、国としての体育館への空調の設置について、方向性、方針が示されているという認識をしているんですが、まず、

そのことの確認をさせてください。

【日高教育環境整備課長】私の勉強不足ですけれども、体育館への空調設置についての国の基準が示されていることは、認識しておりませんでした。

【前田委員】 国の方針においては、「学校施設についても、地域住民の避難所として十分に役割を果たすことができるよう防災機能をより一層強化することを課題とした上で､社会的要請、地球温暖化等の自然的要因を踏まえ、これに適温に対応するため、また、教育環境の質的な向上を図ることが必要である」とのエアコン設置に向けた方向性は示されているんです。ただ、そこに対する財源とか、それを推進するための仕掛けがまだないと思っていますけれども、ただ、国としては、そういう推進の方向性を示しているんですよ。そのことを踏まえた上で、県として、県立高校の体育館に限定して結構ですけれども、体育館の設置に対して、避難所という観点も含めて56校中53校が避難所に指定されている、特別支援学校も16分の9というお話も今聞く中で、教育的見地からもこれは必要だという認識を私はしているんですけれども、ここに対する認識を持っていただかないとこの話は先に進まないので、まずもってこのことについて、教育長としての見解を問いたいと思います。

【池松教育長】必要性ということを言われると、確かに平均気温が上がってきている状況の中で、快適に体育の授業を行うと、熱中症の危険を除去するという意味では体育館に空調があった方がいいとは思います。

ただ、避難所としての機能のことを考えた時に、それを全て教育委員会の予算でしなければいけないのかと。市町村が地域防災計画で位置づけているのであれば、その避難所としての機能の充実ということについては、教育委員会サイドだけではなくて、防災とか、避難所運営の関係から、やはり首長部局においても検討していただく必要があるのではないかと考えております。

【前田委員】 その点を含めて、事前に福祉保健部と協議してくださいということをお願いしておりましたので、その協議の中でどういう方向性というか、議論になったのかお知らせいただきたいと思います。

【日高教育環境整備課長】福祉保健部との協議につきましては、今現在の状況等について確認を行っただけでございます。

【前田委員】 今いま、すぐ結果を出してくださいという話ではないんですけれども、さっき申し上げたように、教育的見地からも望ましいという国としての方向性が出されているということ、並びに避難所という意味では、教育長が言われたような市町における地域防災という意味で言えば、先ほどから財源に限りがある中で望ましいことは認識するけれども、やっぱり優先順位、これは普通高等学校の教室の質疑の中でも本会議場の中で優先順位のことを理由の一つとして言われた中で、ただ、知事も含めて望ましいんですよという話は、もちろんこれは誰も否定することではないと思っているんですが、そうする中で、防災の視点からしても財源がないという中で、総務省の緊急防災・減災事業債は来年度いっぱい、これは元利償還金で70％地方交付税措置ができるというのがあります。

そういうことも含めて、他部署ではありますが､有利なそういった事業債があるということ、並びに文科省でいっても、多分学校施設環境改善交付金、これも充当されると思うんですが、

それもあると。ただ、この交付金についてはほかにも使途がいろいろあると思いますので、まさしくそれも優先順位の問題だと思うんですが、一方で、やはり避難所の状況を見る中で、今、災害が起こった時に避難生活が長期化する傾向にある。なおかつ夏であったり冬であったり、気候的に厳しい時期にも災害が起こりかねないということを考えた時に、両方の視点からして、両方の立ち位置からしても、体育館の空調設備の推進というものは望ましいと思うんですね。そういうことを考えた時に、市町のそれぞれの地域防災の中での考え方もあるでしょうけれども、県立高校というところで限定されるかもしれないけれども、県の教育委員会が設置に向けて推進というか、検討を進めていくということが各市町の教育委員会も、またそれに追随するような形、もしくは同調しながら、県下の体育館に、拠点となるところだけでも計画的な設置の方向性になろうかと思うので、ぜひ国の方向性も示されていること、そして、国で足らざる部分があるとするならば、積極的に、他都市がやっているような地方から国に対し、体育館への空調設置の支援に対する要望活動をする等の働きかけをしてほしいと思っているんですが、現状のままでいくと、状況はわかるし教育的見地からも望ましいことはわかるけれども、手をつけませんという話ではないですか、今の答弁でいくと。そういうことを考えた時に、この陳情を区切りとして、一つでも先に進めてほしいので、教育長、改めてもろもろのことを考えた時に、さっき教育環境整備課長の答弁もありましたが、現況を福祉保健部と確認する中で、どうか、まずは県の中での福祉保健部と連携をとる中で体育館の空調の設置について、検討をこれからしたいと、もしくは研究でもいいですよ、前向きな答弁を求めたいと思いますが、いかがですか。

【池松教育長】我々普通教室への公費負担についても議会から一般質問等で要請があっております。体育館は、おっしゃるように我々も先ほど言った温度変化、熱中症の危険があるということで、必要性、なくてもいいとは全然考えていないんですけれども、避難所の絡みで言われた時に、避難所に指定した市町村の責任というのは、どこにあるんでしょうかというのはしっかり議論をしなければいけないと思っています。我々が、別に責任逃れをして体育館にクーラーをつけないというふうに言っているわけではなくて、役割分担として、避難所の充実というのは一義的にどこが責任を負うべきなのかということについては、危機管理監ともしっかり議論をしていきたいと思いますし、高校が中核となる避難所なのかどうかというのは、その市町村によって違うと思うんです。小中学校も避難所に指定されているわけですから、市町村が避難所としてどのような対応をしていくかというのは、市町村ごとにそれぞれ考え方があると思うんですけれども、市町の教育委員会と県の危機管理監とはそういうご意見があったということを、踏まえて協議を進めていきたいと考えております。

【前田委員】 わかりました。

一義的には市町村が体育館を指定したということに基づいて、その責任があられるということはよくわかります。また、もう一方でおっしゃった53校の指定されている体育館の市町の中での避難の位置づけというんですか、今、中核ということを言われましたが、中核なのか、そうでないのか、そういうのもあると思いますが、実態、そこは私はよくわからないので、そ

の一校一校ごとに、そこを逆に確認し合って、仮に中核ということであれば、やはりそこから優先的にということも含めて、今、教育長の方から検討するという回答がいただけましたので了としたいと思いますが、縦割りの中でなかなか難しいところはあるかもしれませんけれども、それぞれの中で事業債や交付金という形で、確かに財源がなくはないと、あるということを含めて、その手厚さとか、もしかすると国の採択が厳しい、体育館は優先順位が低いのかもしれませんけれども、他県、他市において、体育館の空調の設置に推進的に望まれている自治体もありますので、そういうところも含めて研究しながら、また改めて、私もいろいろ勉強しますので、協議を重ねさせていただきたいと思いますが、この陳情の趣旨を受けとめて、少し研究してほしいということを要望し質疑を終わりたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本(由)委員】 今の前田委員の質問に関連をしてということで、方針的な部分は今お話をいただいたので、細かいところになるんですけれども、ここの中で「普通教室におけるエアコンの設置はほぼ完了している」というようなことが書いてあるんですけれど、今現状、電気とガスがそれぞれ何校あるのかというのはわかりますか。

【日高教育環境整備課長】 今、高校43校で空調が設置されております。これはＰＴＡ設置でございます。そのうち電気が30校、ガスが12校、ガスと電気の併用が1校でございます。

【山本(由)委員】 陳情者の方から非常時の適性についてということ、それから、コスト比較ということで出されているんですけれども、これは先方がこういうことだということでアピールされているんですけれども、この非常時の適性と、それからコスト比較、イニシャルコストは高いけれども、ランニングコスト、トータルでは安くなるんだという試算をされているんですけれども、この2つに対する県の見解をお願いします。

【日高教育環境整備課長】 今回、陳情書でご提案がありました、自律式のガス空調につきましては、供給設備の設置が容易であるとか、災害時の復旧が早いなどのメリットもありまして、停電時もＬＰガスを燃料とした非常用発電機と組み合わせることで、電源と冷房とを確保することができるということを私ども承知しております。

ただ、空調設備の駆動方式につきましては、電気によるものとガス等によるものがございまして、それぞれメリット、デメリットを比較しながら検討していかなければならないと思っています。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【山口(経)委員】 初歩的なことで聞かせていただきたいと思うんですけれども、8ページの入札結果一覧でありますが、1者応札であったのか。また、それが3回入札をされておりますけれども、どうして3回だったのか。予定価格に届かなかったのかなという思いもありますけれ

ども、いかがですか。

【草野学芸文化課長】 この入札は、対馬市と県が、今、一体的に整備を進めております対馬の博物館、それと対馬歴史民俗資料館再整備の部分で、宗家文書の資料を今度新しくできた博物館の収蔵庫の方に移転をさせるというものの入札でございます。文化庁の方からは、重要文化財が含まれているということから、そういった文化財が扱える業者で実績があるようなところを選ぶようにということで、九州内では、私どもが調査したところ5者ぐらいの業者がおりました。そういったことで一般競争入札をしたんですけれども、実際に入札に来たのは1者ということで、3回に及んだのは、これが超過をしておりまして、3回行ったということでございます。

【山口(経)委員】 5者がいて応札してくれなかったというのが、競争性に欠けるのかなという思いがあるんですけれども、やっぱり専門性ということを問われれば、その応札者が少ないということなんですか。

【草野学芸文化課長】 実際、そういった文化財が扱える従業員がいる企業ということになるんですけれども、やはり対馬という地域性、離島ということもありまして、今、実際、対馬にあるのはヤマト運輸や日通といったところが営業所を持っておりますけれども、その他は島外から来なければいけないというような事情もあったかと思います。実際、入札に応じたのは1者ということでさせていただきました。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 ちょっと不勉強で、事前に少し伺った話ではあるんですけれども、委員会の方でお尋ねしたいと思います。

16ページの長崎県教育振興会議、基本的なところで申しわけございません、位置づけと今回の中身についてどのように評価をされているのか、少しご説明いただければと思います。

【中尾総務課長】 長崎県教育振興会議の位置づけについてのお尋ねでございますが、教育委員会の事務事業につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中で報告書を作成して公表しなければならないとなっております。この作成・公表に当たりましては、その点検・評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るということになっておりまして、その点検・評価について、教育振興会議に意見を求めたものでございます。

【山本(啓)委員】 この出席されている会長以下委員は、各地区の教育委員長、教育長とか、そういったメンバーなんでしょうか。

【中尾総務課長】 各市町の教育委員会を代表する教育長にも出ていただいております。その他は、学識経験者ということで、大学の先生でありますとか、そういった方から選出をしております。

【山本(啓)委員】 これは全員出席されて、この人数ということでよろしいですか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

― 午前１１時　０分　休憩 ―

― 午前１１時　１分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

【中尾総務課長】 委員は、全員で10名おります。10名のうち、こちらに記載しております委員の皆様に出席をいただきました。

委員の構成をもう一度申し上げますと、学識経験者としまして大学の教授、それから保育協会の副会長、県商工会連合会から代表の方、地域婦人団体連絡協議会の方、それから、先ほど

申し上げました教育委員会の代表としましては、市町の教育委員会教育長からお一人出ていただいております。あとは学校関係者、それから保護者の方にも参加をいただいております。

【山本(啓)委員】 一遍に聞けばよかったんですけれども、この委員の選出の根拠と年間の開催回数等々についてご説明いただけますか。

【中尾総務課長】 委員の選出に関しましては、教育委員会事務局の方で選定をさせていただいております。

それから、会議の開催については、年に1回から2回の開催となっております。昨年度は1回の開催でございました。

【山本(啓)委員】 ご協力いただいて、委員として名を連ね、そして時間を割いてお集まりいただいて意見をお寄せいただくという作業でございますので、細かいことについては触れないようにしますが、議事概要の中に目を向けてみると、非常に先進的なというか、大分自由な発言が多く、こういう目線を設けるべきだというようなことが多々出ているんですね。

こういったそれぞれの意見、主な意見ですから、それ以外にもたくさんあるんだと思いますけれども、こういったものが点検・評価等についてなされていると。

教育委員会としては、こういった発言を受けて、もちろん示したものがあるわけですから、成果指標とか、それに対する意見ですから、どう具体的に反映していくというそういう手続の部分を少し説明していただけますか。

【中尾総務課長】 本会議では、今、第三期の教育振興基本計画がスタートしておりますけれども、昨年度で終了しました第二期の長崎県教育振興基本計画の成果指標についてのご意見、それと毎年の事業群評価の数値目標、これの達成状況についてのご意見をいただいております。

第二期の計画についてのご意見に関しましては、第三期の計画を今進めておりますので、その事業を実施する中で反映をしていく、事務事業の評価につきましては、毎年の評価でありますので、今年度実施している事業に対して反映をしていくということになっております。

【山本(啓)委員】 わかりました。ありがとうございます。

最後にしますけれども、ただ、この中の発言に、具体的な取組とか、結構掘り下げたものがありますよね。そういったものを具体的な行動に移すような形というのは、何か検討したりするんですか。

【中尾総務課長】それぞれの事業担当課で検討をし､実施をしていくということでございます。

【ごう委員長】 ほかに質問がありますか。

【宮本委員】 それでは、確認の意味で質問いたします。

いただきました資料の1ページの補助金内示一覧表の地域子ども教室推進事業費補助金について、各市町に補助金がありますが、まず、地域子ども教室事業について、どういった事業なのか、詳しくお伝えいただけますでしょうか。

【山口生涯学習課長】地域子ども教室でございますけれども、これは学童保育ではなくて、学校が終わった後の子どもたちの居場所をつくるという文部科学省の事業の一環でございます。

市や町が3分の1、県が3分の1、国が3分の1お金を出しまして、毎日ではございませんが、例えば毎週水曜日、それから土曜日に子どもたちがお茶を習ったり、習字を習ったり、あるいはそこで勉強を習ったりするというような場をつくる事業でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。私は学童

保育だと思っておりました。

そうするならば、実施箇所名（施設名）とあり、例えば島原市内は21カ所、諫早市内は9カ所とかありますが、これは学童ではないんですよね､学校という認識でよろしいんでしょうか。

【山口生涯学習課長】これは学校もございますし、公民館や住民センターなどで行われる場合もございます。市や町によって違います。

【宮本委員】 そうするならば、例えば、これを見た時に南島原市は110カ所、非常に多いですよね。島原市内だと21カ所、諫早は9カ所とありますが、地域性があるんでしょうね。というのは、地域によっては、非常に活発にやっているところ、なかなかやれてないところとかあるかと思いますが、県内ではこの事業について広くやられているのか、やられてないのか、確認させてください。

【山口生涯学習課長】 まず、箇所数でございますが、これは市や町が出してきたものを数えておりまして、例えば、島原市は21カ所ですけれども、そこで毎週2回やっていくということをしております。

南島原市は、それぞれ110ヵ所ありますけれども、数え方が市や町で違うものですから、こういう出方になっているところです。

それから、全体的にはどうかということですが､長崎市､佐世保市の中核市を含めまして292ヵ所がございまして、これは全国的に見ると比較的やれているのではないかと思っております。

市や町でやっておりませんのは波佐見町だけでございまして、波佐見町にもやってくださいということで働きかけておりますが、町が比較的小さいということで、そこまでしなくてもできるということを聞いております。

【宮本委員】 地域子ども教室というのは、簡単に言いますならば、地域と学校と、例えばそこに関係するＰＴＡ、育友会とかが一堂に参加して子どもたちを、生徒たちを見守っていきましょう、地域で育んでいきましょうという事業になろうかと思いますが、非常に大事な事業ですので、県としても再度推進していただきたいということだけ要望させていただきます。

【ごう委員長】 ほかに質問がありますか。

【宮島委員】 契約の中で､早岐川の河川改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務の委託というのがございます。この内容について、少しお聞かせいただきたいと思います。

【草野学芸文化課長】 これは､早岐川の河川の付け替えに伴います埋蔵文化財の発掘調査をする、今回は本調査という形で入札をしております。

時代は、結構深いところに古い層があるということで､金額も大きい状態になっております。今度は本調査ですので、人員等もたくさん必要となりまして、そういった図面等の作成を行って記録保存するという調査になります。

【宮島委員】 この調査につきましては､期間はいつまでと設定されているのか。

それと、昨日、県庁舎の跡地も視察をさせていただいて、今後の計画に対する影響というものもお聞きいたしましたけれども、この発掘調査の結果いかんによっては河川の改修工事にもいろいろな影響があり得るのか、そうした点についてもお聞かせいただきたいと思います。

【草野学芸文化課長】 この分は､対象面積がおよそ570平米あります｡県庁舎跡地は973平米ですから、少しこちらの方が面積的には少ないんですけれども、先ほど言いましたように本調査ということで、記録保存をして調査を進めるという形になります。

期間は、令和2年1月31日までで実施をするようにしております。

これは本調査という形で、記録保存で残しますので、工事への影響は出ません。記録して残すという形になります。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問のある方はいますか。

【堤委員】 まず、1点目は、公立高等学校の中途退学者数が324人ということで、前年度より増加しています。学校が一つなくなるぐらいの数だと思うんですけれども、この退学の理由について把握していらっしゃいますか。

【立木児童生徒支援室長】中途退学者の数につきましては、今、委員からご指摘がありましたとおり、5年ぶりに増加の傾向を示しております。その理由につきましては、既に公表しております問題行動等調査の中にも記してございますけれども、前年度と比べて理由が増えているものが、「別の高校への入学を希望する」というもの、あるいは「人間関係がうまくたもてない」、「学業不振」、こういった理由を挙げているものが増えているということでございます。

【堤委員】 この退学の理由で、別の高校への入学ということと人間関係というのはどこでもあるのかなと思っているんですが、校種別とか、大体何年次ぐらいでの退学が多いのかというようなことはわかりますか。

【立木児童生徒支援室長】 まず、校種別、全日制、定時制、通信制についてですけれども、その数につきましては、全日制が235名、定時制が66名、通信制が23名で、合計324名ということになります。

学年別につきましては、正確な数値は、今、手元に持ってございません。傾向として1年次、低い学年の方が多い状況にあるなということは分析をしてはおります。

【堤委員】 1年次が多いということ、それから学業不振もありました。別の高校にかわりたいという理由で退学があったということですと、中学校での進路指導とか、その段階で本当に本人の希望、それから保護者の意向というのを十分尊重したような進路指導が行われてきたのかなと気になるところなんですが、その点についてはいかがでしょうか。

【木村義務教育課長】中学生の進路指導につきましては、全ての学校において本人の意向、また、保護者等を含めた三者で話し合いをして望ましいものを決めております。

【堤委員】退学者の数が非常に多いということは、やはりこのことはしっかり受け止めて、自分が本当に選んだ学校で3年間頑張って、卒業まで頑張ってほしいなと思いますし、途中で進路変更するというのは、やむを得ない時もありますけれども、人生の上で大きな問題だと思いますので、ぜひそこのところはしっかり力を入れた指導をお願いしたいと思います。

それと、県立の世知原少年自然の家の廃止について、先ほど説明がありました。先日の新聞にも掲載してあったわけですけれども、昭和50年に供用を開始し、今まできているわけですけれども、今、県内に5施設、県立の青少年教育施設があるということです。この世知原の施設を置けば、必ずその施設を維持していく必要があるわけですけれども、今日までどういう展望を持ってこの施設を運営してこられたのか、お聞きしたいと思います。

【山口生涯学習課長】どういう展望でと言われると大変難しいところでございますが、そもそも、これは青少年の健全育成に資するということです。特に、それを体験活動をもとにしてやっていくということが根本にあった理念だろうと思っております。

【堤委員】 その意義はわかるんですけれども、建設をすればその施設の維持管理が必要になってきます。そして、年数が経てば、やはり老朽化をしてきます。そうすると、改修が必要になってくるということで、大規模改修が今後見込まれるということはありますけれども、それはもう当然のことであって、それを見越した運営というのがされるべきではないかと思っているんですが、いかがですか。

【山口生涯学習課長】本当に委員のご意見はごもっともではございますが、現在の県の財政状況を考えた場合、それから子どもが少しずつ減っていっているということを考えた場合、どうしても県内を見渡しますと、佐世保市に2つあるというのは、これは多いと思います。県南の千々石、それから県央地区は国立の諫早、長崎市内は日吉というふうに分担して考えていった場合でも、県北に2つ施設があるというのは多過ぎると考えているところでございます。そして、この2つを集約していくというのが県民に対する私たちの責任だと思っております。

【堤委員】 財政が厳しいということ、市内に2つあるということ、もともと合併前は北松浦郡と佐世保市に分かれていましたので、言われることはわかるんです。ただ、佐世保市内に、確かに今、青少年の天地と世知原少年自然の家と2カ所あるわけですが、この世知原の自然の家が、もう利用者から魅力がない、選ばれない、利用されない、そういう施設であるならば、言われることはよくわかるんですけれども、実際のところを見ると、昨年度も目標を上回る利用があった。そして、佐世保市内の小学校のかなりの数が世知原を利用している。平戸市もほぼ100％ではなかったかと思います。松浦市も多くが利用されている。

2つ施設があるのに、特に佐世保市内はすぐそこに青少年の天地があるのに、わざわざ世知原を選んで利用をしています。というのは、やっぱりそこにいろいろな魅力がある、本当に教育的効果を高めるような、そこでしかできないプログラムがある、そういうことで選ばれていると思うんです。

今、利用者が非常に多い、子どもが少なくなってくるのは全国どこでもそうなんですが、そういう状況で廃止を検討されるというところに納得がいかないんです。利用者が非常に多くて、皆さんから選ばれている施設の廃止を検討するということについて、教育長の見解を求めたいと思います。

【池松教育長】教育長説明でも申し上げましたけれども、現在の世知原少年自然の家が、委員ご指摘のように全然利用されないから廃止するということではなくて、将来を見越して、今回も空調のお話がいろいろ出ましたけれども、この青少年施設は全て空調がついておりませんでした。やっぱり夏の夜というのが昔と違って、窓を開けて寝るような状況ではないということもあって、新たな設備投資も必要になってきていると。そうすると、全ての青少年施設について、そういう設備投資も含め、また改修も含めてやっていくことが困難であると判断をしたということであります。

確かに、ご利用いただいているわけですが、それはそこにあるからご利用いただいていると

いうこともあると思うんです。世知原少年自然の家をご利用いただいているのは県北地区の方々が主であります。というのは、そこにあるから、それはご利用いただいて、まさに我々もいろんな体験学習を提供してきましたから、ご利用いただいていることについては大変感謝をしていますし、青少年の体験を通じた健全育成という目的も果たしていると思うわけですが、現状はそういうことですけれども、将来を見越して、快適な環境を維持するためには、ここで一定整理をしなければいけないという判断に立ったということであります。

【堤委員】 将来を見越してと言われると、ごもっともとで、言われていることはわかるんですが、世知原少年自然の家では沢登りができます。それが大きな魅力の一つだと思っています。青少年の天地やほかの施設では、例えばいろいろなレクリエーション活動であったり、天地ではオリエンテーリングとか、そういうことはできますが、沢登りといった、本当に今、子どもたちが川遊びする機会なんてほとんどない中で、毎年、川での水難事故などの報道もある中で、安全に所員の皆さんが配慮をしながら、子どもたちがなかなかよそではできないような体験を味わえるということで、本当に自然に触れ合える、すばらしいプログラムだと思います。そういうことができるということでやっぱり選ばれている。そこにあるからと教育長は言われましたけれども、あるからではなくて、もう一つ近いところにあっても世知原を使っている学校がたくさんあるわけです。そういう得難い、子どもの時に体験ができる施設というのは、やはりもっと守っていくべきではないかと思っておりますが。

【池松教育長】 確かに沢登りというのは、我々が所有している青少年自然の家の中では世知原の特徴だというふうに思います。

ですから、そういう体験をするという要望が強ければ、別に沢は逃げるわけではありませんので、そういうことが継続的にできないかということについては検討していきたいと考えております。必ずしも、施設がなければ沢登りの体験ができないということではないと考えておりますので、それはそれとして、貴重な体験を子どもたちに与えられる環境があるということであれば、そこを利用する小学校、中学校と協議をしながら、どのような形でそういう体験が継続できるかは協議をしていきたいと考えているところです。

【堤委員】 沢登りについては、私も自然の家の所員の方にお話を聞きましたけれども、常時、天候によって川はどんどん変化をしますから、その都度というか、ずっと見守っていって、危険個所がないかとか、いろんなことを点検をしないといけない。あるいは、沢まで行く道路であったり、さまざまなところの整備をしなければいけない。安全に子どもたちが活動するためには、沢登りだけ利用しましょうといったことでは、非常に難しい。そういうことはできないということをお聞きしました。

それから、ちょっと所管外というか、ずれるかもしれませんけれども、長崎県の最重要課題は人口減少対策です。今、さまざまに取り組まれていますが、周辺部の市町というか、中山間地域であったり、そういったところからどんどんいろいろなものがなくなっていって、これがやはり人口減少に拍車をかけているような気がしています。

世知原少年自然の家は、開所前から住民の皆さんに土地の提供で何人も協力をしていただい

て、できてからも地元の皆さんに本当に支えられて今まで継続されてきていますし、地域の自然を活かした主催事業などもたくさん行われています。地元の小学校は、毎年、宿泊して登校するという取組も行っています。そうやって地域に支えられて続いてきた施設でありまして、そういうものが今後廃止になっていくというのは、本当に火が消えてしまったように、ますます過疎化、人口減少に拍車をかけていくように思っています。

それ以外のところでもいろいろな商業施設、店だったり、あるいはＪＡの支所だったりというものがどんどんなくなっていっている。そういう中で､県立で唯一残った施設でありますし、本当に選ばれている施設で、皆さんがそこを選んで使っていただいている、そういう施設であるならば、やはりもう少し存続することを検討するべきではないか。

そして、こういう得難い体験ができるということは、本当にふるさと教育にも力を入れていらっしゃいますけれども、ふるさとの自然を愛するとか、子どもたちにそういう体験を味あわせるというのは、本当にかけがえのないことではないかと思っています。

改めて、本当に将来的には廃止になるかもしれませんけれども、もう少し継続させていただきたいという強い思い、そして、地元の皆さんとかもやはりそういう思いは十分持っていらっしゃる。強い思いがあると思いますし、学校現場からも、200人収容で、単独で大きい学校は使えますし、小さい学校もいろいろ利便性があって使いやすいということで今まで続いてきていますので、学校からの要望も非常に多いんではないかと思っていますので、そういう地域や利用団体の声も十分に聞いて、そして存続できないかということを検討していただきたいと思っています。

以上です。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

― 午前１１時２８分　休憩 ―

― 午前１１時２９分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

審査の途中ではありますが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたします。

しばらく休憩いたします。

― 午前１１時３０分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願審査を行います。

関係理事者として学事振興課長に出席いただいております。したがいまして、理事者の出席範囲として、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

第3号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【堀江紹介議員】 請願第3号「ゆきとどいた教育を求める請願」､紹介議員の堀江ひとみです。

委員長の許可をいただき、請願趣旨説明を簡潔にいたします。

本請願は、長崎の豊かな高校教育を目指す会が4,130筆の署名を添えて提出しています。

国への要望として4項目、小学校、中学校、高等学校の35人以下学級の実現、教職員定数の改善、特別支援学校の新設・増設、給付型奨学金制度の拡充をお願いしています。

長崎県への要望として2項目、35人以下学級を順次実現すること、教職員を増員すること、いずれも教育予算を大幅に増やし、教育条件の整備改善を進めてほしいと、生徒、保護者、教職員の切実な要望です。

採択いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、請願人より、趣旨説明をお願いしたいとの要望があっております。私の発言内容は議事録に掲載されますが、請願人の趣旨説明は議事録に掲載されません。重複することをお許しいただき、請願人よりの趣旨説明をよろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申し出があっておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で、簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

― 午後　1時３１分　休憩 ―

― 午後　1時３７分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

質疑はございませんか。

【北村委員】 この請願書の3ページに具体的な要請事項がございますが、まず、この1番、国の責任で35人以下の学級を一刻も早く実現してほしいということで、現在の状況といいますか、そういったところについて理事者側から現況をお知らせいただければと存じます。

【高鍋義務教育課人事管理監】 私から小・中学校の状況についてお知らせいたします。

現在、小学校の94.9%、中学校の82.8%が35人以下学級の編制となっております。

【北村委員】 わかりました。結構いいというか、進んでいるんだなということで理解をいたします。

3番の特別支援学校にだけない設置基準を策定しというようなことでご要望をいただいておりますけれども、この設置基準というのは、そもそも県がどう捉えているのかというところをお聞かせください。

【分藤特別支援教育課長】 特別支援学校に関する設置基準につきましては、ご指摘のとおり、現在、国では策定されておりません。理由としましては、各都道府県、設置に関する実情がさまざまでありまして、例えば本県は特に離島を抱えており、分教室の設置や分校の設置を進めていく上では、その設置基準があることにより、逆に不都合が生じる可能性もありますので、この設置に関する方針については、各県で設定して設置を進めていくということが、望ましいと考えます。

【北村委員】 わかりました。そうですね、本県は離島などを含んで、人口減少が進んでいる地域もあるので、一つの基準ではかってしまうと、逆に不都合が出てくるところもあるんじゃないかという理解でもいいんですか。

【分藤特別支援教育課長】 例えば、大規模校に準じた一律の設置基準がございますと、今、県内には30人規模の本校とか、20人規模の分校とかありまして、その設置基準に合わなくなり、学校として、認められないということになります。全国一律の設置基準というのは、逆に特別支援学校適正配置を進めていく上でも難しいことになるのかなと思っております。

【北村委員】 わかりました。

最後に、高等学校等就学支援金制度の所得制限について記載がございますが、現在の所得制限の上限というのがあれば、その辺を教えていただきたい。

【日高教育環境整備課長】県立学校の就学支援金の所得制限でございますけれども、標準的な子ども2人の家庭で大体910万円以上の方に授業料を負担していただいている状況です。

【ごう委員長】 ほかに質疑がありますか。

【山口(経)委員】 教育関係の予算を大幅に増やしてほしいという請願でありますけれども、内容は、一つひとつずっとチェックさせていただけば、本当に大幅な予算が必要なものばかりのようであります。

そして、先ほど紹介議員から「順次進めてほしい」というお言葉があったんですけれども、請願の中には「一刻も早く」という形で表現してございます。順次進めるというのは、だんだん進んでいるんじゃないかという実情を見ますと、そう思っておりますけれども、その点はいかがなんですか。

【堀江紹介議員】 私が順次といったのは、請願項目の第2の①小学校、中学校、高等学校の30人以下学級を目指す計画を策定し、小・中学校については35人以下学級の学年を低学年から順に増やすことということで順次実施してほしいという意味で使いました。

1の国に要望する内容につきましては、一刻も早く実現することという要望をいたしておりますが、長崎県に対しましては、計画をつくって順次やってほしいという要望内容ですので、私の趣旨説明のそういう表現になっております。

【山口(経)委員】 理解いたしました。

そうしたら、執行部側にお尋ねいたしますけれども、35人未満の学級が、ただいま小学校で94.9％、中学校で82.8％という数字を挙げられましたけれども、これが35人学級を100％にするためにはどれくらいの予算がかかりますか。

【上原教職員課長】 35人学級を実現するとした場合に、小・中学校の方で約14億5,000万円、高校の方で約12億6,000万円、合計で約27億1,000万円という試算をしております。

【山口(経)委員】 その場合、今、少人数指導加配というのが措置されているようでありますけれども、この加配については、少人数学級を実現すれば100％なくなるということですか。

【高鍋義務教育課人事管理監】 現在、少人数指導、あるいは少人数学級を編制するための加配として565名の加配を得ておりますが、そのうち35人以下の学級を実現するために162名の加配を活用しております。残りの人数につきましては、例えば1学級を2人で指導したり、習熟度別の授業をするために加配を配置しまして、きめ細かな指導に当たっておりますので、単純に人数だけで言えば可能ではありますが、そうしますと、先ほど申しましたような少人数のための指導などの加配が少なくなるという現状がございます。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】 理事者側にお尋ねしたいと思うんですけれども、やりとりの中で、長年、毎年こういった請願がある中で、少人数学級の有効性というのは、その場面、場面で我々も感じたり、教員の方からも聞きますけれども、それが唯一のものではなくて、現場での、今説明がありましたチームティーチングとか、少人数指導など工夫をしながら関わっていっていると。その部分で少人数学級のみの有効性というものを捉えているわけではないですよね。そのあた

りを少しご説明いただけますか。

【高鍋義務教育課人事管理監】少人数学級編制を実施している学校につきましては、毎年度アンケート調査をしておりますが、子どもへのアンケートの中で小学校の6年生では90％、中学校の84％が授業がよくわかるようになったという回答が出ております。また、教職員につきましては、個々の児童生徒の実態の把握と適時適切な指導が充実したということが挙がってきておりますので、少人数学級編制、加配が非常に教育的に有効であるということは十分認識をしております。

ただ、少人数学級編制だけではなく、いろんな課題を持った子どもたちがおりますので、1クラスに2人の担任が付いて指導することとか、習熟度別にする方が教育効果が高まるとか、学校の経営に寄与するという部分もありますので、そのようなことを考えて少人数指導加配を配置しているというところでございます。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【山本(啓)委員】 私は、反対の立場で少し意見を述べたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

既に義務教育学校における教職員定数改善のための法整備が行われ、計画的な定数改善が今現在進んでいるというふうに理解しています。この請願にある少人数学級の拡大については、各自治体でのさまざまな取組を踏まえ、少人数学級以外の指導形態にも効果が見られることから、全国一律的な拡大ではなく、その効果については慎重に検討すべきだと考えます。

また、財政上の制約も大きいことから、この請願が求める少人数学級の完全実施というのは、大変厳しいものがあるのかなと理解をしています。

また、高校授業料無償化に所得制限を設ける措置は、平成26年4月1日より、新高校1年生を対象に既に導入をされています。所得制限を設けることで、就学支援金の拡充など、真に考慮が必要な方々への支援にその財源は充てられているという現実もあります。所得制限の撤廃は、そういったことからも少し厳しいものがあろうかと思います。

さらに、特別支援学校の設置基準についての文言がございます。特別支援学校には、さまざまな障害を持つ方々がいらっしゃる。さらには、それらを複数お持ちになる障害のある子どもたちが在籍をしているため、児童生徒の障害種別や障害の程度に応じた教育課程が編制され、障害の状態に合わせた施設整備が必要となると。また、しま地区や病院施設に隣接した設置、小・中学校や高等学校を活用した分校、分教室の設置など、地域の実情や特性に応じた柔軟な施設整備が求められているため、全国一律の設置基準は設けられていないというのが現状であろうと理解をしています。

以上のことなどを含め、請願の内容については反対を表明したいと思いますので、委員の皆様のご賛同をお願いします。

【ごう委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

― 午後　１時５０分　休憩 ―

― 午後　１時５０分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

第3号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第3号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【ごう委員長】 起立なし。

よって、第3号請願は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人におかれましては、ご退室いただきたいと存じます。

しばらく休憩いたします。

― 午後　１時５１分　休憩 ―

― 午後　１時５８分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

【立木児童生徒支援室長】午前中の堤委員のご質問への回答で、高校の中途退学者の学年別の数についてお答えできていなかった部分について、確認がとれておりますので、追加でご報告差し上げます。

全日制の生徒235名の中途退学、学年別1年から3年、順に申し上げます。1年生が122名、2年生が76名、3年生が37名となります。

定時制につきましては、66名のうち、1年生から4年生までと、それから単位制という括りでしているところがありますので、5つ数字を分けて申し上げますが、1年生が15名、2年生が7名、3年生が3名、4年生が4名、そして最後、単位制というところで37名の合計66名となります。

通信制につきましては、課程の特性上、学年ごとを出しておりませんので、以上、ご報告を申し上げます。

【ごう委員長】 ありがとうございました。

資料が提出されましたので、この資料についての説明を求めます。

【山口生涯学習課長】お手元に県立青少年教育施設についてという資料をご用意ください。

まず、1でございます。各施設の概要でございます。左から2番目に設置日を書いておりますが、ご覧のとおり、上から見ていただきますと、上から2番目の青少年の天地以外は築40年を超えているところでございます。

施設の規模は、その右側の敷地面積、建物面積、収容人員を見ていただけたらわかると思います。収容人員をご覧になりますと、世知原は宿泊室が200名、それに対して佐世保青少年の天地は526名ということになっております。参考までに、その下の千々石が250名でございまして、世知原と千々石は県の施設の中では中規模ということになります。

一番右側です。主な設備でございますが、世知原はご覧のとおりでございますが、先ほどから出ておりますとおり、沢登りがメインとなっている、目玉となっております。上から2番目の青少年の天地のところは、本館、ロッジ、ケビン、その次に多目的ホールとありますが、これは体育館のことでございまして、ここの体育館にはエアコンがございます。それから、2段

目の運動場でございますが、これは人工芝でございます。青少年の天地の目玉は登山でございます。3番目の千々石は海のそばにあって、海洋スポーツがメインとなっております。

2番の各施設利用者数をご覧ください。まず、一番下の計を見ていただきたいのですが、平成25年には15万1,000人ほどおりましたけれども、これが平成30年には13万1,000人と、2万人ほど減っております。ところが、一番上の世知原を見ていただきますと、25年に2万5,000人ぐらいだったのが、ずっと2万5,000人をキープしておりまして、これは堤委員がおっしゃるとおり、世知原は一生懸命頑張って利用者を増やしているというところで、頑張ってくれているものと思っております。

今度は裏をご覧ください。3番目の各施設利用者数でございます。学校教育と社会教育別にしております。学校教育とは、学校のカリキュラムの中で泊まりに行く、宿泊体験をするというものでございます。社会教育は、部活動とか、それから地元の公民館とか、そういったものが使うというふうにご理解ください。

一番下の計で平成30年を見ていただきますと、県全体では学校教育と社会教育が大体同じぐらいの割合で使われております。

一番上の世知原でございますけれども、学校教育が1万5,461人、社会教育が9,746人と、学校教育が大体61％ぐらいでございます。世知原は、学校に利用されている施設であるということが言えると思います。

以上で資料の説明を終わります。

【ごう委員長】 ありがとうございました。

では、説明が終わりましたので、引き続き、議案外所管事項に対する質問を行います。

質問のある方はいらっしゃいますか。

【堤委員】資料をもとにしてのご説明ありがとうございました。

今、説明があったとおり、本当に利用者に選ばれて、そして毎年、活用していただいている施設である、かけがえのない、なくてはならない施設であると思っています。

午前中の質問の時に、どういった展望で運営をしてこられたのかという質問をしたんですが、うまく言えなかったんですけれども、すみません、こうやって施設を建設すると、当然その施設の維持管理、補修、改修といったことが必要になってくるわけですけれども、どれくらい経ったらとか、どんな状態になったら改修とか、基準などはないんでしょうか。

【山口生涯学習課長】基本的に壊れたら修理をいたすというようなことでございまして、そのようなものはないと考えております。

【堤委員】 壊れたら、いろんなところに不具合が出てきたら修理をしながら使っていくということしかないということですが、それぞれ設置してから年数が経っているので、当然どの施設も古くなっていくというのは予想はできたと思うんですが、こういう施設の維持について、どういった見通しを持っていらっしゃったのかというのを改めてお聞きしたいです。

【山口生涯学習課長】過去どういう見通しであったのかというのは、私どもも現在知ることはできないところでございます。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方。

【宮島委員】 ただいまの質問に関連しまして、世知原少年自然の家の廃止についてお聞きしたいと思います。

午前中の堤委員との質疑応答の中で少し気になりましたのが、佐世保市に2つ施設があるということでありました。お話にもあったように、

当初は佐世保市と北松浦郡と別の自治体であったわけでありますけれども、これが合併をされたわけでありまして、その合併の推進の主導的な立場をとったのは、やはり県であったと思っております。

したがって、ここ近年では、合併した自治体の方からは、もう合併しなければよかったというお話も聞こえてきております。それはひとえに、効率化のもとに、いろいろな施設が廃止になってきている。そういうのを見て、合併した町はそういう声を上げているんだなということを痛感しておりますので、愛情あふれる教育委員会の皆様方でありますので、ぜひそこら辺は愛情をもって接していただきたいと思います。

国の方では、地方創生という形で、それぞれ地方の活力を活かしていこうという方針をとってきております。もちろん、長崎県も地方でありますので、その一翼を担って、今、その推進を図っているわけでありますが、長崎県内だけを見ても、やはり町部と田舎、いわゆる都市と地方、そこら辺の格差がいろいろ出てきているということでありますので、県全体を見ても、やはり均衡ある発展とは申しませんが、やはり地域、地域の特色を活かした、特色のある発展というものをどうやって考えていくかということを、ぜひ県全体でいろいろとこれから考えていただきたいということを強く思っているところであります。

そこで、この少年自然の家などというのは、まさに世知原地域、あるいはこの地域の特色を活かした施設だなということを、これまでも思っておりました。それはまさに、自然教育の中で、子どもたちがそういう自然の場を直接楽しめるという意味で非常に有効な施設、そういったことが、先ほど課長からご説明いただきました利用率の推移につながっているんじゃないかと思います。

先ほど、教育長からは空調のお話もありましたけれども、そもそも、自然を楽しもうと思って、また、自然を勉強しようと思って子どもたちがここに行かれているわけでありますから、むしろ、空調、クーラーなどはない方が、もちろん世知原というのはほかの施設と比べても非常に涼しいところでありますので、いわゆる避暑地的な感覚でもあるので、ここが選ばれているということを考えれば、そういう施設というものも、当面私は要らないんじゃないかと。

ただ、私も抜本的に、大幅に資金を投入して、それをずっと続けるということについてはいかがなのかなというところもあります。

しかしながら、なぜこの令和2年度の末、あと1年ばかり猶予があるわけでありますが、これだけ利用者があるのに、あと1年でどうしてやめなければならないのか。むしろ、しばらくは今のままでも利用者があるわけですから、これを続けていくべきだと考えますけれども、このことについていかがでしょうか。

【山口生涯学習課長】 先ほど、私が世知原の人数が減ってないということ、世知原の努力だと申しましたのは、今の委員のお考えに対して逆でございまして、つまり、ここを閉めようというのは、世知原が減っているからではなくて、県全体のことを考えた時に、苦渋の決断でここを閉めざるを得ないのだということでございます。

つまり、そのことで生じたリソースをほかの施設に回していくということで、これまで以上に教育活動とかをよくしていこうという考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

【宮島委員】 今の件で、そうすれば、そもそも

の考え方の中で、青少年の天地とか、ほかの施設は減っているんですね。それなのに、なぜ世知原がカットされなければならないのか。その辺について、どうやってこの判断をされたのかをお聞かせください。

【山口生涯学習課長】午前中、冒頭申し上げましたけれども、地区でございます。多分この施設ができた頃は世知原と佐世保の天地の間は車で移動するのも大変だっただろうと思いますが、現在は車で30～40分ほどで移動できるようになっております。メインの利用者は、佐世保市内の小学校、それから平戸市内の小学校でございますが、平戸からは世知原も青少年の天地もあまり時間は変わりません、松浦は少し遠くなるかもしれませんが。そのようなことでございまして、やはり近いところにある施設を大きな青少年の天地の方に、小さな世知原を吸収していくということが集約する基本ではないかと考えておりまして、ここで集約をさせていただきたいと考えているところでございます。

【宮島委員】今、この方針についてお聞きをすれば、地元の自治体や、あるいは周辺の教育委員会の皆様方も決して賛同しているわけではないということも聞き及んでおりますので、そういうこともしっかりと念頭に置いていただきたいと。

それともう一つは、午前中にも沢登りの話がありましたけれども、これは施設があろうがなかろうが沢登りは活かせるという話がありましたが、今日の説明の中にも、この廃止後の施設の活用については、地元の方々の意見を伺いながら検討していくという話がありますが、むしろ、この施設を廃止した後にどうするのか。そのことは基本的にセットで考えなければならないのではないかと。

先ほど申し上げましたとおりに、どんどん、どんどん周辺の施設が効率化のもとに廃止をされているということを考えれば、地元の皆さん方にしても、やっぱりこの施設をどうするのか、どう活かしてくれるのかということを並行して考えるべきではないか。そういう意味でも、私は廃止ということを、年限を決めずにしばらく存続をしながら、その期間に、1～2年でもいいですから、その中で廃止後の跡地の活用というものをしっかり検討して、それを示すべきだと思うわけでありますが、いかがでしょうか。

【山口生涯学習課長】ごもっともなご意見だと思います。私も今回、教育長がここで表明いたしましたので、来週から地元の方々とお会いして、ご意見を賜りたいと思っております。

それから、跡地の問題につきましても、できるだけ地元に寄り添うことができるように、しっかりと研究していきたいと考えているところでございます。

【北村委員】学校司書について幾つかお尋ねをいたします。

私の手元に、これは長野県の毎日新聞なんですが、諏訪市の諏訪清陵高校の取組の紹介記事がございまして、これは2022年度から始まる高校の新学習指導要領に位置付けられたアクティブラーニング、総合的な探究の時間ということで、生徒さんがいろいろな課題を、自分が興味を持ったテーマを1年間かけて練習をして論文にまとめて発表する、問題発見するという非常にすばらしい取組だなということで、この中で活躍されている、学生の力になっているのは学校司書だよという記事でございます。

そういった中で、本県の状況について、先般の一般質問でもいろいろとお伺いいたしましたけれども、21市町については各市町の教育委員

会の考え方があろうかと思いますが、県立高校についてはこちらの委員会でしっかりと議論をしながら、さらに、よりよい環境をつくっていかなければならないんだろうと思います。

今年、第39回九州地区学校図書館研究大会長崎大会で、ある方が基調講演で発表された資料によりますと、九州内の県立の高等学校司書配置率の資料が提示をされまして、2016年の時点では福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島、沖縄、これらは100％だと。宮崎県、こちらは95.1％だと。長崎県はどれくらいかというような話になってくるんですが、非常に高い、ほぼ100％に近い数字に比べて、長崎県が2016年で42.1％と突出して低いような状況だということでいろいろとお訴えをされていたところでございます。

本県としてもいろいろな取組をされているんだろうと存じますが、平成27年度から専任の司書を配置するという事業をやられていると思いますけれども、それについてお伺いいたしますが、まず、現在、2016年で42.1％だったものが何％になっているのか、お答えください。

【本村高校教育課人事管理監】令和元年度で現在、専任の学校司書の配置率は52％になっております。

【北村委員】 わかりました。若干上向いて、これを追いつき追い越せと伸ばしていただきたいと思うんですけれども、県立高校56校あるうちで、専任の配置校52％は29校ですね。そして、図書館担当職員、これは学校司書と、そして司書教諭ということでいいんですか。図書館担当職員配置校が47校ということですね。

ただ、56校あるうちの47校でありますから、差し引き9校は担当職員も司書もいないというような状況の中で、これらをどう均等な学習の機会を与えられるようにすることが非常に課題なんだろうと思いますけれども、その平成27年度から司書を配置されておりますが、これが5年間を切って配置をするということと聞いておりますけれども、今後、どうなっていくのか、その見通しをお答えください。

【本村高校教育課人事管理監】学校司書につきましては、先ほど委員がおっしゃったように、新学習指導要領で主体的、対話的で深い学びを実践していく、効果的に進めていく基盤として学校図書館というものがありまして、その中で学校司書の担う役割というのは非常に大きいと思っております。

現在52％配置をしているところですけれども、今後、数年かけましてこの配置校数を増やす工夫をしながらやっていきたいと思っております。

【北村委員】ぜひ工夫をしていただきたいと思いますけれども、基本的に100％を目指すんだという考え方があるのかどうかお尋ねいたします。

【本村高校教育課人事管理監】 先ほど平成29年度の九州地区内のパーセントをおっしゃったところですけれども、全国でまいりますと、この比率が66％というところでございました。本県といたしましては、今、52％ですので、令和4年度ぐらいを目処に70％程度まで引き上げたいと思っております。

【北村委員】 わかりました。いきなり100％というのも高過ぎるハードルだろうということで、令和4年度には70％までもっていくんだということで努力をしていただきたいと思います。

あと一点、学校司書の待遇というか、いわば雇用の状況であります。聞きますと、もうちょっと愛情をかけてほしいなと思いますけれども、単年度、非正規で、ちょっと制度が変わりまし

たので、5年で雇い止めということはなくなったと聞き及んでおります。こういった学校司書の待遇というところで、もう少し改善をしていただきたいと思いますが、その現況と、まずそういったことを課題として捉まえているのかどうかというところのお考えをお聞かせいただければと思います。

【本村高校教育課人事管理監】本課の方の予算で配置している方が、先ほどおっしゃった4名の方でございます。この方々は、皆さん司書の資格をお持ちの方であります。報酬といたしましては、月額18万円ということでございます。また、それ以外にも非常勤の方も配置をしておりまして、この方が年額で87万円程度ということでさせていただいております。

【北村委員】これは財源が必要になってくる話でありましょうから、ここでどうこうするという話はないと思いますけれども、やはりこういったアクティブラーニング、本県の若者をさらに学習を充実させていこうという意味では、なかなか十分な待遇ではないのかなというところで、課題として司書の方の待遇の改善をお願いしたいと思います。

平成27年度から3校、平成28年から1校、4校に専任で配置をされているということです。これは一応5年のモデル事業ですか。このモデル事業は、その5年の年限が終わってからはどうなるのか、お聞かせください。

【本村高校教育課人事管理監】 この4校につきましては、年間の生徒一人当たりの貸出冊数でしたり、図書館で行われる授業時数等も、配置前と比べるとかなり改善、大きく冊数が増えたり、授業での活用時間数も多くなっているという効果があらわれております。

今後、この4名の方の実践の取組等は、ほかの学校等へも研修会等を通じて、モデル的に取り組まれている内容を多くの学校に広める努力を今しております。ですから、私どもとしましては、専任の学校司書を、とりあえず、先ほど申しましたように令和4年度までに70％まで引き上げるということで、配置の校数を拡充していこうと考えております。

【北村委員】事前にやりとりさせていただいているので、この4校には専任できちっといたけれども、5年のモデル事業が終わったので、それをほかの高校にも波及をさせたいということで専任ではなくなるということですね。

ただ、これが配置は配置なので、パーセンテージは上がっていくという数字のマジックとまでは言いませんけれども、それでは、これまで専任で受けられていた4校は、学校司書のアドバイスを受ける時間というのは必然的に機会が狭まっていくということだろうと思います。ですから、パーセンテージは上がっているけれども、政策というか、効果としては、効果という言い方がいいのかどうかわかりませんけれども、学習の機会としては非常に各校で制限をされていくような状況になるんではないかと考えております。

ですから、私としては専任の職員を全ての高校にというのが理想でしょうけれども、そういったところで専任の方をどのような、今はその学校に行っていらっしゃるわけですが、この4名の方が何校担当するのかとか、どういった回り方をされるのかとか、そういったところをお聞かせください。

【本村高校教育課人事管理監】先ほどおっしゃったその4名の方の具体的な配置については、まだ希望もお伺いしておりませんので、学校を通じてこの4名の方が今後どういう希望を出さ

れるかというのを聞きながら配置の方は進めさせていただきたいと思います。

なお、学校図書館につきましては、学校司書と司書教諭もおります。そこが連携して図書館の運営を行っていくということ。もう一つは、図書委員という生徒もおります。この司書教諭、学校司書、生徒、合わせて図書館活動というものの活性化というのが行われているところです。現在、学校司書がいて、そして司書教諭もいて、そこが連携して図書館の運営を行っているところですので、広く学校に拡充していくことで、そういう図書館活動というのは一層充実が進んでいくと思っております。

【北村委員】 わかりました。司書教諭のお話がさっき出ましたけれども、司書教諭というのは、学校の教職員の方で司書の資格をお持ちの方ということですね。ということは、ただでさえ忙しい学校の自分の担任を持ちながらさらにということはなかなか難しいんじゃないかと。やはり学校司書というのは、非常に専門性を高めていくべき職業だろうと思います。いろいろなことを知りたい、探究したい、そういった課題を持った生徒が、豊かな知識を求めてこの司書に相談をしてくるわけですから、なかなか現況忙しい中で、図書館活動までやれというのはちょっと酷かなというような気もしております。

さっき希望を聞かれるというようなことでありましたが、じゃ、この専任だった方が、私はここにずっと専任でいたいというような要望があったとすれば、そういう要望について応えられるお考えはあられるんですか。

【本村高校教育課人事管理監】 まだ、その方々と面接等をいたしておりませんけれども、一応期限は、3名の方は今年度までということになっております。

配置の拡充をしていくと先ほど申しましたので、例えば1校に行っていらっしゃる方が1校とまた別の学校に行かれるとか、そういう形で拡充をして、専任の学校司書の配置を増やしていきたいと思います。

【北村委員】 ぜひ、現場で頑張っている方のご要望というか、お声をしっかり聞いていただいて、できれば専任で、全ての高校にあまねく配置をしていただきたいと思いますし、あと待遇ですね。やっぱりこれは財源の話ですから、ここにも愛情をと言いたいところなんですけれども、ぜひもうちょっと、単年度ではなくて、安心して働けるような状況にしていただきたいと要望をしておきます。全般的に司書の状況について、教育長の見解をいただければと思います。

【池松教育長】 学校司書については、今、委員からもご指摘があったように、今後の学びの中で子どもたちを支援していただくという意味では非常に重要な職務だと思っております。そういった意味では、限られた財源でありますが、拡充に努めていかなければいけないと思っております。

1校に一人ずつ専任の司書を置くのが理想ですけれども、今申し上げたような諸般の事情の中で、兼任といいますか、いくつかの学校を受け持っていただくようなことになるんだろうと思います。ですから、まずは広く配置をするという意味では、やはり兼任も今の時点では仕方ないなと思っております。

学校司書のほかに、ご案内のとおりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等、外部の専門の方々の力をお借りして、子どもたちの健全育成等に寄与していただいておりますので、一つの職種だけを見ますと、確かにご指摘のとおりだと思うんですが、

そういう専門的な職種というのがたくさんありますから、そこを子どもたちのためにどう効率的に配置するかというのが課題だと思っておりますので、北村委員のご指摘を踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

【北村委員】 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

もうちょっと時間がありますので、あと一点だけ、特別支援教育についてお尋ねをいたします。

議案の説明の中に、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画を策定をするんだというお話があったかと思いますけれども、その中で本年12月中に第1回会議を開催することとしておりますというお話でした。12月も11日ですので、この日程や場所が決まっているのか。もしくは、一般のご興味のある方がオブザーブ、傍聴できたりするのか、そういった詳しいところをお聞かせいただければと思います。

【分藤特別支援教育課長】第二期基本計画策定に向けた「障害のある子どもの在り方に関する検討委員会」につきましては、第1回目を12月23日に県教育委員会室にて実施することとしております。

第1回目の内容は、長崎県の特別支援教育に関する現状、第一期の基本計画を踏まえた評価と課題､こういった内容を予定にしております。ぜひ幅広く県民の皆様にもご理解いただくために、傍聴は可能かと思っております。

【北村委員】できる範囲で開かれた会議にしていただければと思います。

これは、大体どれぐらいのペースというか、開催頻度を考えていらっしゃるのかということももう一点お聞かせください。

【分藤特別支援教育課長】 12月23日に第1回を皮切りに、計7回会議を実施していきたいと思います。頻度としましては、大体月に1回、ただし、委員の方々につきましては、年度末、年度始めはいろいろな業務でお忙しくもありますので、3月、4月は開催せず、5月から6月、7月、8月、9月と、来年9月までの間、計7回実施していくことにしております。

【北村委員】 わかりました。

その特別支援教育の中で個別の教育支援計画についてお尋ねさせていただければと思います。先日、資料もいただきまして、ありがとうございました。Ｑ＆Ａで最後まで事例まで見ておりますと、多分仮名であると思いますが、氏名が全員大村太郎になっていますね。これは大村の人がつくったのかなと思いましたが、その辺でもちょっと興味を惹きました。

そういった中で、個別の支援計画をつくらなければならないということで位置づけられておりますが、現在、支援が必要な方、どれぐらいの方々にこの教育支援計画がつくられているのか、現況をお聞かせください。

【分藤特別支援教育課長】個別の教育支援計画につきましては、公立の幼稚園、小中学校、そして高等学校における、特に通常の学級で発達障害を含む支援の必要な子どもたちの計画をつくってほしいという思いがありましたので、総合計画等にもその数値目標を出させていただいておりますけれども、通常学級での策定率につきましては、91.6%となっておりまして、前年度の数値を6.9ポイント上回っております。

個別の教育支援計画を作成している人数については、今手持ちがありませんで、全体で何%つくっているかという整理は今あり、ご案内のとおりですが、人数について持ち合わせておりません。

【北村委員】 後ほどで結構ですので、お示しいただければと思います。

その支援計画についてですが、90%台を超えているということで充実をしてきているのかなと捉まえておりますけれども、ただ、その中で支援計画が果たして本当に保護者の方々としっかり共有されているのかどうか。いわゆる形骸化をしていないのかどうかという県民の皆様の声をお伺いすることもございました。この個別の支援計画は、つくって終わりというようなことではないんだろうと思いますけれども、いわゆる見直しもしていきますと。定期的な見直しを行い、加除修正を行うことが大切ですというような記載がございますが、こういった見直しについては、どのように今されているのか、現況をお聞かせください。

【分藤特別支援教育課長】見直しにつきましては、当該児童生徒と担任、または、その子に関わる教員、そして保護者や関係機関、こういった方々と概ね学期に1回ずつ評価をしているところが多いのかなと思います。委員のご指摘のとおり、つくって安心して終わるではなくて、個別の教育支援計画は、子どもを中心によりよい支援をみんなで提供していくためのツールですから、1回決めた支援の内容が1年間ずっとというわけではなく、子どもも成長しますので、しっかりと期限を決めながら評価、改善を繰り返していくということが、大事だと思っております。

そういった県民のお声を、今、北村委員を通して教えていただきましたので、保護者とともに定期的に見直す機会を設けていくことが大切であるということにつきましては、校長会や指導主事会議等、そういったところで私たちも理解を促していきたいと思っております。

【ごう委員長】 北村委員、そろそろ時間です。

【北村委員】 わかりました。ぜひしっかり実のあるものにしていただきたいと思いますし、最後になりますが、先ほど学期に1回というお話がありましたけれども、そういったＰＤＣＡサイクルを回していく、見直しをして改善をしていくというのは、熱心な方とそうでもない方といろいろいらっしゃるんだと思います。ですので、その見直しというか、そういった定期的な見直しの回数というか、基準というか、それを市町の皆さんにご協力をいただくということにはなってくるんでしょうけれども、そういった明確な数値の見直しの回数の基準であるとか、時期であるとか、そういったものがあるのかどうか。ないのであれば、そういったところを設定することが必要と考えているのかどうか、そういったところだけお聞かせください。

【分藤特別支援教育課長】見直す回数等の基準というものは設けておりません。

先ほど、適正配置の視点から設置基準のお話がありましたけれども、特別支援教育対象の子どもたちの障害の状態等につきましては多様でありまして、その多様な一人ひとりに必要な支援の内容は、一定期間で必要なくなる者もおりますし、ある程度の長さで提供していくことも必要な子どももおりますので、これはやはり一人ひとり、学校が子どもに応じて設定していくべきものなのかなと思っています。

しかし、それが1年の最初と最後ではなく、きちんと途中に、評価をしっかりと入れていくということが非常に大事になりますので、こういったことにつきましてもしっかりと促していきたいと思っております。

【北村委員】 いろいろとケース・バイ・ケースだというお話だったろうと思いますけれども、

しっかり保護者と学校、そして本人の皆さんが生きやすいような支援計画をつくっていただきたいと思います。

終わります。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方。

【山本(由)委員】 令和2年度の公立高校の進学希望状況調査というのがありまして、こちらについてまずお伺いしたいんですけれども、前回が令和元年の7月1日、今回、令和元年10月15日ということで第2回目の進学希望状況調査が行われているようです。単純に数字を拾った時に、7月から10月にかけて380人近く合計数が減っているんですね。まず、これが正しいのかということと、もしそうだとすると、どういうふうに分析をされているのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

【小野下県立学校改革推進室長】 今、委員からご指摘をいただきました進学希望状況調査の人数ということですが、それは卒業予定者数ということでしょうか。それとも、公立高校への進学希望者数ということでしょうか。

【山本(由)委員】 これは総務課が出しているんですかね。だから、これの進学希望者数です。

【小野下県立学校改革推進室長】 前回7月との比較ということになりますでしょうか。前回、7月からの比較で申しますと、進学希望者数、少々お待ちいただいていいでしょうか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

― 午後　２時４０分　休憩 ―

― 午後　２時４１分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【小野下県立学校改革推進室長】この令和元年7月の調査の時の県内の公立全日制の志望者と令和元年10月の県内の公立全日制の志望者の数ということでございますが、これは正確に申しますと426名、この志望は減っております。

このことなんですけれども、この7月の調査というのが、それまで、いわば非常にぼんやりとした志望ということで書いている子どもたちが、夏のオープンスクールでありますとか、7月の調査の様子を見て、そこからいろいろと情報を得て、自分の志望を変えていくということで変動が生じます。

その中で、この7月から10月の間、本年減った原因と我々が分析しているのは、やはり令和2年度から私立高校で導入される授業料の実質無償化、それからオープンスクールなどにおける私立高校での自助努力、こういったのを踏まえて、子どもたちが公立の倍率を見た上で、志望を公立から私立へ振り分けているという状況があるのではないかと思っております。

【山本(由)委員】 そうですね。私も、かなり私立に流れたんじゃないかと、そういうふうに感じたんですね。ですから、多くの高校で7月と比べて志願者が、増えているところもあるんですけれども、かなりの部分が減っている。学校によっては1割以上、2割近く減っているところがあるということで、正直言って県立学校に関して危機感を少し覚えているところです。

11月ぐらいから推薦とか、そういう形のものが動き始めているとは聞くんですけれども、私学の方が勧誘に回ってきたよという話をよく聞くんですね。県立高校として、今、多分オープンスクールとか、そういうのはやっていらっしゃると思うんですけれども、なかなか個別に来てくださいと言うのは難しいのかもしれないんですけれども、間接的に声をかけるというんですか、そういう形の勧誘というふうな活動というのは特に何かされていらっしゃるんでしょう

か。

【鶴田高校教育課長】高校入学者選抜前のさまざまな勧誘といいますか、中学校への働きかけということでございますけれども、先ほど小野下室長からもありましたとおり、夏休みにオープンスクールをしております。それから、各高校の校長、管理職、そういった職員も地元の中学校等を訪問してパンフレットを配ったりしておりますし、各中学校の進路学習の時に出かけて、高校の説明を実施させてもらっているところでございます。

【山本(由)委員】先ほど、室長のご答弁の中で、私学は私学でやっぱり危機感があると。昨日、学事振興課とのやりとりの中で、私学自体が、今、全体で約9割、定員に対して充足率が9割ということで、結構7割、8割といったところの学校が多いという中で、非常に危機感を持って積極的に生徒の募集、オープンスクールだけじゃなくてされているという中で、県立高校ももちろんいろんな形で、オープンスクールであったりとか、中学校との連携であったりとか、そういったことをされているんだろうと思うんですけれども、やはり今の流れの中で、授業料無償化の話もあったり、以前申し上げたバスの話があったりして、いわゆる県立高校離れというんですか、そういったものが起きてきているんじゃないかという危惧をしています。

ちょっとずれますけれども、今、第三期の改革の基本方針の中で、第二期の時にはキーワードみたいな形で小規模校をできるだけ残すんだというふうなのがキーワードとしてずっと入っていたんですね。今回、それを進めてきた結果、小規模化が進んできたということも踏まえて、少し見直しをされている部分がある。

ただ一方で、今まで標準的な学校を4学級から8学級と言っていたところを、3学級から8学級をベースという形にして、そこから状況によって2学級であったり、9学級であったりというのもありだという話だったんですけれども、今、3学級になっているところが、今回、3学級までは一応レギュラーと、3学級から8学級まではレギュラーとしながらも、その3学級のところが、結構今定員割れしているという形になってくると、これが今度2学級になるんだと。もし、2学級になった時に、地域性でもうここしか学校がないということであれば、それは何とか残される方向になるんだろうけれども、地域が比較的近いところであった場合に、これが統廃合の対象になってくるんだろうなと、一方では一生懸命配慮をして3学級でもいいですよとしながらも、次をにらんだ時に、これがもし2学級になったら、2と2とか、2と1で統合という形になってしまうんではないかという非常に危機的な感じがしているんです。そういった意味で、いわゆる公立高校の、一生懸命やられているのかもしれないんだけれども、やっぱり私学の必死さ、死活問題になりますから、私学に比べてそういったところがまだ弱い、足りないんではないかと感じているんですけれども、そこのところはいかがですか。

【小野下県立学校改革推進室長】 委員からは、いわゆる公立離れが進んでいるのではないかと。そして、その公立離れという現状分析の中で、第三期基本方針はどういう考え方でその改革を進めていくのかというご質問であったと思います。

まず、公立離れということですけれども、進学希望の状況を検証してまいりますと、私立を早い段階で志望する子どもたちが増えているのは事実でございます。それは先ほど委員からご

指摘があった、通学への支援でありますとか、オープンスクールをはじめとする広報でありますとか、そういったところでの効果があらわれているのではないかと思います。

我々といたしましては、そういう意味では、今回の進学希望状況調査についても危機感を持っておりまして、公立高校は地域に密着して、地域の子どもたちを地域で育てるというところが大きな役割であると思っておりますので、そういった点を強化するということを関係の校長などにも指示をしたりしているところではございます。

なお、第三期基本方針の基本的な考え方といたしましては、この長崎県において、社会の変化に対応する学びというものを提供するのと同時に、長崎県で地域に根差した教育を高校が進めていくということを大きな目的としております。そういったことを踏まえた上での再編整備ということでもありますので、今、委員がご心配なされている内容も踏まえながら、三期の方針の方向性を定めていると我々は思っております。

【山本(由)委員】 わかりました。先ほど質問した時、幾つもだらだら言ってしまったのですけれども、今、いわゆるＰＲとか、そういったものが私立に比べて少し弱いんじゃないかということに関するご見解はいかがですか。

【小野下県立学校改革推進室長】広報については、私立高校は非常に力を入れていると思っております。

公立といたしましては、Ｗｅｂページでありますとか、オープンスクールといったこともそうなんですが、やはり地元の中学校との連携、これが最大のポイントになってくるのではないかと、普通科の場合は思っております。そういった点で、校長がマネージメント力を活かしながら、いかに地元の中学校との連携を図りながら、自らの高校の学びでありますとか、もしくは進路保障でありますとか、そういったものを効果的に、的確に伝えていく、それも子どもたちが中3になってからではなく、早いうちにということを考えて、校長が、今動いている高校も多くございますので、今後ともその動きを強めてまいりたいと思っているところです。

【山本(由)委員】 まず、学校自体が、例えば普通高校であれ、実業系の高校であれ、学校自体が魅力ある学校にしていく。普通高校であればやっぱり進学率も上げていかないといかんだろうし、商業系、農業系であったら、それは地元に就職をするなり、いいところに就職するというのは、今の時代の場合はかなりできているというか、結果的に求人が多いという中でできていると思うんですけれども、地元にどれだけ就職できるかという形で、まず学校自体の魅力を上げないと、私学の方がやっぱりその魅力を訴える、おっしゃったみたいに魅力を訴える、メリットを訴える力が非常に強いなと感じているんですね。だから、そういった意味で、そこにスカウトとかというのはなかなか、個別のスカウトとかはまた難しい話があるかもしれないんだけれど、とにかくうちの学校に来てよと、ここの学校に行きたいんだよというところが、オープンスクールをしたことによって受け身になったなという感じがしているんです。多分もう10年ぐらい前からかもしれないんです。前は多分学校に行かれていたんだろうなと。学校に行って説明会を、子どもに対しても、それから保護者に対しても、もちろん先生に対してもされていたと思うんですけれども、少し受け身になってないかなと感じますので、そこのところを

今まで以上に積極的に、それから今後の流れ、特に危機感は、悪い方に考えた時に、先ほど私が申し上げた3学級が2学級になって、一緒になってというのが、前回はあまりそれを意識しないでよかった、この第二期の計画の10年間はですね。第三期の10年間の場合は、それが現実的になりはしないかと懸念しておりますので、まずは学校、それから、今までやはり地域というのが少し、正直言ってＯＢはたくさんいらっしゃるんですけれども、地域との関わりというのが、イベント的なつながりしかなかったなという感じがしておりますので、そういったところも踏まえて、ぜひご指導していただければと思いますので、教育長、一言いただいていいですか。

【池松教育長】 ご指摘のとおり、まず、高校自体が選ばれる高校になる必要がありますので、魅力化を、各高校の特色をどう活かしていくかということで、校長たちも今から、先ほど言ったように少子化が進む中でしっかり、今まで以上に検討してもらわなければいけないと思っていますし、あとはその魅力化が仮にあったとしても、それが伝わらないと選んでもらえませんので、山本(由)委員おっしゃるように、学校の魅力をどう伝えるかと。

私学みたいに、なかなかテレビコマーシャルというのは打てるような状況じゃありませんので、いろんなホームページもありますけれども、実際にフェイス・ツウ・フェイスで伝える努力というのも今まで以上にやっていかなければいけないと思っておりますので、今後とも高校の魅力を増して、またそれを県民の皆さん方に伝えるという努力を一層進めていきたいと考えております。

【山本(由)委員】 ありがとうございました。今度令和3年度から、前回議論がありました入試改革という形で、枠が変わってくるような形になってくると、とにかく1回目にどれだけ引き寄せられるかと。これは、特に田舎の場合は取り合いの話になってくるだろうと、普通高校と実業高校、それから普通高校と私立高校の取り合いという話になってくるんだろうなと思いますので、引き続きそういったところを含めましてよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【山口(経)委員】 先ほど陳情審査の中で資料を要求しましたところ、いただきましてありがとうございました。

加えて、インクルーシブ教育推進に当たって、どれくらいの受け入れ校があるのか、市町別にわかりましたら、また追加でお願いしたいんですが、いいですか。

【日高教育環境整備課長】 今、手元に資料を持ちませんので、調べてまた提出したいと思います。

【山口(経)委員】 後でよろしくお願いします。

それから、第三期の高等学校改革基本方針についてお尋ねしますが、私の思いだけで言っているかもしれませんけれども、4ページの今後の県立高等学校教育改革の方向性ということで、その3つ目の「・郷土及び国家を担う」という形なんですけれども、次の人材育成をするということであれば、国家ではなくて、国の将来、郷土及び国の将来を担うという形の方に、柔らかい表現の方がいいんじゃないかと思います。

それから、5ページの普通科における現状と課題なんですけれども、コミュニティ・スクールの導入ということが一つの課題として上げられております。この中で小・中学校のコミュニティ・スクールとちょっとイメージが違うんじ

ゃないかと思っておりますので、高校においてのコミュニティ・スクールをどういう形で考えればいいのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

【小野下県立学校改革推進室長】 まず、最初の文言のことにつきましては検討させていただけたらと思っております。

コミュニティ・スクールについてでございます。現在、私どもが持っている平成30年4月1日現在のデータによりますと、全国で、今、370校の高校にコミュニティ・スクールが導入をされております。

文部科学省が示しているコミュニティ・スクールの高校としての在り方ということなんですが、地域学習の場合の教育資源を活用する部分での協力体制というのをつくっていくような支援をしていただくという学校がありましたり、高校の場合は非常に広い学区から子どもたちが登校してまいりますけれども、一定その高校が立地している部分というのを一つのコミュニティと考えた上での学習の支援という部分をお願いするという事例もあると聞いております。

委員がご心配されている、高校になじまないとおっしゃっている部分は、恐らくその地域性ではないかなと思います。そういった点では、離島の高校でありますとか、一定コミュニティが限定されているような高校もあろうかと思いますので、そういった点も考え合わせ、全国の事例というものを踏まえながら、今後検討してまいりたいと思っているところでございます。

【山口(経)委員】 小・中学校の意味合いとはちょっと違うということで私も認識しておりますけれども、その立地している地域の方々に高校に足を運んでもらうというのも非常に大事かと思います。しかしながら、子弟がいないと、保護者、そして祖父母、そういった方がなかなか足を運ばないわけでありますから、どのようにして足を運んでいただくかというのも地域としては大事かなと思いますので、その点についてはいかがですか。

【小野下県立学校改革推進室長】 今、委員からご指摘があった、地域の方々に学校に足を運んでいただくという部分というのももちろんコミュニティ・スクールの、学校運営協議会制度の大きな狙いであると思っております。

それと同時に、学校の経営の基本方針でありますとか、学校運営につきまして、校長から説明をした上で、それぞれのその地域の方々にご支援を賜る、ご協力を賜る、ご意見を賜るというような形で、一層、今まで以上に学校の経営にいわば参画を強めていただくという狙いもあろうと思います。そういった狙いを進めていく中で、地域の方々が学校に足を運んでいただく機会も増えていくのではないかと思っております。

【山口(経)委員】 ふるさと教育の推進とか、そういった部分を今からしっかりやっていこうということでありますので、高校におけるコミュニティ・スクールというのも十分検討していただいて、充実させていただければと思います。

それから、7ページは農業科のことを書いてありますけれども、実業高校において、専門の職を目指して上の学校に進学する道が閉ざされているような気がするわけですけれども、数は少なくても、実業高校においても進学という道をちょっとは考慮いただきたいんですけれども、その点についてはいかがですか。

【小野下県立学校改革推進室長】農業高校から大学への進学をしている子どもたちの状況というご質問であったかと思います。

農業高校から大学への進学というのは、その学びを活かして大学の農学部、それから地球環境学部といった学部に例年進学している学校もございまして、その高校での学びを活かしながら、大学での学びを深めているという状況でございます。

そういう子どもたちが、深く、また、高い専門性を得るための学びを受ける状況というのは確実にございます。

【山口(経)委員】 普通科から大学進学を目指すのが普通なんですけれども、専門用語の理解に大学に入っても苦しむそうです。農業高校であれば、その専門用語をしっかり理解しながら、次の学びをすれば、また伸びていくということもあります。

そしてまた、国立の試験機関というのがあります。そういったところに進学をしていきますと、それが技術者の養成ということになっていきますので、そういう就職、あるいは後継者ばかり育てるということではなくて、やっぱり技術者、人材を育てるということも必要かと思いますので、その点についても考慮いただければと思います。いかがでしょうか。

【小野下県立学校改革推進室長】農業高校からは、当然本県の農業大学校をはじめといたしまして、いろいろな形での研修の形で学びを継続し、そして、それを自分のスキルアップにつなげているという状況がございます。現在、農業高校の校長に確認をいたしましたところ、その農業大学校と農業高校の連携した学びでありますとか、連携を強めるという動きもきちんと進めているということでしたので、委員がお考えになられているようなそういう人材育成というものは、一歩一歩進んでいるものと思っております。

【山口(経)委員】 しっかりご配慮いただきたいと思います。

それから、高等学校の再編整備について、17、18ページです。先ほどからも統廃合のことについて出ておりますけれども、ここにちゃんと基準を示して、こういう方向でいきますよということが示されております。また、一島一高等学校の在り方、それからまた、キャンパス校の導入の在り方、そういったことも示されておりますけれども、小規模校になって統廃合の対象になろうかなと、そういう危険性がある対象校はどれくらいありますか。

【小野下県立学校改革推進室長】 まず、第三期の基本方針における、小規模校に対する基本的な考え方を、まずご説明をさせていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、小規模校におきましては、この場合は1学年1学級から2学級である高校を指しております。そのような学校で、入学者の状況でありますとか、今後の入学者の見込み等を考え、総合的に考えた上で高校を指定いたしまして、そして、そこで地域の皆様方、学校、そして市町の方々にも入っていただいて活性化策を検討するという形で考え、それを実施するということで、まずは進めてまいりたいと思っております。

その際の協議会の設置についてでありますが、1学年1学級、それから2学級と申しますと、先ほど委員からご指摘がありました一島一高校が3校、それからキャンパス校が3校、一島一高校は宇久高校、それから北松西高校、そして奈留高校となっております。1学年2学級は、9校となっております。

これらの高校の令和3年度の入学者の状況と今後の入学者の推移の見込みなどを踏まえて協議会を設置するという形で考えておりますので、

いわゆる対象となる学校というものを今ここでお示しするということはできない状況となっております。

【山口(経)委員】 それから、小規模校をなるだけ維持するために、中高一貫という形で取組をしますよということなんですけれども、その中高一貫の対象はどれくらいありますか。

【小野下県立学校改革推進室長】 今、委員がご指摘になった小規模校の関連の中高一貫ということで言いますと、連携型の中高一貫ということとなります。連携型の中高一貫は、まず、小中高一貫という形で、小中一貫と中高一貫を合わせた形で行っているのが、今申し上げました宇久高校、北松西高校、奈留高校でございます。

それから、連携型の中高一貫教育を導入しているのは、大崎高校、そして上対馬高校の2校でございます。地元の中学校との連携教育を進めております。

【山口(経)委員】 子どもたちが減る中で、いろんな工夫をしながら、その地域の基盤である、中核である学校を残していこうという形でいろんな努力をなさっております。しまの留学制度もそうですね。特色ある教育をすることで魅力を感じていただいて、小規模校にも生徒が集まるように努力をしていただいておりますけれども、そういう見通しについてはいかがですか。

【小野下県立学校改革推進室長】委員がご指摘いただいているのは、恐らく今後、例えば協議会を開いた学校などで、どういう形で活性化策などを進めるのかというご質問ではないかと拝察したんですけれども、協議会においては、いろいろな活性化策を検討していくことになると思います。例えば、学区外から子どもたちを入学させる方法でありますとか、地域の教育支援を利用した学びを設定するでありますとか、そういった点で申しますと、やはりその協議会で地元の方々にご意見をいただきながら、お知恵をいただきながら、そしてご支援をいただきながら、そういう学びを深めていく。もしくは活性化に向けてアイデアを出していってプランをつくっていくということが行えるのではなかと今思っております。

また、そういう際には、委員もよくご存じだと思いますが、隠岐島前高校などで行われたような、地域の方々が中心となって、地元の高校の活性化を進めるという動きも参考になるのではないかと思っているところです。

【山口(経)委員】 小規模校は、大規模校にはない人間形成の環境が整っていると思います。そういった意味で、もっとアピールをしながら、小規模校にも人が集まってくるように、そして、また、人口減少対策で県も頑張っておりますので、そういう子どもたちが増えることを願いながら、また改革に取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう何度も言いたくはないんですけれども、教職員の不祥事についてであります。教育長がメッセージを発した後に、飲酒運転は根絶したであろうという思いも聞きましたけれども、そういった中ですぐにこういう事例が発生したということなんです。それについて、教育長、いかがお考えですか。

【池松教育長】この委員会でもたびたびご指摘を受けておりますけれども、我々も危機感を持ってメッセージも発したんですが、その直後に不祥事が起こったということで、県民の皆様方に大変申しわけないということも含めて、私自身は非常に悲しい気持ちになっております。

【山口(経)委員】 7月、8月、そして10月と、これだけ続いているわけでありまして、もう一度

怒っているぞというメッセージをしっかりと発する必要があるんじゃないかと思いますけれども、いかがですか。

【池松教育長】教育長のメッセージというのは、以前、不祥事が多発した平成23年に発出をしております。その後、今回ということなんですけれども、あまりメッセージ、メッセージと出すことによって、その危機感がまたかと薄れるのもまた怖いんですね。ですから、私はどちらかといいますと、あのメッセージをもとにして、各校長たちも危機感を持って職員の指導をより一層徹底していると思いますが、私の立場から言うと、校長や教頭先生に個別にとか、全体の集会の中で危機感を共有するような対応をしていきたいと思いますし、学校に出向く機会の時には、職員の方々にも、そういう危機感を共有することについて、しっかりフェイス・ツウ・フェイスでお話をしていきたいと考えているところでございます。

【山口(経)委員】 異例であるということで、再度、教育長は怒っているぞという形で、メッセージとは言いませんけれども、何らかのそういう思いを発していただいて、教職員の皆さんにも緊張感を持っていただくという形がいいんじゃないかと思っております。皆さん方のご努力は察しておりますので、これ以上、もう不祥事が起こらないように願いながら終わります。

【ごう委員長】ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

【大久保委員】 私は、県の総合計画チャレンジ2020、平成30年度の数値目標、進捗状況、教育庁分の12ページ、13ページをお開きいただいて、そこの部分でお尋ねしたいと思います。

グローバル化の流れというのは、これはもう世界的な流れでありまして、もう誰も止めることはできません。これはもうトランプさんであってもそうだと思います。当然、我が国、我が県もその流れがあるので、長崎県としてもグローバル化という変化の激しい社会を生き抜く人材を育成するというのは大きな方針であるわけですね。

そこで、このチャレンジ2020の中に、グローバル化社会を生き抜く力を持った人材づくりということで、ここに英語力の目標設定をして評価がしてありますけれども、いずれも高校教育、あるいは義務教育においても、進捗状況が遅れ、やや遅れ、遅れということで評価してあります。まず、ここの部分の現状分析と課題について、ちょっと気になったものですからお答え願いたいと思います。

【鶴田高校教育課長】 12ページの上の方にございます、高校卒業時に英検準2級程度以上の英会話力を持つ生徒の割合ということで、目標値に対して若干達成してないということで遅れというふうになっております。

この基準年に設定しております85.1％でございますけれども、実は本県は独自の英会話力テストを作成して実施をしております。平成27年度までは、本県を紹介する英語教材についてのインタビューテストを実施しておりました。進捗状況の分析のところに記載をしております。各高校の地元の観光名所とか、そういったものを英語で説明するといったテストをやっておりまして、そのテストは結構成績がよかったということで、85％という目標を設定しました。

平成28年度以降は、実施するような英会話力テストを何種類もつくりまして、全生徒にＡＬＴ等を活用して取り組んでおります。各学校も生徒に繰り返しテストを実施したりして努力はしているんですが、準2級程度ということでか

なり程度も高うございますので、こういった数値になっているという状況でございます。

【木村義務教育課長】 中学校卒業段階で英検3級以上の取得、またはそれ相当の英語力を持つ生徒の割合50％を目指しているところでありますけれども、本県の現状といたしましては、平成30年度で43.4％、前年度より4.6ポイント増であります。念のため、全国との比較でありますが、全国平均が42.6％ということであります。

これは全ての生徒が英検を受けるわけではないので、英検3級程度という英語力をできるだけ客観的に測るため、県学力調査を昨年度より難易度を上げ、この調査で6割程度の正答があれば英検3級程度の力があるというような判断にしております。つまり、実際に生徒たちが、また先生たちがどの程度のものかというのを具体的にイメージできるような仕掛けをしながら、この目標達成に向かって取り組んでいるところであります。

【大久保委員】ぜひ公教育の中でそういう英語力のアップに向けてしっかりと授業を実行して成果を出していただきたいと思っています。

もちろん英語力も非常に大事でありますけれども、私自身の感じとしては、やっぱり学生が若い時に海外に行くとか、国際的なものに触れるというのも一つの大きなグローバル化に対応できる人材育成のモチベーションになるのではないかと思っていまして、例えばライオンズクラブとかロータリークラブのボランティア団体なんかは、交換留学の制度があったり、ホームステイとか、学生の時のホームステイや交換留学、あるいは国際的なボランティアに参画するとか、そういったメニューが公教育の中でもしあればご紹介いただきたいと思います。

【鶴田高校教育課長】 委員ご指摘のとおり、海外での経験というのは、やはりその生徒一人ひとりの視野を広げるという意味で大変重要かと認識をしております。

今、ご指摘があった長期の1年間の留学ですが、今年度、県立高校の中で8名が今出かけているところでございます。それ以外に、学校主催で夏休み等に海外研修、2週間程度でございますけれども、ホームステイ等を実施している学校が16校で、494名が今年度行っております。

【大久保委員】 しっかりと公教育、高校教育の中でもそういう事業がされているということで、私の希望としては、限られた予算の中であるでしょうけれども、公教育の中でそういう海外に触れるようなメニューをより充実をしていただいて、若い時にそういう国際的なものに触れていただくということは非常に大事なのではないかと思います。

実はちょっとご紹介ですけれども、ＪＩＣＡの海外国際協力隊のＯＢで、今でもカンボジアで教育支援をしている方を私は長崎に招いて、実は母校、私の母校は教育長の母校と同じですけれども、講演ができないものかということを打診しましたところ、我が母校は国際性と平和がテーマですから、もってこいなのでぜひということで実施をさせていただきました。

そうしましたら、体育館で高校1年生、2年生を対象に講演をやったんですけれども、非常に質問したいという生徒が多くいて、体育館から場所を会議室に変えまして、会議室に来てくださいということで。それでもたくさんの生徒が来て、大幅に時間を延長したほどでありまして、その後もそういう生徒たちが、校長先生からいろいろ話をお伺いするに、非常に関心を持って、そしてまた、勉強に対する意欲も向上したような話を聞きましたので、よかったなと思うんで

すけれども、やっぱりそのお子さんたちもそうやってホームステイに行ったとか、ボランティアに参画したとか、何かそういう経験を持っているお子さんたちが多かったと聞きましたので、ぜひ公教育の中でそういったメニューを充実させていただければと思っております。

それから、もう一つ、同じチャレンジ2020の数値目標の進捗状況の10ページ、この事業群の③番です。社会のさまざまな課題を主体的に判断できる力を、政治に参画できる態度を育てる教育推進ということで、今度の第三期の県立高校改革の方針にも、「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」とこうあるので、すばらしいなと思っているんですけれども、ではとなった時に、この政治や選挙に関心があり、主体的に社会参画を目指す生徒の割合というのが、これもやや遅れというふうになっております。この分析、課題がございましたら、教えていただきたいと思います。

【鶴田高校教育課長】主権者教育に係る数値目標の分析でございますけれども、委員ご指摘のとおり、目標値を60％と定め、取組を行っている中で、この3年、特に平成30年度は大型選挙がなかったこともあって、関心があまり高まらなかったのではないかと分析しておりますが、いずれにしましても、選挙権年齢が18歳に引き下げられて、もう4年ぐらい経っておりますけれども、そういった関心が低くなっていること、伸び悩んでいることについては重く受け止めているところでございます。

学校では、4年前から主権者教育として、変わらず毎年取組を行っておりますけれども、その取組が形骸化していないか、11月に校長一人ひとりに指導したところでございます。

また、ふるさと教育を私ども進めておりまして、そういったところから地域に参画する意識というものは高まっていると考えておりますので、60％の達成に向けて取組の充実を図っていきたいと思っております。

また、来週には県議会の方で若者議会もしていただくということで、こういった取組も起爆剤になるのではないかと期待をしております。

【大久保委員】 そうですね、選挙年齢の引き下げからもう4年ぐらい経ちますか。当初は県内でも、高校在学生の中に有権者が含まれるということもあったりして、自治体単位で模擬投票とかやったり、いろいろされたと思うんですね。今回、議会でも若者議会ということで、前回は大学生でしたけれども、今度高校生ということでありますから、ぜひそれはしっかり我々議会も後押ししてやっていきたいと思うんですけれども、この目標の設定率がやっぱり低いのではないかと危惧をしております。というのが、昨年は大きな選挙がなかったけれども、今年は4月に統一地方選があって、7月に参議院選があって、いずれも投票率がめちゃくちゃ低いですね。これはもう全国的な流れかもしれませんけれども、50％を切るような投票率で、低い投票率で我々も選ばれてきたんでしょうけれども、世界の民主主義の成熟した国を見ますと、非常にこれは情けない数字なんですね。だから、やっぱりこの投票率を上げて、民主主義を成熟させていくということを含めた時に、もちろんこれは国がやらないといけないこともあります。県においても、選管、いわゆる市町村課がやるべきこともあるんですけれども、やっぱり教育委員会でやるべきことも大きいのではないかと、こう思っておりまして、そこらあたりをもう少し、だから、高校生の関心というものの目標設定を高く、ここも60％ではなくて、7割、8割ぐ

らいに設定をして、そこを目指して啓発活動をやっていくということも大きな方針として必要なのではないかと思いますけれども、そこらあたりどんなでしょうか。

【鶴田高校教育課長】委員ご指摘のとおりでございまして、こういった関心が高くなればなるほど、それはいいことだと考えております。現状、厳しい状況ですので、まずは60％達成ということに努力を傾けていきたいと考えております。

【ごう委員長】 では、審査の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は3時40分からとしたいと思います。

―― 午後　３時２６分　休憩 ――

―― 午後　３時４０分　再開 ――

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【宮本委員】 それでは、議案外所管事項について質問させていただきたいます。

まず、議案説明資料の追加1の方になりますが、令和2年度の重点施策の中から、夜間中学設置調査研究事業についてお尋ねをいたします。一応100万円という計上になっておりますが、これについてもう少し詳しくご説明をいただけますか。

【鶴田高校教育課長】 現在、予算化に向けて検討しております夜間中学設置調査研究事業についてのお尋ねでございますけれども、文部科学省の委託事業として夜間中学の設置促進充実事業がございます。これを活用し、来年度夜間中学校の設置の検討に必要な資料やデータの収集を行うこと、併せまして、設置のあり方を検討する協議会を開き、方向性を決めていくということを予定としております。

【宮本委員】 6月の一般質問でもさせていただきました。少しずつ進捗状況が見えているなということで非常にうれしく思っているところであります。ニーズ調査とか、今から非常に難しいところになってくるのかなとも思いながらですが、来年度の予算化、あくまで今のところは予算化ですので、大体の目途といいますか、長崎県がいつぐらいを目途に設置しようという考えなのか、今後のスケジュールについても併せてお尋ねいたします。

【鶴田高校教育課長】先ほど説明をいたしました夜間中学の設置にかかる協議会を来年度設置する予定ということでございます。この協議会において、設置の方向性について考えていくようにしておりますので、仮の話ということになりますが、それから2年ほどの期間をいただき、準備や生徒の募集などを実施する必要があるのではないかと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございました。大体3年ぐらい、感覚としてはそれくらいなのかなという思いもあります。

一般質問でも言いましたとおり、確実に義務教育を受けていらっしゃらない方が国勢調査でも出ていますので、協議会においてもしっかりとさまざまな議論をしていただければと思いますし、また、今後も、私自身もしっかりとこの事業については議論を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続いて、10月25日だったかと思いますが、松浦市議会の議長はじめ会派の方々が来られて、松浦市の施政に対するさまざまな意見交換をいたしました。その中で、学芸文化課とも話をした時に、鷹島神崎遺跡の件について意見交換をしたんですね。いろいろな考古学の研究機関を設置してほしいだとか、今後、国に行きますとかという要望もあった中で、もうちょっと県内

だけではなく、全国的にアピールする必要があるんじゃないかという話も出たかと思います。まさしくそのとおりだと思います。もっともっとアピールしていくべきであるというふうに思っていて、その時もそういう話で終わったかと思いますが、今後、そのような動きが出てくるような可能性があるならばお聞かせいただければと思います。

【草野学芸文化課長】松浦市議会から県の方にお見えになって、鷹島神崎遺跡の周知をもっと広く進めてほしいと、県も協力してほしいというご要望がありました。

県といたしましても、本年10月19日の「東アジア国際シンポジウム」というのを県庁ロビーで開きましたけれども、その際には10月15日から1週間ほども鷹島の海底遺跡の遺物等を展示して、県民の皆様にも見ていただく機会も設けたところであります。

あと、国の方になりますけれども、来年度国の方で「発掘された日本列島2020」という展示会を開こうとされているんですけれども、その中で「わが町が誇る史跡名勝、天然記念物特集」という形で松浦の神崎遺跡、これが16カ所のうちの一つに選ばれておりますので、来年度は全国的な博物館で巡回展が開かれるのではないかと思っております。全国的にもそういったことで周知でき、広まればと思っております。

【宮本委員】ぜひとも全国にもっともっとアピールしていただきたいと思いますし、水中考古学の学術研究機関設置については、順を踏まえてやっていくべきであろうし、もうちょっと慎重に議論を重ねる必要があろうかと思います。

私も県庁のロビーで行われた時も拝見をいたしました。もっと大々的にしていただくということで、来年度は楽しみにもしておりますので、また併せて報告もいただければと思っております。

次に、先月の16日だったかと思います。佐世保市内の19歳の男子高校生が大麻取締法違反で逮捕されたという事件がありました。平成29年だったかと思います、長崎市の男子高校生7人が共同所持の疑いで、同じく大麻取締法で逮捕されたという事案がありました。非常にショッキングだなと思っています。今、世間でも大麻については芸能関係でもいろいろ事件が取り上げられている中、長崎県でもそういったのが出たというのは非常に残念であります。

平成29年に一般質問をした時に、これを受けてどういうふうに県教委はしていくのかということを質問したら、薬物乱用防止教室を体験型に変えていきながら、もっともっと強化していきますという答弁があったかと思います。

この男子高校生につきましては、こういった薬乱防止教室を受けていたのか、もしくはその高校がやっていたのかどうか、そこがわかれば教えてください。

【松﨑体育保健課長】事案の生徒が当時おりました学校では、薬物乱用防止教室はやっておりました。県下の公立高校全ての学校で100％実施しているところです。ただ、その体験型、生徒参加型の内容ではなかったということであります。

【宮本委員】 長崎県内では、他県と比べるという言い方は難しいかと思いますが、他県の状況というのが、その高校生の比較というのは難しいかもわかりませんが、ほかはどういうふうになっているのかというのもちょっと気になるところでもあります。多かれ少なかれ、一人でも逮捕されたということは、非常に残念なことでもありますし、これを受けて、今後、もうちょ

っと強化しないといかんという考えがありますならば、お聞かせいただければと思います。

【松﨑体育保健課長】今ありました薬物乱用防止教室については、これまでも警察職員や薬剤師などの外部専門家による講師を招いて実施しているところです。この薬物乱用防止教室の中で、特に強調というか、コンセプトとしては、まずは、薬物乱用は特別な問題とか、限られた人によるものではない、誰の身近でも起こり得る問題であるということを十分理解させることが重要であります。

もう一つは、乱用される薬物は、使用することはもちろん、所持することも禁止されているということも理解させる必要があると思っております。

学校教育において、児童生徒が薬物乱用のそういう誘惑に影響されることがないよう、正しく判断して対応する、そういう力を身につけさせる必要があると思っております。

この薬物の問題、この規範意識を強化していくためにも、学校だけではなくて、家庭の方でもしっかりと教育ができるような形をやっていきたいと思っております。そのためにも、例えば薬物乱用防止教室の中に保護者も参加していただいたり、あとはそれを受けて家庭で実施したり、ＰＴＡも今まで以上に、どういった形で子どもに家庭の中で実施できるかという手法も考えていきたいと思っております。

薬剤師会との意見交換会もございますので、その中でもこちらから提案をしていきながら対応していきたいと思っております。

【宮本委員】 言われたとおり、大人も巻き込むということも大事かもしれませんね。思うんですが、やっぱりこれは氷山の一角ではなかろうかなという懸念もありますね。だから、薬乱防止教室を強化するのと同時に、もうちょっと違う側面から考えていく必要もあるんじゃないかなと思います。先ほどおっしゃったとおり、ＰＴＡとか大人も巻き込みながらやっていくということももちろん必要でしょうし、そういったことで、今後出ないように、こういった事案がないように県教委としても、市町の教育委員会ともしっかりと連携をとって強化いただければと思います。

教育長、この事件、この事例を受けて、県教委として生徒に対する指導のあり方、薬物に対するあり方、いま一度考えるべきではないかと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

【池松教育長】この大麻の所持事案というのが初めてじゃなかったわけですけれども、やはりインターネット等の発達の中で、都会だけの話ではなくて、いわゆる地方都市でもこういう事案が起こり得るということの危機感を、我々大人、教育関係者だけじゃなくて、持つ必要があると思っております。

また、一方で合法化されている国もあるものですから、体に悪くないというんですか、そういう情報も飛び交っていますので、しっかり自分を傷つけることになるということを今まで以上に、先ほど課長が答弁いたしましたように、子どもだけじゃなくて、大人もそういう危機感を持てるような啓発活動を繰り広げていかなければいけないと思っている次第です。

【宮本委員】 ありがとうございます。教育長がおっしゃったとおり、大麻というのは諸外国では合法化されています。医薬品としても、例えばてんかんという疾患についてもオイルで摂取すれば劇的に改善するという報告も海外ではあるんですね。それを今、日本でも取り入れよう

という動きもあります。だから、シビアに、慎重に対応しなければならないなと、私自身も思っていますから、先ほど教育長がおっしゃったとおり、どこが悪くてどこがいいのかというのをしっかりと教育していくべきであると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、午前中、そして先ほどからもさまざま議論があっていましたけれども、佐世保市内の県立青少年教育施設について、私の方からもちょっとだけ確認を踏まえてお尋ねをいたします。

私もこれは小学校の時に世知原少年自然の家、行きました。沢登りをいたしまして、嫌な思い出しか残ってない。ものすごくきつかったんです、沢登り。なんでこんなことをするんだろうかというぐらいの印象はものすごくあるところです。

今日の佐世保市議会の一般質問でもこの議案が取り上げられて、県立青少年教育施設についてということで、地元の市議からも市教委に対して質問があっています。

その中で、県立世知原少年自然の家の運営終了に関して、利用者及び地元の理解が得られると思われるかというのを市教委に投げかけられています。

もう一点、関係者への十分な説明と議論が先行と考えるが、市教委から県に対し強く働きかけするべきではというような議論もされているんですが、先ほど課長が言われていました、今後のあり方については地元の自治体と連携を取りながら今後のあり方はやっていきますという答弁があったかと思うんですが、これを廃止するに当たっての地元との協議、要は世知原町との協議というか、そこに対する働きかけはなかったということを聞いています。市教委にはあったかもしれませんけれども、地元の自治体にはなかったと聞いていますが、そのことについて、まずは確認をさせてください。

【山口生涯学習課長】 今おっしゃったとおり、地元の佐世保市、松浦市、平戸市の教育委員会の方には事前にご説明しておりますけれども、地元の自治体というか、世知原の地元の公民館とか、そういったところとは全く話はしておりません。

【宮本委員】それはするべきではないかと思いますが、それをやらなかったのはなぜでしょうか、理由をお聞かせください。

【山口生涯学習課長】 ここで、今日、教育長が表明した後にやろうと考えていたからでございます。

【宮本委員】遅いんじゃないかなという気がしてですね。まず最初に、地元で説明を、恐らく私の推測、反対が出るからというふうに私は思っていたんです。地元から反対が出るから、地元でまずはしたくないのかなというふうに思っておったんですが、恐らくこれも廃止の方向ですよね。なので、それを持っていくならば、もうそれに従わなければならないというのがあります。私としては、もっと地元の意見を聞いていただきたいという思いです。

その方が言われていました。世知原少年自然の家は、地元にとってみたら光なんだと、宝なんだと。地元の活性化においては、ここはなくてはならないところなんですよというのをお聞きしたところなんですよね。

いただいた資料についても、利用者が減っているのならまだしも、利用者はどんどん増えていっている。推移というんですかね、増えている一方で、この話がどんときたら、やっぱり地

元はいやいや、いやいやと、そんなに減っていないでしょうと。確かに築年数はありますよ。築年数はあるかもしれんけど、大規模改修は少しずつやっていけばいいんじゃないかという気にもなる。一気にどんではなくて、少しずつ時間をかけてやっていってもいいんじゃないかと思うんですが、集約するとなると、やはり地元の反発というのはもちろんくるのは必然であると思っています。その点について県の考え方、県の対応としてはいかがなものかと思いますが、再度答弁をいただけますか。

【山口生涯学習課長】 今、お話をいただきまして、確かに手順として、地元に先に少し話しておくべきだったのかもしれないとは思います。

ただ、案件といたしまして、私どもは、先ほども申しましたように、世知原の少年自然の家がだめだとか、そういうことではなくて、トータルで考えて、これからの青少年教育施設の在り方を考えた時に、どうしても佐世保市に2つあるのは多いというふうに判断したものでございますから、これに関しては、まず議員の皆様とか、あるいは教育委員会の中で話し合いをしてから、それから地元の方に説明をしていくのが手順だろうと、私の方で考えたところでございます。

【宮本委員】 そうですね、佐世保に2つということからするとそうかもしれませんけれども、先ほどからも堤委員、そして宮島委員からもあったとおり、もともとは佐世保市と北松という括りだったというところからするならば、距離的には近いかもしれませんけれども、利用とするならば、そういう分かれ方でいたんだということがあるわけですよね。なので、ちょっと地元の意見を聞いていただきたかったということ、非常に残念だなと私自身は感じています。

これは世知原少年自然の家が廃止になって、青少年の天地に集約するということでありますけれども、確実に集約できるとお考えですか。

【山口生涯学習課長】 令和元年度の4月から10月までの利用状況を見ますと、世知原と天地、を足して天地で入るかという計算をしたところ、今のところ10日ほどオーバーフローする日がございます。120％とか101％になる日が10日ほどございますけれども、日程の調整を行えば、理論的には全部入ってしまうと考えているところでございます。

【宮本委員】 試算された上でのこの考え、この議題であるので、そうだろうと思います。

しかしながら、世知原少年自然の家、そして青少年の天地、烏帽子は非常に登りますよね。すごく登ります。天候が悪い時、冬なんかは非常に行くのも難しいんじゃないかなというぐらいです。ですから、築43年、そして片や築32年ではあるかもしれませんけれども、もうちょっとこういう公共の施設については、今後の長寿命化も含めて考えをしていくべきではないのかなと思います。

佐世保は、新幹線問題で苦渋の選択、この世知原少年の家で苦渋の選択、どこまで苦渋の選択をすればいいんだという声もちょっと出てきておりますから、丁寧な説明を求めるところではあります。

今後の活用について、これは地元が活性化するような施設で残っていかなければならないと思っておりますが、今後の対応については地元、そしてまた、市、県、あるゆる関係団体と話をされることになろうかと思いますが、その方向性については、県としての一定のお考えを再度確認をさせていただければと思います。

【山口生涯学習課長】 先ほども申しましたが、

来週、世知原の地元の方々とお話しをする機会を持とうと思っております。その後、佐世保市との話になってくると思います。既に市教委にはお話をしておりますので、投げ返しがあるだろうと思っています。

ただ、戻りますけれども、建物とか、それはそのままございますので、その跡地をどのようにしていくかということについては、ずっとこれからもお話し合いをしていく余地は十分あると思っております。

【宮本委員】 もう時間ですので、市教委に恐らく話をされた時にも、市教委の方も非常に心苦しかったと思います。それ以上に、地元はもっともっと心苦しいのでは、心苦しいとやっぱり思いますから、廃止というのは非常に残念ではありますが、今後については、この地元がより一層活性化できるように、そしてまた、耐震もありますので、どういうふうになっていくのかは検討を協議をしながら進めていただきたいということを強く要望し、地元の意見をしっかりと聞いていただきたいことも、再度、併せて要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】ここで県立学校改革推進室長から、追加で説明をお願いします。

【小野下県立学校改革推進室長】先ほど私が答弁いたしました山本(由)委員からの進学希望状況調査の話なんですが、山本(由)委員がおっしゃった数字と、私が申し上げた数字が異なっておりまして、私が426減と申し上げたんですが、正確には423でありまして、申しわけございません、それは訂正させてください。

それと、山本(由)委員がおっしゃったのは、全日制の学校を既に希望している子どもたちの数でして、公立の全日制で学校を決めていませんという子どももおり、それを加えると私が申し上げた数字になるということでございますので、データ的にそごがあるわけではございません。

以上、補足説明させていただきました。

【ごう委員長】 では、次に質問のある方。

暫時休憩いたします。

― 午後　４時　３分　休憩 ―

― 午後　４時　６分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【前田委員】個別に済むことは個別にやりますが、1点だけ。

手元に補足説明資料として「平成30年度地方創生交付金の効果検証について」という資料をもらったんですけれども、まち・ひと・しごとが2期目に入っていく中で、1期目の教育委員会としての地方創生推進交付金を使っての事業の数と、どんな事業があって、その成果はどうだったのか、口頭で結構なのでお答えいただければなと思います。

【草野学芸文化課長】 配付資料の5ページの一番下になります、7番目なんですけれども、日朝間の歴史文化の（発言する者あり）これは違いますか。交付金をこれに使っているんですけど。

5ページの一番下の7番です。これは先ほどちょっとご説明しました、今、一体型で対馬歴史民俗資料館の再整備事業をしておりまして、対馬市の方が対馬博物館を、県の方が対馬歴史研究センター、これは仮称ですけれども、それを一体的に整備を進めているという事業の建設費に29年度だけ、事業費としましては6,271万円ほど、その半分を国からいただいておりまして、3,135万5,000円いただいております。これは地方創生交付金という形でいただいている分がご

ざいます。

【前田委員】 わかりました。それは理解しましたが、私が聞いているのは、それはそれで結構なんですけれども、この表でいけば、上の方にある拠点整備ではなく、地方創生推進交付金として各種事業をやったものが何があったんですか、この5年間でというお尋ねをしています。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

― 午後　４時　８分　休憩 ―

― 午後　４時　９分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【中尾総務課長】委員お尋ねの地方創生推進交付金を使った教育庁が主となる事業はございません。

【前田委員】 平成26年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略というものが閣議決定して、文科省においても地方創生、教育分野における地方創生の推進ということで各種事業を展開していますよね。じゃ、それを取り入れた事業というのは、長崎県は何かあるんですか。国でやっている地方創生推進事業の取り込みというのはあるんですか。

資料をもらって、ないなと思って見ていたんですね。それで、文科省のサイトを見たら、やっぱり地方創生の推進ということで文科省も事業をいろいろ展開しているんですよね、まち・ひと・しごと創生総合戦略の交付金を使って。

第二期の素案の概要の中にも、まち・ひと・しごとの中で施策体系を構築するというところの1の3に長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てるという施策体系が入っているんですよ。

ちょっと不思議に思ったのは、要は他県の事例もちょっと確認させてほしいんですけれども、長崎県の教育委員会としては、この5年間、拠点整備は別としても、地方創生交付金を使って、要は未来を担う子どもというか、それを育てるという見地に立っての事業をやってないのかなと思ったんです。やっていないのであればないということですから、第二期に向けてぜひやっていくべきだと、一期の検証という意味でですね。だから、その地方創生推進交付金を使っての事業という視点が、申しわけないけれども、欠落しているのかなという気がするんですが、他県はどうですか。他県もないんですか、こういう事業が。でも、文科省は持っていますよね、地方創生推進交付金の事業を使って。

【ごう委員長】 休憩します。

― 午後　４時１２分　休憩 ―

― 午後　４時１４分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【中尾総務課長】 他県の状況につきましては、現在、把握をしておりませんので、確認をしましてご報告を差し上げたいと思います。

【前田委員】 それは調べてほしいんですが、まち・ひと・しごと、しつこいですけれども、この推進交付金を使っての事業というものは、県の教育委員会は自分たちとしては組み立てるものではないという認識なんですか。そこの確認だけ。だって、実際出していないんだから、ないということでしょう。他県を調べてもらいますけれども。十分教育委員会でつくり上げたものを出せば、推進交付金として申請できると私は思っているんですよ、実を言うと。違いますかね。だから、その意識がないんだったら、そこはできないならできないでいいんだけれどもそこだけはっきりしてほしい。何か意思の疎通、行き違っていますか。

【中尾総務課長】 現状では、教育委員会が主となり検討した事業はございません。

【前田委員】 じゃ、その視点で検討できるのかどうかは、第二期が始まるんですから、ぜひ早急にやってほしいし、仮に他県がそういうのを出しているのであれば、本県の教育委員会も地方創生推進交付金を使ったソフトの事業とか展開すべきですよ。なんでその視点がないというか、今、できないということもわからないんでしょう。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

―― 午後　４時１６分　休憩 ――

―― 午後　４時１８分　再開 ――

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問のある方。

【宮島委員】 時間も経過しておりますので、端的に質問させていただきます。

先だって、新聞報道で県内の公立小・中学校で、いわゆる過労死ラインとされる月80時間超の時間外労働をした教職員の方が、昨年度、2018年度で延べ6,785人いらっしゃったという報道がありました。この件について、教育委員会としてはどう把握しておられるのか、お聞きします。

【高鍋義務教育課人事管理監】 超過勤務が80時間を超えている職員について、今年度の4月から9月に関しましては2,805人ということで、割合としますと月当たり5.1％という状況でございます。

【宮島委員】前年同期に比べてどのくらいの減少でしょうか。

【高鍋義務教育課人事管理監】職員数が変わっておりますので、数は省かせていただきますが、前年同期が8.0％でございました。それが今年度は5.1％に減っております。

【宮島委員】報道記事にも掲載されてありますとおり、100時間超とかの数字も書いてありますが、その辺は避けますけれども、県教委としては、この時間外労働の縮減について努力されていると、減少傾向にあるということについては、その取組について良しとしたいと考えます。

しかし、一方で県教委の方では、2023年までにはこの超過勤務80時間超、これをゼロにするという目標を掲げておられるので、ゼロにするということであれば、なかなかこれは難しい話ではないかなと、もっともっと努力が必要だなという感じがいたします。

その中で、県立の中学校、高校、あるいは特別支援学校についても数字が書いてあるところでありますし、私も資料を頂戴いたしました。この記事の中でも指摘をされているんですが、一番多いのが部活動です。部活動の占める割合というものが、県立学校でも全体で約半分ぐらいが部活動に関わるものだと。このことについては、既に部活自体の時間を制限されるなどの取組や、あるいは運動部、そしてまた、今般は文化部の方でも指導員を設置するという方針が立てられております。このことについて進捗状況や今後の方針についてお聞かせいただければと思います。

【松﨑体育保健課長】運動部の部活動指導員につきましては、今年度、県立高校の方で11名、県立中学校で1名、市町では11名の予算を確保しております。今後、5年間で、我々としては各学校に1名ずつ配置していきたいと考えております。

【草野学芸文化課長】文化部の方になりますけれども、本日、お配りしております資料の重点戦略のところに、来年度の予算要求としまして、

文化部の方の部活動指導員も要求をさせていただいているところです。市町にニーズ調査をいたしましたけれども、市町からは部活動指導員のニーズは出ておりませんでした。県立の方でそういった要求をさせていただいております。

【宮島委員】しっかり取り組んでいただきたいと思います。

その次に理由として挙げられているのが校務分掌、これが挙がっております。県立学校全体で16.3%、昨年ベースでありますけれども、そういう数字が挙がっております。この校務分掌の時間を縮減するということについてはどのような取組をしていくのかお聞かせいただきたいと思います。

【本村高校教育課人事管理監】校務分掌と申しますのは、学校の中で仕事を、例えば教務で時間割をつくる人とか、進路指導で生徒の進路希望を取ったり、就職であればその企業との調整をしたり、生徒指導であったり、そういう業務を幾つかに分けて実施、業務分担をして行っているものが校務分掌でございます。現在、この校務分掌が非常に学校の中で数が多いということでありまして、その校務分掌を統合して、2つを1つにしたりするようなことで負担軽減を図り、あるいは業務を分担するような方法をとっております。

【宮島委員】 この校務分掌、そのほかにもクラス担任業務という形で12.3%上がっております。これも高い数値でありますので、併せてその縮減について取組を進めていただくよう要望したいと思います。

それと、もう一つでありますけれども、理由として挙がっているのが課外授業なんですね。特に、全体の県立学校の6.4%がその超過の理由として挙げられておりますけれども、全日制の普通科におきましては、9.0%、約1割程度の皆さん方がこの課外授業を超勤の理由として挙げられておりますけれども、この課外授業についての取組はいかがでしょうか。

【本村高校教育課人事管理監】課外授業はＰＴＡの依頼を受けまして、早朝であるとか、土曜日であるとか、そういったところで補習の授業等を実施しているところであります。

平成30年度から働き方改革を校長会でもお話をしておりまして、どういう業務が削減できるか、あるいは見直すべきかというのをずっと議論を重ねております。その中で、先ほど委員がおっしゃった超過勤務の主な理由の中の課外授業もこの中の一つに入っておりまして、補習であるとか、あるいは自学会等は回数を見直したり、縮減の方向で進めていく。そして、やはり学力をつけるというのは正規の授業でしっかり学力をつけていくべきで、補習と申しますのは、補完的に基礎学力を定着させるという意味合いが強いのでないかと思います。今後とも、力をつける、学力をつけるのは授業、正規の授業を中心にやっていくという方向で働き方改革を進めてまいりたいと思っております。

【宮島委員】長崎県の場合は、他県と比べても、いわゆる詰め込み教育をやっているんじゃないかというような指摘も一部ございます。先ほどご説明をいただいたとおりに、補習、そしてまた自学会、また夏には1週間程度の合宿の学習、そうしたこともずっとやっておられて、そういう意味では、先生のみならず、生徒に対しての負担もかなり強いんじゃないかということを感じております。

そういう意味では、補習に関して言えば、先生の中でも、中には好きで補習をやりたいわけではないんだというようなことを公言される先

生もおられるようでありまして、傾向とすればあまりよくなってない。もちろん、最終的には子どもたちの学力を上げるというのが一つの大きな目的であると思います。しかし、センター試験などの都道府県別の平均点などを見ても、必ずしもその成果が上がっていないということを見れば、この詰め込み教育自体を見直す、そういう意味では課外授業自体を根本的に見直すような時期にきているんじゃないかという感じがいたしますけれども、教育長のご所見をいただきたいと思います。

【池松教育長】教職員の働き方改革ということは何のためにやるかということなんですが、先生方に時間的な余裕が生まれて、心の余裕が生まれることによって、子どもたちともっと密接に接することができるような時間をつくらなければいけないという観点で取り組んでおります。

県立高校のお話で、確かに課外授業、いわゆる補習の部分で朝があったり夕方があったりしていますので、そこが正規の勤務時間外にカウントされるということはまさにそのとおりであります。

先ほど言ったように、校長会そのものも各学校にあった働き方改革を進めております。

ただ、逆に保護者の方から、例えば大学進学の進路について、十分そこに行けるように、教えてくれというような要望もございます。宮島委員がおっしゃるように夏の勉強合宿等も含めて、長崎独自の部分もあるんでしょうけれども、私が一番気にしているのは、保護者の方々の要望もある中でそこを単純にやめるというわけには現実的にいかないだろうと。ですから、そこを保護者、生徒自身も理解をいただいて、そうすることによって、いわゆる先生方がもっと張り切って仕事ができる状態にすることが、結局は子どもたちにとってプラスになるんですよということも含めて取り組んでいかなければいけないと思っております。

部活動もそうです。ガイドラインで、例えば2日休む、第3日曜日は必ず休むというガイドラインを示して、日本一になりたい子どもがいた時どうするんだというようなご批判もあったんですけれども、休むことが子どもたちにとってもプラスになると、実力も上がっていくというような啓発を含めて、保護者の方々の理解が今進んでいるところだと思いますので、学校の教育の面についても、おっしゃるように時代が変わってきた中で、どう折り合いをつけていくかという視点で我々も取り組んでいきたいと思いますし、小・中学校については市町の教育委員会とも連携をとって進めていきたいと考えているところでございます。

【宮島委員】 ただいま、教育長のお話のとおりに、随分時代も変わりまして、いろいろな教育環境が変わる中で、生徒のニーズ、あるいは保護者のニーズも変化をしていると感じます。そうは言いながらも、教育長が言われるとおり、なかなかすぱっと物事を変えるのも難しいという話も、これはこれとして確かなことだなと思います。しかし、生徒そのものが、もうそれありきということではなくて、やはりそこは環境と時代に合わせて柔軟に考えていただいて、まずは生徒第一に考えていくべきでありましょうし、またそのために先生がしっかりと支えてもらうという意味で、お互いがよくなるような環境を、これは市町等も含めて連携をとっていただきながら、しっかりと進めていただくよう要望したいと思います。

【松﨑体育保健課長】 宮島委員の答弁の中で、市町の運動部活動の指導員の数を11名と答弁

させていただきましたが、21名の誤りです。申し訳ございません。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方。

【北村委員】前回の質問の中で質問のし残しがございました特別支援教育についてでございます。

この支援計画の中に特別支援教育コーディネーターという記載がありまして、この個別の教育支援計画は、本人、保護者、そして教職員の特別支援コーディネーターが携わるであるとか、保護者との面談には管理職や特別支援教育コーディネーターというような方が一緒に同席するということで、その特別支援コーディネーターの方の役割といいますか、大体どういった配置状況なのかとか、どのような資格をお持ちなのかとか、そういったところをご教示いただければと思います。

【分藤特別支援教育課長】特別支援教育コーディネーターの指名につきましては、100％指名をされている状況でございます。

特別支援教育コーディネーターの業務といたしましては、通常の学級で、発達障害を含む配慮の必要な子どもたちの指導をその担任の先生が一人で考えるのではなくて、一緒に考え、支援するということが大きなものじゃないかと思います。もちろん、特別支援教育に関する内容について、学校外と連携・調整を図る。学校外と申しますのも、例えばその子どもが放課後に使われている放課後等デイサービスとか、また、特別支援学校のセンター機能を活用したりする時に、コーディネーター間で相談、連絡調整などをすると。そういったことが業務としてあるかなと思います。

校内委員会のなかで、特別支援教育に関することについて、ケーススタディーをしていく中心メンバーとして、その会を切り盛りするという役割も大いにあろうかと思います。

【北村委員】 わかりました。100％指定されていると。教職員の方がなられるという理解でいいですね。

【分藤特別支援教育課長】校長が教員をコーディネーターとして指名するということでございます。

【北村委員】 わかりました。この特別支援教育コーディネーターの方々に保護者の方から寄せる期待が大きいのかなということでお声を聞いております。やはりこういったことは経験とか、知識が豊富な方ほどよいのかなと思います。ぜひしっかり研修等々を充実させていただければと思います。

続きまして、特別支援学校で医療的ケアが必要な児童生徒の推移ということで事前にお伺いをしておりましたけれども、児童生徒数の推移と、要は、医療的ケア児として、年間、何人が新たに入ってきているのか。その推移をお示しください。

【分藤特別支援教育課長】 まず、我々は二つの調査をしております。一つが特別支援学校の医療的ケア児数の実態把握、二つ目が公立の幼稚園、小・中学校、高等学校の医療的ケア児数の実態把握をやっております。

平成30年5月1日現在の数字を申しますと、訪問教育を含む県立特別支援学校に136名、公立小・中学校に10名、計146名の医療的ケア児が在籍しておりまして、そのうち新しく小学1年生で入学した医療的ケア児数は146名の中の7名ということでございました。

平成30年度以前のデータを見ますと、大体7名から8名ぐらい、小学1年生のお子さんが入学しているような状況でございます。

今後も、この医療的ケア児の実態調査を継続していきまして、医療的ケア児の安全確保と充実した教育を提供するための資料としてまいりたいと思います。

【北村委員】 わかりました。出生時に医療的ケア児の数の確認が、個人情報ということもあってなかなかできないという中で、ただ、小学校に上がったら児数がわかるということでありますから、そういった数を、5課にまたがるということでございますので確認をさせていただいたところでございます。

そして、昨日、県庁舎跡地の調査をさせていただきまして、非常にいろいろ遺構とか見せていただきましてありがとうございました。その中で、フローチャートで流れの説明がございましたけれども、現在、予備調査を行っている状況で、これで遺構なしか遺構ありに分かれるというところだったと思います。そして、その遺構がありということで、来年の令和2年の1月、2月ぐらいに報告をするというお話だったかと思いますが、確認のために、もう一度お願いいたします。

【草野学芸文化課長】 現在、県庁舎跡地の範囲確認調査、これは10月16日から3カ月の予定で進めております。今の予定では1月15日までということで、現在、発掘調査の状況は18カ所で調査を進めておりますけれども、昨日、18カ所目に着手しましたので、一応全部、今のところ調査を始めたという状況です。

12月5日に県庁舎跡地活用室の方の外部専門家で委嘱されている委員のうち2人、奈良大学の坂井教授と熊本文学歴史館長の服部館長に来ていただいて調査の状況を見ていただきました。その中でも2点お話があったのが、旧立体駐車場前の試掘坑では、見ていただいたように明治期の石垣と江戸期の石垣のラインが出てきていると。こういったラインが特定できれば絵図と合わせて奉行所の規模や配置がわかる手がかりの一つになるということで、ラインの確認ができたのは大きな成果であるというご意見をいただいております。

このほか、西側、第3別館側の石垣付近においては、もともと地形が低くなっている土地でしたので、我々もまだ調査開始の時では地山が確定できていない場所でございました。そこのところは江戸期の層が削平されずに残っている箇所がありそうだと。寛文の大火1663年以前のものと思われる遺物とか、土層あたりが確認されているので、その下にさらに古い時代の遺物を含む層が残っている可能性もあるのではないかと、そういうことで掘り下げて調査をしてみてはというようなご意見をいただいたところです。

我々も1月15日までまだ調査をしていきますので、次の層がどんなものが埋まっているのか、そういう確認をしていかなければならないと思っている状況であります。

昨日、この後の流れについて、遺跡がなしということではなくて、遺跡ありの方で今後協議を進めていく必要があるということで考えておりますけれども、調査が終わった段階で、また専門家のご意見等も含めて、遺構についてご意見をいただいて、また、開発側の跡地活用室と協議をしていくような形になるかと思います。

【北村委員】遺跡ありということで進めていくという理解だったんですが、ありなしを含めてまた協議をするということなんですか。

【草野学芸文化課長】言葉足らずで申しわけございません。その遺構がどういったものであるかは、我々がご報告をするという形になります。

1月15日に調査が終わって、その後1～2週間整理の期間が要りますけれども、その後にどういったものがここの中にあったというような形でご報告をさせていただいて、そういったものの報告を踏まえて専門家の意見を聞きながら、どう進めていくのかということについて、市の方がホールの方を整備しようとされておりますし、交流・おもてなしの施設は県の方で整備をされようとしておりますので、そういった部分についての協議をするという形になってまいります。

【北村委員】 わかりました。これが一応予備調査ですから、本発掘調査というのもやる可能性があるというところで、そこまでのスケジュールは11月くらいと見込んでいるというような話だったかと思います。

私の感触というか、県民、市民の皆さんの一番気になるところは、この計画が変更されるのかどうかというところかなと思います。確実なことは言えないんだろうと思いますけれども、この市によるホールの建設とかの計画が変更される可能性が高まったのではないかという理解をしているんですけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

【草野学芸文化課長】 まだ、調査の途中の段階でございますので、そこのところについてどうなっていくかというのは、（発言する者あり）それと活用についての所管部署でもございませんので、そこについてはなかなか答弁できるところではございません。申しわけありません。

【北村委員】 わかりました。

調査結果を資料でいただきまして、1614年以降、長崎奉行所の時代にはいろいろ出てきたというようなお話でした。しかし、原始から教会堂破却の時代、いわゆる西暦1614年までにおける埋蔵文化財の確認はできなかったというような報告だったろうと思いますけれども、この原始から教会堂破却の時代のものが資料のＴＰ7、8、10、11でなかったということでありますから、これでなかったと断定をできるのかどうか。もしくは、ほかのところを掘ってみれば、やっぱりまたあるんじゃないかという可能性を考えてしまうんですけれども、どういう判断をされているんでしょうか。

【草野学芸文化課長】 昨日、視察いただいた段階までの調査では、まだそこは確認できていないということで、まだなかったの結論までは至っておりません。まだ、その下の層が残っているということでもありますので、そこまで掘り下げてまた調査を進めていくという形になります。

【北村委員】 わかりました。専門家の方々もしっかり、いろいろな遺物が残っている可能性があるのではないかという見解を示されているので、慎重に調査を進めていただければと思います。終わります。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方。

【堤委員】 一言だけ、今日、県教委として世知原の少年自然の家の廃止を決定したことを本日表明をしたということで、この資料にもありますけれども、廃止後の施設等の活用について、地元の方々などのご意見を伺いながら検討ということ。つまり、地元の意見というのは、廃止後の施設の活用についてということになるかと思いますが、この廃止というのは、もし廃止されることになれば、利用者の皆さんにとっても、地元にとっても、県北地域全体にとって大変大きな損失になると思います。厳しい状況の中と思いますけれども、せめて、もし廃止をしないといけないのであれば、これを遅らせることはできないのかと思います。できるだけ、もう少

し存続をさせて、もうしばらく続けられるようにということを要望したいと思っていますが、見解をお願いいたします。

【山口生涯教育課長】委員のお気持ちはよくわかりますけれども、先ほども申しました、ユーザーのことを考えますと、このままやらせていただきたいと考えているところでございます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

― 午後　４時４５分　休憩 ―

---

― 午後　４時４５分　再開 ―

---

【ごう委員長】 再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時よりこども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

― 午後　４時４６分　散会 ―

---

# 第 3 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

令和元年１２月１２日

自　午前１０時　０分
至　午後　５時　８分
於　委員会室２

---

２、出席委員の氏名

| | |
|---|---|
| 委員長(分科会長) | ごうまなみ　君 |
| 副委員長(副会長) | 中村　一三　君 |
| 委員 | 前田　哲也　君 |
| 〃 | 山本　啓介　君 |
| 〃 | 大久保潔重　君 |
| 〃 | 山本　由夫　君 |
| 〃 | 山口　経正　君 |
| 〃 | 宮島　大典　君 |
| 〃 | 宮本　法広　君 |
| 〃 | 堤　典子　君 |
| 〃 | 北村　貴寿　君 |

---

３、欠席委員の氏名

なし

---

４、委員外出席議員の氏名

なし

---

５、県側出席者の氏名

| | |
|---|---|
| 教育委員会教育長 | 池松　誠二　君 |
| 総務部長 | 平田　修三　君 |

---

| | |
|---|---|
| 福祉保健部長 | 中田　勝己　君 |
| 福祉保健部次長 | 安永　留隆　君 |
| 福祉保健課長 | 渡辺　大祐　君 |
| 福祉保健課企画監（福祉保健総合計画・企画予算担当） | 岩崎　次人　君 |
| 監査指導課長 | 磯本　憲壮　君 |
| 医療政策課長 | 伊藤　幸繁　君 |
| 医療人材対策課長 | 石田　智久　君 |
| 薬務行政室長 | 本多　雅幸　君 |
| 国保・健康増進課長 | 小田口裕之　君 |
| 国保・健康増進課企画監（健康づくり担当） | 永峯　裕一　君 |
| 長寿社会課長 | 峰松　茂泰　君 |
| 長寿社会課企画監（地域包括ケア担当） | 山口　美紀　君 |
| 障害福祉課長 | 桑宮　直彦　君 |
| 原爆被爆者援護課長 | 橋口　俊哉　君 |

---

| | |
|---|---|
| こども政策局長 | 園田　俊輔　君 |
| こども未来課長 | 濱野　靖　君 |
| こども家庭課長 | 今冨　洋祐　君 |

---

６、審査の経過次のとおり

―　午前１０時　０分　開議　―

【ごう委員長】　それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りをいたします。

審議を行う予算議案と第135号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は関連があることから、予算議案及び第135号議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論、採決を行い、委員会再開後、第135号議案についての討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】　それでは、そのように進めさせ

ていただきます。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算は、福祉保健部合計で119万2,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で7,000万8,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、職員給与費について、関係既定予算の過不足調整に要する経費であります。

また、債務負担行為について、長崎県看護キャリア支援センター管理運営にかかる令和2年度からの5年間に要する経費として、2億6,642万5,000円を計上いたしております。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、福祉保健部合計で1,743万3,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和元年度の福祉保健部所管の歳出予算は、1,028億7,831万4,000円となります。

続きまして、第135号議案「公の施設の指定管理の指定について」につきましてご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。議案の内容につきましてご説明いたします。

第135号議案「公の施設の指定管理の指定について」につきましては、長崎県看護キャリア支援センター条例に基づき、長崎県看護キャリア支援センターの管理運営を行う指定管理者を公募したところ、1者から申請があり、選定委員会における審査結果を踏まえ、「公益社団法人長崎県看護協会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】 次に、こども政策局長より、予算議案説明をお願いいいたします。

【園田こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案

「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、こども政策局合計で93万6,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員給与費について、関係既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、2ページをお開きください。

債務負担行為について。

令和2年4月1日から履行する里親育成支援事業業務委託に係る令和2年度の債務負担行為として、793万1,000円を計上いたしております。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、こども政策局合計で162万円の増となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】 次に、医療人材対策室長より補足説明をお願いいたします。

【石田医療人材対策室長】予算議案に計上しております債務負担額と、第135号議案の長崎県看護キャリア支援センターの指定管理者の指定につきまして、一括してご説明いたします。

「長崎県看護キャリア支援センター指定管理者候補者の決定について」という表題の補足説明資料をご覧ください。

本議案につきましては、令和2年3月31日で指定管理期間が満了となる長崎県看護キャリア支援センターについて、同条例第2条の規定により指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

長崎県看護キャリア支援センターにつきましては、県内における質の高い看護職員の安定的な確保を目的として、佐世保市平瀬町にありました旧県立佐世保看護学校校舎等の跡地において、平成27年4月に開所し、今回2期目の指定管理となっております。

業務内容につきましては、資料の2に記載のとおりでございます。

長崎県看護キャリア支援センターの指定管理者の募集に当たりまして、応募団体は、資料の3に候補者として記載しております公益社団法人長崎県看護協会の1団体でありました。

指定管理期間につきましては、4に記載のとおり令和2年度から令和6年度までの5年間といたしております。

県の負担金といたしましては、5に記載のとおり毎年5,328万5,000円、5年間合計で2億6,642万5,000円を予定しております。

裏面をご覧ください。

選定の経過でございますが、有識者5名の委員からなります指定管理者選定委員会を設置して、申請のありました事業計画書、申請者によるプレゼンテーション、質疑などをもとに審査を行った結果、指定管理者として妥当であるとの判断をいただきましたことから、今回、指定管理者の候補者として決定したものでございま

す。

なお、本会議において議決を得られた後は、令和2年1月に指定管理者の指定の告示を行い、指定管理業務について指定管理者と協議を経て年度内に基本協定を締結、令和2年4月に令和2年度の協定書を締結する予定としております。

以上で、長崎県看護キャリア支援センターの指定管理者の指定について、ご説明を終わらせていただきます。

【ごう分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第135号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、福祉保健部の第119号議案と第135号議案、一括して質問をさせていただきます。

長崎県看護キャリア支援センターの債務負担行為、5年間、約2億6,000万円で、これは単年度に直せば約5,300万円になりますが、この内訳をもう少し具体的に。年間、こういったところにこういった経費がかかるという、ちょっと具体的なものを教えていただけますか。

【石田医療人材対策室長】 債務負担の額、1年に直しますと約5,300万円でございます。これに受講料等の収入が約100万円ございまして、総事業費としては年度当たり約5,400万円となっております。このうち半分の約2,700万円が、職員8名、常勤換算でいうと6.7人の人件費でございます。残りが事業費と管理費ということになります。

事業費については約2,500万円となりますが、このうち約1,000万円が講師の謝金、旅費、あるいは外部の会場使用料、こういったものに使わせていただいております。残りは、研修資材等の消耗品、あるいは研修資料、広報活動にかかる印刷製本、もしくは来場者及び職員のパソコンリース料、電気代、こういった費用になっているということでございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。半分の約2,700万円が人件費ということで、8名は次期5年間も変わりないということでよろしいでしょうか、確認させてください。

【石田医療人材対策室長】 はい、変わりございません。

【宮本委員】ものすごくここはきれいな施設になっていまして、広い施設になっています。いろいろ備品もあるかと思うんですが、平成27年4月からということでありますならば、研修に資するベッドとか、そういった機材などもあるかと思いますが、そういった消耗品について、劣化したりとか替えなければいけない大きなものはないという認識でよろしかったでしょうか。

【石田医療人材対策室長】委員ご指摘のようにこの施設には、ベッド、もしくはシミュレーションに使うような機材といったものがございます。今、予定しているところでは、大きなところを一気に変えることはないということでございまして、前回、平成27年度当初に買って、その後は平準化して、今は消耗品費は大体毎年同じくらいの額になっているということでございます。

【宮本委員】これもまた初歩的な質問ですみません。あそこの土地代とか家賃とかというのは、どうなっていましたでしょうか。県の土地になっていますかね、確認させてください。

【石田医療人材対策室長】県有地でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

第135号議案も一括でということですので、業務内容についてもちょっと確認をさせていた

だければと思います。

いただいた資料で、業務内容は①から⑥までありますが、就職支援もここはされていますね。ハローワークと連携をしながら、看護師人材を県内に普及させようと。再就職が主だと思うんですが、平成27年4月からということですから、年間どれぐらいの看護師の方々がここを経由して実際に現場に行っているか、そういった就職の数はわかりますでしょうか。

【石田医療人材対策室長】求職の相談につきましては、諫早市に長崎県ナースセンターがございますが、そこの佐世保地区の相談的な機能を看護キャリア支援センターは担っています。4年間で650人の方から求職登録をいただいて、就職決定者は418人ですから、年間で100人ぐらいが就職されているということになります。

【宮本委員】 ありがとうございます。年間100人というと、結構な数ですね。わかりました。

再就職で650人も登録をいただいて、そのうち418人が就職につながっているという状況は、結構、比率としては高いんじゃないかと思います。

また、先ほども申したとおり、いろいろと設備が整っていて、ものすごくいい施設ですので、今後も5年間のうちで発展できるようなことにもなろうかと思います。

業務内容の⑥に独自企画による研修の企画運営と書いてありますが、この独自企画というのが非常に大きいのじゃないかと思います。ちなみに、5年間で今回受けた公益社団法人長崎県看護協会で、企画か何か立てられているものがありますならば教えていただければと思います。

【石田医療人材対策室長】研修内容につきましては、研修者に毎回アンケートをとっております。それから、地域の医療機関、学校、福祉施設等の外部委員で構成します事業検討委員会というものを設置いたしまして、研修内容は毎年変えてきたところでございます。

これまで変えたものとしては、例えば、新たにスキルアップ研修とか、看護教員の継続研修、あるいは研修内容に応じて施設外での研修を増やしたりとか、こういったことをやってきた。この他は、細かいところではいろいろ変えてきているところでございます。

今回提案があっておりますのは、今まで離島でも研修をしてきたわけでございますが、今年度から、あじさいネットを使ってそういったものができないかと、来年度以降、増やしていけないかと、こういった提案もいただいているところでございます。

【宮本委員】あじさいネットは長崎県が誇る医療ネットワークシステムですので、導入、研修いただければ助かるかなと思います。

ともあれ、目的が県内における質の高い看護職員の安定的確保でありますから、これに資するように効率的かつ効果的に、5年間また運営をしていただきますよう、よろしくお願いします。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山口(経)委員】 看護キャリア支援センターの運営費の中で、一般財源で全て措置されておりますけれども、聞くところによると、後には基金で組み替えをするということなんですけれども、その辺をちょっと詳しく教えていただけませんか。

【石田医療人材対策室長】このセンターの研修は、年度当初4月から開始する必要がありますので、国から内示がある前に指定管理者との協定に基づいて負担金を支払っているところでございます。そうしたことから、これは例年なん

ですが、一旦は一般財源として予算計上してお支払いをして、2月補正によって基金に財源更生を行っているところでございます。

【山口(経)委員】 その場合、国の支援はどれくらいありますか。

【石田医療人材対策室長】医療介護総合確保基金を活用しておりますので、国が3分の2、県が3分の1ということでございます。

【山口(経)委員】 予算面はそれでわかりました。先ほど宮本委員からも、縷々、あっておりますけれども、キャリアアップのために研修が、需要が増えているということで、研修の年次的な推移はどれくらいの数になっていますか。

【石田医療人材対策室長】少し補足してご説明いたしますと、看護キャリア支援センターは、県内全域の看護職員を対象とした研修機関であり、キャリアアップや再就業に関する相談機関として設置しているものでございます。

研修内容としては、新人看護職員やその指導者を対象とした研修、その後のキャリアアップが図れる研修、再就業のための研修、病院だけじゃなくて福祉施設のような対象を広げた研修、それから離島の看護職員を対象とした研修等、多岐にわたる研修を行っているところでございます。

これまでの過去の実績を見ますと、研修の受講者数は平成27年度が3,216人でございました。昨年度は4,282人と年々増加しているところでございまして、今年の10月までに1万8,258人が受講したという状況でございます。

それから、先ほど就業の話が宮本委員からございまして、その中では実人数でお答えさせていただきましたが、そういったものも含めて相談があっておりまして、この相談についても平成27年度2,563件、昨年度は3,162件と増加をしているところでございます。今年の10月までには1万3,816件の相談があっているということでございます。

研修は、学生が就業先を決定する上で非常に重要視しているところがございますので、県として、広報をする時にも非常に効果的なものとなっているところでございます。そういったことから、県にとっては必要な施設となっているところでございます。

【山口(経)委員】 長崎県は、離島・半島を多く抱えるという大きなハンデを持っております。離島に勤務なさっている看護師の研修について、あじさいネットを活用した研修も進めていくということでありました。

この間、沖縄県に視察に行かせていただいた際に、離島と本土部を結んで、ＩＣＴによるリアルタイムの研修を受けられると、そういうシステムを取り入れていましたが、あじさいネットに関してはそういうこともできるのか、それともまた別の方法でやるのか、その辺をお聞かせください。

【石田医療人材対策室長】 まず、試行的に来年1月に壱岐病院で、中堅看護職員の研修会にあじさいネットを使うということでございまして、一方的にビデオとか送るんじゃなくて、要は相互につないで、それがメリットと考えてやり始めるということでございます。こういった試行を見ながら増やしていきたいと、わざわざ行かずとも見られるような仕組みは今後構築していきたいと考えているところでございます。

【山口(経)委員】 離島の看護師のいろんな声はどのあたりまで届いていますか。離島の看護師はキャリアアップの研修を受けるために交通手段を使わなければならないということで、いろいろな不都合もありますけれども、看護師の要

望とかなんとか、そういったものはありますか。
【石田医療人材対策室長】 毎年、4離島において研修を行っているわけでございますが、その時にはそれぞれの離島から、今問題になっていることとか、やってほしい研修、こういったものをお聞きして、その上で毎年実施しているということでございます。

今後は、少しずつにはなろうかと思いますが、こういったネット環境も利用して、一般的に本土の方が受けられるような研修の中から、見て、そして相互でつないで質問するとか、そういったことができるような環境を整えていきたいと考えているところでございます。
【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。
【前田委員】補足説明資料として医療人材対策室から1枚ものが出ていますけれども、指定管理の更新で、前回から引き続きの1者からしか申請があっていないので、しっかり自負をもってやってこられたと思っているので、5年間やってきたことの実績といった資料も添付するべきだと思う。なおかつ、1者でも審査会で審査した結果があるわけですから、そういうものも今後はきちんと添付をして諮ってほしいということを1点要望しておきたいと思います。

その上で、確認の意味を含めてですね。

こども政策局からの債務負担行為として、里親育成支援事業業務委託費が上がっています。すみませんが、確認という意味で、概要について少しご説明いただきたいと思います。
【今冨こども家庭課長】 これは、長崎県里親育成センター「すくすく」の業務を委託するものでございます。

現行の家庭的養護推進計画に基づきまして、里親等への委託を推進するために、平成25年度までは長崎・佐世保のこども・女性・障害者支援センターで個別に実施しておりました里親制度の周知啓発とか各種研修を里親育成センターに一元化しまして、新規里親確保のための出前講座等の広報啓発の実施とか、里親の資質向上のための研修、それに加えまして里親希望者からの相談にも応じているところでございます。
【前田委員】 概要はわかったんですけれども、債務負担として上げて業務委託するわけで、現況の課題の認識だけ、この機会にお知らせをいただきたいと思います。
【今冨こども家庭課長】里親育成センターでの業務につきましては、先ほど申し上げましたとおり、啓発とか研修に限って事業を委託しているところでございます。

今回の議会にも報告させていただいております「長崎県社会的養育推進計画」の策定を行っているところでございますが、この中で、さらに検討を進めまして、マッチングとか、その後の支援というところもセンター業務として一元的に委託することを検討しているところでございます。
【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
【ごう分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分は、それぞれ原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より所管事項説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係につきまして、ご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

1ページ下段の長崎県外来医療計画及び長崎県医師確保計画の策定についてであります。

長崎県外来医療計画及び長崎県医師確保計画につきましては、医療法の一部を改正する法律に基づき、県民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、長崎県医療計画の一部として新たに策定することとし、検討を進めてまいりました。

この計画の素案については、県議会のからのご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントを実施し、県保健医療対策協議会や専門部会等関係者のご意見を伺いながら、年度内の策定を目指しております。

続きまして、2ページ上段、長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定についてであります。

長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定については、9月定例県議会文教厚生委員会におきまして、素案に対するご意見をいただいた後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行いました。

また、長崎県依存症ネットワーク協議会の専門部会のご意見も伺いながら、計画案として取りまとめました。

今後、県議会のご意見を踏まえ、1月中に計画を策定するとともに、その実現に向け各種施策の充実に努めてまいります。

続きまして、4ページ下段の健康長寿日本一長崎県民会議の開催についてであります。

県民総参加のもとで健康長寿日本一の長崎県づくりを目指した活動を展開していくため、昨年度、県内の幅広い関係者の皆様にご参画いただき、設置しました「健康長寿日本一長崎県民会議」の第2回総会を去る11月16日に開催いたしました。

今回の総会は、国民の健康長寿延伸に向けて実効的な活動を行うために組織された「日本健康会議」との共催とし、また、県民会議の活動を広く県民の皆様に知っていただくため、民間企業主催の「ながさき元気フェスタ」との同時開催といたしました。

本年度の会議では、健康づくりのために積極的な活動や独自の工夫で成果を上げている企業・団体等を表彰する長崎県健康づくり優良事例表彰「ながさきヘルシーアワード」の表彰を行い、実践部門、応援部門、自治体部門の3部門で5つの企業・団体を表彰するとともに、受賞団体からの事例発表を行いました。

県としましては、今後も引き続き県民お一人おひとりの取組を進めていただくため、積極的に優良事例等の情報発信に努めるとともに、関係団体の皆様と連携・協力しながら、県民の健康づくりに取り組んでまいります。

そのほかの所管事項につきましては、障害者スポーツ・芸術文化活動の振興について、地域包括ケアシステムの構築状況について、全国健康福祉祭への選手団の派遣について、「介護の日」イベントの開催について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について、地方創生の推進について、令和2年度の重点施策で、記載の内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、こども政策局長より総括説明をお願いします。

【園田こども政策局長】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料のこども政策局の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第128号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の2件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第127号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第128号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

長崎県子育て条例行動計画の策定について。

次期長崎県子育て条例行動計画の素案につきましては、去る10月29日に今年度第2回目の長崎県子育て条例推進協議会を開催し、ご意見をいただきました。

また、11月25日からはパブリックコメントを実施しており、県民の皆様のご意見をいただいているところです。なお、委員会資料提出時におきましては、実施予定でしたので、ご報告させていただきます。

今後、引き続き素案の検討を行うとともに、県議会をはじめ、パブリックコメントのご意見等を踏まえながら、今年度末の策定に向けて取り組んでまいります。

長崎県社会的養育推進計画の策定について。

長崎県社会的養育推進計画については、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、本県の実情等を踏まえた上で、長崎県社会的養育推進計画策定委員会において検討を進めてまいりました。

本計画の素案については、県議会からのご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、本年度中に計画を策定することとしております。

なお、この事項につきましては、後ほど、こども家庭課長より補足説明をさせていただきます。

児童虐待の防止等について。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全国と同様に、昨年度、過去最高となるなど、児童虐待は大きな社会問題となっております。

国においては、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発に取り組んでおり、本県においても、全世帯広報誌等を活用した児童虐待の防止や児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」の周知、大学生と協働した浜町アーケードでの街頭キャンペーン、小中高への啓発ポスターの掲示など市町や関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組んだところです。

また、児童相談所職員の児童虐待事案の対応能力の向上や、児童相談所と警察との連携強化を図ることを目的として、去る10月9日に佐世保市、10月24日に長崎市で、合同訓練を実施しました。

本訓練は、虐待通告があった児童の自宅への立ち入り、及び抵抗する両親から児童を保護する内容で行い、児童相談所職員にとって大変有意義なものとなりました。

今後とも、児童虐待に対する県民の理解をより一層深めることができるよう、さまざまな機会を通じて広報・啓発を行うとともに、児童相談所職員の資質向上や警察等の関係機関の連携強化を行い、児童虐待の防止、早期発見・対応に努めてまいります。

その他の所管事項につきましては、ココロねっこパレードについて、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、政策評価の結果等について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について、地方創生の推進について、追加1になりますけれども、令和2年度の重点施策で、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 以上で説明が終わりました。

第135号議案の質疑は終了していますので、第127号議案、第128号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山口(経)委員】 第128号議案は、幼保連携型認定こども園の学級の編制とか運営の基準に関する条例の一部を改正されるということですけれども、内容をもうちょっと詳しくお聞かせいただけませんか。

【濱野こども未来課長】 今回、建築基準法の改正に伴い、保育所と認定こども園の設備基準についての条例を改正することで上程をしております。

改正内容につきましては、従来、延べ床面積に関係なく3階建て以上につきましては建築基準法で耐火が義務付けられておりましたが、今回の基準で200平米未満につきましては耐火基準の規制がなくなりました。それで、従来どおりの200平米未満についても耐火基準を維持しようという改正です。

そもそも認定こども園の認定基準につきましては、これまでも建築基準法に上乗せをして、3階以上に保育室を設ける場合には、建築基準法とは別に認定こども園の条例で耐火基準を満たすように設定をしているものです。

【山口(経)委員】 3階建て以上ということですけれども、3階以上に保育室がある認定こども園の県内の状況はいかがですか。

【濱野こども未来課長】認定こども園に関しまして、現在把握している状況では、87施設のうち9施設が3階以上の建物となっておりますが、このうち200平米以下の部分については該当がありません。

【山口(経)委員】 認定こども園になっていただこうと推進をしているわけですけれども、現状として、保育所あたりで建替えの築年に達しているところが結構出てきているわけです。建替えをすれば、1年間ぐらいは仮の施設を賃借して建替えに臨むわけですが、そういった場合に耐火基準を満たしているのかといったことが問題になってこようかと思います。これからそういう時期を迎えるということで、間借りする施設に対しても耐火基準が必要になってこようかと思いますが、そういった方面の指導はいかがなさいますか。

【濱野こども未来課長】今お話がありました建替え等の場合には、市町あたりにご相談があるし、直接私どもにある場合もあろうかと思いますので、そこにつきましては、建替えの間に仮園舎といいますか、どこかを間借りされる場合にも、当然条例で規定をしていますように耐火、あるいは準耐火の基準を満たすような建物への間借りということを指導していきたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、第127号議案、第128号議案、第135号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑･討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案、第128号議案、第135号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、障害福祉課長より補足説明をお願いいたします。

【桑宮障害福祉課長】 それでは、私の方から、長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画案につきまして、お手元に配付しております概要説明資料を用いまして概要をご説明いたします。

まず、1、計画の性格でございますが、この計画は、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項に規定します、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画として、国のギャンブル等依存症対策基本計画を踏まえ、本県の実情に応じたギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する計画となっております。

次に、2、計画の目的、基本理念でございますが、精神疾患に位置づけられる「病的ギャンブラー」だけでなく、日常生活に問題が生じているレベルの「問題ギャンブラー」、さらには問題のないギャンブラーやギャンブルをしない一般県民を対象に、予防的な対策や進行予防、回復支援を適切に組み合わせた対策を実施すること、また、ギャンブル等依存症の回復に向けた直接的な支援だけでなく、本人や家族の生き

づらさを理解し、日常生活、社会生活を円滑に営むことができるように総合的に支援すること、さらに、多重債務や自殺等の問題に関する施策等の有機的な連携を図ることとしております。

3、計画の期間につきましては、令和2年度から4年度までの3年間となっております。

4、計画策定の体制につきましては、医療、福祉、保健、教育、司法関係者、警察関係者や民間団体、事業者等に委員にご就任いただいております長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会において、計画案の内容について検討を行ってまいりました。

5、計画の特徴、及び6、計画の体系については、計画素案と同様に6つの基本的方向性と3つの段階的施策として取りまとめ、事業者や関係団体等の取組も含め記載しており、修正はございません。しかし、今後、社会情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしております。

7、計画素案からの主な修正点については資料のとおりです。

なお、10月2日から10月27日において実施いたしましたパブリックコメントにおきましては、7人から9件のご意見をいただいたところですが、既に素案に盛り込まれているものや、今後検討するもの等に対する意見であったため、パブリックコメントを踏まえた修正は行っておりません。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】 次に、医療政策課長より補足説明をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】 右肩に「令和元年11月定例会医療政策課補足説明資料」とある、長崎県外来医療計画素案の概要の資料をご覧ください。

長崎県外来医療計画素案の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1の計画の性格でございますが、本計画は、医療法に基づき県が定める医療計画の一部として新たに策定するものでございます。

2の計画の趣旨でございます。背景といたしまして、外来医療につきましては、無床診療所の開設が都市部に偏っている、休日の在宅当番医などの救急医療やグループ診療等の連携が、個々の医療機関の自主的な取組にゆだねられている状況を踏まえまして、今回、医療法の一部が改正され、都道府県が外来医療計画を策定することとされたものでございます。

本計画では、県内8つの二次医療圏における外来医療に係る医療提供体制を確保するため、地域の外来医療に関する現状や課題を明らかにしながら、充実が必要な外来医療機能や外来医療に関する連携強化、偏在是正等について協議を行っていくこととしております。

3の計画の期間ですが、令和2年度から令和5年度までの4年間となっており、その後は3年ごとに見直しを行うこととなります。

4の外来医療計画のポイントでございます。1点目の外来医療に関する情報発信は、①の外来医療に関する客観的な指標として、国が示した計算式により医療圏ごとの診療所の医師数と診療所の外来患者数から外来医師偏在指標を算定いたします。

次に、②として、この指標を全国335の二次医療圏で比較し、上位3分の1である112位までに該当する地域を外来医師多数区域として設定します。

次に、③として、外来医師多数区域において、新たに開業しようとする医師に対しまして求める外来医療機能を公表することで、新規開業を

予定する医師の自主的な行動変容を促し、外来医療機能の偏在是正等を目指すというものでございます。

2点目は、二次医療圏ごとに外来医療の現状と課題について協議を行う場を設置するというものでございます。本県では、この協議を行う場として、地域医療構想調整会議を位置づけることとしております。

裏面をご覧ください。

5の計画の内容でございます。外来医療計画については、国が示す外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインに基づきまして、（1）から（4）に示す項目につきまして記載してまいります。

なお、（1）の外来医師偏在指標及び外来医師多数区域につきましては、今年3月に国が示した暫定値となっており、今後、国から公表される偏在指標の確定値を踏まえて、外来医師多数区域が決定されることとなります。

（3）の圏域ごとの外来医療提供体制につきましては、各医療圏の医療施設や医師数などの医療資源の状況、新規開業者に求める外来医療機能として、国のガイドラインに示された初期救急、在宅医療、産業医などの公衆衛生の3つの項目の現状と課題等について、郡市医師会や市町に対して行ったアンケート等に基づいて記載しております。

（4）の医療機器の効率的な活用につきましては、対象となるＣＴやＭＲＩなどの配置状況、保有状況などの情報を可視化するとともに、その効率的な活用を推進するため、医療圏ごとに医療機器の共同利用の方針を定めるものでございます。

6の計画策定の体制でございますが、最終的には医療法に基づき県の医療審議会への諮問・答申を経て策定することとなります。

県全体にかかわる内容については保健医療対策協議会、医療圏ごとの内容については地域医療構想調整会議で議論してまいります。

7の策定スケジュールですが、これまで県保健医療対策協議会、地域医療構想調整会議においてご協議いただいた内容を、今回、素案の概要版としてお示しをしております。

今後、本委員会のご意見を踏まえた修正等を行い、年明けにパブリックコメント、関係団体への意見照会等を行い、再度、県保健医療対策協議会でご協議いただき、計画案として取りまとめたものを次の2月定例県議会でご説明させていただき、3月に予定しております医療審議会への諮問・答申を経て、年度内に策定をしたいと考えております。

以上、簡単でございますが、長崎県外来医療計画素案に関する補足説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】 次に、医療人材対策室長より補足説明をお願いいたします。

【石田医療人材対策室長】 それでは、私の方から、長崎県医師確保計画素案の概要につきましてご説明をさせていただきます。

右肩に「医療人材対策室補足説明資料」と記載しております資料をお開きください。

まず、1の計画の性格でございますが、本計画は、平成30年の医療法改正により、医療計画の一部として各都道府県が今年度末までに策定するとされたものでございます。

2の計画の趣旨でございますが、本計画は、地域における医療提供体制を確保し、実効的に医師確保対策を進めるための計画としております。また、産科・小児科に関する医師確保計画も併せて策定することとしております。

3の計画の期間でございますが、令和2年度から令和5年度までの4年間となっております。以後、医療計画の中間見直しに合わせて3年ごとに計画の見直しを行い、2036年に医師の偏在解消が図られることを目標としております。本計画は、その第1期の計画となります。

4の医師確保計画のポイントについてご説明をいたします。

（1）については、全国ベースで医療圏ごとに医師の多い少ないを測る新たな指標となる医師偏在指標を厚生労働省が算出し、これに基づき、基本的には全国にある335の二次医療圏のうち、医師偏在指標の値が上位3分の1、第112位以上の医療圏を医師多数区域、下位3分の1、第224位以下の医療圏を医師少数区域として県が設定することとなります。

医師偏在指標の数値については、国から正式にはまだいただいておりませんが、本県分については先月､内示として示されたところであり、計画素案は、この内示に基づいて策定をさせていただいております。

国から示された医師偏在指標によりますと、長崎県は全国9位の医師多数県となっております。また、二次医療圏ごとには、表にお示ししておりますように、離島の医療圏における医師偏在指標の値が総じて少ない結果となっているところでございます。

（2）の医師偏在指標を踏まえた医師確保の方針でございますが、離島の各医療圏については、地理的に本土とのアクセスが制限されており、また、医師偏在指標の値も総じて低い状況を踏まえまして、引き続き県養成医の派遣を継続し、医師の充足を図る計画といたしております。

それから、医師の中程度区域の佐世保県北、県南医療圏については、医師数を現状よりも減らさない計画とします。医師多数区域の長崎、県央医療圏については、原則として当該区域の医師のみを増やすことを目的とした医療確保対策は行わない計画といたします。

次に、（3）の確保すべき医師の数の目標の設定でございますが、お示ししておりますように、長崎県全体とその下に二次医療圏で医師偏在指標の値が最も大きい長崎圏域から最も小さい上五島圏域までを順に並べて記載をしております。

医師多数県については、県全体の医師を増やす目標設定はできないこととされていますので、1段目に記載のように、県全体での医師数はプラスマイナスゼロと計画しております。

また、医療圏ごとには、最下段に記載しております上五島から順に6人、3人、2人を増やす計画とし、計画が達成できれば、離島医療圏の医師偏在指標の数値はほぼ同程度となると見込んでいるところでございます。

この増員の合計を11人としておりますのは、計画期間中における県養成医の勤務開始と離島の病院企業団の退職等によりまして、11人の増加が見込まれるためでございます。

また、長崎、県央医療圏については、県全体の目標医師数をプラスマイナスゼロといたしましたことから、各圏域の医師数の比率により、機械的に離島増加分の11名を割り振りまして、それぞれマイナス9人、マイナス2人としているところでございます。

それから、（4）の目標医師数を達成するための施策でございますが、計画において増加を見込める医師は、県養成医の派遣によることとしまして、現在取り組んでいる施策を中心として、医師確保に取り組むこととしております。

（5）の産科・小児科医師の確保でございますが、現医療計画に沿って周産期医療ネットワークや地域小児科センターの維持に努めることとして、医師数の増加に努めることを基本方針としております。

（6）の医師少数スポットの設定でございますが、二次医療圏内で局所的に医師が少ない地域を、地域のご意見を伺いながら医師少数スポットとして設定し、重点的に医師確保対策を実施することとしております。将来的には、当該地区に県養成医の派遣を行うことも検討していく必要があろうかと考えているところでございます。

それから、5の計画策定の体制でございますが、最終的には長崎県医療審議会に県が諮問し、答申をいただくこととなります。

なお、先だって行われました長崎県保健医療対策協議会において、本計画の素案についてはご了解をいただいたところでございます。

6の策定スケジュールでございますが、本議会の意見を踏まえ、修正を行った上で、来年1月にパブリックコメントを予定しております。

また、2月定例県議会に改めてご説明を行うほか、医療審議会への諮問、答申を受けて、年度内に計画を策定する予定としております。

ということで、以上、簡単ではございますが、長崎県医師確保計画に関する補足説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】 次に、こども家庭課長より補足説明をお願いいたします。

【今冨こども家庭課長】 私からは、長崎県社会的養育推進計画の策定について、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

まず初めに、資料の1、計画の性格でございます。

この計画は、昨年7月の国からの通知、「都道府県社会的養育推進計画の策定について」に基づき、平成26年に策定いたしました家庭的養護推進計画を全面的に見直し、代替養育だけでなく家庭における在宅支援まで含めた社会的養育推進計画を新たに作成するものでございます。

次に、2、計画の目的でございますが、この計画は、平成28年、改正児童福祉法の理念のもと、家庭での養育を第一とし、家庭における養育が困難な場合に、家庭と同様の養育環境である養子縁組による家庭や、里親などでの養育を進めます家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するものでございます。

続きまして3、計画期間でございます。計画期間は、国からの通知に基づきまして、令和2年度から令和11年度までの10年間といたしております。

次に、4、計画策定の体制につきましては、長崎県児童養護施設協議会等の施設等関係者とか学識経験者、社会的養護経験者、市町の関係機関16名の委員で構成されます長崎県社会的養育推進計画策定委員会におきまして、ご審議をいただきながら策定を進めているところでございます。

続いて、5、計画のポイントでございます。国は、これまでも家庭的な養育環境を進めていく際の指標としまして里親等委託率を用いておりまして、今回、国の目標として、乳幼児の里親等委託率を概ね7年以内に75％以上、3歳未満の乳幼児の里親等委託率を概ね5年以内に75％以上、学童期以降の児童の里親等委託率を概ね10年以内に50％以上とすることを掲げ、各県における里親等委託率につきましては、国の目標を念頭に置き、地域の実情を踏まえ数値目標を設定することとしております。

本県の実情としまして、昨年度の里親等委託率は、資料の一番下の計算式になりますが、17.3％と平成29年度の全国平均19.7％より低い状況にあり、目標については、10年後の令和11年に全体の43.2％を設定しております。

目標設定の考え方につきましては、計画の素案の19ページと20ページをお開きください。これは、本県の里親委託率が進まない原因を調査するため、昨年度、新規に施設へ入所措置した子ども101名について、里親等へ委託できなかった理由を整理したものでございます。

真ん中のグラフのａからｃにあります施設でのケアが必要な場合など、子ども自身に原因がある場合のほか、ｅの保護者が里親等委託に明確に反対した場合が22.8％、ｆの里親に不当な要求を行うなど対応困難な保護者が22.8％と、主に保護者が原因で里親委託が進んでいない状況にございます。

里親等への委託推進のための取組につきましては、計画の15ページから18ページに記載しております。

このような保護者対策としましては、資料の計画の18ページをご覧ください。18ページの真ん中あたりに「保護者への対応」という項目がございます。こちらに新たに、里親等への委託に反対する保護者の理解促進に向けた取組とか、対応困難な保護者に対し組織で対応する仕組みづくり、施設退所に向けた児童相談所の里親支援等の実施体制強化などに取り組むこととしております。

本県における里親等委託率の目標につきましては、このような本県の実情を踏まえたさまざまな取組によりまして、実際に里親に委託できるかを先ほどの101名について個別に分析し、また、当初は施設に措置した子どもについても、その後、どれだけ里親等に委託できるかを、先進自治体における取組とその実績データをもとに今後の委託可能数を推計しまして目標値を設定したものでございます。

次に、最初の資料に戻っていただきまして、裏面の6、計画の体系をご覧ください。

計画の体系につきましては、国の通知に基づきまして（1）から（10）の項目により取りまとめております。

10の項目のうち、左端に星印がついている項目につきましては、資料の真ん中あたりにございます※印に記載しておりますとおり、本計画が子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、子どもの権利擁護、在宅での支援から養子縁組、代替養育や自立支援まで一体的かつ全体的に進めるために、現行の家庭的養護推進計画の項目に新たに追加したものでございます。

最後に7、策定スケジュールにつきましては、今後、パブリックコメントや長崎県社会的養育推進計画策定委員会で素案に対するご意見をいただき、2月の定例県議会に最終案をご報告し、ご意見をいただいた上で、3月末までに計画を策定し公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明をいたします。

文教厚生委員会提出資料 福祉保健部の1ペ

ージをご覧いただきたいと思います。

はじめに補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・関節の補助事業者に対し内示を行った補助金について、9月から10月までの実績を記載しております。

直接補助金は、資料1ページから5ページに記載のとおりで計37件、間接補助金は資料6ページから7ページに記載のとおりで計13件でございます。

次に8ページをお開き願います。

1,000万円以上の契約案件の9月から10月分の実績につきましては、資料8ページに記載のとおりで計1件となっております。

次に、9ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情･要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、佐々町の計21件となっており、それに対する県の取扱いは9ページから30ページまでに記載のとおりでございます。

次に、31ページをお開き願います。

附属機関等会議結果について、9月から10月分の実績は、長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会など計27件となっており、その内容につきましては資料31ページから60ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【濱野こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し内示を行った補助金について、本年9月から10月分までの実績を記載することとなっております。なお、前回9月の定例県議会で報告すべきでありました8月分の内示１件につきまして、前回の報告に記載が漏れておりましたので、この分を合わせて今回記載をさせていただいております。

大変申し訳ございませんでした。

前回報告が漏れておりました1件を含めまして、直接補助金が1ページに記載しております2件、そして2ページになりますが、間接補助金が1件でございます。

次に3ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情･要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについて、県の対応状況を記載しております。長崎県子育て支援協会、長崎県保育協会、佐々町からの要望書の3件となっており、それに対する県の対応状況は、3ページから11ページまでに記載のとおりでございます。

次に、12ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、実績は1件であり、その内容につきましては13ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の番号は60、61、67、69、74、78、85であります。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【山本(由)委員】 陳情番号の85番、難病相談支援センターの運営における県北地区での難病相

談の充実についてということで、この件について、まず現況を確認させていただきたいんです。現在、難病相談支援センターの指定管理になっていますが、この分の人員体制を教えていただけますか。

【小田口国保・健康増進課長】 難病患者やそのご家族の相談支援に当たるため、茂里町に公の施設として難病相談支援センターを設置しております。現在、6名体制で業務に当たっております。

【山本(由)委員】 次に、難病相談支援センターの相談件数について、平成29年度は1,318件、平成30年度は、この間の成果指標だと964件ということで、ＳＮＳ等でちょっと減っているというご説明があったんですが、このうち県北地区からの相談件数はわかりますでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 平成30年度、難病相談支援センターで電話や対面により相談を受けた件数は814件であります。このうち佐世保市及び県北地区からの相談は、190件で全体の約2割となっております。

【山本(由)委員】 難病相談支援センターから、県北であったり島原であったりということで出張相談をされているようです。県北地区と島原地区だけですか。それぞれの回数と、相談件数を教えていただけますか。

【小田口国保・健康増進課長】 県北地区におきましては、昨年度後半から試行的に出張相談を行っておりまして、平成30年度は相談会を2回開催し、患者や患者のご家族の方との交流を深める難病カフェというものを3回開催しております。

また、県南地区におきましては、医療講演会を開催しておりまして、県南地区で1回の開催をしております。

【山本(由)委員】 出張相談に行かれて、県北は2回とカフェが3回というお話です。

相談に関して、指定されるから、たまたまその日には行けないというふうな声を聞くんです。実際に、設定されてもなかなか、その日には体調の関係で行けない、あるいは行けなかったというふうな声は県の方にも届いていますでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 県北地区での出張相談につきましては、今年度から体制を充実させることもありまして、毎月定期的な相談会や難病カフェの開催を始めたところであります。

難病カフェにおきましては人数ご参加いただいているんですけれども、委員ご指摘のとおり相談会については事前予約ということでありますので、日時等の都合がありまして開催できない月もございますので、日にちが固定されることはなかなか不便だという声は聞いております。

【山本(由)委員】 この件について、過去のやり取りを調べてみましたら、実は宮本委員が4年前に、県北地区に常設で設置をしてほしいという要望をなされていまして、その時の県のご回答が、まず施設を確保できるかという問題、それから相談員を常駐させるとなるとその分の経費がかかるという問題、そこまで需要があるかという問題、そういうことがあるので、定期的な出張回数を重ねることで、状況を見極めながら検討をしていきたいというご回答をされています。これは平成27年11月定例会です。

今回、陳情して要望されています難病連絡協議会の役員の方が、独自に平成29年から県北支部を立ち上げておられる。これはほとんどボランティアだと思いますけれども、そういう形でやっていらっしゃって、事務所を確保できるかという問題については、確保されていると。そ

れから相談員の方に関しても、ボランティアということではありますけれども対応されていると。

需要の関係でいうと、県北からの相談件数が全体の2割ぐらいある、出張相談等に行かれての相談がある、それから独自にされているのが要望書によると年間110回ということで、どこまでこの需要自体が認知されているかというのが、今の段階では任意団体のような形でしょうから、まだ認知度も高くないことを考えれば、潜在的な需要はまだ多いんだろうなと、これが明らかになることによって需要も増えてくるんだろうなと。

状況が、平成27年の時から、平成29年にそういうふうな形で自主的にやられているということで、その辺の問題はかなりクリアされてきているんじゃないかなと。逆に言うと、設置に向けて、常設することにより、日にちが合わないとかといった問題も改善できるのではないかと思います。

現在、ほぼ自己負担で行われているということです。このままの状態でというのは、ちょっと善意に甘え過ぎているのではないかと感じます。一気に、あるいは段階的にという形ででも、支援についてご検討いただけないかと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 私どもも、センターにおける対面の相談については、長崎市内やその近郊に在住の方からのものが多く、その他の地域の方からは主に電話による相談を受けておりますが、その他の地域においても、相談者の利便に配慮した対面による相談が可能な体制が望ましいと考えております。そのため、先ほど申しましたが、佐世保地区においては定期的な出張相談等を開始したところであります。

今回要望のあった県北地区でのサテライト等の開設については、県としましては、県内の難病患者支援のためには、まずは現在センターの取組として行っている出張相談事業について、その効果等を検証しながら、関係機関とも連携し、充実を検討していきたいと考えているところであります。

今回要望を、先週、私どもはいただいたんですが、その内容につきましては、一定の支援実績もありますし、今後、難病相談支援センターの出張相談の一部として位置づけること等についても、センターと協議をしていきたいと考えております。

【山本(由)委員】 わかりました。

ここ自体が今、指定管理期間中。もし、この協議会でされるということであれば、今は指定期間中で債務負担がされているという問題もあるんだろうと。ですから、財政的な問題も多分あるかと思うんですけれども、4年前よりも少し進んだようなご回答をいただいたと理解をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【北村委員】 陳情一覧表の60番です。人材確保対策等についてですが、陳情要望事項対応書に書いてありますけれども、人材確保対策についての1番、保育士修学資金貸付事業について、令和2年度をもって事業の打ち切りの可能性があるということで、こちらの対応書では、国に対して要望を行っておりますというようなことでした。

その要望を行って、国はどのような意向を示しているのかというか、感触というか、そういった見通しが今わかればお示しください。

【濱野こども未来課長】国に対する政府施策要

望の中で要求はしておりますが、まだ国からの詳しい情報等は入っておりませんので、令和3年度以降について、今のところはまだ不透明というような認識をもっております。

【北村委員】続けて要望を繰り返していただければと、制度の継続をお願いしたいと思います。

今度は60番の3番目です。何度となく、この議会で話題になっております副食費についてでありますが、こちらの対応書でも、なかなかこれは難しいんだというようなことで、これまでの県の姿勢を踏襲された対応になっているかと思います。

これまでの答弁にもありましたとおり、これらの市町に対して国の主旨を伝えてまいりますと対応書に記載されているわけですが、たしか、前回か前々回の議会で非常に話題になって、たしかその時には現状は21市町で7、7、7で分かれていたと思います。副食費を独自にやるところが7、決めかねているところが7、やらないところが7だったかと記憶をしております。

この市町に対して主旨を伝えていただいたと思うんですけれども、その後、現況としては何か変化があったのかどうか、お示しください。

【濱野こども未来課長】 10月から、この無償化は既に始まっておりますので、その直前の段階で確認をしたところ、国の規定どおり、特段何も対応しないところは9で、残りの12については無償化、または減免の対象者を拡大するといったところで対応しております。完全に無償化をするのは6団体、残り6団体が、3歳以上は360万円という収入の制限がありますけど、その辺を拡大して無償化の範囲を広げるといったことで、合わせて12市町が何らかの対応をしているということでございます。

【北村委員】 21市町の方針ということですから、それはそれで尊重しなくてはならないのかなと思いますが、何度となく話に出ておりましたけれども、県内の子どもたちの保育についての環境整備が、格差が出ないようにしていただきたいと思っております。

この要望書について最後にしますが、この5番目、ｅラーニングによる研修の実施についての要望が上がっております。

こちらの対応では、ｅラーニング方式について、研修の実施についてはシステムの構築や不正行為の対策等の検討が必要だというような記載があるんですけれども、不正行為というのはどういったものがあるのか、教えていただければと思います。

【濱野こども未来課長】ｅラーニング自体がどういうやり方でするかによるんでしょうけど、不正というのは、受講を一方的にビデオ等で流して、実際のところは受講しないでも受講したような扱いになるとか、そういった問題等があるということです。

ここについては保育協会も、いろんな先進地の視察をされたということで、近いうちに視察状況の話を聞きながら、どういった形でｅラーニングを取り入れることができるか検討したいと思っております。

【北村委員】 対応についても、実施に向けて検討してまいりますと書いてありますので、ぜひしっかり進めていただければと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

【前田委員】 引き続いて60番の保育協会からの要望と、85番の難病連絡協議会からの要望について、質疑をさせていただきたいと思います。

まず保育協会の方で、今、北村委員からも質問があったので、重複するところは省略しますけれども、政策等決定過程の透明性の資料にも、

同様の要望に対する対応状況が書かれていて、さっき北村委員からも格差をなくしてほしいと言われました。

当時は、ここに書いているように、国において無償化によって、市町が独自に負担していた財源を地域における子育て支援のさらなる充実に活用することが重要であるということで、そちらの方を充てていただく中で格差をなくしてほしいというような答弁をしていたと記憶しています。そういったことを各市町に対して助言というか、指導ではないですけれども、意見していきますという答弁が出たと思うんですが、この政策等の資料の文言を見ると、完全に市町のことであり、県は指示できる立場にないというふうに、ちょっと何か後退したような感じに受け止められるんですが、その点はいかがですか。

【濱野こども未来課長】 市町の問題で、私どもは関与しないということではなく、今まで独自に各市町が保育料を軽減をしていた財源の活用については、その優先順位はあくまでも市町がいろいろご判断されるものなので、まずもって浮いた財源があったとしたら、それを副食費の無償化に充ててくださいというような依頼の仕方ではなく、浮いた財源があれば、子ども・子育て支援の関係にぜひお使いくださいという話をずっとしていく中で、一部の市町は副食費の無償化に充てるところもございますし、またそれ以外の事業に充てたというようなところでございます。

【前田委員】そういうことになろうかと思いますが、これは当事者である保育協会も各市町に対しての要望活動をきちんとやっていかなきゃいけないと思うんです。

結果的に、見ているところと見ていないところで格差という形で出ることは避けてほしいと思うので、引き続き、市町の優先順位はあるかもしれませんが、県としても、このことについては関心をもって、その動向を見極めていただきたいと要望しておきます。

もう1点、保育協会からの要望について。人材確保対策ということで1項目に挙げています。直接的に人材確保対策についての要望に対してどう取り組むかという質疑にはならないんですが、最後の方に「さらなる処遇改善」という言葉が出てきているんです。

現場の方から聞くところによると、無償化によって、あらゆる事務負担というものが、保育士の負担が増えたと。そういう負担が増えていくと、さらに人材確保が厳しい。保育士は非常に大変なんだということで、就職を敬遠するんじゃないかというような声も出ている。

お願いしたいのは、まだ始まったばかりなんですけれども、無償化になったことによって、どれぐらい事務負担の量が増えたり、新たにどんな事務が生じたか、本来だったら子どもに費やす時間を十分取ってほしいんですが、事務量が増えることによって、そういった時間を取られているというような県下の地域ごとのデータとか実績を調査していただいて、そのことに基づいて、また来年度以降、この処遇改善の方策の検討をしてほしいと思うんです。

今現在、始まったばかりなのでまだだと思いますが、そういう調査等をやっているのかということと、今後やるような考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

【濱野こども未来課長】保育協会等とお話をする中では、現場としての声はいろいろあるということですけど、一定整理をしたり、まとめたりした部分というご報告はいただいておりませ

ん。

県としても、いろんなお話がある中で、実際に市町とも話をしながら、その辺でどういった事務負担が増えてきているかについては確認をしていきたいと思います。

【前田委員】ぜひですね。人材確保につながる、もしくは処遇改善につながる話ですので。

保育協会からの調査の結果というか、実績を待つこともですけれども、保育士さんたちが言いづらい部分もあろうかと思いますので、例えば保育士に直接アンケートをとって郵送で返してもらうとか、いろんな方法を検討して現場の実態の把握に努めていただくことを要望しておきます。

続きまして85番についてです。山本(由)委員から、私もほぼ同じような認識の中で、質疑しようと思っていたところで質疑が出ているので、重なる部分は省略しますが、確認ですけれども、平成30年の実績の814回のうち、県北は190回というご答弁がありましたが、難病連絡協議会が独自に出している資料の110回というのは、もちろん190回の中に含まれているという判断でいいですか。

【小田口国保・健康増進課長】 これはセンターが受け付けたものでありますので、110件は含まれておりません。

【前田委員】センターが受け付けたものなので、さっきおっしゃった814回のうちの190回とは別なんですね。

ということは、190回の相談はどういう形で受けていらっしゃるんですか。今は茂里町にしかセンターはありませので、そっちに出向いてとか、ＳＮＳを使ってといる思うんですが、190回の相談の方法というか、どんな状況で相談を受けたか、もっと細かに内訳を述べてください。

【小田口国保・健康増進課長】 190件のうち、センターに来ていただいて対面による相談を受けたものが13件でありまして、電話が135件で、残りが電子メール、ファクス等によるものとなっております。

【前田委員】 県北の方々が、本来ならば対面での相談が望ましいと私は思うんですが、長崎市まで来た件数が13件で、あとは電話とかメール、ファクス等々ということ。

それとまた別に、ボランティア的にというか、難病連絡協議会が独自の取組としてやった実績が110回あるということを考えたら、814分の190、2割という数字以上に、県北地域に対する支援体制が、もうちょっと強化が望まれると私は思いました。

そして、もう一遍確認ですが、私も関係者とお会いしているので、詳しく聞いているんですが、ここに「人件費・通信費・事務費・家賃等は、自己負担で運営しています」という一文が入っています。年間経費の54万4,880円は、協議会の要望文にある「独自の取り組みに係る経費を本会や本会役員が継続して負担することは困難な状況にあり」と、このことを示す資料として出されているという認識でいいんでしょうか。54万4,880円の中に、公費というか、行政が支援している金額は全くないんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 難病連県北支部が負担しているものだと認識しております。

【前田委員】 そういうことであれば、山本(由)委員も言われたように、善意に甘えるというわけではありませんが、難病連絡協議会もしくは役員の使命感をもってやられているという中でですね。

ちょっとタイミングが悪いかなと思うんですけど、4月から5年間の指定管理をしてスタート

したばかりなので、なかなか難しいと思うし、今日お聞きすれば、過去に宮本委員からも問題提起があり、今年から出張相談とかカフェを始めたということで、本来、行政のやり方でいけば、問題意識をもって新しく取り組んだのが平成30年度、今年度、この結果を見て翌年に検証して、また次にということになるんでしょうけど、現実の問題として、難病でお困りの方、相談される方が今もう目の前にいますので、そういうことを考えた時には、山本(由)委員が要望されたように、指定管理は指定管理としてありながらも、何らかの支援を早急に検討し、できるなら来年の予算の中に少しでも反映させていただくことを要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

【堤委員】 私からも85番について。山本(由)委員、前田委員からの質疑の中で大分明らかになりましたけれども。

今年度から定例で佐世保、県北に出張相談に行っていると。これは事前予約が必要であるということですが、月に1回ですか、2回ですか。

【小田口国保・健康増進課長】 個別相談も難病カフェも、月1回実施しています。

【堤委員】 茂里町では6名体制で相談を受けています。こちらの方もやっぱり事前予約が必要なんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 基本的にセンターの方は、開館時間には相談員が常駐しておりますので、開館時間内でありましたら相談が可能であります。

【堤委員】 出向いて来られたら、その場で相談ができるということで、事前の予約は必要ないということでよろしいですか。

県北と県南、長崎市で、難病の患者さんに対する扱いがすごく格差があると思います。今年度から新たに指定管理者になったということで、重なるかもしれませんが、やはりこれは何らかの措置が必要ではないかと、善意に甘えていてはいけないと思います。

今年度4月からスタートということですけれども、事前の予約がどれぐらいあって、実際に相談ができたのがどのくらいでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 佐世保市での出張相談におきましては、センターから相談員が出向いて、毎月定期的に開催するということですので、事前の予約をとってということになっているんですけれども、10月までの実績によりますと、実際に相談が行われたのは4月の3人と9月の1人でありまして、あとの5・6・7・8・10月については相談がなかったということです。

【堤委員】 4月の3人、9月の1人以外に予約をされたケースはなかったんでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 4月、9月以外の月におきましては予約がなかったので、相談会を実施しておりません。

【堤委員】 こういう取組がされていることが、まだ十分には伝わっていないということもあると思います。私も佐世保に住んでいて、県庁まで来るのに、やはり長時間の移動になりますから、健康な人間であっても大変な負担、皆さんそうだと思うんです。難病患者の皆さんは、ただでさえ難病を抱えて大変な状況でありますから、ぜひ県北の地域でもそういう相談体制が進んでいくよう、先ほど前田委員も言われましたけれども、何らかの形で前進した取組を進めていただきたいと要望いたします。以上です。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 簡潔に要望させていただきます。先ほどから山本(由)委員、前田委員、そして堤

委員からもありましたが、85番の件に関しまして、もういろいろ出てきております。

私も、山本(由)委員からありましたように質疑をさせていただいて、長崎県難病相談支援センターの県北のサテライトをつくっていくべきではないですかと質問をした時の回答は、実績がなかなかないんですよという回答だったんです。

今まさしく動かぬ実績が出ています。もう熟しているかなと思います。これにつきましては、難病連が今回2回目の指定管理ですかね、たしか。さらに5年間になりますので、きちっとした実績も出ていますし、ニーズも多いということは、この件でも明らかになったかなと思います。

平成27年ですから、5年たちましたので、そろそろサテライトは考えてもいい、設置すべきであると思っていますので、再度、こういった要望を踏まえて、そしてまた実績等も踏まえて動いていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

併せてもう1点、陳情の60番についてであります。副食費の問題とかいろいろありますが、2番の利用児童の交通事故防止対策について、ちょっとだけ確認をさせてください。

これにつきましてはキッズゾーンの設定ということで新聞報道にもいよいよ出て、私も県警、いろいろ確認をしたところであります。

県におきましては、各施設に対しまして、危険箇所がどれだけあるかという調査をされているかと思います。ちょっと確認だけ。長崎県内で危険箇所がどれくらいあるかという報告が上がっているならば、教えていただければと思います。

【濱野こども未来課長】現時点での合同点検の結果では、対策が必要な箇所数が1,078カ所という結果になっております。

このうち、移動経路を変更するなどの対策が進んだ箇所が348カ所あるということで、残り730カ所が、今後、道路管理者や警察、あるいはその市町の保育担当部局等と検討しながら対策を講じていく予定になっているということです。

【宮本委員】要望があっていますキッズゾーンの設定ですけど、保育所とか幼稚園から半径500メートル、ですから直径1キロメートルぐらいをキッズゾーンと設定しますと国は定めているみたいです。

実際にこれが運用になれば、730カ所がまだ措置されていないということですが、キッズゾーンの設定については、各市町と県警と関係団体、要は保育園、幼稚園の関係者が協議をして設定していくという流れになるのでしょうか。

【濱野こども未来課長】キッズゾーンの取扱いにつきましては、先月12日に国より通知が来たばかりでございまして、まだ具体的な動きについては承知しておりません。

今後の運用についてのお尋ねですが、基本的には市町の保育担当部局が中心となり、道路管理者、警察と協議をして設定していくことになりまして、当然合同で調査をしている保育施設の方も一緒に協議の中に加わるものと考えております。

【宮本委員】 滋賀県の事故を受けて、国もキッズゾーンという新たな創設をしたところでもあり、要望が出ていますので、子どもの安全を守るためにも、県としても、市町と保育園であったり幼稚園、関係者の方々と今後協議をしていただきたいと要望させていただきます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

審査の途中でありますが、午前中の審査はこれにてとどめまして、午後は、1時30分から再開したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

― 午前１１時４４分　休憩 ―

---

― 午前　１時３０分　再開 ―

---

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これより、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 福祉保健部の提出資料の9ページから、陳情要望事項対応要旨ということで、長崎県が受けた陳情要望についての対応状況が示されております。1点、これは中身に入る前に少し、具体的なところは議案外で続きをさせていただきますが。

一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会から、19ページですか、20項目の陳情がなされています。本県の条例に関すること、災害対策に関すること、手帳の提示やカード化などの件、現物給付について、文化芸術活動について、パーキングパーミットや交流スペースや駐車場に関する件、補装具、手話言語条例に関する件、視覚障害者の同行援護、さらにはＣＫＤ、慢性腎臓病と透析に関すること、一つの要望者から非常に多くのものがここにあるんです。

行政や自治体というのは、当然幅広い事柄について要望されていますので、各委員会に所管に分けてあると思うんですが、こういった団体からこれほど多くのものが、そして中身は非常に多岐にわたっていると。これ一つとっても、障害者に関する組織、協会、団体、その所管する分野は広い視野で、視点で、社会の中の隅々にわたって関係しているということが十分わかるんだと思うんです。

ただ、それが、ここから先ですけれども、毎年行われていると、毎年この内容が、ほぼ出ているんですよね。一歩一歩進んでいることは理解するし、県や国の制度、法整備等も取組は評価するところではあるんですが、こういった現場からの声が、毎年これだけの量がきていると。

その実態について、そして、ご自身たちの取組について、まず、要望事項対応要旨をもって所見を伺いたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】今回の長崎県身体障害者福祉協議会連合会の要望書につきましては、連合会という名前が示しますように、各地区の身体障害者の方々の協会の集まり、それから加盟団体として障害種別ごとの、例えば視覚障害者協会、聾あ協会、県の腎臓病協議会、障害種別の団体も加盟しておりまして、それぞれの要望書を取りまとめた結果、要望項目については、かなり多岐にわたる内容となっております。

毎年同じ要望が、進んでいるのかもしれないけど出ているという委員のご指摘がありました。一つひとつの進捗の中で、どうしても解決がなかなか難しい事項等もございますし、少し解決に向かっている事項もございます。その一つひとつにつきまして、連合会の方とも少し話をしまして、どういった進捗状況か、あるいは来年度の要望をどういった形でやっていくのが一番いいのかといったところも含めて、今回の要望が終わった後、年が明けたぐらいに連合会の方と、要望についての報告、あるいは議論等を少

ししてみたいというふうに考えている次第です。

【山本(啓)委員】 担当の課長のご答弁としては、そういったことになろうかと思います。私が意見として申し上げたことをなぞると言ったら失礼かもしれませんけど、そうであると。その上で、現在、連合会とも、またそれぞれの協会とも連携を果たしながら取り組んでおりますということになると思うんです。

ただ、私が今、冒頭の質問としてそちらに向けたのは、こういった社会の状況にあるということを受け止めていらっしゃるのかなというところを問いたくて、これだけ多くの多岐にわたる内容が毎年出てくる状況について、どのようにお考えかと。まだまだ全然足りていないと思っていらっしゃるのか、いやいや、そんな急には無理なんだから、順序、財源も確保しながらやるんだという認識なのか、ちょっと抽象的な言い方からすると気概の部分をお尋ねしていますけれども、いかがですか、部長。

【中田福祉保健部長】こちらの要望対応については、私も直接対応させていただいて、お話を伺わせていただいたところでございます。

連合会ということで、多岐にわたる分野からの要望もあり、一つは条例の啓発の問題から、それぞれ予算措置が必要なもの、多岐にわたっておりますので、私が陳情の場でお受けさせていただいた際には、その中身を具体的に議論させていただきまして、その中でなるべく優先課題をもって対応していかなきゃいけないところを、より明確化して進めていかなければいけないなということで、そういった観点でいろいろ意見交換をさせていただきました。

したがいまして、今回、非常に要望が多岐にわたっていることについては、それぞれまだまだ地域で多くの課題が残っているんだということは十分認識させていただいた上で、可能な限り優先順位をつけながら、解決に向けて進めていきたいというふうに考えております。

【山本(啓)委員】 その上で、多くは議案外でするとして、1項目の「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」についての要望を少しお尋ねしたいと思います。

今、担当課長と福祉保健部長から答弁をいただきました。結局、これまで社会においてはそうでなかった環境を、そうである環境と言ったらおかしいですけれども、多くの方々が平等である、または障害をお持ちの方々が、暮らしにおいて差別を感じない、そういうこれまでなかったものをつくり出すのは、ハードの部分だけじゃなくて、意識についてもしっかりと、そこに暮らす人々が共有しなきゃいけないと思うんです。誰かが、障害がない方が、障害のある方の暮らしのことを理解するとかじゃなくて、社会が一体的に共有しなきゃいけない意識だと私は思うんです。その際に、条例について今どのような取り組みがあるか。

先般、9月定例会で私は質問をしたと思いますけれども、そういう団体の方々、連合会であれ、それぞれの協会であれ、やり取りされていますかと問いかけて、条例の改正等々の求めはありませんかという質問をしたと思います。

そうしたら、一定、そういう方々とのやり取りはしていますと、会議も行っていますと、その上で改正には至っておりませんというような答弁だったと理解します。

しかし、数年たてば、条例自体についてもいろんなリクエストはあると思うんですよ。皆さんがそういうやりとりをされている対象が、果たして協会や連合会の役職の方だけであるのかないのか聞かなければならないんですけれども、

もっと障害者の方のそばにいる方、寄り添っている方、または障害者本人でも結構だと思うんですけど､そういう方々とのやり取りがあって、県民の中にみんなが共有できる意識が生まれてくるし、条例もよりよいものに改正が求められていくのかなという思いをしています。

そういったことも含めまして、この1項目の要望の内容と県の考え方、さらには今後どういった形の意見交換をし、そして条例の中身について、どのようなよりよいものにしていく可能性と方法があるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】 9ページの「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」につきましては、記載がありますように、本県の取組としましては､リーフレットの作成、あるいは県の広報媒体による広報活動、これが条例の周知活動に当たるのかなと思っております。

それと、条例の存在自体を周知するだけではなく、条例が謳っている差別の禁止、あるいは合理的配慮といったところの理解を深めていただくためにも、障害のある方と共同して共生社会セミナーや各種研修会の開催を実施して、理解を深めるような活動に取り組んでいるところであります。

また、条例の課題、あるいは時代の変化に応じたものになっているかというところについて、団体の意見等をどういう場で聞いているかというお尋ねかと思いますけど、私ども、いろんな団体の要望とか意見交換の場を持たせていただいております。その場に当事者、当然当事者団体の方と意見交換をする場合もありますし、その場に当事者が施設の方と一緒に来られて意見交換をしたり、あるいは、障害者に意見を聞く会ということで、知的障害のある若い方に集まっていただいて、今悩んでいることとか、あるいは困っていることとか、それ以外にどういうことに取り組んでおられるか、将来の夢は何かといった意見を聞く会という率直に意見交換をするような会を開催しているところであります。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【前田委員】施策全般を包含するような質疑の後で恐縮でありますが、少し実務的な質問をさせていただきます。

まず、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業ということで助成がなされております、補助金ですね。まず、ルールとして有床診療所というものが全てスプリンクラーを付けなきゃいけないのかという確認と、もし、その条件の中で付けなきゃいけないところがあるのであれば、付けなきゃいけない数全体に対して、今現在での達成率、実施率についてご答弁いただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】有床診療所等のスプリンクラーの設置については、平成26年10月に消防法施行令が改正をされまして、診療所につきましては3,000平米以上、もしくは3,000平米未満で病床数が4床以上、あるいはベッドがない診療所で6,000平米以上の診療所等につきましてはスプリンクラーを設置する義務がございます。

消防法施行令は令和7年6月までに設置をしなさいということで、毎年度、国の補助制度を活用いたしましてスプリンクラーの設置を推進しているところでございます。

この設置義務がある医療機関は、県内で252の病院、診療所がございます。これに対しまして、今年度の補助制度を活用する医療機関も含めて設置率は86.1％ということになります。平成26年度からこの設置に取り組んでおりまし

て、できるだけ早く100％にしていきたいと思っております。

【前田委員】 わかりました。設置率は86.1％ということです。その面積はさておき、4床以上というと、かなりな数だろうなと思ったので、また今後も推進に努めていただきたいと思います。

あと、金額の確認なんですけれども、今回、人工内耳の助成費、事業補助金ということで合計して270万円の補助を出されています。もう1件、ロボット・ＩＣＴ導入促進補助金もかなりの件数が出ているんですが、補助ですから、そもそも当初、ある程度の見込みが出るだろうということで積算して、予算を組んだ中から出しているという理解をしているんですけれども、それぞれ年間、単価掛け件数がどれぐらいで積算していて、今現在どれぐらいの執行率なのか、お答えいただけますか。

【桑宮障害福祉課長】 資料6ページから7ページの人工内耳体外器購入助成事業費補助金についてお答えしたいと思います。

本事業は、平成29年度から今年度までの3年間の事業でございまして、毎年大体15件程度を想定して予算を組んでおります。補助金の実績といたしましては、平成29年度が2件、平成30年度が4件であります。

今年度の内示につきましては、現在、市町から見込みを取っている内容でありますので、1件1件、これが個別にひもづいているというわけではありません。実際に申請があって補助が行われるという形でございます。

【峰松長寿社会課長】 介護ロボット・ＩＣＴ導入促進補助金の件であります。この事業につきましては今年度からの事業でありまして、介護事業所から申請があって、その申請の内容について我々の方で審査会を開いて審査をした結果、補助決定をするというようなスキームでやらせていただいております。

実際、今回の機器に当たりましても、介護ロボット・ＩＣＴ関係でありますと広うございますので、昨年、介護ロボットのＩＣＴ関係についてアンケート調査をいたしまして、一定効果があると認められた見守り機器や、介護の記録から請求までつなげるような一貫型のシステム、この2種類についてシステム導入という形で募集をかけまして、27事業所から応募がございました。実際に予算といたしましては年間で600万円を予定しておりまして、合計しますとちょっと予算額を超えましたので、審査をさせていただいた結果、今回19事業所を選定させていただいております。

19事業所につきましては、ここに記載のとおりの事業所でありまして、内示額といたしましては547万2,000円となっておりまして、実際に交付決定をいたしております。予算との差額の部分については、今後の動向を見ながら検討したいというふうに思っております。

【前田委員】 人工内耳の助成事業については、私自身も少し関わったことがあります。3カ年ということですので、今年度で終わる中で、ちょっと増えたのかなと思って見ておったんですが、来年度以降どのようにするかについては、また改めてご相談させていただきたいと思っています。

ロボット・ＩＣＴは、介護事業所の人材が不足する中で、これからもっともっと加速的に展開すべきところだとするならば、今、600万円の中でちょっと査定したというようなご答弁でありましたけれども、全体的な事業費の規模についてニーズを調査して、導入したいところに

しっかりとつくように、来年度以降またご検討いただきたいと思います。

最後にもう1点だけ。1,000万円以上の契約の中で、行政備蓄用イナビルの購入と書いてあります。ネットとかで調べたら、備蓄目標が国は45％ということも書いてありましたけれども、この約6,100万円は､数としては何人分に当たるんですか。

【本多薬務行政室長】 委員は45％とお話しでしたけど、現在の備蓄計画では国は25％になっております。

今回購入しました6,100万円は、3万5,700人分の抗インフルエンザ薬になっております。

【前田委員】 その計算式というか､出し方はどうやって出しているのかということと、もう一つは、既存の備蓄していたものはどうなっているんですか。

【本多薬務行政室長】 この制度は10年以上前から始まっておりまして、今回購入しましたものはイナビルという薬ですけれども、その前はタミフルという薬を備蓄しておりました。その備蓄していた薬の有効期限が10年ということでありまして、今回、その有効期限が切れた分について購入をしたということでございます。

計算式ですけれども、全国で25％となって、その半分を国が備蓄をする、その半分を県が備蓄するということになっておりまして、県の方では約19万人分の備蓄を国の方から言われております。

【前田委員】タミフルの既存の備蓄していたものが期限切れになると。

今回購入したイナビルは、何年間備蓄がきくんですか。そこを最後に教えてください。

【本多薬務行政室長】今回、備蓄用のイナビルを購入しておりまして、今年度購入した分については10年間の有効期限になっております。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問のある方はどうぞ。

【北村委員】医療的ケア児の件についてお伺いをいたします。午前中の質疑で、特別支援教育科等、一体、医療的ケア児が県内に何人いるんだという中で、教育を受けなければならないというようなところで、小学校になったらわかりますというようなお話でした。県内、大体130から140名程度で推移をしており､毎年6～7名、医療的ケアが必要なお子さん方が新たに生まれているのではないかというような答弁をいただいたところであります。

出生時は、やはりプライバシーというか個人情報でございますので、医療的ケアが必要なお子さんが何人生まれているのかという実態がなかなか把握ができていないという事前のやり取りでありました。小学校に入ってからわかるということではなくて、出生時からそういった実態の把握をする必要があると思っておりますが、それについてはどうなっているか、お示しをお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】医療的ケア児の実数でございますが、医療的ケア児のそもそもの定義もまだ明確になっていないところでございます。確かに就学後は教育委員会のほうで把握をされておりますが、それ以外の方については現状わかっていないという状況でございます。

過去、平成29年度に厚生労働省の調査事業で数を推計しておりますが、その時の推計では平成28年10月時点で169名でございました。

医療的ケア児に対する施策を検討していく中でも、この対象となる医療的ケア児がどのくらいいるのかというところは非常に大事なところでございますので、医療政策課といたしましては、小児科医が医療的ケア児に関わっているというところを考えまして、本年度、県の医師会に委託をいたしまして、就学前の医療的ケア児がどのくらいいるのかという調査を行ってまいりたいと思っております。

【北村委員】ドクターの力を借りてということだろうと思いますが、その調査結果はいつ頃出るのかというのをお示しください。

【伊藤医療政策課長】今年度の県医師会への委託事業の中で調査を進めてまいりますので、年度内には人数を把握したいと思っております。

【北村委員】年度内ということでございますから、今年はもう終わりでしょうから、新年度早々にでも詳しい数字をお示しいただければと思います。

先般、ＮＨＫ長崎放送局イブニング長崎でもレポートが放映をされておりまして、医療的ケア児を抱える保護者への支援というのが非常に注目を浴びているところでもあるのかなと思います。

ごう委員長も一般質問でおっしゃっていましたが、その中で医療的ケアが必要なお子さんが保育園に通うにはどうすればいいのかという課題が1つあると思うんです。やはり保育園に看護師が必要だということが、まずはあると思います。その看護師の人件費が、先ほど申し上げたＮＨＫのレポートの中では、保育園が自腹を切ってやっていると、厳しい運営を強いられておりますというようなお話がありました。

この陳情の中にも、看護師の基準保育士へのカウント数の要件の撤廃についてというような要望が上がっていたり、やはり医療的ケア児も保育をしっかり受けられるような環境整備が必要であると考えておりますが、看護師の配置とかについて、今どのようなことを行っているのか、お示しいただければと思います。

【濱野こども未来課長】看護師の配置につきましては、今、委員からもお話がありましたけれども、今の制度上は０歳児、乳児を4名以上受け入れている保育所は、看護師を1人配置した場合は保育士としてカウントができますので、看護師を配置したことによる加算であるとか、補助であるとかいったものは、今のところは特段ございません。

【北村委員】 その回答でも、これは国の基準だから、撤廃することはなかなか困難であると示されておりますが、国のモデル事業を今やられているかと存じます。それについては現状どうなっているか、お示しください。

【濱野こども未来課長】実態として人数等について把握できていないという部分がございますが、実際希望している全ての人を受け入れるような体制になっていない中で、国としても、モデル事業を平成29年度から実施をしておりまして、今年度、本県の松浦市と佐々町の2市町が、新たにモデル事業に採択を受けました。

事業内容を見ますと、看護師を配置する人件費、この辺が事業予算のほとんどというような形で、今年度、下半期から実際に取り組んでいますので、そういった状況を私どももちゃんと把握をしながら、課題について勉強したいと思っております。

【北村委員】 わかりました。これはモデル事業でありますから、これがずっと続いていくのかどうかというのは、やはり非常に不安なところでもあります。こういったことは、国のモデル

事業が終わったからやめるというわけにはいかないんだろうと思いますけれども、それについての考え方をお示しください。

【濱野こども未来課長】将来的には、全てのお子さんたちが希望する保育所に入っていける体制が非常に望ましいかと思いますし、現在、国においてもモデル事業をやっております。今後、国としても、そのモデル事業の結果を踏まえて、医療的ケア児の受け入れについて、制度面についても当然考えていくと思いますので、その動向を見ていきたいと思っています。

【北村委員】国に、このモデル事業の継続をしっかり要望していただくのはもちろんだと思いますけれども、それが主流になる可能性もあるわけでございますから、その時はぜひ、県の単独でもやるんだというような新しい制度の創設などを含めて検討をしていただければと思います。

あのレポートでは、保育所に通えるようになって、日中に少し時間ができたから、これまでのキャリアを生かして職場に復帰できたというようなお話があったかと思いますけれども、そこで非常に負担になっているのが、どうやって医療的ケア児を保育所とかに移動するかというところであります。

資料によりますと、県央保健所がつくっている子ども在宅医療サポートブックの中に、移動に必要なバギーを市町に申請をして助成を受けてくださいというようなご案内があるんですが、その最後に、「バギーの価格が予算額を超えると助成金が全く出なくなる市町があるため、注意が必要です」というようなご案内があります。これはちょっとよくないんじゃないかなと思っているんですが、この辺についてはどう把握をされているのか、お聞かせください。

【ごう委員長】暫時休憩します。

― 午後　２時　０分　休憩 ―

― 午後　２時　２分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【桑宮障害福祉課長】障害福祉課で所管しております日常生活用具の器具に該当する可能性も考えられますので、私どもの方で確認をさせていただきたいと思います。

【北村委員】県内で市町によってばらばらな制度というのは、ちょっとふさわしくないのではないかと思っておりますので、安心して移動のバギーなどの装具をつくれるように、市町にお願いをしていただければと思います。

送迎の支援というところからバギーの話をさせていただいたんですけれども、これは提案というか、ぜひ検討をいただきたいという要望になってしまうんですが、今、介護事業等々で使われている福祉タクシーとか、事業所も車いす対応型の車をたくさん持っているんです。動いているのは送迎の朝と夕方だけ、昼間はずっと空いているというような状況が本当にたくさんあるんです。ですから、今はシェアリングエコノミーと言っておりますが、そういったところで連携して移動の支援ができないか、調査、研究をしていただきたいというのが1点でございます。

その調査、研究の推進エンジンとなるものが、医療的ケア児等の協議会かと存じます。平成31年3月27日、厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長から「医療的ケア児総合支援事業の実施について」という文書が出ていると思います。その事業を進めてくださいという中で、1から5の事業のうち、複数の事業にでも単独でも、まずは取り組んでくださいと、都道府県、そして

市町に通知が出ているわけですが、その医療的ケア児等の協議の場の設置というものがあります。

現在、この協議の場の設置が県内でなされているのかどうか、現況についてお伺いしたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】現在、県及び市町においてそれぞれ、医療的ケア児の協議の場の設置に取り組んでいるところであります。

県につきましては、本年6月に、医療的ケア児等支援部会を県の自立支援協議会の中に設置しまして、第1回の会議を開催したところであります。

市町の協議の場につきましては、医療的ケア児個々の実態把握とか、それぞれの地域の実情に応じて、どう支援体制を組んでいくかと、そういった支援体制の構築に取り組む場になるのではないかというふうに考えております。

現在の設置状況につきましては、設置済みの市町が14、未設置が7市町となっております。未設置の市町においても、設置に向けた検討が進んでいるところであります。

【北村委員】医療的ケア児が実際にいるか、いないかというようなところも関わってくるのではないかと思います。まだ7市町が設置をしていないということでありますから、そこにしっかりと設置をしていただくようにお願いをいたします。

この協議会は、保健、医療、福祉、教育、子育て、各分野の関係機関、各当事者団体から構成される協議の場だというようなことで、先ほど申し上げたような移動の支援等々についても、いろいろな新しい政策ができるのではないかなと期待をするところでございます。

医療的ケア児の最後になりますが、災害時の件でお伺いをいたします。

こちらも長崎県央保健所からいただいた資料でありますが、災害が発生したらというところで、そもそも移動が難しいというところもありますし、人工呼吸器であるとか、痰の吸引器であるとか、電源が必要な方々が多いと思うんですけれども、最後に、各市町での取組、災害時要援護者避難支援プランの作成をお願いしてくださいということで、県央保健所から、その保護者の方々に配られているんです。

この支援プランというのは、先ほどの答弁の中で160～170名ぐらいだろうということでありますから、どの程度作成をされているのかというところがおわかりになりましたら教えてください。

【渡辺福祉保健課長】災害時に支援が必要な避難行動要支援者と呼んでおりますけれども、その名簿作成を市町においては義務づけられておりまして、その中に、お話がありました医療的ケア児、在宅でいろんな支援を受けられている方も含まれるものと考えております。

その内訳のところは把握しておりませんけど、全体で申し上げますと、要支援者が約7万人に対しまして、支援計画を策定しているのがまだ1万人弱というような状況でありまして、個別計画の策定自体にまだ着手をしていないところが、今年の4月現在、半数程度あるということでございまして、今年に入ってからもスクラムミーティングとか、新たに要支援者の対策の担当課長会議を開催しまして、県としては、個別支援計画をしっかり策定を進めてほしいということで市町に働きかけをしているところでございます。少しずつですけれども、4市町がまた策定に着手されたと伺っておりますし、引き続き、市町に対して働きかけをしてまいりたいと

考えております。

【北村委員】 ぜひ働きかけていただいて、安心して日々生活ができるような体制をつくり上げていただければと思います。

時間になりましたので、最後に１つだけ。こういった病気を抱えて生まれたお子さんの保護者にとって、非常に頼りになるのが先輩のママ、要は仲間や親の会がありますよというご案内をされています。そういったところともしっかり情報交換をしていただいて、障害のある人もない人も安心して暮らせるような長崎県づくりを進めていただければと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方はどうぞ。

【山口(経)委員】 外来医療計画、医師確保計画について、少しばかりお尋ねをしたいと思います。

今年の9月26日に厚生労働省から、公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の議論が必要であるとして、県内7病院のリストが発表されました。これについて、我々の会派でも、機械的な算出ではなくて、地域の実情を踏まえてくださいという要望をしております。全国知事会でも、そういう発出に当たっては、いろいろな考慮をしながら発出してくれという形で申し出もあっているようであります。

今回医師確保計画において、医師偏在指標の中に、長崎県は離島・半島を多く抱えているという地域の特殊性が含まれているのか、お尋ねしたいと思います。

【石田医療人材対策室長】圏域ごとの医師の偏在を比較するに当たりまして、これまで都道府県は、人口10万人当たりにどれぐらいの医師がいるか、こういったところを一般的に活用してきたわけでございます。

今回、より客観的に二次医療圏、あるいは三次医療圏ごとに医師の多寡、多い、少ないをはかる指標として新たに導入された指標が医師偏在指標でございます。

医師偏在指標は、人口当たりと違うのが、算定式の中で、分子となる医師数については医師の性別、年齢といったものが考慮されておりますし、また分母については人口に患者の受療率を掛け合わせるなど、これまでよりも細やかな指標となっていると認識しているところでございます。

今ご指摘いただきましたように、本県は離島が非常に多い県でございます。こういった離島の特殊性については、国の構想段階では、へき地等の地理的条件についても考慮するというふうにされていたわけでございますが、最終的に示された算式には含まれていないという状況がございました。

こうしたことから、当県からも国に確認したところでございますが、例えば北海道のように面積的な条件、あるいは本県のように離島のアクセス条件、こういったものは、なかなか技術的な限界があって今回はどうしても加味できなかったと、今後工夫ができないかとは考えているというふうな回答をいただいているところで、国においても問題意識は持っていただいているところでございます。

こうしたことから、今回策定した後にも、是非離島の特殊性、こういったものについては評価していただきたいという要望はしていきたいと考えているところでございます。

【山口(経)委員】 医師偏在指標は、全国の平均値という形で、労働時間にしても、しっかりした調査をした実数でのケースではないということもあります。そういったいろんな課題もある中で、指標を元に医師確保計画を組むわけです。

県としては、どういうお考えでやられますか。

【石田医療人材対策室長】今回内示がされた医師偏在指標でございますが、先ほどご指摘がありました離島の地理的要因を除いても、やはり離島は本土よりも相対的に医師が少ないというような結果が出ております。

また、医師偏在指標は、同じようにアクセスが厳しい離島間の比較は可能であることから、今回の第1期計画では、国のガイドラインに沿い、かつ地域の実情に応じて、これまで同様、離島医師の充足を図ることを柱としておりまして、増加が見込める11人についても離島で確保する計画としているところでございます。

また、今ご指摘がございました労働時間につきましては、平成28年度の厚生労働科学特別研究、医師勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究というものがございまして、その中で調査された医療施設従事医師の性・年齢別にどれくらい働いているかと、平均の労働時間を出して決められているものでございます。

こうしたことから、これまでは医師数だったのが、全国的に労働力としてどれぐらい能力があるかを見て全国と比較をする一つの基準を決めて全国の算定がなされているということでございますので、繰り返しになりますが、今回の分につきましては、離島という同じ条件の中で比較させていただいたところでございます。

【山口(経)委員】 都市部では、診療所の後継者もいる形が多いわけで、郡部に行きますと、後継者が少ないことで高齢になってもフルタイムで診療をしていらっしゃると、そういう労働時間の違いは、年齢ばかりでは算出できないわけです。平均的なことばかり使って係数で掛けてということであれば、やっぱり機械的な算出であったとしか言われないわけです。

病院の再編統合においても厚生労働省は、機械的な数値をもって「こうですよ」という形で、地域の実情に合っていないと、地域では不安を感じるということであります。医師偏在指標もそういう機械的な算出でもってやられたということで、地域の特殊性ということも考慮しながら確保計画にも当たっていただきたいと思うんですけれども、もう一度いいですか。

【石田医療人材対策室長】 今のご指摘で、先ほど説明しました労働力のところで、例えば70代の男性医師でいいますと0.635という数値を掛けています。

委員がご指摘されました、仮に70代の男性が離島であれば多く働いているだとか、へき地であれば働かざるを得ずに長く働いているといった場合も、逆に0.635しかいないと計算されているところでございますので、そういった中での比較ということでございます。ですから、働いているからということではなくて、労働力としてこれだけしかないんだということで適正な評価がされているのではなかろうかと思っております。

【山口(経)委員】 そういう実態をしっかり調査し、厚生労働省にも申し上げるところはしっかり申し上げる。自分のバックデータを持ちながらやることも肝心かと思いますので、調査に当たってほしいわけです。

聞くところによると、調査をするための回答率が大変低いと、なかなか協力いただけないということであります。そうであっても、やっぱり県としては、ちゃんとした調査をしてバックデータを持っておくということは大事じゃないかと思っております。その点も要望いたしておきます。

それから、第1期の医師確保計画の目的は、

これまでと同じく離島の医師確保というふうに理解するわけでありますけれども、外来医療計画は、また建付けが違うということでありまして、外来医療計画を策定する目的についてお尋ねをいたします。

【伊藤医療政策課長】外来医療計画も医師確保計画と同じく、医療法、医師法の一部改正に伴い、今回、計画を策定するものでございます。

外来医療計画につきましては、先ほどご説明した中で少し触れましたけれども、現在、無床診療所の開設が都市部に偏っている、あるいは実際の救急医療とかグループ診療というような外来医療機能が、個々の医療機関の自主的な取組にゆだねられているというような状況がございます。

このような地域ごとの外来医療に関するデータを可視化することで、今後開業しようとする医師にその情報を提供することで、その医師の自主的な行動変容を促し、少しでも外来医療の地域偏在をなくしていく、あるいは不足している外来医療機能を担っていただきたいというようなことで策定をするものでございます。

ただ、地域で不足する外来医療機能をお願いする区域につきましては、国のガイドラインでは、外来医師多数区域に限られているところでございます。

本県におきましては、地域医療構想調整会議が各圏域で設置されて、入院医療につきましては地域の課題の議論がされているところですけれども、外来医療計画をつくることで、入院医療だけではなくて外来医療につきましても圏域ごとに議論、課題を抽出して、それをどう対応していくのかというような議論を行うための仕組みづくりをしていきたいと思っております。今後、望ましい外来医療の提供体制を確保するために議論を行えるたたき台となるような計画にしてまいりたいと思っております。

【山口(経)委員】 外来医療の医師偏在指標におきまして、五島と壱岐が医師多数区域ということになっているわけです。この原因は何かということで10ページ、11ページに書いてあります。それによると、病院の外来が多くて、診療所の外来は少ないという形で、医師偏在指標が医師多数となるということです。

こういう課題を十分承知しながら、つくらなければならないという矛盾といいますか、そういったことはどう捉えておられますか。

【伊藤医療政策課長】 確かに、今回の国のガイドラインに沿って整理するデータにつきましては、一部診療所に偏っているところがございますが、本県といたしましては、先ほど申しましたように、外来医療を圏域ごとに議論できるような内容でつくってまいりたいと思っておりますので、外来医療に関するデータにつきましては、診療所に限らず病院も含めてデータを示しながら議論をしてまいりたいと思っております。

【山口(経)委員】 それでは、10ページの課題のところに、このデータばかりではなくて、さまざまなデータを活用しながら、この地域に合ったものをすると書いてありますけれども、どういうデータを想定していらっしゃいますか。

【伊藤医療政策課長】 現在、外来医療計画に必要なデータにつきましては、国から順次データをいただいているところでございます。

県といたしましては、国からいただくデータだけではなく、今回の素案の内容につきましても、各郡市医師会、各市町全てにアンケートを行いまして、その状況も含めて、この計画をつくっていこうとしております。県で入手できる病床機能報告によるデータ等につきましても県

独自で整理をして、この調整会議に出していきたいと思っております。

【山口(経)委員】 先ほど、医師確保計画の中でも申し上げましたけれども、県独自の調査データを、しっかりと基礎データとして持っておかなければならないと思うんです。それが、なかなか調査が不十分だということですが、その点はいかが考えておられますか。

【伊藤医療政策課長】 医師確保計画、外来医療計画、また先ほど委員がおっしゃった、今回の再編統合の議論が必要とした公立公的病院のリストの関係でも、国が機械的にデータを活用して分析をした結果ということが問題ではないかということかと思います。

県といたしましても、外来医療計画につきましては郡市医師会や市町に対してのアンケート、あるいは、公立公的病院の再編統合に関わる検討をする場合には、県内の全ての民間病院に対して県独自で調査をかけた結果も踏まえて議論を今後進めてまいりたいと思っております。

【山口(経)委員】 調査に協力してくださる診療所、あるいは病院が少ないということです。基礎データとなるところの調査依頼を、アンケート方式ではなく、本来の調査という形でできないものでしょうか。

【中田福祉保健部長】両方にまたがることですので、私の方から一括してお答えさせていただきます。

この件についての県独自の情報把握という点では、私としても大事だと思っていますし、逆に医師会の方からも、そういうような要望が具体的に上がっております。

今回行った一つの調査としては、例えば、産科のドクターにつきましては、単に標榜として産婦人科を標榜しているだけではなく、具体的分娩をどのように何件扱っているのか、そこが将来の周産期医療体制を確保していく上では、単に表層的なデータだけじゃなくて、実際の仕事の中身を把握しないと国に対しても反論できないだろうということで、県と県医師会、県産婦人科医会と協力して、そういう具体的な調査も実施させていただきました。

したがいまして、今後、この計画を進めるに当たりまして、当事者でございます医師会等の協力もいただきながら、必要なものはそのように情報把握に努めていきたいと考えております。

【山口(経)委員】 そのようにしっかりとした基礎データを持っておって、厚生労働省からのこういう機械的な算出によって誤差が生じるということに対しての県としての対応をしっかりとやっていただいて、地域の方々が安心して医療を受けられるような体制を築いていただきたいと思います。

この地域医療構想調整会議で、こういうこともしっかりともまれるわけでしょうけれども、調整会議の議論の活発化ということで、9月26日に厚生労働省から病院の再編統廃合という形のデータが示されたわけですから、調整会議の活発化について部長はどうお考えですか。

【中田福祉保健部長】 委員ご指摘のとおり、今回、公立公的医療機関のみの公表となっておりますが、この課題を解決していくためには、公表された病院だけではなくて周りの医療機関、また民間の医療機関の協力もいただきながら地域医療をどういうふうにしていくのかということを考えなければ、指定された病院だけがダウンサイジングすればいいということにもならないかと思っております。

したがいまして、地域医療調整会議においては、そういう周りの民間の方々の意見も踏まえ

ながら、逆に公的病院としてはこういったことに機能強化をしてほしいといったご意見もあろうかと思いますので、その地域に求められる機能をより強化していけるような方向で調整会議が進み、それが地域医療の確保につながるように議論を進めていく必要があるというふうに考えております。

【山口(経)委員】 地域の住民の方々の不安が増すことのないように、調整会議の議論を活発化させて、しっかりとした地域医療を確立していただきたいということを申し上げて、終わります。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方。

【前田委員】 3点質問させていただきます。一般質問でもあっておりましたが、子宮頸がんワクチンについて、確認も含めて改めて質疑をさせてください。

本会議の一般質問の中で県内の状況も確認できたところでありますが、今現在の子宮頸がんの県内の罹患の状況、並びに子宮頸がんワクチンの県内の接種率の推移についてご答弁いただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 まず、子宮頸がんワクチンの現状の接種率でございます。最新のデータが平成29年度の数字になりますが、県内での接種率は0.28%にとどまっております。

子宮頸がんの罹患者数でございますが、最新のデータで508人ということでございます。これは全年代についての数字でございまして、先日の本会議でのご答弁の中では20代、30代の子宮頸がんの罹患者数につきましては220人ということでございます。

【前田委員】子宮頸がんワクチン接種率は平成29年で0.28%ということです。

平成25年から予防接種法で予防接種に定められたと理解をしています。推移ということで質問したので、年次の推移を改めてご答弁いただきたい。

罹患が508人ということでしたが、私の記憶としてとどめていたのは、ごう議員の一般質問の中で、平成28年の数値で20代、30代のがんの罹患率が、すみません、ここは正確じゃないので補足してほしいんですけれども、420人近くあって、そのうち男性が70人、女性が350人のうちの6割が、さっき言った220人の子宮頸がんという数字であったと記憶しておりますが、改めてその2点について正確な数字をご答弁いただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】ごう議員の一般質問の際に答弁させていただいた人数は、20代、30代のがんと診断された方という人数をお示しをいたしました。その人数が、男性が72人、女性が355人、女性のほうが男性よりも約5倍多、そのうち子宮頸がんが6割以上を占める。その6割以上の数字が220人ということでございます。

もう一つ、ワクチン接種の推移でございますが、平成29年度の接種率は0.28%でございます。定期接種化された平成25年度の県内の接種率は5.1%、全国では平成25年度の接種率が14.6%でございます。

定期接種化される前に、基金を活用いたしましてワクチン接種をしておりました平成22年度から平成24年度までの県内の接種率は約72%でございます。

【前田委員】 丁寧な答弁で、定期予防接種前の数字も述べていただきました。

素人ながらの認識として、がんがワクチンで予防できるのは唯一、子宮頸がんだと理解をしていて、12歳から16歳の間で3回接種するとなっております。

結局、国が裁判で訴えられる中で結論が出ないのがずっと続いて、そうは言いながらも毎年毎年こうやって罹患される方、もしくは子宮を取り除いたり死に至っている方もおられる現況の中で、私は早急に再開すべきだという認識を持っていますし、医師会としてもそういう認識に立たれるとお聞きしております。

それで､県としての認識を問いたいんですが、後ほど、委員の皆様には意見書という形で提案させていただきたいと思っています。ただし、その意見書の中に、私たちが案文を作成した中であえて触れていないところは、平成27年に始まった厚生労働省研究班による全国疫学調査では､ＨＰＶワクチン接種歴のない者においても、ＨＰＶワクチン接種後に報告されている症状と同様の多様な症状を呈する者が一定数存在するということです。これまで裁判等も含めて、副反応が出ている、危険だと、その危険性が広く世の中に知れ渡っていますが、実はしっかりした調査の中では､そのワクチンを打った子ども、ワクチンを打たない子どもにおいても、その副反応と言われている症状の発生率については何ら変わるところはないんだと、そのことをもって因果関係は見受けられないと、因果関係は言及できないという報告がなされております。このことをもってすれば、早急な結論を私は出すべきだと思っているんですが、この内容も含めて、県としての認識と今後の取組についてご答弁いただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 今､委員がおっしゃったとおり、平成25年4月に定期接種化された子宮頸がんワクチンは、同じく平成25年6月には、厚生労働省から積極的な勧奨を差し控えるようにという勧告通知が出ております。現状では、県といたしましても、まず国において、この積極的な勧奨の再開について早急に結論を出していただきたいと思っております。

ただ、国が方針を示されるまでの間についても、その予防接種に関する副反応の可能性も含めて適切な情報提供を行って、実際にその定期接種の対象者の中で希望される方が、きちんと定期接種を受けられるような体制が必要ではないかと思っております。

国が積極的な勧奨の再開について結論を出していない現状におきましては､その正確な情報、ワクチンの有効性とか副反応を含めた安全性等について最も情報を有しているのは国であると思います。まずは国、みずからが正しい情報の周知に取り組む、あるいは県、市町がその周知に取り組むに当たっての正しい情報内容を示していただくことが必要ではないかと思っております。

【前田委員】 すみません､一番肝心なものを手元に忘れたんですけれども、課長にはお渡ししておりましたけれども。

今般の直近の国会の中でも、質問状、質問主意書という形で国に出されてあって、その回答も、今、課長が一部言われましたが、接種を推進すべきというような内容でありましたし、その責務においては各自治体にあるんだということが明記されておりました。

そして、一部そういった形で、岡山県をはじめとして自治体独自の判断で接種の呼びかけ、安全性について情報提供をしている団体に対しての特段のとがめというか、そういうものはないんだというようなこともしっかりと書かれておりましたので、ぜひ、国に対して求めることとあわせて、県としての独自のパンフレットをつくるとか、そういったものについて、来期しっかりと取り組んでいただきたいことを要望し

ておきたいと思います。

続きまして、長崎県歯・口腔の健康づくりの推進条例についてお尋ねしますが、結論として先に言いたいのは、推進条例が平成21年12月議会で、議会発議でつくられて、翌年の4月から施行となって、当時は新潟、北海道に続き3番目の制定となっております。

私も途中、途中で質問していたんです。1つは、その後行われた歯科保健を推進する歯なまる計画の1期目が平成29年で終わった段階の実績において、推進計画の実施がまだまだ未達が多いじゃないかという指摘と併せて、国においては、2017年の経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針の中で、歯科保健の充実についてしっかりとうたわれています。

そして今現在、歯科保健を取り巻く現況を見た時、もしくは健康全般を見た時に、健康寿命の延伸の取組の中で歯科保健がいかに重要であるかということも確認できておりますし、もっと言えば、他県が積極的にやっている未病の改善、オーラルフレイル対策など、近年における歯科に関わる新たな動きや、県民の歯・口腔の健康づくりをより一層推進するためには、10年前につくった条例をですね。

これまでも計画の中でやれていると言いましたけれども、条例自身の、時代の中で変わってきた環境変化の中での基本理念や基本施策について、改めて項目を見直したり追記するものが必要だと思っています。ほかの自治体では既に、後発のところでありながら改正している現実もあります。そういう意味においては、関係団体である歯科医師会からも強く要望が出ている歯科保健の条例の見直しを、関係団体とともに検討する時期に来ていると思います。

このことについて、まずは推進計画の実績等を少し課長の方からお答えいただいて、総合的に部長の方から、この見直しについてどういう考えで臨まれるかをご答弁いただきたいと思います。

【永峯国保・健康増進課企画監】まず私の方から、歯なまるスマイルプランの1期目の計画の状況について答弁申し上げます。

歯なまるスマイルプランにつきましては、委員からお話がございましたとおり、平成25年度からの5カ年計画という形で、この条例の推進計画として策定したものでございまして、虫歯の予防や歯周病疾患予防の対策、こういった20項目の目標を設定して取組を進めたものでございます。

結果としましては、目標を100％達成できたものが、12歳の一人平均の虫歯の本数など全部で8項目でございます。

一方で未達成というものが、60歳代の方々で進行した歯周炎を有している方の割合など5項目でございますので、その後継計画である歯なまるスマイルプランⅡの方では、そういった成人期の歯科保健対策の充実といったところを重点的に取り組むという形で策定をし、現在、取組を進めているという状況でございます。

【中田福祉保健部長】歯科口腔保健の条例につきましては、これまで虫歯の減少という一つ大きな目標を達成しつつ、今後は我が県でも10年先に高齢化という中で、新たにオーラルフレイルというものが全身の状態にも非常に大きく関わってくる、非常に重要な課題として時代も変わってきております。

したがいまして、私どもといたしましても、歯科医師会とも連携をさせていただきながら、条例の見直しに関して、技術的な検討を進めていきたいというふうに思っております。

【前田委員】これまで推進条例の見直しというか検討については、現計画の進捗の中で対応していくということでしたが、明らかに取り巻く環境とか求められるニーズが変わってきていますので、今、部長がおっしゃったように、団体とともに検討したものを早期に提案していただきたい。

ただ、これは議会発議で出している関係もあるので、どういう検討をし、どういう提案の仕方にするかというのは、多分実務的にあろうかと思いますので、そこはまたご相談しながら進めていただきたいと思います。

最後に、要望に近い形になりますが。

先週の長崎市議会の陳情審査の中で、発達障害児のハートセンターの状況について、早急な改善をしてほしいと陳情が出されておりました。どういうことかというと、発達障害児においては、ご承知のとおり、早期に発見して早期に診断を行い、その診断に基づいて療育していくことがとても大切だという認識は皆さん共通だと思うんですが、現状において、早期発見ができたとしても、県南地区の拠点のハートセンターにおいては、診察を受けるまでに4カ月ぐらい待たなきゃいけない。その後、療育をするまでに6カ月待ちという現状が続いているということ。その現状がある中で、ハートセンターはもう手いっぱいで、なかなか受付ができないというようなことを言われている。そういう現況があるから、保育界等各種団体が望んでいる5歳児の定期健診による早期発見が。

最も人口の多い長崎市において、マンパワーの不足もあるけれども、発見した後にどうしたらいいんだと、発見したけれども、その後をつなぎ切れないとなったら、なかなかそこはうまくいかない。

そういうことも含めて、全県下での5歳児健診に対して、特に長崎市が消極的な姿勢であるということを考えた時に、今回の陳情について、紙面でしか見ていませんが、担当の部長は、問題意識はしている、鋭意検討したいということでしたけれども、県との協議とかが行われたというようなことは何一つ答弁がなかったそうです。そういうことを考えた時に、県北ももちろん同様な課題があると思うんですが、特にこの県南の状況についてですね。

この話は、僕らは何年も前から聞いていたので、今般、長崎市が陳情を受けていますが、ぜひ県の担当部署としても、この現状を確認する中で県と市が連携して、どういうふうにして改善ができるかということについて早急な検討をしてほしい、もしくはそういう協議会を設置してほしいと思うんですが、担当課長、もしくは部長の考え方を述べてください。

【桑宮障害福祉課長】発達障害にかかる長期の診療待ちの解消につきましては、前回の議会でもご議論があったように記憶しております。

その後、私どもも、発達障害を主に診察しておられる長崎市、佐世保市のそれぞれの医療機関、みさかえの園、長崎大学病院にもヒアリングをしまして、どういった形であれば長期の診療待ちの解消ができていくか、あるいは発達障害を診る医師を増やしていくにはどういう研修のあり方とか、どういうキャリアの描き方があれば目指す方が集まっていただけるのかといったことも含めて意見交換をしているところでございます。

今現在、お聞きしたことを整理中でございますので、論点を整理しながら、また先生方にもお集まりいただいて、どういった形で取組をやっていけばいいかというところの方向性が出て

くればいいかなというふうに考えております。

【前田委員】 あえて最後に、もう一遍確認で質問したんですけれども、要は、当事者並びに保護者の方にとっては非常に切実な問題なので、今のような答弁で了としますが、そう時間を置いてもいけないし、仮に時間がかかるとしても一つずつ何か前進して、ここが変わってきているというような取組をきちんと見せてあげないと不安は解消できないと思うんです。当然一遍にゼロを100にしろとは言いませんけれども、その段階を見せる、もしくは、今できないことでもいついつまでには何とかここまで到達したいというようなことを、早期に、そういう陳情をしている団体や保護者の方々に示せるような取組を、もう少し急いでほしいということを要望したいと思います。

最後に部長から一言、答弁をいただきましょうか。

【中田福祉保健部長】課長から答弁がありましたけれども、この問題は、私も急がなきゃいけないというふうに思っていまして、私が、それぞれ発達障害を担当されているドクターに直接確認して、どういう対策が必要かというのを今やっております。

県こども医療センターをはじめ、長崎のハートセンター、また佐世保にもございますし、みさかえの園の先生にもいろいろお伺いして、今の診断の待機待ちの解決をどうしていこうかというのを今、聞いています。

最終的にはどうするかを皆さんの合意のもとでお示ししたいとは思うんですが、私の聞いている範囲ですと、当然診断されるドクターが少ないという数の問題もあるんですが、地域の連携体制もしっかりしないと、センター的な施設の役割と地域医療機関の役割をもうちょっと明確化しないと、この問題は多分前に進まないんじゃないかというようなご意見もいただいておりまして、それをやるためには地域の役割分担を明確化して、どういった医療機関が何をやるんだということを県全体としてまとめないと多分、地域全体が動いていかないのかなというふうに思っていまして、今、私が個別の先生に話を聞いている段階です。

年明けには、それを整理して、関係のドクターに集まってもらって、一定の合意を得られるように努力して、できれば来年度の早いうちには何らかのお示しできるものを、一歩ずつにはなるかもしれませんけれども、早めに対応していきたいという思いで取り組んでいるところでございます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【堤委員】 社会的養育推進計画についてです。その中の子どもの権利擁護ということで、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所措置中の児童については、児童福祉審議会の事務局に直接届く封筒を添付した権利ノートを配布し、児童から意見の申し立てがあった場合は事務局を経由して審議会に報告する仕組みとなっているとあります。これを里親・ファミリーホーム委託児童についても活用して、子どもの声を受け止める、そういう体制が必要と書いてあるわけです。

前段の児童養護施設などの児童に、審議会の事務局に直接届く封筒を添付した権利ノートを配布となっていますけれども、この現状はどうなっているんでしょうか。

【今冨こども家庭課長】子どもの権利ノートにつきましては、現状、児童養護施設におきまして、そのような申し出が子どもの方からあった場合には、こども家庭課にその連絡がくるよう

になっております。その後、その申し立てにつきまして、児童相談所を通じて事実の調査を行いまして、その結果を審議会の方に出すという形になっております。

ただ、私が来て、この2年の間には、そのような事例はございません。

【堤委員】私、これを読んで、子どもにとって、こういうことを申し立てるのは難しいことではないかなと思ったり、身近に信頼できる大人がいれば、そこで相談ができるということでありますけれども。

子どもの権利ノートがつくられてから、1件も相談がなかったということですか。

【今冨こども家庭課長】その件については、私が来て2年目ですけれども、その前にあったかどうかは確認させていただければと思います。

【堤委員】そうしますと、里親・ファミリーホーム委託児童についても、これを利用する子どもたちが出てくるのかというのは、ちょっと疑問があるように思うんです。

子どもの声を受け止める態勢、子どもの声を代弁する仕組みは、もう少し子どもたちが声を出しやすい、届けやすい制度が必要なのではないかと思っているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

【今冨こども家庭課長】子どもが意見を表明する仕組みについては、まずは身近なことについては当然施設であったり、里親であったり、その当事者の中でやっていくものというふうに思っております。

その上で、例えば施設における処遇とか、もしくは自分が置かれている施設であったり里親であったり、措置そのものに対する不満に対して申し立てをする場合に、施設であったり、当事者間の中ではなかなか言いにくいというような問題もあるかと思っております。そういうものに対応するために、子どもの権利ノートを活用した意見表明はあるものと思っております。

この部分の実績が、この2年間にあっていないということでございまして、そのやり方については、このノートの趣旨とか、施設の中でもっと説明をさらに詳しくやるということを今度の計画の中にも考えておりますし、また、自分が措置されていることに対して意見を述べるのに、その大もとであるこども家庭課であったり児童相談所にそれを申し出るのはなかなか難しいという意見もございますので、その分については第三者の代弁というものを今、国の方で検討しておりまして、そういう仕組みも併せてやっていきたいというふうに思っております。

【堤委員】実際にこれを活用する、利用するとなれば、ある程度年齢が上がって、しっかりと考え方も持っていないと、なかなかできないことではないかと思います。第三者などの活用が検討されているということですので、本当に子どもたちの声を受け止める制度が十分に構築される仕組みを求めていきたいと思います。

それと、児童相談所の児童福祉司についてです。全国でいろいろな虐待事件、虐待死事件などが起きて、厚生労働省から児童福祉司の増員が緊急対策として打ち出されているということです。同じく計画の最後のページのところに、2019年度、2022年度、2024年度と児童福祉司、児童心理司などの指標が示されているんですが、今現在はどういった状況になっているんでしょうか。

【今冨こども家庭課長】児童福祉司の配置基準につきましては、現状、4万人に1人となっておりまして、その基準に沿った形で配置をしております。

それが、3万人に1人と配置基準が多くなりまして、その人数を計画を立てて配置することになっております。

【堤委員】 2022年度までに、全国で1,000人規模の児童福祉司の増員を求めていると、新聞報道の中身ではそうなっています。

今年度の児童福祉司の必要な数、そして2022年度に向けての増員計画の見通しはどんなふうになるんでしょうか。

【今冨こども家庭課長】今年度につきましては4万人に1人ということで35名、基準どおりの配置となっております。これは基準を満たす人数となっております。

これを50人にまで増員していく計画で、増員の仕方については、人事当局の方と今、協議中でございます。

【堤委員】 今年度は、35人は達成されているということですね。

今、児童相談所の虐待相談対応が非常に急増していると聞いています。長崎、佐世保の状況はどうなっていますでしょうか。

【今冨こども家庭課長】昨年度の児童虐待相談対応件数につきましては、合計で898件と過去最高となっております。長崎と佐世保の内訳で、長崎が553件、佐世保が345件となっております。

【堤委員】 898件は過去最高ということですね。この553件、345件は、前年度からはどのくらい伸びているんですか。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

---

― 午後　２時５８分　休憩 ―

---

― 午後　２時５９分　再開 ―

---

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【今冨こども家庭課長】 昨年は長崎が346件で、佐世保が284件です。そうしますと、長崎が対前年比159.8％になります。佐世保が、対前年比121.4％になります。

【堤委員】159.8％というのは1.5倍以上ということで、大変な件数だと思うんです。

児童福祉司の皆さんの業務量もかなり増大しているのではないかと思いますが、一人当たりの時間外とか、多い人はどのくらいになるんですか。わかりますでしょうか。

【渡辺福祉保健課長】確かに業務量がかなり増大をしているということで、時間外は、センターを所管している私の方からお答えします。

児童福祉司の昨年度の月の平均が約25時間、その前の年が17時間ですので、1.5倍程度になっている状況でございます。臨時職員や非常勤職員の配置とか、パソコンの配置とか、そういった形での事務の効率化、業務支援にも取り組んでいるところでございます。

【堤委員】 平均は25時間、平均ということは、人によってはそれ以上、もっと長時間の時間外労働をしている方もいらっしゃると。

扱っている業務が虐待相談対応という非常に重たい業務内容で、一人当たり何件ぐらいを持たれているんですか。

【今冨こども家庭課長】 昨年の6月1日時点で、ケースワーカー一人当たりで49ケース、約50ケースを担当しております。

【堤委員】 本当に大変な数で、それぞれにしっかりした対応をしていくのは本当に大変な仕事ではないかと思うんです。

今、4万人に1人の配置ということで基準は満たしてあるかもしれませんが、この仕事量の多さであれば、もっと増員をするべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【今冨こども家庭課長】 人員配置について、3万人に1人というものはまだ2年後ですけれど

も、委員ご指摘のとおり、この業務はすごく増えておりまして、職員一人ひとりの事務量は相当なものがあるというふうに思っております。

担当部局としましては、この人員増ができるように、人事当局と協議を進めてまいりたいと思っております。ただ、全体の中でできる部分、できない部分があることは事実でございます。担当部局としては、そういう実情をできるだけお伝えして、配置に向けて努めてまいりたいと考えております。

【堤委員】しっかり要望していただきたいんですが、今後、15人の増員が必要になってくるということです。

先ほど、人事課と協議中であると言われましたけれども、新たな採用をかけるのか、それともほかの部署から人事異動で来られるのか。新たな採用が必要ではないかと思っていますが、いかがですか。

【渡辺福祉保健課長】児童福祉司等の社会福祉職が中心になるかと思うんですけれども、その採用については最終的には人事事課方で試験をしていただいているところで、我々としては、新規の採用、もしくは配置換え等も含めて、そういった人数が確保できるように対応してまいりたいと考えております。

【堤委員】 新規の採用、配置換えということですが、配置換えでありましたら、15人を増やしていくためにほかの部署が手薄になるのではないかと思ったりもするわけです。児童福祉司とか、専門の皆さんがいろんなケースを扱ってキャリアを積んでいただくと効果も上がってくるとは思うんですけれども、もっと新規の採用、そして研修などを強めていって、本当に適切な対応ができるような体制整備をお願いしたいと思いますが、その点についてはいかがお考えですか。

【今冨こども家庭課長】職員の研修につきましては、現在もケースワーカーになった方に対する専門研修とか、ＳＶに対する専門研修、こういうものをしっかりとやらせていただいております。

ただ、委員ご指摘のとおり、今、経験年数が少ないケースワーカーも増えていて、そのことが時間外につながっている部分もあるということを我々も認識しております。そういったことから、特にＳＶの養成については、計画的な人事異動等の部分も含めてしっかりやっていきたいと考えております。

【堤委員】しっかり取り組んでいただきたいと思います。

児童相談所の強化、体制の整備ということについて、部長の見解をお聞きしたいと思いますが、今後しっかり取り組んでいただく決意をお願いします。

【園田こども政策局長】人事等採用の関係は福祉保健部でございますが、児童相談所としての機能部分は私の方で担当しておりますので、私の方から。

当然のことながら今、いろいろな社会情勢の中で虐待相談対応件数が増えてきておりまして、その中で業務に当たる児童福祉司の業務が非常に複雑多岐にわたってきているというのは十分認識をしております。しっかりと児童相談所の強化に努めてまいりたいと思います。

【堤委員】 ありがとうございます。全国各地で虐待死の痛ましい事件が報道されるたびに、児童相談所は何をやっていたんだと責められて、過酷な業務をされている方たちが追い込まれるような状況になっているのではないかと思いますので、そんな事態にならないように、子ども

たちの命を守り、そして、業務に当たる皆さんがしっかり取り組めるような体制整備をよろしくお願いして質問を終わりたいと思います。

【ごう委員長】 審査の途中ですが、ここでしばらく休憩をとります。再開は3時25分からです。

暫時休憩いたします。

― 午後　3時　8分　休憩 ―

― 午後　3時２６分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

引き続き、議案外の質疑を行います。

質問のある方はどうぞ。

【大久保委員】こども政策局にお尋ねをいたします。

長崎県社会的養育推進計画について、今年度中に計画を策定するということでありまして、先ほど説明をしていただきました。

平成26年度に策定をした長崎県家庭的養護推進計画を全面的に見直すということであります。この全面見直しになった背景とか考え方について、まずお尋ねをしたいと思います。

【今冨こども家庭課長】家庭的養護推進計画が社会的養育推進計画に抜本的に見直された背景についてです。

これは、平成28年に児童福祉法の改正がございまして、その中で基本理念としまして、子どもが権利の主体であることが位置付けられるという大きな視点の転換がなされております。それに加えまして、子どもの家庭養育優先原則というものが明記されております。今回の社会的養育推進計画につきましては、児童福祉法の改正の理念を反映させる形で計画をつくることとされております。

これまでの家庭的養護推進計画については、いわゆる代替養育の中で従来の大舎制における施設養育を、家庭養育であります里親・ファミリーホームでの養育にできるだけ移していくことと併せて、それが難しい子どもたちについては、施設養育の中で、できるだけ小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境で養育することをすいしんするものでございました。

社会的養育につきましては、家庭的養護の推進に、先ほどの理念を合わせたものであり、できるだけ家庭で養育するということで、まずは家庭に戻すこと。次に、なかなか家庭での養育が難しい場合には、養子縁組を優先すること。養子縁組におきましても、よりパーマネンシーの保障がなされています特別養子縁組の方を優先して、それでもだめな場合に養育里親にすること。

それでもだめな場合には施設での養育になりますが、その時にも小規模かつ地域分散化された家庭的な環境の中で養育をしていくと、そのような形になっております。

社会的養育については、そういう代替養育による社会的養護の推進に加えて家庭養育の優先、そして養子縁組の推進、自立支援まで含め、家庭的養護よりもさらにウイングの広がった計画となっております。

【大久保委員】 わかりました。

改正児童福祉法の理念は家庭養育優先原則ということであるのに、長崎県の計画が、もともと家庭的養護推進計画だったのが全面的に見直されて社会的養育推進計画になって、その辺の言葉の使い方が非常にわかりにくかったものですから、確認をさせていただきました。

次に、代替養育を必要とする子どもの数の見込みということで、資料の後ろの方に載っています。もちろんご承知のように長崎県の児童人口の推移は年々減っていくわけですね。ところ

が、代替養育が必要な子どもの数は、近年若干増えてきています。さらには、乳児院、児童養護施設、里親・ファミリーホームに入所した子どもの数も微増ということですね。それから、一時保護の子どもの状況というものも増えておりますね。

そういう中でどうやって対応していくのかということが、恐らく今回の新たな推進計画に盛り込まれてくるんだろうと思いますけれども、方策として何か考えていることがありましたら教えていただきたいと思います。

【今冨こども家庭課長】社会的養育を推進する中で一番の目標となりますのは、冒頭の説明でも申し上げましたが、里親等委託率を上げていくということ、これを一番の指標として掲げております。今の計画におきましては、現状の17.3%を10年後に43.2%まで上げていくということを目標としております。

その目標を達成するための1番の取組が、計画で申し上げますと15ページから18ページになります。こちらに、里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組ということで、いろいろ書かせていただいております。

ここには、将来像とか、現状における課題、そして17ページから取組と指標ということで、まず1つには、アのところに書いておりますフォスタリング業務の実施体制ということで、今日の質問の中にもございましたけれども、現在、大村の方で委託をしております「すくすく」の業務、ここにマッチングの部分まで含めたところで一体的にフォスタリング機関として新たに設置するということを考えております。これをすることによりまして、里親の育成から、研修、マッチングまで一貫してやることによって、より効果的にマッチングや、その後の支援もできるものと考えております。

その後の取組としまして、いろいろございますけれども、里親を増やしていくためのリクルートとか、里親との不調を防ぐことを目的として里親・ファミリーホームの専門性向上のための研修、18ページにございますのはその支援体制ということで、これまでの里親支援機関としての体制をチーム養育という形でやっていくような形で、さらに充実強化していきたいと考えております。

あと、オの部分につきましては、冒頭に説明いたしました保護者への対応ということで、ここの部分については最も力を入れてやっていきたいと考えております。

【大久保委員】 わかりました。現在の里親・ファミリーホームの委託の割合は、非常に実績として低いんですけれども、将来的にはかなり高い目標を掲げていますので、里親のマッチングの活動というかフォスタリング業務を、今回の計画にしっかり盛り込むことによって進めていこうということでありますので、ぜひですね。

窓口はこども家庭課で、実際にやるのは大村の施設を使って、そこを拠点にしてやっていくというようなイメージでよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

【ごう委員長】 答弁をお願いします。

【今冨こども家庭課長】この計画の推進に当たりましては、我々こども家庭課をまずは中心といたしまして、現場における中心となりますのは児童相談所でございます。ここと、先ほど委員からお話がありましたフォスタリング機関を里親支援の機関の中心として、今後、チーム養育の体制をしっかり整えていきたいと考えております。

【大久保委員】そういう必要な児童がいらっし

ゃる中で、家庭で、あるいは地域で、社会で受け入れていくという方針にのっとって、しっかり応援をさせていただきたいと思います。

もう一点、これは福祉保健課に。チャレンジ2020の進捗状況の中で、唯一進捗が遅いと評価をしてあるところが、社会的配慮を必要とする人たちに必要な支援を行う体制づくりということで、先ほど質問に出ていましたけれども、避難行動要支援者名簿の作成等々、進捗が遅れているということであります。この辺の見解と課題について、お示しいただきたいと思います。

【渡辺福祉保健課長】 チャレンジ2020の目標のところで、社会的配慮を必要とする人たちへの必要な支援を行う体制づくり、この指標の代表的な指標として、避難行動要支援者の個別支援計画の作成済みの市町の数を上げております。しかしながら、表をご覧になればおわかりのとおり、実績値として作成済みの数1市町というのが続いております。

我々としましても、これまでもずっと市町に働きかけはしてきておりますけれども、市町のマンパワーの問題であるとか、実際策定に当たって、いろいろな関係者の同意であるとか協力が必要ということで、なかなか進んでいなかったという状況がございます。

今年度は特に、首長が集まるスクラムミーティングの場でも、こういった作成が進んでいない状況をご紹介して、1市町となっているのは諫早市が作成済みということですので、要支援者の担当をする市町の課長たちを集めて諫早市の事例を紹介したり、少しずつ作成に向けて着手をしていただくことをまずお願いをしているところでございます。

それで、今年の4月時点では未着手が11市町ございましたが、計画の策定に着手したところはまた4市町増えまして、今は7市町が未着手ということで、来年度中には全て着手をしていただいて、一部でも計画を策定していただくと。

支援が必要な方はいろんな方がいらっしゃいます。重度の障害者であるとか、独居の高齢者とか、優先的にそういった計画の作成が必要な方から順次進めていただくことをお願いしながら、計画策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

【大久保委員】 昨今は、本当に全国的に大規模な自然災害が多くて、社会的配慮を必要とする方々はやっぱりハンデがあるわけでして、そういう人たちを災害から守るという意味でもですね。

諫早市は過去に未曽有の大水害があったから、恐らく早くそれをしたのかなという気はしておりますけど、全県的にそれは早く進めていただいてですね。

県議会にもそれぞれ地元がありますので、協力をお願いして、それぞれの自治体で早目にそういう計画をつくって対応していただくことも必要になってくるのではないかなと思っております。

本当に毎年いつどこで、県内で災害が起こるかもわからない時に、こういう方々を先に率先して避難を誘導して救うことは大事になってこようかと思いますので、ぜひお願いを申し上げたいと思います。しっかり推進をしていただきたいと思います。終わります。

【ごう委員長】ほかに質問のある方はありませんか。

【山本(啓)委員】 午前中の要望の際に、県が受けた要望の内容について、議案外で掘り下げると申し上げておりましたので、続きを少しさせていただきたいと思います。資料としては提出

資料から。

この中で障害者についてのことをお尋ねするわけですけれども、午前中も申し上げましたが、これはまさしく社会を変えることだと思うんですよ、意識的にも、風景としてもですね、物理的にも。その気概をもって、これまでもしてこられたから、改善がどんどんとされてきているんだと思うんです。それをもっともっとしようと、してくれという要望であり、我々はしなければならないという思いで質問をしております。できる、できないは当然、財源や、さまざまな制限があろうかと思います。しかし、そこはうまく連携や協力を果たしながら進めていただきたいと。

その中で1点申し上げたいのが、障害者交流スペースの拡充と障害者向け駐車場及びパーキングパーミットの利用についての改善の要望です。

私は、今年この委員会に所属しながら、パーキングパーミットのことを逐一、委員会で質問しないまでもお尋ねしてきましたし、その改善を求める。その内容はまさしく、民間や組織、基礎自治体との協力を、県がリーダーシップを発揮して行っていただきたいということを申し上げてまいりました。総括的なご答弁を、まずいただきたいと思います。

【渡辺福祉保健課長】パーキングパーミットの利用について、ご要望をいただいているところでございます。パーキングパーミット制度につきましては、障害者あるいは妊産婦、そういった方に利用書を交付することで、身障者用駐車場の利用の適正化を図る制度でございまして、本県では平成19年8月から取組を開始しているところでございます。

歩行が困難な方など一定の基準を満たす方に申請を行っていただきまして利用書を交付しておりまして、協力施設が現在、県内に730施設ございまして、台数でいえば1,334台ほどは、そういった利用ができるところです。また、利用証は約3万枚ほど、これまでに交付をしているところでございます。

県として、この制度の周知、あるいは協力施設の拡充といったところに、これまでも市町等も連携しながら取り組んできたところです。

課題としましては、さらなる協力施設の確保、台数の確保、適正な利用の周知啓発といったところというふうに考えております。

【山本(啓)委員】 ぜひ一気呵成にやっていただきたいと思う理由は、どこに行ってもということであれば、健常者もそうでない方もと、障害のある方もない方もということであれば、まさしくこういった利用はそれに当てはまるんだと思うんです。ぜひ、地域とか民間、あとは基礎自治体と連携をし、協力を求めながら改善をいただきたいと。これを常態化してほしいんですよ。そういったものをつくることが常識になってほしいんですよ。

そして、それをやっていただいている、協力していただいている企業や事業所、またはそういった施設をしっかりと顕彰していただいて、明らかに敬意を表していただいて、そして、そういったところの取組を皆さんで共有していただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、同じく要望の中で手話言語条例の制定内容についての要望があります。

平成26年に長崎県議会は、手話言語法の制定を求める意見書というものを国に提出しております。その後の国の動き、そして本県の動きについてご説明をいただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】委員のお話にありました

ように、平成26年10月に長崎県議会より、手話言語法制定を求める意見書が提出されております。

それから、県レベルの取組としましては、知事の手話を広める会という、47都道府県の知事が入って組織される会がありまして、そこでも手話言語法の制定といった要請は行っているところでありますが、現時点では法の制定には至っておりません。

それから、県の取組の状況でありますが、透明性の資料の22ページにありますように、県内では10市町が制定しておりますが、本県ではまだ制定をしている状況ではございません。

現在、手話関係団体、市町と県を交えた意見交換会を開催しておりまして、その中で、ろう者が抱える課題とその解決策、そして、条例がもしあれば、こういう部分での施策が進むのではないかといった視点からも話をしながら、ろう者が抱える課題の解決策について議論をしているところであります。

【山本(啓)委員】 26の道府県が、県内でも10市町が制定していると。そして何よりも47都道府県の知事が、法制化に向けた求めの動きをする会を組織して行っていると。しかし、現在、我が県も平成26年に出している意見書があるけれども、今の時点で法制化がなされていないと。そういう状況下にあって、県内において、関係組織や当事者の方々との意見交換を積み重ねているという状況を今、説明いただいたと思うんです。

法制化を求める動きの中で、各都道府県や各市町が条例化を進めているのは、なぜですか。

【桑宮障害福祉課長】各市町の条例の制定につきましては、それぞれ個々の市町のご事情があろうかと思います。団体の方からご要望があって、それぞれの市町内でご検討されて策定する方針を決定されたところが多いように聞いております。

【山本(啓)委員】 ここも要望されているわけですよね。条例化の要望もされているわけですよね。

もう一つ確認したいのは、市町や都道府県、都道府県で結構ですけれども、26の中で議会発議はどれだけありますか。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

― 午後　３時４７分　休憩 ―

― 午後　３時４７分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【山本(啓)委員】 申し訳ありません。阿吽でだめかと思って。すみません、私も確認しておりませんので。ただ、あることは確かですね。

何が言いたいかといえば、国に対する法制化を求める動きがあって、47都道府県が一丸となって、知事がそういう認識を共有している実態がある。各市町や道県は、条例化を先に進めることによって国の法制化を促そうとしていると。だったら、本県も取り組まない理由がないと。

しかしながら、条例をつくればそれでいいわけじゃないという行政側の認識もわかります。特異な地形を持っている長崎県ですから、連携のあり方とか、基礎自治体のあり方とか、さまざまあると思うんです。だから、条例があればいいというわけじゃない。それは十分わかるんです。

しかし、私は、条例には力があると思っているんですよ。文章とか文字とかじゃないんです、条例は。条例をつくることによって、県下に号令を発して、自治法でいろいろあるかもしれないですよ。でも、長崎県が号令を発することで、

その当事者もまた組織の方々も、旗印になると思うんです、条例そのものが。

ぜひ、少しスピードを速めていただいて、また意見の聴取の内容を深く掘り下げていただいて、進めていただきたいと思いますけれども、どなたか、まとめの答弁をいただきたいと思います。

【中田福祉保健部長】先ほど障害福祉課長から話がありましたとおり、これまで意見交換会を重ねて、技術的な点など詰めてきたものでございます。

私どもとしては、この条例の要件となるような、例えば県民に求めていく内容とか、民間の施設にも求めていく内容とか、そういったところを技術的な点を詰めるために、これまで協議を重ねてきたものと考えております。

私どもとしても、まさにこういう趣旨を実現するために、いろいろな方のご協力をいただきながら、さまざまな方法を模索しながら検討を進めていきたいというふうに思っている次第でございます。

【山本(啓)委員】 国際連盟でのさまざまな動きや、国での障害者基本法の動き、そして本県では平成26年に意見書を出していると、そんなに最近の話ではないですからね。かなり時間がたっていますので、一定の形を。計画なのか、条例なのか、いろいろ方法はあろうかと思いますが、意見を聴取するだけではあまり変わらないような気がするので、お願いを申し上げたいと思います。

最期ですけれども、透析患者への取組についての要望について、少し質疑を重ねたいと思います。

9月定例会の委員会において、私は最後に部長に、透析患者の通院に対する支援など、また、障害者や高齢化の進んでいる患者の方々の通院の状況について、データの更新や、またはその通院自体の課題の聴取、各地域の状況の把握などを求めて、年末にはと。まだ年末というのかどうかわかりませんが、今日しかありませんので、答弁を求めたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】 それでは私の方から、人工透析を必要とされる方の通院支援の実態につきまして、市町及び長崎県腎臓病協議会、当事者の団体の方にもお話を伺いまして、どういった支援が行われているかということを少し調べておりますので、ご説明をさせていただきます。

前回、9月定例会の委員会では、県で実施しております人工透析患者通院支援事業のみをご説明させていただきましたが、これ以外に通院支援の方法としまして、障害福祉サービスの一つである居宅介護の中で通院等の介助という支援の項目がございます。

それと、市町村が実施主体となりまして移動支援、一般質問の医療的ケア児の質問の中でも少し出たかと思いますけど、移動支援事業という形で全市町において支援が行われております。これは地域の実情に応じて柔軟に事業を実施するもので、例えばマンツーマンで支援する個別実施型とか、グループ、複数の障害者に同時に支援するやり方、それと車両移送型と申しまして福祉バス等が巡回しまして病院等へ送迎をするといった事業が行われております。

3つ目の方法として、市町の独自事業による移動支援が行われております。一つは福祉タクシーと申しまして、タクシー券の交付が各市町で行われております。それ以外にも市町単独の事業として、例えば新上五島町では、人工透析患者の送迎サービスといった事業が行われているところであります。

最後に、県の方で4地域で実施している人工透析患者通院支援事業と、概ね、この4つの手段で通院支援をしている状況であります。

【伊藤医療政策課長】 9月定例会の委員会の中で、人工透析患者の流出入のデータのお話をさせていただきました。今、手元にあるデータが平成29年度の調査ということでご報告をしたんですが、これ以降、新たなデータがまだ出ておりません。新たなデータが出次第、また再度分析をしてみたいと思います。

医療提供体制の状況につきまして、データ的な分析ができませんでしたので、県内の透析医療の専門家ということで長崎大学病院の泌尿器科の先生や、県の透析医会の先生に、人工透析に係る県内の現状や課題につきまして改めてヒアリングをさせていただきました。

その結果、今、県内における人工透析の医療体制については、透析過疎地といいますか、実際に地域で透析を受けられないという地域はあまりなくて、概ね対応できていると、おおよそお住いの地域で受けられる体制はとれているとお聞きしているところでございます。

【山本(啓)委員】 まとめますけれども、結局、透析という治療というか、医療を受ける場所については用意できます、それぞれの通院についてはそれぞれの自治体でやっていますと、多分、あの時にお尋ねしたこととあまり変わらないんですよね。それを把握しましたというだけの話だと思うので。

もっと掘り下げたものというのは、結局、医療機関や自治体が出しているサービスとか支援だけじゃなくて、当事者の方がどのような状況にあるかとか、それらを支える方々がどういった状況にあるかとか、また今後どういった数字の伸び方をするのかとか、そういったところも少し踏み込んで。もちろん透析患者だけにこだわってやるのは少しバランスがあるのかもしれませんけれども、そういったところに目を向けた医療の捉えをしていただきたいというふうに最後に申し上げまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

【宮本委員】 それでは、福祉保健部から質問をさせていただきます。

まず、医師確保計画についてです。山口(経)委員からもありまして、私の方からも確認を踏まえて端的に質問をさせていただければと思います。

私も山口(経)委員と同じで、地域の実情に応じて、医師偏在指標とかにとらわれずにしていただきたいという思いはあるんですが、室長からいろいろご説明がありまして、11人増える見込みですというお話がありました。

いただきました概要版の資料を見た時に、第4章の15番目に11名とあります。これは確認です。4年間で11名増える予定で、この方々は県養成医だから、長崎県内の離島・へき地に配属がほぼ決まっている方という認識でよかったでしょうか。

【石田医療人材対策室長】そのとおりでございます。15ページにございますように、養成医の勤務開始が52人を予定しておりまして、義務明けとか定年退職、こういった者を引いたのが11人でございます。

現在は、県の条例に基づいて、離島の病院に基本的に配置をしているところでございまして、この4年間で、養成によってこれだけ医師が増える見込みを立てているということでございます。

【宮本委員】 国の考え方、本県の考え方ということで、15番にもあります。4,042人を超えな

い範囲で設定しなければならないということで、長崎県は医師多数県ということでありますから、この人数を超えないことと。

ただし、二次医療圏で見ると、順位としてはばらばらであります。例えば、県北地域で見るならば平戸とか松浦は医師は足りないと思いますし、よく医師が不足しているという声も聞きます。県南も多分、そうじゃないかなと思うんですけど。

概要の下の方に、医師偏在指標を踏まえた医師確保の方針とありまして、（2）のところに3つのポツがあるんですけど、4年間は県北、県南については現状よりも減らさない。ということは、逆に言えば4年間は増やさないということになるかなと。計画の段階ですから、そうなるかもしれませんが、これについては、4年間は県北もしくは県南は、これよりも増やすことはできないという認識になりますか。確認をさせてください。

【石田医療人材対策室長】医師の確保については、一義的には各病院とか、公的病院ですと設置されている市町が取り組まれているということでございまして、これを計画によって制限するというものでは全くございません。

それから、これまで離島やへき地などの公的な医療機関に対しては、地域医療人材支援センターであっせんをしております。これについても継続して実施するつもりでございます。

国の説明の中では、医師多数区域について、当然その外向きに医師派遣をやってもらいたいところであるんだけれども、必ず減らせということではなくて、これまでの取組に加えて施策をやっていくのはやめてほしいという趣旨だと聞いております。

医師確保計画では、基本、圏域単位ということでやっておりますので、医師の偏在解消を図るために、今回出た医師偏在指標の中でも離島が少ないという状況が出ておりますので、一定、確実に増加が見込まれる県の養成医については、この4年間は離島でという計画とさせていただいているところでございます。

それから、説明の中でもちょっとお話をしたんですけれども、医師少数スポットという制度もございます。これは、例えば医師が多いと圏域で判断されたところでも、離島もしくは山間部などで非常に交通アクセスが悪いようなところについてはスポットを設定できる。これは慎重にやってくれということで、圏域ごとという基本的な考えがございますので、これを没却させることがないように慎重にということでございますが、こういった制度も設けられておりますので、その地域の状況をよく聞きながら、そういった設定もして、医師を確保していきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。先ほど室長が言われた医師少数スポット、私もこれをちょっと確認したく、今、いろいろご答弁いただいたんですが、資料の№23と24、25になりますが、国の考え方は、おっしゃったとおり非常に厳しいですよね。慎重に行う必要があるということ。24では、県内には存在しないんですよということ。

下の本県の医師少数スポット、Ｂ地区とありますよね、Ｂ病院。これは、本県では今からの想定になるんでしょうけど、このような地区というのは、今の段階ではどこを想定されているのか、今の段階でありますか。確認させてください。

【石田医療人材対策室長】今のご指摘でございますが、例えばアクセスの面でＢのようなとこ

ろでいいますと、先ほどご指摘になった平戸半島の南部は該当するのではなかろうかというところでございます。

ただ、当然のことながら、そこの地域の医療体制がどうなのかというのもきちんと確認する必要がございますので、地域医療構想調整会議、こういった場を通じて地域の実情を踏まえて設定を考えていくことになるということでございます。

【宮本委員】 わかりました。概要版を見せていただいたんですが、理解しがたいところが結構あってですね。非常に慎重にしなければならないと思っていて、地域医療構想調整会議でしっかりと検討いただければと、地域の実情をしっかりと聞いていただければと思います。これからいろんな反発とか意見があろうかと思いますので、医療圏ごとにしっかりと意見を聞いて、私が言いたいのは、県がイニシアチブをしっかりとっていただきたいということを要望させていただきます。

部長、これについて、医師確保計画が国から示されてきました。計画の趣旨などもあります。医師偏在がなかなか解決できないので、国が、医師偏在指標を示して、これについてやっていきましょうということであるんですけど、長崎県においては、なかなか一概にいかないところもあるかと思います。今からの策定になろうかと思いますが、この計画について、一言ご意見をいただければと思います。

【中田福祉保健部長】 県は、これまでも長い歴史の中で、地域枠のような県の修学資金の貸与をさせていただいて医師を養成して、何とか地域の医師を確保しようという努力を重ねてきたところでございます。

今回、国の方からこのような指標を用いて、オールジャパンの制度として行っていくことになりましたので、こういう計画を設けているところでありますが、私の実感としても、まだまだ離島半島地域等の医師の偏在問題は解決できていないと思いますので、今後、養成した養成医がそういったところでしっかりと勤務していただいて、最後はそういった方々がきちんと長崎に残って地域の医師として活躍していただくことを目標として、地域偏在をなくしていくような取組としてしっかりと活用していきたいというふうに考えております。

【宮本委員】 わかりました。これが医師確保にしっかりつながる計画であることを願いながら要望させていただきます。

次に、保険者努力支援制度について、今議会が恐らく委員会も私も最後かと思いますので、この際、確認だけさせていただきます。

病気予防交付金であったり健康づくり交付金、保険者努力支援制度については、国の方も2020年度の予算については1,500億円というものを今のところは計上されていますね。これは非常に大きなものであろうと思います。

長崎県において、2019年に保険者努力支援制度はどれぐらいの交付金があって、現在どれぐらいの位置にあるのかというのを教えていただければと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 保険者努力支援制度は、保険者の特定健診の受診率とか重症化予防の取組を点数化しまして、全国で都道府県分が500億円、市町村分が500億円、計1,000億円の交付がされております。

令和元年度の本県の状況でありますが、被保険者一人当たりでは3,943円で、これは都道府県別にいきますと全国で11位となっております。総額で、県分、市町分を合わせまして13億4,669

万円となっております。

【宮本委員】 一人当たり3,943円、全国第11位ということです。これを見た時に、県としては非常に頑張っていらっしゃるということかと思います。

これは健康長寿日本一の長崎県づくりにも通じるものであると思っていますし、私も6月定例会の一般質問の折には、糖尿病性腎症の重症化予防対策についてということで質問をさせていただきました。こういったものがそれに当たるかと思うんですけど、あの時に、レセプトデータをしっかり活用して、市町にもやっていくべきだということを言ったんですが、その後、何か動き等々ありますならば教えていただければと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 先般、議会でいろいろとご議論いただきまして、その後、私ども、レセプトを使った受診勧奨を行っていない団体に対しましては、個別に訪問をしましてお願いをしたり、または国保連合会に協力を依頼し対象者の抽出作業を行い、リストを各市町に提供するというようなことを行っております。

その結果もありまして、順次、今、各市町において、受診勧奨の取組に着手しているところであります。

【宮本委員】 わかりました。

来年度は､先ほど言ったとおり1,500億円という交付金。変な言い方かもしれませんけど、ニンジンをぶら下げて「やれ、やれ」ということかもしれませんけど、やっぱり健康づくり、病気予防は大事だと思っていますので、県に13億円だったですよね、県に入ってきているという状況で、11位ということ。もっともっとこれが上位になって、さらなる健康づくりに交付金として使用できるように、県としても努力していただくことをまた要望させていただきます。この制度についても、またいろいろ議論させていただければと思います。

最後に1点だけ、こども政策局のところで。説明資料の2ページ、児童虐待の防止等についてのところです。

この中で、さまざまな資料を前回の委員会でもいただきましたが、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）の周知があります。この189は無料になりましたね。これが平成27年からだったかと思います。長崎県としてどれぐらいの相談件数があって、どのような内容がありましたというのがわかれば、教えていただければと思います。

【今冨こども家庭課長】児童相談所全国共通ダイヤル189の状況についてのご質問でございます。

長崎県に189を通じてかかってきた件数は、平成27年が160件、これは7月から始まったことで少なくなっております。平成28年は487件、平成29年が725件、平成30年が443件で、今年度は上半期で229件となっております。平成29年が725件と多いですけれども、それ以外は大体450件付近で前後している状況であります。

内容については、統計の中で189の分だけをピックアップしたものがございませんので、通常の児童虐待の相談と同じ形での対応になります。

【宮本委員】 わかりました。

これは、189に電話すれば、そこのもよりの児童相談所に転送するという形だったかと思います。内容等がわからないということならば、これを介して実際に児童相談所で一時保護された方とか、もしくは緊急な場合、警察が動いたというようなケースは確認できないということ

ですか。

【今冨こども家庭課長】 申し訳ございません。189に限ってのそういう統計というものがございませんので、この分でどのような形で警察につながったであるとか、その後の対応の整理というものはされていない状況でございます。

【宮本委員】 わかりました。いずれにせよ、年間で450ぐらいの相談件数があるというのは、やっぱりＳＯＳを求めているということかと思います。しかも無料ということ。

教育委員会では、ラインを活用したいじめとかの対応もなされているので、こういったものをしっかりと活用していきながら、虐待の相談対応件数が増えたことによって、そういった危機回避につながればと思っています。

今後の周知についてはどのように。この189、無料になったことも含めてもっと周知していくべきであると思いますけど、今後の周知方法がありますならば教えてください。

【今冨こども家庭課長】 189の広報・啓発についてでございます。189に限っての周知というものは行っておりませんけれども、児童虐待の周知ということで、そのポスターの中に必ず189の部分も表記して周知を行っております。具体的には、11月を児童虐待防止推進月間と定めまして､そこで集中的にポスターの配布とか、全世帯広報誌の配布とか、そういうものを含めてやっております。

【宮本委員】 わかりました。まだまだ知られていないところが多いかと思いますので、例えば教育委員会とタイアップして学校で配布するとか、もうやられているかもしれませんけど、そういったことも徹底をしていただければと要望させていただきます。以上です。

【宮島委員】午前中から人材確保についてのやり取りがずっとあっております。看護職員の安定的な確保、保育士の話もありましたし、ただいまは医師確保の話もありましたが、それぞれ人材確保が大変重要であるということを改めて認識をしたところであります。

そうした中で、人材不足が深刻になっている一つに歯科衛生士の問題がございます。先ほど前田委員からは、条例の見直しを通じて、歯科口腔保健の重要性、あるいは、この委員会には専門家の委員もおられますし、そもそも皆様方もよくご承知のことでありますから、その重要性については時間もありますので割愛をしたいと思いますが、高齢者保健、あるいはさまざまな疾病の予防、そうした点において、口腔保健が極めて重要であるということは改めて明らかになっているのではないかというふうに思います。

その一方で、歯科医療を補助する、また、口腔ケアの実施や、指導を行う歯科衛生士の方が非常に人材不足であるということがよく言われるわけであります。この課題につきましては、これまでも本会議や委員会でさまざまなやり取りがされてきたと拝察をいたしております。

ちょうど1年前も委員会の中で質疑があっているようでありまして、その時には理事者側からは、求人数に対しての求職者が少ないという認識がある一方で、県内における不足数等の状況が調査できていないため、関係団体等々と連携し、現状の把握に努めたいという答弁がなされております。

1年たったわけでありますが、歯科衛生士の人材不足について、現状をどのように把握されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】県内で就業しております

歯科衛生士は、平成30年度で1,763人でございます。人口当たりの就業者数では、全国平均よりも約2割多い状況でございます。

県の歯科医師会に現場での実情等をお聞きいたしました。歯科医師会のお話では、実際の歯科診療所には複数の歯科衛生士がいた方がいいということでございますが、全く常勤の歯科衛生士がいない、あるいは1人しかいない歯科診療所が半数近くございます。このような現状を踏まえますと、県内の歯科衛生士は不足しているのではないかという認識でおります。

【宮島委員】就業者数の部分と実態の部分が乖離して、現場ではやはり歯科衛生士が不足しているという認識であろうかと思います。

一方で、これを育成する、供給する側は、県内では長崎歯科衛生士専門学校、九州文化学園の歯科衛生士学院の2校が、その育成に取り組んでおられるわけでありますが、こちらの状況についてもお聞かせをいただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】県内の歯科衛生士の養成校であります、長崎市内にあります長崎歯科衛生士専門学校は、定員が50名でございますが、定員に対する入学者の推移を見てみますと、約6割から7割で推移しております。

一方、佐世保市にございます九州文化学園歯科衛生士学院は定員が40名でございますが、こちらも定員に対する入学者数は6割から7割で推移をしているところでございます。

【宮島委員】 ただいま、厳しい状況を課長からお聞きいたしましたけれども、この卒業生の皆様方が県内に就職される割合はおわかりになりますでしょうか。

【伊藤医療政策課長】長崎歯科衛生士専門学校の新卒者の就職状況をお聞きしております。平成29年度の卒業者の場合で、県内就職率が86.7％、その前の平成28年度では87％ということでございます。

【宮島委員】 状況とすれば、これから供給する側の数は年々深刻になってきているという認識を強めなければならないというふうに感じます。

ここの減っている理由はどこにあるのか、課長はどう分析されますでしょうか。

【伊藤医療政策課長】少子化の問題も当然あるかと思います。あるいは、県内での開業医の増加、あるいは歯科衛生士そのものの知名度の低さ、看護師に比べますと、歯科衛生士の知名度が極めて低いのではないか、あるいは、歯科衛生士の不足は長崎県に限ったことではなくて、全国的に不足している状況にあることで、より条件がよい都市部へ流れているのではないかと考えております。

【宮島委員】 現状の認識を踏まえるならば、その背景として、看護師には法整備などがあって、そうした人材確保についても取り組んでいるし、また、公的な養成機関もあったり、ある意味、助成金なども充実しているのではないかと。一方で歯科衛生士については、その部分についてやはり若干欠けているのではないかと認識もするところでありますが、歯科衛生士の対策について、行政がしっかり取り組むべきだというふうに考えますが、部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【中田福祉保健部長】これまでの経緯については、課長からお答えのとおりかと思うんですが、この問題を解決するためには、要因となる課題を明確化して、それに対する対策を打っていく必要があるかなというふうに認識しております。

その点につきましては、これまでも歯科医師会の方からご意見をいただいているところでありますが、しっかりとその点は協力いただきな

がら分析して、課題解決のための対策の検討に努めていきたいというふうに考えております。

【宮島委員】 先ほどの話では、条例の見直しなども検討されるという話でありますが、歯科医療に関わる人材確保についてもしっかりと盛り込まれるように、ぜひ取り組んでいただければと要望しておきたいと思います。

次の質問に移ります。今回、私、本会議の一般質問に登壇をさせていただきましたが、慣れない質問でありましたので、答弁をいただく時間がございませんでして、ここで改めて質問をして、答弁をいただきたいと思います。

つくも苑です。つくも苑の跡地に今、佐世保市が観光公園を建設しておりますけれども、その件について、改めてお尋ねをしたいと思います。

この用地は、もちろん障害福祉課が管理をいたします用地でありますので、県が一義的に、これまでいろいろな問題に取り組んでいただいておりました。昭和45年の福祉村構想に始まりまして、昭和49年に県立コロニーが建設され、その後、つくも苑にかわるというようないきさつがありまして、つくも苑の移転に伴って、この跡地をどうしようかということで、現在、佐世保市が観光公園を建設しております。

そういう意味では、私は、このいきさつを考えれば、県も、利活用を佐世保市に委託をするという立場ではなくて、しっかりとサポートをすべきだというふうに考えますけれども、県としては、これまでどのような対策をとっておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】佐世保市がつくも苑跡地に整備中の俵ヶ浦半島公園（仮称）でございますが、九十九島の新たな拠点となる観光施設として、また、パールシーや展海峰とも連携したクルーズ船観光客などの周遊先としても位置づけられております。

委員のお話にもありましたように、県立コロニーの時代から、昭和40年代の整備のころから地域住民のご協力、土地の提供から始まって、つくも苑が移転するまで、地域のご支援をいただいて運営されてきた施設でございますので、その跡地につきましても、できるだけ賑わいの多い場になることが地元のご意向にもかなうものではないかという考えのもと、県としても支援を行っております。

現在、公園の整備につきましては、市の方で、令和2年度の完成を目指して進めておりますが、県としましては、この跡地の有効活用を図る観点から、整備費用の2分の1を補助するとともに、土地については無償貸付けという支援を行っているところであります。

引き続き、市や俵ヶ浦半島開発協議会とも協議を行いながら、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

【宮島委員】これまでの県の取組については了としたいというふうに思います。

しかし、一方で、福祉村構想というのは非常に壮大な構想でありまして、本会議でも申し上げましたけれども、当時の久保知事は、この地に特養老人ホームや母子住宅、看護学校などなど、いろいろな福祉の施設を整備するという計画を立てられたわけでありますが、残念ながら久保知事が病に伏せられまして、この計画も道半ばで終わってしまったということであります。

しかし、この壮大な構想に地元の人たちは非常に共感をいたしまして、全面的な協力をし、用地なども提供したというようないきさつが実はあるわけであります。そのいきさつを考えても、先ほど申し上げましたとおりに、県は、あ

る意味指導的に、この跡地利用というものをやっていただきたいと。また、佐世保市がこれから考える構想についても、計画についても、しっかりとサポートをしていただきたいと、このことを強く要望しておきたいと思います。

また、この用地は実は3分の1、法面などもありますので使えない用地もあるわけでありますけれども、しかしながら、まだまだ利活用できる用地もございますし、また周辺の用地もございますので、そうしたこともしっかりと佐世保市と連携を組んで、この観光スポットが充実されるように努力をしていただきたいと思いますけれども、ご所見はございますでしょうか。

【中田福祉保健部長】これまでの多大なる地元の方々の協力に感謝しながら、またしっかりと佐世保市とも協力をさせていただきたいと思っております。（発言する者あり）

【伊藤医療政策課長】先ほどの歯科衛生士の関係の答弁で訂正をさせていただきます。

九州文化学園の定員に対する入学者でございますが、6割から7割と答弁させていただきましたが、8割から9割の間違いでございます。長崎市歯科衛生士専門学校は6割から7割、九州文化学園は8割から9割ということでございます。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方。

【山本(由)委員】 私の方から、社会的養育推進計画のことで、数字的なことをまずお伺いをしたいんですけれども、国の目標が乳幼児の委託率が75%、学童期以降が50%、これに対して、県の方の出ている目標は、トータルで43.2%ということですけれども、これは、国の基準と並べた場合、乳幼児だったら何%、学童期以降だったら何%という数字がわかりますでしょうか。

【今冨こども家庭課長】里親委託率の年齢区分ごとの目標値についてですけれども、計画では23ページに里親委託のところがございまして、子どもの委託率がございます。3歳未満のところが、2018年度の30.7%から2029年度に75.0%、3歳から6歳の部分が9.0%から33.9%、学童期の部分が12.0%から26.8%を考えております。その下に、ファミリーホームで同様に書いております。ここの部分が、国の目標でいきますと75%、70%、50%という形になります。

ただ、国の方は、年齢区分を合わせた形での合計の率というものは示されておりません。これを、本県の児童の割合に当てはめてみますと、10年後に53.5%に国の目標では全体ではなるという形になります。これは県の割合に当てはめた場合でございます。

【山本(由)委員】 私も、23ページが2つに分かれているものですから、単純に足せなかったんです。推測というか、ほかの資料を見ながらやっていくと、多分、乳幼児が60%ぐらいになるんじゃないか、学童期以降が40%ぐらいになるんだろうなというふうに思います。

ただ、いずれにしても、これが前の計画では3分の1ですから、33%だったものが、今回のもので43%と、10%上げてこられたということで、すごく頑張って目標を立てられたんだなと感じております。

それで、もう一つ数字を確認したいんですけれども、平成30年の委託率が17.3%、2018年度が18.3%という数字が出てくるんですけれども、これは平成30年度ではなくて平成30年4月で、それぞれの期初の数字という形になるんですか。

【今冨こども家庭課長】 まず、説明資料の平成30年に書いております17.3%につきましては、平成31年3月31日、平成30年度の年度末の数値になります。

計画の22ページに書いております2018の

18.3%は、2018年度における里親委託率の最大値という形になります。

【山本(由)委員】 実数ではないわけですね、失礼しました。

次に、2029年度の目標達成のためには、資料にありますとおり、里親委託率を、この2018年度で出ている67人から156人と、ファミリーホームを29人から67人というふうに増やす計画になっているんですけれども、現状はファミリーホームが県下に7つあります。長崎市に2つ、佐世保市、諫早市、大村市、島原、壱岐市という形であります。里親も5市町にあるんですけれども、どうしても偏在をしていますね。

ファミリーホームがない地域とか委託里親がいない地域、そもそも里親登録のない地域があるんですけど、こういった地域の偏在をできるだけ解消をして、子どもたちの希望に沿った配置にするためにどういうふうに具体的に取り組んでいくのかということについてお示しください。

【今冨こども家庭課長】 里親、ファミリーホームの偏在につきましては、子どもたちの一時保護時の学習権とか学校生活の連続性、これらを保障するためにも、また、児童の意向に沿った里親委託が可能となるようにするためにも、中学校区単位での里親登録を目指し、現在、県内全市町におきまして出前講座の実施を、これからも実施しますとともに、里親の不在地域におきましては、児童福祉関係者とか教育関係者などにターゲットを絞るなど、実効性のあるリクルートを実施してまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】 わかりました。

それから20ページに、里親もあるんですけど、ファミリーホーム委託としなかった理由の中に、ｄとｇということで、ファミリーホームであれば受け入れ可能であったけれども、適当なファミリーホームがないとあるんですけれども、これはどういう事情なのか。例えばファミリーホーム側が求めている条件と、その子どもさんが合わなかったのか。適当なファミリーホームがなかったという事情、内容について教えてください。

【今冨こども家庭課長】地域からそのまま通いたいというような子どもさんもいらっしゃいます。そうした時に、その地域におきましてファミリーホームが適当なものがないと。どうしても県内各地、7カ所しかございませんので、そういう地域があるということで、このような結果が出ております。

【山本(由)委員】 わかりました。私は、ファミリーホームによっては、女性だけとか、そういうふうなご希望があるというふうに聞いていたものですから、そういうずれかなと思ったんですが、地域的なずれということですね。わかりました。

それを解消するために、今後、里親とかファミリーホームを確保していくことで、この部分についてはある程度解消できるだろうと、そういう話になるわけですね。わかりました。ありがとうございました。

それから、今後、数的にも増やしていくんだけれども、当然質的にもそれに伴ったような形でやっていかなくちゃいけないという中で、専門性の向上等、それからいろんな広告、ＰＲ、研修等も含めて、フォスタリング機関というのが先ほどから出てきます。フォスタリング機関に業務といいますか機能を一元化するというようなお話をされました。今現在、里親支援員とかという形でばらばら、里親は里親、ファミリーホームはファミリーホームみたいな形になっ

ているのを､既存の施設､福祉施設であったり、そういったところに委託をしようというお考えなんでしょうか。

【今冨こども家庭課長】フォスタリング機関と申しますのは、言葉の定義からいきますと、今は県内にはないという状況であります｡これは、いわゆる普及啓発から研修、マッチング、支援に至るまで、これを一元的に行うものをフォスタリング機関というふうに呼びます。

ですから、今の大村にあります「すくすく」の機能にマッチングの部分も加えまして、一元的な管理を行うフォスタリング機関というものを県内にも設置していきたいと考えております。その上で、里親支援専門相談員という方が各施設におりますけれども、こういう方々については、フォスタリング機関を中心としまして、これをチーム養育という形で、里親支援をする一つのチームという形で、フォスタリング機関を中心としながら一つの組織として動けるような形をこれから作り上げていきたいと考えております。

【山本(由)委員】 わかりました。ありがとうございました。

ここでまたチーム養育というものが出てきます。今までももちろん地域、市町であったり学校であったり、保育園であったり、医療機関であったりというところと当然連携をしていくという形になるかと思うんですけれども、今回、フォスタリング機関とかチーム養育というのもまた謳ってこられたと。結局、先ほど、子どもの権利擁護の話も出たんですけれども、多くの方が関わってくることによって、子ども自体が守られるという部分があるかと思いますので、ぜひ、そちらの部分の連携の取組もよろしくお願いしたいと思います。

それから、社会的養護自立支援の推進の話ですけれども、措置解除後の状況として、なかなかわからないんです、私も。児童養護施設に入所する子どもの大学進学率とか、こういう数字はあるんですけれども、現状、措置を解除になった子どもさんたちは、例えば家庭に戻ったりとか、進学したりとか、就職したりとか、そういったところは把握していらっしゃるでしょうか。

【今冨こども家庭課長】 平成30年度の卒業生が58名います。そのうち､就職をした方が39名､進学をされた方が19名いらっしゃいます。その方々が家庭に戻られたかどうかというのは、申し訳ございませんが、資料がございません。

【山本(由)委員】 卒業後といいますか、措置後の子どもさんに対して、社会的養護自立支援事業であったり、就学者自立生活援助事業とか、それから自立援助ホームというのがあるんですけど、こういうふうな支援を受けていらっしゃる方は何人いるとか、そういうのはわかりますか。

【今冨こども家庭課長】社会的自立支援事業と就学者自立生活援助事業につきましては、児童養護施設や里親、ファミリーホームを解除となって、社会人とか大学生になった後も、18歳から22歳までは、本人が希望して支援が必要な場合には、この事業によりまして引き続き、施設や里親宅に居住して生活することが可能になります。

ただ、現状、この事業を活用して施設とか里親から引き続き、大学に通ったり働いているという方はいらっしゃらないという状況でございます。

【山本(由)委員】 全体的に、今の社会的養育推進計画って、計画がすごく変わった中で、よく

まとめられているというふうに思います。

ただ、あとは、こういうふうにやります、こういうふうにやります、こういうふうに組みますということが書いてあるだけなので、具体的なところはこれからだと思います。目標が達成できるように、そして子どもたちが安心して愛情豊かに育っていけるように、ぜひ取組をよろしくお願いいたします。以上です。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方。

【北村委員】 事前に資料を2点ほどいただいておりましたので、端的に。

障害福祉課のまちかどふれあいバザール運営委員会の委託事業についてであります。先般から、県庁のロビーなどでも定期的に行っていただいているところでございますが、これは就労継続支援Ｂ型事業所などの工賃の水準を引き上げていくというような目的で行われていると存じます。

私も、よくこのバザールは行かせていただくんですが、頑張られている中から、何とか県からの補助を減らさないでほしいというようなお話をいただきました。

そこで、平成28年度から令和元年度までの県の委託契約額を、確認の意味でご答弁をお願いいたします。

【桑宮障害福祉課長】街角のふれあいバザール運営委員会に対しては、販売会の開催委託という形で委託をしております。委託額につきましては、平成28年度は55万6,000円、平成29年度が59万8,000円、平成30年度が54万8,000円、令和元年度が70万円となっております。

【北村委員】 わかりました。平成28年度から平成30年度までは大体55万円というようなところで、令和元年度がちょっと上がっているんですね。ただ、これは県の単独の事業ではなくて、国が2分の1を出していたり、また市町と共同で財源を担保しているというところがありますから、県の委託契約額としては上がっているというようなところだと思います。

気になるのは令和2年度の契約額でありますが、ぜひ、同額の要望をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】 本事業につきましては、国の工賃向上計画支援等事業という予算を活用しておりまして、国2分の1、県2分の1で実施しております。

この販売会の委託以外にも、品質向上支援のための専門家派遣とか、事業所を対象にした工賃向上セミナー等を開催しております。そういった他の事業との兼ね合いで若干、配分等で事業費が変動する可能性はございます。

この事業を実施している間、県の平均工賃は伸びておりますので、一定、事業の効果はあるというふうに理解しておりますので、引き続き事業費の確保に努めたいと思います。

【北村委員】 ぜひ、事業費の確保に努めていただきたいと思います。

いただいた資料では、平成18年度は平均工賃額は長崎県は全国順位が31位でした。この効果が上がっているのかとは存じますが、平成28年度に全国平均を上回り、現在は17位と上り調子だというようなところでありますから、引き続き、国そして市町と連携をして、この事業を続けていっていただきたいと要望をしておきます。

もう1点は、こちらは令和元年5月、全国衛生部長会で提出されたと思いますが、衛生行政の施策及び予算に関する要望書についてであります。

その中の項目の8番、予防接種実施支援の充実の細目の5、造血幹細胞移植後のワクチン再

接種を予防接種法上の定期予防接種に位置づけることというような表記がなされておりまして、これはどういうことかと申しますと、骨髄移植をした方が、専門的な言葉でいえば、二次性の免疫不全に陥ってしまう。これまで受けてきたワクチンが全てキャンセルされてしまう。そして、もう一回、全て受け直さなければいけない状況になるという話でございます。

県内でも、大体、10数件の非血縁者間の移殖が行われていると思いますので、そういった方が、自己負担でできる方々もいらっしゃれば、なかなかお困りの方もいらっしゃるというような話であります。

市町では、新上五島町では、私も電話で確認をいたしましたが、町長の裁量で公費でされた実績があるということでございます。

ただ、市町によっては、そういう裁量の範囲なのかどうなのかと、いろいろの議論があると思いますけれども、ぜひ、二次性免疫不全に陥った方々も、感染症のまん延防止の観点から必要と認められるワクチンの再接種については努力義務を課し、予防接種法上の定期予防接種に位置付けるよう所定の見直しをしていただきたいというような表記があります。これについて今はどうなっているのか、どう把握をされているのか、お答えください。

【伊藤医療政策課長】今お話がございましたように、骨髄移植等の医療行為により、治療前に受けた定期予防接種、ワクチン効果が失われてしまうということがございます。

その際に再度ワクチンを接種するという取扱いにつきましては、厚生労働省が設置をしております厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で検討が進められております。

昨年10月に開催されました第24回のこの部会におきまして、ワクチン接種への自治体による支援の状況等についての説明等がございまして、その後、各委員での議論が行われておりますが、その際はまだ賛否両論がございまして、この定期予防接種化につきましては結論は出ていないという状況でございます。

この部会は継続して審議をしておりまして、今年8月に開催されました第32回の部会では、この案件だけということではなくて、予防接種法全体の見直しにつきまして、この部会で検討を進めておりますが、年内をめどに、実際の予防接種に関する施策の現状についての意見交換や、学会関係団体や自治体等からのヒアリング等を行い、論点整理を行って、年明け以降に、その論点ごとにさらに詳細な検討を行って提言を取りまとめたいというスケジュール感で議論が進んでいるところでございますので、県といたしましても、今後も国の動向を注視してまいりたいと思っております。

【北村委員】わかりました。賛否両論があると、さまざまな観点があるということで承知をいたしましたが、この会議には部長が行っていただいているものと思って、ドクターでもございますし、ぜひ、この骨髄ドナー支援事業についても、本来ならばこれは国でやるべきなのではないかというようなことですが、国がまだまだその法制化ができない、制度化ができないという中で、じゃあ、もう自治体が自分たちでやろうじゃないかというような流れの政策でありますし、先ほど申し上げた新上五島町のケースについては、非常に英断だなと考えているところでございます。

ぜひ、県としても、ここで21市町の格差が出

ないように進めていただきたいと思いますし、最後に部長、これについての見解とコメントをいただければと思います。

【中田福祉保健部長】 この件につきましては、確かに骨髄移植をしてしまうと、全く免疫が変わってしまいますから、消えてしまうという課題があるのは私も重々承知しています。

先ほど課長が述べましたとおり、国全体、制度の動向はきちんと押さえつつも、県としての対応について、財源の問題等、いろいろございますので、確たることは今の段階では申し上げられませんが、我々としてもしっかりと検討していきたいと思っております。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【今冨こども家庭課長】 先ほど、堤委員からご質問のありました、施設入所中の子どもからの、子どもの権利ノートを配布した後の意見の申し立ての実績について、確認ができました平成27年以降の状況をご報告します。

今年度、令和元年と平成30年度につきましては、実績はなしでございます。平成29年、平成28年、平成27年につきましては、それぞれ1件ずつということで、委員ご指摘のとおり実績としては少ない状況でございます。

【ごう委員長】 それでは、ほかに質問もないようですので、議案外所管事項に対する質問を終了いたします。

次に、自由民主党・県民会議会派及び自由民主党会派より、「国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して受けられるための適切な財源確保に関する意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（文案配付）

【ごう委員長】それでは、山本(由)委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【山本(由)委員】 それでは、お手元に配付の「国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して受けられるための適切な財源の確保に関する意見書（案）」について、趣旨説明を行います。

我が国におきましては、国民皆保険制度によって、誰でも、いつでも、どこでも保険医療を受けることが可能であり、このことが国民生活の安心・安全の保障につながっています。

少子・高齢化が進んでいく中、今後とも国民が住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けることができるように、持続可能な社会保障制度の確立が必要です。

そのためには、医療の効率化や負担の平等化などの議論と併せて、地域の医療機関や介護事業所の存続、従業者の確保を通じた安定的な運営のため、その実質的な原資である診療報酬、介護報酬の十分な手当てが必要と考えます。

本年10月には、医療、看護、介護や患者の団体である国民医療推進協議会で、持続可能な社会保障の確立に向けて適切な財源確保を要望する旨の決議がなされ、本県の地域医療推進協議会でも同様の決議がなされ、本議会に陳情も提出をされたところでございます。

つきましては、国民皆保険制度の維持と適切な財源の確保を内容とする本意見書案による意見書提出につきまして、ぜひ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 それでは、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

【堤委員】内容についてはないんですけれども、意見書の中について聞いていいんですか。

【ごう委員長】 はい。

【堤委員】 文章の中に、西暦で2017年と書い

てありまして、令和元年というのと統一しなくていいのかなと、ちょっと思ったんですけれども。

【山本(由)委員】 調整をさせていただいて、委員長に一任したいと思います。よろしくお願いします。

【ごう委員長】 ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質問がないようですので、しばらく休憩をいたします。

― 午後　４時５３分　休憩 ―

― 午後　４時５３分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

意見書案の提出について、採決を行います

本提案のとおり、意見書案を提出することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して受けられるための適切な財源の確保に関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、自由民主党・県民会議会派及び自由民主党会派より、ＨＰＶワクチンに関する意見書（案）提出の提案を受けております。

それでは、前田委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【前田委員】 本会議並びに、先ほどの議案外の審査の中でも質疑をさせていただきましたが、県内において多くの方が子宮頸がんにり患されて、そして特に若い世代において、若い女性の子宮頸がんの率が非常に高いということが答弁の中で確認をされました。

平成25年以降、積極的な勧奨を中止しておりますけれども、今現在、6年たってもまだ、そのことに対する答えが出ていない状況の中で、り患者が増えていることを鑑みた時に、本県としての認識を確認させてもらったところ、ここに書かれているような、国に対して、勧奨の再開の是非を早急に判断してほしいということ、そして県としても積極的に正しい知識について、これからパンフレット等を通じて普及していきたいということを答弁として得られましたので、そういうことも踏まえまして、意見書を作成させてもらいました。

できましたら、文面の中の一言、「以上」の上の下から2行目の「ＨＰＶワクチンの有効性と安全性について」と書いていますが、この「安全性」の後に「等」という言葉を挿入させていただきたいと思いますので、そこも含めてよろしくお願いいたします。

【ごう委員長】ただいま前田委員から説明がありましたＨＰＶワクチンに関する意見書案について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質問がないようですので、しばらく休憩いたします。

― 午後　４時５７分　休憩 ―

― 午後　４時５７分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

意見書案の提出について、採決を行います

本提案のとおり、意見書案を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「ＨＰＶワクチンに関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、福祉保健部・こども政策局関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

― 午後　４時５８分　休憩 ―

― 午後　４時５８分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

― 午後　４時５９分　休憩 ―

― 午後　４時５９分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、12月18日水曜日の予算決算委員会における文教厚生分科会長報告、及び12月20日金曜日の本会議における文教厚生委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩をいたします。

― 午後　５時　０分　休憩 ―

― 午後　５時　０分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び文教厚生委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告をさせていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

― 午後　５時　１分　休憩 ―

― 午後　５時　１分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めております。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

― 午後　５時　２分　休憩 ―

― 午後　５時　３分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会に当たりまして、

一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年長崎県議会の定例会における最後の委員会でありますので、ご挨拶を申し上げます。

本年6月定例会で、委員長として選任をされ、各月の定例会、決算審査、現地調査と務めさせていただきました。

この間、中村(一)副委員長をはじめ、各委員の皆様方にはご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただき、おかげをもちまして委員長としての責務を果たすことができましたことを、心から感謝し、お礼申し上げます。

さて、文教厚生委員会の関係部局では、県の重要課題である人口減少対策、子育て支援、健康長寿日本一など、県政推進に一番重要な各種施策を取り組まれているものであり、大変重要な位置づけであることを改めて認識したところであります。

思い返してみますと、総務部関係では、県立大学の県内就職率の向上など活発な論議が交わされました。

令和3年度からの情報セキュリティ学科の定員増員と併せて、今後とも、その魅力強化へ向け部局間、産学官の連携を図り、なお一層の取組を実施していただきたいと思います。

次に、教育委員会関係では、プログラミング教育の充実や部活動指導員の配置など、児童生徒への教育の充実のみならず、教職員の働き方改革の視点からも活発な論議が交わされました。

今後は、特に第3期の県立学校改革基本方針について、地域の事情や多様な教育ツールがあることなどを踏まえながら、十分な論議かつ慎重な取組が実施されることを期待いたします。

次に福祉保健部関係では、食の改善に対する取組や特定健診の受診率向上への取組など、健康長寿日本一の長崎県づくりの目標の達成に向け、各種施策を着実に進めていただきたいと思います。

また、こども政策局におきましては、こどもや子育て家庭への支援、安全で安心な子育て環境づくりのための各種施策の充実に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、県政の今後ますますのご発展、並びに委員の皆様、及び理事者の皆様方の一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表して、教育長からご挨拶を受けることといたします。

【池松教育長】 閉会に当たりまして、理事者を代表してご挨拶を申し上げます。

ごう委員長、中村(一)副委員長をはじめ、文教厚生委員の皆様方におかれましては、委員ご就任以降、文教厚生全般にわたりまして終始熱心にご審議をいただき、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

総務部関係では、県立大学や私立高校の卒業生に係る県内就職促進、地域を支える人材育成の取組などについてご議論をいただきました。

現在、検討中の情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備をはじめとする県立大学の教育研究の充実や私立学校の振興に向け、教育環境の改善を図ってまいります。

次に、福祉保健部関係では、健康長寿日本一の長崎県づくり、医療・介護人材の育成・確保、各種計画の策定など、福祉保健行政の諸課題につきましてご議論をいただきました。

今後も、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して健やかで生きが

いのある生活を送ることができる地域をつくるため、県民一人ひとりを支える医療、介護、福祉施策の充実を図ってまいります。

また、こども政策局関係では、幼児教育・保育の無償化をはじめ、子どもの貧困対策など各種施策につきましてご議論をいただきました。

今後も安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会となるよう、引き続き、結婚、妊娠、出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援に努めてまいります。

最後に、教育委員会関係では、第三期長崎県立高等学校改革基本方針素案や、県庁舎跡地の発掘調査、ふるさと教育など教育行政にかかる施策につきましてご議論をいただきました。

今年度からスタートした第三期長崎県教育振興基本計画に掲げる長崎の明日を拓く人・学校・地域づくりを目指し、教育県長崎の確立に向け、引き続き努めてまいります。

以上、委員の皆様方より賜りました貴重なご意見、ご提言を踏まえながら、今後とも、本県教育、子育て、福祉保健の発展のため全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後になりますが､委員の皆様がご健勝にて、本県発展のために今後なお一層ご活躍されますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

【ごう委員長】 ありがとうございました。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

---

― 午後　５時　８分　閉会 ―

---

# 文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年１２月１２日

文教厚生委員会委員長　　ごう　まなみ

議長　　瀬川　光之　　様

記

1　議　　案

| 番　　号 | 件　　名 | 審査結果 |
|---|---|---|
| 第 119 号 議 案 | 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）（関係分） | 原案可決 |
| 第 123 号 議 案 | 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）（関係分） | 原案可決 |
| 第 126 号 議 案 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分 | 原案可決 |
| 第 127 号 議 案 | 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 128 号 議 案 | 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 135 号 議 案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 原案可決 |

計　　４件（原案可決　４件）

2　請　　願

| 番　　号 | 件　　名 | 審査結果 |
|---|---|---|
| 第　　3　　号 | ゆきとどいた教育を求める請願 | 不　採　択 |

計　　１件（不採択　１件）

| | |
|---|---|
| 委員長（分科会長） | ご う　　ま な み |
| 副委員長（副会長） | 中　村　　一　三 |
| 署　名　委　員 | 山　本　　啓　介 |
| 署　名　委　員 | 山　本　　由　夫 |

---

書　記　　山 脇　　卓

書　記　　菅　　達 郎

速　記　　(有)長崎速記センター

# 配 付 資 料

# 令和元年１１月定例県議会

# 予　算　決　算　委　員　会

# 文教厚生分科会関係説明資料

## 総　務　部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１１９号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分

第１２３号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第１１９号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

| | |
|---|---|
| 大学費 | ５３万　５千円の増 |
| 私立学校振興費 | １２４万　７千円の減 |
| 合計 | ７１万　２千円の減 |

であります。

これは、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第１２３号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

| | |
|---|---|
| 大学費 | ８万　２千円の増 |
| 私立学校振興費 | １８万　９千円の増 |
| 合計 | ２７万　１千円の増 |

であります。

これは、総務部職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和元年度の総務部所管の歳出予算総額は、

| | |
|---|---|
| 大　　学　　費 | ３０億　５，５８３万　２千円 |
| 私立学校振興費 | ８２億　４，２９１万　９千円 |
| 合　　計 | １１２億　９，８７５万　１千円 |

となります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和元年１１月定例県議会

# 文教厚生委員会関係説明資料

総 務 部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（県立大学の卒業予定者の就職内定状況について）

長崎県立大学においては、平成２８年４月に３学部７学科から５学部９学科へ学部学科再編を行い、地域と連携し実学を重視した実践的な教育を推進することにより、課題発見力などの社会人基礎力を有する人材や地域を支える人材を育成し、高校生や地元企業に選ばれる魅力ある大学、地域と共に発展する大学づくりに取り組んでおります。

来年３月に、新学部の第１期生が卒業を迎えますが、卒業予定者の１０月末現在における就職内定率は８１．６％で、前年同期比１．４ポイントの増となっており、佐世保校が７７．７％で１．６ポイントの増、シーボルト校が９０．０％で１．９ポイントの増となっております。

一方、就職内定者のうち県内企業の割合は２８．１％で、前年同期比６．０ポイントの減となっており、佐世保校が２７．１％で６．６ポイントの減、シーボルト校が２９．９％で４．９ポイントの減となっております。

県立大学においては、地域に根ざした実践的な教育や県内企業情報の提供、学内における県内企業説明会、ＯＢ・ＯＧとの交流など県内就職に向けた取組を積極的に実施してきましたが、１０月末時点では前年同期を下回る県内内定率となっております。

今後も、県内内定者の増に向けて未内定者に対し働き掛けを続けるとともに、県内内定割合の低下要因を分析し、県内就職率向上への取組を推進してまいります。

（長崎県総合計画チャレンジ２０２０の数値目標の進捗状況について）

平成２８年度から令和２年度の５年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」に掲げる数値目標の平成３０年度末における進捗状況のうち、総務部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

総務部関係分の数値目標３項目の平成３０年度の進捗状況は、

・目標を達成したものが１項目

・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが２項目となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

（地方創生の推進について）

第２期総合戦略の策定については、去る９月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第２期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の３つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第１期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標（ＫＰＩ）を定め、目標管理を行うこととしております。

施策体系ごとに総務部関係分の具体的取組をご説明しますと、「大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進」において、魅力ある・選ばれる県立大学づくりとして、情報セキュリティ学科の定員増と産学連携機能を備えた情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備、地域に根ざした実践的な教育の実施、佐世保校の建替えの推進などを行い、大学の魅力向上と若者の地元定着推進に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、

現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年３月を目処に策定してまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。総務部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、６件の事業群評価調書により、１２件の評価を実施いたしましたが、そのうち７件の事業について、令和２年度に向けて、「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗について）

地方創生に向けた平成２７年度から令和元年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、ＫＰＩ（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成３０年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

総務部におきましては、総合戦略に掲げる１８の基本的方向のうち、「「人材県長崎」の実現により「ひと」と「しごと」の好循環を生み出す」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

県立大学においては、平成２８年４月の学部学科再編で情報セキュリティ学科を設置し、高い専門性と実践力を身につけた情報セキュリティ人材の育成を行っており、来年３月に、第１期生が卒業を迎えることとなります。

今後の方向性と致しましては、将来においても情報セキュリティ人材の不足が見込まれることから、当学科を強化し、人材育成の充実に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和元年１１月定例県議会

# 文教厚生委員会関係説明資料

# （追加１）

総 務 部

【文教厚生委員会関係説明資料　総務部の４頁３行目の次に、次のとおり挿入】

（令和２年度の重点施策）

令和２年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ２０２０に掲げる目標の実現に向けて、令和２年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、総務部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進するほか、企業との連携強化・大学の競争力向上に向けた教育環境の整備・充実を図ることで、魅力ある・選ばれる県立大学を目指します。

また、少子化の進行、グローバル化や情報化の進展など教育を取り巻く環境が変化する中、建学の精神に基づいた特色ある教育による魅力ある私立学校づくりを推進します。

そのため、大学の特色強化と企業との連携推進により、県立大学の更なる強みを生み出すための拠点として、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備に取り組むとともに、県立大学佐世保校の学部学科再編を踏まえ、新たな機能を有する校舎への建替えを推進してまいります。また、創意工夫による特色ある教育を行う私立学校の魅力を高め、教育力を一層向上させる取組への支援を図ってまいりたいと考えております。

なお、令和２年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

# 令和元年１１月定例県議会

## 予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教　育　委　員　会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１１９号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分

第１２３号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分

であります。

第１１９号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳出予算

| | | |
|---|---|---|
| 教育総務費 | | １，８９３万　７千円の増 |
| 小学校費 | | ６，３５０万　４千円の減 |
| 中学校費 | | ６，５９５万　７千円の減 |
| 高等学校費 | | １，０１３万　３千円の増 |
| 特別支援学校費 | １億 | ３，９９９万　３千円の減 |
| 社会教育費 | | １，２０６万　７千円の減 |
| 保健体育費 | | ７７９万　３千円の減 |
| 合計 | ２億 | ６，０２４万　４千円の減 |

であります。

この結果、令和元年度の教育委員会所管の予算総額は、

１，３６３億　５，０５３万　２千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として

２億　６，０２４万　４千円の減

を計上いたしております。

債務負担行為については、平成３１年２月議会において、承認をいただいておりました県有施設の管理業務について、新たに令和２年度当初からの契約を行う必要が生じたことに伴い

教育行政県有施設等管理業務　　６８万　２千円の増

平成３１年２月議会において、承認をいただいておりましたスクールバス運行契約について、制度改正により県の契約額が増加する見込みとなったことに伴い

県立学校管理運営費　　３，６３０万　　円の増

を計上いたしております。

繰越明許費については、佐世保中央高校校舎棟外部改修及びエレベーター改修工事において、災害復旧等によりエレベーター取付作業員が確保できず、年度内の完成が困難になったことから

１億　５４２万　　円

を設定しようとするものであります。

次に、第１２３号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳出予算

| | |
|---|---|
| 教育総務費 | ４２７万　１千円の増 |
| 小学校費 | １億　５，８６４万　１千円の増 |
| 中学校費 | ９，１３７万　　円の増 |

| | | |
|---|---|---|
| 高等学校費 | 6，785万 | 円の増 |
| 特別支援学校費 | 3，469万 | 7千円の増 |
| 社会教育費 | 247万 | 9千円の増 |
| 保健体育費 | 49万 | 円の増 |
| 合計 | 3億 5，979万 | 8千円の増 |

であります。

この結果、令和元年度の教育委員会所管の予算総額は、

1，367億 1，033万 円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

職員の給与改定に要する経費として、

3億 5，979万 8千円の増

を計上しております。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和元年１１月定例県議会

# 文教厚生委員会関係議案説明資料

# 教　育　委　員　会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１２６号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、１０月９日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係条例を改正しようとするものであります。

改正の内容は、平成３１年度の給与改定において、若年層の給料月額の引き上げ、勤勉手当の０．０５月分の引き上げとなっております。

また、令和２年度以降における住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限額である基礎控除額を４，０００円引き上げるとともに、最高支給限度額を１，０００円引き上げることとなっております。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（第三期長崎県立高等学校改革基本方針素案について）

２１世紀を切り拓き本県の将来を築く人づくりを担う高等学校づくりを推進するため、これまで、平成２１年３月に策定した「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づき、第５次から第８次にわたる実施計画を策定し、併設型中高一貫教育校の設置拡大や新たな連携型中高一貫教育の導入、時代の要請に対応した学科の設置・改編などの様々な施策に取り組んでまいりました。

この第二期基本方針の計画期間が令和２年度末に終期を迎えることから、県教育委員会では、第三期長崎県高校改革推進会議から本年８月に提出された報告書の内容等

を踏まえ、令和３年度から１０年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」の策定に取り組み、このたび、素案としてとりまとめ、現在、県民の皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しているところです。

今回とりまとめた素案では、「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」の育成を担う高等学校の魅力化を推進するため、今後の教育改革や適正配置等に関する基本的な考え方を示しております。

今後、県議会をはじめ県民の皆様からのご意見を踏まえた上で、さらに検討を重ね、今年度末の策定を目指してまいります。

（令和２年３月高等学校卒業予定者の就職内定状況について）

本県が独自に調査した公立高等学校の新規高等学校卒業者の就職内定率は、１０月末現在で７８．３％と、前年同期の７９．０％と同程度となっております。また、就職内定者における県内就職割合は６１．４％と、前年同期を３．４ポイント大きく上回っております。一方、就職未内定者は５７７人おり、県内定着の観点からも県内就職支援を継続していくことが、非常に重要と考えております。

県教育委員会では、これまで、関係機関と連携し、県内企業に対して採用枠拡大や処遇改善、早期求人を要請するとともに、進路指導担当職員やキャリアサポートスタッフを中心に学校と一体となって県内就職支援に取り組んでまいりました。また、就職希望者の多い高等学校で、地元企業の職場見学会や企業説明会を開催し、県内企業の認知度を高める取組の実施や、本県の暮らしやすさ等を紹介する講演会の開催など、あらゆる機会を通して生徒や保護者に県内就職の魅力を周知しております。

引き続き、関係機関との連携強化を図り、就職を希望する高校生全てが就職できるよう支援してまいります。

（公立学校児童生徒の問題行動等調査について）

文部科学省が行った「平成３０年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」が、去る１０月１７日に公表されました。

全国の公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は６万８，９１７件で、前年度より９，３０２件増加し、本県では４３６件と前年度より１０件増加しております。なお、暴力行為の１，０００人あたりの発生件数でみると、全国平均が５．９件に対して本県は３．４件となっており、全国平均と比較すると低い状況にあります。

いじめの認知件数は、全国が５３万７４１件で前年度より１２万９，１４７件増加しており、本県でも３，２１３件で９４３件増加しております。なお、いじめの解消率は、全国が８４．３％、本県が８８．５％となっております。

病気、経済的理由、不登校、その他の理由により、年間３０日以上欠席している長期欠席者は全国で２９万１，７４１人、本県では、２，４２５人となっております。

長期欠席者のうち不登校児童生徒数は、全国で１９万８，４７３人と前年度より２万１，９５３人増加しており、本県でも１，９１３人で前年度より１２５人増加しております。不登校の全児童生徒数に対する割合は、全国平均が１．７％に対して本県は１．５％であります。

公立高等学校における全国の中途退学者数は、２万８，５１３人と、前年度より４１６人減少し、本県では３２４人と、前年度より５８人増加しております。全生徒に対する割合は、全国平均が１．３％、本県が１．２％であります。

県教育委員会では、今後も引き続き、暴力行為・いじめ・不登校など児童生徒の生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・早期対応に努め、その解決にあたっては、子どもの心の安定を図る教育相談体制を充実させるとともに、児童生徒の特性を踏まえながら、学校、家庭、地域、関係機関が連携して子どもを見守り、支援していく体制の整備に一層取り組んでまいります。

（第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の策定について）

本県の障害のある子どもの教育の推進については、平成２３年１０月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、これまで第１次から第４次にわたる実施計画を策定し、各種施策に取り組み、特別支援教育の充実に努めてまいりました。

そうしたなか、現行の基本計画策定から８年が経過しており、障害のある子どもたちを取り巻く環境も大きく変化していることから、これまでの蓄積を踏まえつつ、新しい時代にふさわしい本県の特別支援教育の在り方を求めていく必要があると考えております。

そのため、現行の基本計画を見直し、令和４年度以降の基本方針や施策の方向性を示す第二期の基本計画の策定に向け、幅広く県民や各界からの意見を求めるため、学識経験者等を委員とする「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、本年１２月中に第一回会議を開催することとしております。

本検討委員会においては、「特別支援学校の環境整備と教育の充実」、「幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実」、「特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上」、「関連する諸課題への対応」等を協議して、令和２年９月までに報告書を提出していただくこととしております。

県教育委員会では、提出された報告書を踏まえた上で、基本的な考え方をまとめた「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定する予定としております。

（長崎県立世知原少年自然の家の廃止について）

長崎県立世知原少年自然の家については、旧世知原町の自然豊かな県有地に２００名宿泊可能な青少年教育施設として整備し、昭和５０年に供用を開始いたしました。平成１８年度から指定管理者制度を導入し、現在は特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会が管理運営をしております。

現在、県立の青少年教育施設は５施設ありますが、このうち世知原を含む４施設に

ついては設置から４０年以上が経過しており、これから大規模改修を行う時期を迎えます。

このような現状や本県の厳しい財政状況を踏まえ、限られた予算や人員を集中するために、佐世保市内にある佐世保青少年の天地に世知原少年自然の家の機能を集約することとし、令和２年度末の世知原少年自然の家の廃止に向け、準備を進めてまいります。

なお、廃止後の施設等の活用については、地元の方々などのご意見を伺いながら、検討してまいります。

（子どもたちの文化活動の推進について）

去る１０月１３日に、佐世保市のアルカスＳＡＳＥＢＯにおいて、クラシック音楽に取り組む子どもたちの発表機会の場として、「第３３回ながさき“若い芽”のコンサート」を開催いたしました。オーディションに参加した１５５名の中から選ばれた１５名の小・中・高校生が素晴らしい演奏を披露し、会場は観客の大きな拍手に包まれ、盛会のうちに終了いたしました。

また、１１月８日から１０日にかけて、同会場において、「第１５回長崎県高等学校総合文化祭」を開催し、演劇やマーチングバンド・バトントワリングなどの舞台発表や、美術や書道の作品展示など、日頃の文化活動の成果が披露されました。

今後とも、成果発表の機会や鑑賞機会の充実を通して、子どもたちの文化活動のより一層の推進に努めてまいります。

（県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について）

県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査については、去る１０月１６日から範囲確認調査に着手し、現在、慎重に調査を進めております。

発掘範囲は、文化芸術ホールが予定されている旧本館下と、交流・おもてなしの空

間として施設整備が予定されている旧立体駐車場付近において、翌年１月中旬まで約３ヶ月をかけて範囲確認調査を実施し、その後の必要な本調査と併せて、概ね１年をかけて調査を実施してまいります。

（スポーツの振興について）

第７４回国民体育大会は、去る９月２８日から１０月８日までの１１日間を会期として茨城県で開催されました。本県勢は、「総合成績２０位台復活」を目標に掲げ、「チーム長崎」一丸となって戦った結果、総合成績は２６位と昨年の４１位から大きく躍進し、見事目標を達成しました。

なお、成年種別では、陸上成年男子の山本凌雅（やまもとりょうま）選手が大会新記録で２連覇を達成したほか、ソフトボール成年男子が優勝、レスリング成年男子の松坂誠應（まつさかまさお）選手が準優勝するなど、１２競技２１種目で入賞を果たしました。

また、少年種別でも、ソフトボール少年女子、陸上少年男子の池田成諒（いけだせいりょう）選手が優勝、ソフトボール少年男子、剣道少年女子、陸上少年男子の廣田麟太郎（ひろたりんたろう）選手、馬術少年の藤本広志（ふじもとひろし）選手が準優勝するなど、１４競技２５種目で入賞を果たしました。

すばらしい活躍を見せてくれた選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとともに、今後とも、関係の皆様と一体となって、競技力向上とスポーツの振興を推進してまいります。

（長崎県総合計画チャレンジ２０２０の数値目標の進捗状況について）

平成２８年度から令和２年度の５年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」に掲げる数値目標の平成３０年度末における進捗状況のうち、教育庁関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

教育庁関係分の数値目標３７項目の平成３０年度の進捗状況は、

・目標を達成したものが１８項目

・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが１２項目

・目標を達成できず、進捗状況にも遅れが見られるものが７項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。教育委員会関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、２５件の事業群評価調書により、７５件の事業を評価いたしましたが、そのうち４５件の事業について、令和２年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討しております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表しております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（地方創生の推進について）

第２期総合戦略の策定については、去る９月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第２期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業

を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の３つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第１期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標（ＫＰＩ）を定め、目標管理を行うこととしております。

このうち、教育庁関係の主な取組としましては、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、インターンシップ活動等の体験的な学習活動や進学希望者の多い普通科高校での県内企業説明会を実施するなど、キャリア教育を充実してまいります。また、長崎県の未来を担い、郷土を愛する人材の育成のため、市町、大学、産業界等と協働し、地域課題の解決等の探究的な学びを推進するなど、ふるさと教育の取組をより一層強化してまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、パブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年３月を目処に策定してまいります。

（教職員の不祥事について）

平成３０年８月に、自宅において、ＳＮＳを通じて知り合った県外在住の女性に対し、相手が１８歳未満であることを認識していながら、自身の裸の写真を撮らせ、その画像を送らせた小学校教諭を１０月１１日付けで懲戒免職処分といたしました。

また、本年７月、公共の乗物内において、眠っていた女性の胸部を触るわいせつ行為を行った高等学校の男性教諭を同じく１０月１１日付けで懲戒免職処分といたしました。

さらに、本年１０月に、自宅で飲酒した後、大村市内において酒気帯びの状態で自家用車を運転し、現行犯逮捕された小学校教諭を１１月１５日付けで懲戒免職処分といたしました。

本委員会においても重ねて厳しいご指摘を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいるにもかかわらず、こうした不祥事が発生したことにより、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に深い失望と不信感を与えてしまいました。

県議会はじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

県内全教職員に対して、引き続き、強い危機感を持って教育職にあることの自覚を厳しく促すとともに、すべての教職員が力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向け取り組むよう全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和元年１１月定例県議会

# 文教厚生委員会関係議案説明資料

（追加１）

教　育　委　員　会

【文教厚生委員会関係議案説明資料　教育委員会５頁１８行目の次に、次のとおり挿入する。】

さらに、１１月２８日から２９日にかけて、長与町の長与町民文化ホールにおいて、「第１４回長崎県中学校総合文化祭」を開催し、郷土芸能や演劇などの舞台発表や美術、書道などの展示発表を行うなど、日頃の文化活動の成果を精一杯披露いたしました。

【文教厚生委員会関係議案説明資料　教育委員会６頁３行目の次に、次のとおり挿入する。】

また、発掘調査の情報提供については、１１月２４日に現地見学会を予定しておりましたが、あいにく荒天のため中止いたしました。次回は、１２月２２日に発掘現場の公開等を計画しているところです。引き続き、ホームページなどを通して情報発信を行い、安全面等に配慮しながら現地見学会を実施してまいります。

【文教厚生委員会関係議案説明資料　教育委員会７頁１７行目の次に、次のとおり挿入する。】

（令和２年度の重点施策）

令和２年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ２０２０ならびに長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標の実現に向けて、令和２年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、教育委員会の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、長崎県総合計画や今年度から実施している第三期長崎県教育振興基本計画に基づき、グローバル化や技術革新の進展など変化の激しい社会を主体的・創造的に生き、多様な人々との協働を通じて課題を解決できる資質・能力を備えた

人材の育成を図るとともに、予測困難な時代の中、様々な教育課題や社会情勢の変化に対応するための施策に重点的に取り組むこととしております。

また、来年度から新たな「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートすることから、地域で活躍する人材を育成する視点でキャリア教育及びふるさと教育の施策を推進し、県政の最重要課題である人口減少対策に取り組んでまいります。

具体的には、国際的な視野を持って社会を牽引することができる確かな語学力やコミュニケーション能力等を備えたグローバル人材や、地域課題の解決に関心を持ち、地域を支える人材の育成を図ってまいります。

また、障害のある子どもたちの進路選択の幅を広げるため、関係機関等と組織的な連携・強化を図り、進路指導やキャリア教育を推進してまいります。さらに、離島及び本県の発展に貢献していく人材の育成や教職員の働き方改革に取り組んでまいります。

次に、予算化に向けて検討している事業のうち主なものについてご説明いたします。

・すいすいスクールネットワーク整備事業

これは、情報技術が急速に進化する中、次世代に向けた学校教育の一層の充実を図るため、県立学校内の高速通信ネットワーク環境を整備しようとするものであります。

・これからの社会を生き抜く力を持ったグローバル人材育成事業

これは、情報化やグローバル化の進展に伴い、社会構造の大きな変化が進む中、海外での語学研修とグローバル企業への訪問研修、生徒の国際的素養を身に付けるための取組を推進することにより、国際的な視野を持って社会を牽引する人材を育成しようとするものであります。

・長崎発　未来の創り手育成プラン

これは、地域課題を解決するための探究学習やふるさと教育を推進する取組等により、地域課題の解決能力を育て、地域を支える人材の育成や地域振興の核としての高等学校の機能を強化しようとするものであります。

・新しい時代の特農連携・キャリア教育推進事業

これは、特別支援学校と農業法人、関係機関等が連携した「特農連携」によるキャリア教育の実施や、これまでのキャリア検定の種目である「清掃」に加えて、新たな技能を生徒に身に付けさせることにより、生徒の進路選択の幅を広げ、特別支援学校における進路指導及びキャリア教育を推進しようとするものであります。

・夜間中学設置調査研究事業

これは、義務教育段階の教育を十分に受けていない者に対し、その能力に応じた教育の機会を確保するため、夜間中学の設置に係る調査・研究を実施しようとするものであります。

・視覚障害者等読書環境整備事業

これは、障害の有無にかかわらず全ての県民が、文字・活字文化に触れることができるようにするため、視覚障害者等のための読書環境の整備等を推進しようとするものであります。

・文化部活動指導員配置事業

これは、県立学校に文化部活動指導員を配置し、教職員の多忙化解消や負担軽減に取り組むとともに、生徒の技能向上を推進しようとするものであります。

・しまの「ミライ」応援事業

これは、離島に住む小学生を対象に、地域振興に取り組む方々の話を聞き、また島外での体験学習を通して、自分たちが住む「しま」の魅力や課題、未来について考えさせ、長崎県を担っていく意欲を醸成しようとするものであります。

なお、令和２年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

# 令和元年１１月定例県議会

## 予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福　祉　保　健　部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１１９号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分

第１２３号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分

の２件であります。

第１１９号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

| | |
|---|---|
| 国庫支出金 | １１９万　２千円の増 |
| 合　　計 | １１９万　２千円の増 |

歳出予算は、

| | |
|---|---|
| 社会福祉費 | ８，３９５万　７千円の減 |
| 老人福祉費 | ２９万　６千円の増 |
| 児童福祉費 | ５，２８８万　７千円の増 |
| 障害福祉費 | ２，７７０万　６千円の減 |
| 生活保護費 | １７８万　１千円の減 |
| 公衆衛生費 | １，１７７万　４千円の減 |
| 保健所費 | ６８１万　６千円の増 |
| 医薬費 | ４７８万　９千円の減 |
| 合　　計 | ７，０００万　８千円の減 |

となっており、この結果、令和元年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

１，０２８億　６，０８８万　１千円

となります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

（職員給与費について）

福祉保健部職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により

７，０００万　８千円の減

を計上いたしております。

（債務負担行為について）

長崎県看護キャリア支援センターにつきましては、令和２年４月から施設の管理運営を令和６年度まで行う協定を結ぶため、債務負担行為として

２億　６，６４２万　５千円

を計上いたしております。

次に、第１２３号議案　令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分についてご説明します。

歳出予算は、

| | |
|---|---|
| 社会福祉費 | ２５７万　３千円の増 |
| 老人福祉費 | ７０万　２千円の増 |
| 児童福祉費 | １６６万　９千円の増 |
| 障害福祉費 | ３４７万　６千円の増 |
| 生活保護費 | １８万　　円の増 |
| 公衆衛生費 | １９７万　３千円の増 |
| 保健所費 | ５９９万　５千円の増 |
| 医薬費 | ８６万　５千円の増 |
| 合計 | １，７４３万　３千円の増 |

となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和元年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

１，０２８億　７，８３１万　４千円

となります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 令和元年１１月定例県議会

# 文教厚生委員会関係議案説明資料

福　祉　保　健　部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第１３５号議案　公の施設の指定管理者の指定について

の１件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第１３５号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県看護キャリア支援センター条例に基づき、「長崎県看護キャリア支援センター」の管理運営を行う指定管理者を公募したところ、１者から申請があり、選定委員会における審査結果を踏まえ、「公益社団法人長崎県看護協会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項事項についてご説明いたします。

（長崎県外来医療計画及び長崎県医師確保計画の策定について）

「長崎県外来医療計画」及び「長崎県医師確保計画」につきましては、医療法の一部を改正する法律に基づき、県民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、長崎県医療計画の一部として新たに策定することとし、検討を進めてまいりました。

この計画の素案については、県議会からのご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントを実施し、県保健医療対策協議会や専門部会等関係者のご意見を伺いながら、年度内の策定を目指してまいります。

（長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について）

「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定については、９月定例県議会文教厚生委員会において、素案に対するご意見をいただいた後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行いました。

また、長崎県依存症ネットワーク協議会の専門部会のご意見も伺いながら計画案としてとりまとめました。

今後、県議会のご意見を踏まえ、１月中に計画を策定するとともに、その実現に向け各種施策の充実に努めてまいります。

（障害者スポーツ・芸術文化活動の振興について）

１０月１２日から１４日までの３日間、茨城県において開催が予定されておりました「第１９回全国障害者スポーツ大会」につきましては、台風１９号の影響を受け、残念ながら、全日程中止となりましたが、引き続き、障害者スポーツの裾野拡大と選手・指導者の育成強化に努めてまいります。

また、来月１２月８日には、五島市の福江文化会館において、「長崎県障害者芸術祭トヨタコミュニティコンサートｉｎ五島」が開催されます。

今年で２０回目となる芸術祭は、恒例となっているベートーベン交響曲「第九」の合唱を始め、太鼓や器楽演奏等の発表や障害者の作品展のほか、長崎交響楽団によるクラシックコンサートも行われ、障害のある人とない人が共に参加し、交流を図る芸術祭となっております。

今後とも、障害者の芸術文化活動の振興を図り、社会参加の促進に努めてまいります。

（地域包括ケアシステムの構築状況について）

本県は、全国より早いスピードで高齢化が進んでいることから、高齢者が住み慣

れた地域で人生の最後まで安心して暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステムの早期構築を目指しております。

県においては、各市町におけるシステム構築の進捗や課題等を明らかにし、今後の取組につなげるため、長崎県版地域包括ケアシステム構築評価基準により、平成３０年度の構築状況について有識者にも参画していただき、評価を実施いたしました。

その結果、平成３０年度末においては、県内全１２４圏域中、既に構築済と評価されていた島原市、大村市、佐々町の全域及び松浦市の一部の計１９圏域に加え、新たに、長崎市、諫早市、五島市、時津町の全域、佐世保市及び対馬市の一部、並びに松浦市の残り２圏域の計６７圏域で概ねシステムが構築できていると評価されております。

県においては、評価結果に基づき、市町が策定した地域包括ケアシステム構築に至るロードマップを着実に推進できるよう、引き続き市町や地域包括支援センターに対して、先進的な取組を行っている市町の情報提供や従事職員に対する研修会等を実施してまいります。

（全国健康福祉祭への選手団の派遣について）

去る１１月９日から１２日までの４日間、和歌山県において、高齢者を中心としたスポーツ、文化、健康及び福祉の祭典である「第３２回全国健康福祉祭和歌山大会」が開催され、本県からは、スポーツ１８種目、文化３種目に計１３３名の選手が参加しました。

本県選手団の皆様は、日頃の練習の成果を十分に発揮され、スポーツ・文化の各種競技で１９個のメダルを獲得されるなど、すばらしい成績をおさめられるとともに、競技終了後には、地元和歌山県の皆様をはじめ、全国から参加された皆様との交流を深められております。

県としては、今後とも、高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動への支援等を通じ、高齢者の社会参加と活躍の促進に努めてまいります。

（「介護の日」イベントの開催について）

去る１１月１７日、介護人材の確保・定着を図ることを目的に、介護サービスの仕事が働きがいのある職業として社会的に認知され、広く県民の皆様から魅力ある職場として選択されるよう、１１月１１日の「介護の日」にあわせて、「第５回　いいね、いいまち、いい介護ｉｎながさき」を県庁大会議室及びエントランスホール等において開催いたしました。

イベントでは、漫才コンビ「レギュラー」による笑いを交えた介護に関する講演や、ＶＲ（仮想現実）の技術を活用した体験型認知症講座などが行われ、若い方から年配の方まで、合計４７１人の皆様方にご参加をいただきました。

県といたしましては、今後とも介護人材の確保・定着に向けて様々な施策を積極的に展開してまいります。

（健康長寿日本一長崎県民会議の開催について）

県民総参加のもとで健康長寿日本一の長崎県づくりを目指した活動を展開していくため、昨年度、県内の幅広い関係者の皆様にご参画いただき、設置しました「健康長寿日本一長崎県民会議」の第２回総会を去る１１月１６日に開催いたしました。

今回の総会は、国民の健康寿命延伸に向けて実効的な活動を行うために組織された「日本健康会議」との共催とし、また、県民会議の活動を広く県民の皆様に知っていただくため民間企業主催の「ながさき元気フェスタ」との同時開催といたしました。

本年度の会議では、健康づくりのために積極的な活動や独自の工夫で成果を上げている企業・団体等を表彰する長崎県健康づくり優良事例表彰「ながさきヘルシーアワード」の表彰式を行い、実践部門、応援部門、自治体部門の３部門で５つの企業・団

体を表彰するとともに、受賞団体からの事例発表を行いました。

県としましては、今後も引き続き県民お一人おひとりの取組を進めていただくため、積極的に優良事例等の情報発信に努めるとともに、関係団体の皆様と連携・協力しながら、県民の健康づくりに取り組んでまいります。

（長崎県総合計画チャレンジ２０２０の数値目標の進捗状況について）

平成２８年度から令和２年度の５年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」に掲げる数値目標の平成３０年度末における進捗状況のうち、福祉保健部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

福祉保健部関係分の数値目標１６項目のうち、施策と事業群の指標が同じもの、平成３０年度目標値を設定していないものなど５項目を除く１１項目の平成３０年度の進捗状況は、

・目標を達成したものが６項目
・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが４項目
・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが１項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。福祉保健部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、２５件の事業群評価調書により、１８５件の事業を評価いたしましたが、そのうち８４件の事業について、令和２年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について）

平成２７年度から令和元年度までの地方創生に向けた具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、新たな事業構築やさらなる事業の改善等に繋げるため、平成３０年度におけるＫＰＩ（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、各事業等の評価・検証を行っております。

福祉保健部におきましては、総合戦略に掲げる１８の基本的方向のうち、主に「元気な高齢者の活躍を促進する」や「地域を創り、支え合うインフラ・サービスを活性化する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進につきましては、ながさき生涯現役応援センター及び同サテライトにおいて個別相談等の支援事業に取り組んだ結果、高齢者の活躍の場の拡大が図られており、平成３０年度のセンターを通じた高齢者の就業・社会参加者数も平成２９年度の６２人から１９８人へ増加しております。

今後の方向性と致しましては、市町及びボランティア、高齢者、経済等の関係団体との連携を一層深めながら、高齢者活躍のさらなる促進に取り組んでいくこととしております。

（地方創生の推進について）

第２期総合戦略の策定については、去る９月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込

んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第２期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の３つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第１期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標（ＫＰＩ）を定め、目標管理を行うこととしております。

施策体系ごとに福祉保健部関係分の具体的取組をご説明しますと、施策体系１「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」では、医療・介護・福祉人材の育成・確保や、いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現などに、施策体系３「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」では、地域の医療・介護等のサービス確保などに取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年３月を目処に策定してまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 令和元年１１月定例県議会

# 文教厚生委員会関係議案説明資料

# （追加１）

## 福祉保健部

【文教厚生委員会関係議案説明資料　福祉保健部　７頁１６行目の次に、次のとおり挿入する。】

（令和２年度の重点施策）

令和２年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ２０２０に掲げる目標の実現に向けて、令和２年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、福祉保健部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和２年度は、「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」における保健・医療・介護・福祉分野の基本的な考え方や方向性を示すものとして策定した「長崎県福祉保健総合計画（第４期）」の基本理念である「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域」の実現を目指し、地域医療介護総合確保基金等も活用し、次の３つの視点で、施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

１つ目は、全国よりも早く進行する人口減少と高齢化に対応するため、医療、介護・福祉人材の確保・育成に取り組んでまいります。

２つ目に、人生１００年時代の到来に向け、健康長寿日本一を目指した健康づくり対策と元気高齢者の活躍促進・社会参加支援に取り組み、生きがいを持っていきいきと元気に活躍できる生涯現役社会の構築を進めてまいります。

最後に、誰もが安心・安全に暮らせる社会を実現するため、地域医療提供体制の整備・充実と地域包括ケアシステムの早期構築を図るとともに、認知症施策の推進や障害者（児）、生活困窮者など社会的配慮が必要な方々に対する支援の充実に取り組んでまいります。

また、第２期「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートすることから、

特に看護・介護人材の県内定着促進などの施策に重点的に取り組んでまいります。

なお、令和２年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

# 令和元年１１月定例県議会

## 予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こ ど も 政 策 局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１１９号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）」のうち関係部分
第１２３号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）」のうち関係部分
の２件であります。

はじめに、第１１９号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第４号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

一般会計におきましては、

歳出予算は、

| | |
|---|---|
| 児童福祉費 | １６５万　１千円の増 |
| 公衆衛生費 | ２９９万　２千円の減 |
| 私立学校振興費 | ４０万　５千円の増 |
| 合計 | ９３万　６千円の減 |

となっております。

この結果、令和元年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

２５６億　５，８６６万　８千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

こども政策局職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により、

９３万　６千円の減

を計上いたしております。

（債務負担行為について）

令和２年４月１日から履行する里親育成支援事業業務委託に係る令和２年度の債務負担行為として、

７９３万　１千円

を計上いたしております。

次に、第１２３号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第５号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

一般会計におきましては、

歳出予算は

| | |
|---|---|
| 児童福祉費 | １４４万　２千円の増 |
| 公衆衛生費 | １１万　５千円の増 |
| 私立学校振興費 | ６万　３千円の増 |
| 合　　計 | １６２万　　円の増 |

となっております。

これは、こども政策局職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和元年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

２５６億　６，０２８万　８千円

となります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 令和元年１１月定例県議会

# 文教厚生委員会関係議案説明資料

こ ど も 政 策 局

予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１２７号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」

第１２８号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」

の２件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第１２７号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第１２８号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県子育て条例行動計画の策定について）

次期長崎県子育て条例行動計画の素案につきましては、去る１０月２９日に今年度第２回目の長崎県子育て条例推進協議会を開催し、ご意見をいただきました。

また、１１月２５日からはパブリックコメントを実施し、県民の皆様のご意見をいただくこととしております。

今後、引き続き素案の検討を行うとともに、県議会をはじめ、パブリックコメントのご意見等を踏まえながら、本年度末の策定に向けて取り組んでまいります。

（長崎県社会的養育推進計画の策定について）

長崎県社会的養育推進計画については、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、本県の実情等を踏まえたうえで、長崎県社会的養育推進計画策定委員会において検討を進めてまいりました。

本計画の素案については、県議会からのご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、本年度中に計画を策定することとしております。

（児童虐待の防止等について）

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全国と同様に、昨年度、過去最高となるなど、児童虐待は大きな社会問題となっております。

国においては、毎年１１月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発などに取り組んでおり、本県においても全世帯広報誌等を活用した児童虐待の防止や児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」の周知、大学生と協働した浜町アーケードでの街頭キャンペーン、小中高への啓発ポスターの掲示など市町や関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組んだところです。

また、児童相談所職員の児童虐待事案の対応能力の向上や、児童相談所と警察との連携強化を図ることを目的として、去る１０月９日に佐世保市、１０月２４日に長崎市で、合同訓練を実施しました。

本訓練は、虐待通告があった児童の自宅への立ち入り、及び抵抗する両親からの児

童を保護する内容で行い、児童相談所職員にとって大変有意義なものとなりました。

今後とも児童虐待に対する県民の理解をより一層深めることができるよう、様々な機会を通じて広報・啓発を行うとともに、児童相談所職員の資質向上や警察等の関係機関の連携強化を行い、児童虐待の防止、早期発見・対応に努めてまいります。

（ココロねっこパレードについて）

内閣府が、１１月を「子供・若者育成支援強調月間」として、子ども・若者の健やかな育成及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援や取組への理解及び参加促進を求めていることに併せ、本県でも同月をココロねっこ運動強調月間と定め、「ココロねっこ運動」の広報・啓発活動や子ども・若者育成支援のための取組などを集中的に実施し、その効果の拡大を図っているところです。

去る１１月３日には、青少年の非行・被害防止と健全育成は社会全体の責務としてとらえ、県民総ぐるみで，青少年の非行・被害防止と健全育成意識の高揚を図ることを目的とし、長崎県子ども会育成連合会、長崎市青少年育成連絡協議会など、３１の関係機関・団体、約３３０人の参加のもと、長崎女子商業高等学校の吹奏楽部やバトン部を先頭に、浜町アーケードにおいて「ココロねっこパレード」を実施しました。

今後とも、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動である「ココロねっこ運動」を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組んでまいります。

（長崎県総合計画チャレンジ２０２０の数値目標の進捗状況について）

平成２８年度から令和２年度の５年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」に掲げる数値目標の平成３０年度末における進捗状況のうち、こども政策局関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

こども政策局関係分の数値目標１８項目のうち、平成３０年度の実績が現時点で把

握できないもの１項目を除く１７項目の平成３０年度の進捗状況は、

・目標を達成したものが１０項目

・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが４項目

・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが３項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

（政策評価の結果等について）

本年度の事業評価において、事務事業評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。こども政策局関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、１２件の事業群評価調書により、４９件の事業を評価いたしましたが、そのうち１８件の事業について、令和２年度に向けて、「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について）

地方創生に向けた平成２７年度から令和元年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、ＫＰＩ（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成３０年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

こども政策局におきましては、総合戦略に掲げる１８の基本的方向のうち、「結婚・妊娠・出産から子育てまで一貫して支援する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、結婚・出産に対する意識醸成と婚活支援につきましては、長崎県婚活サポートセンターによる相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などに取り組んだ結果、婚活支援事業における成婚数は６５組となり、前年度の４６組からは大きく増加したものの、目標である８０組には至りませんでした。

今後の方向性と致しましては、結婚・子育て応援キャンペーンによる情報発信をなお一層推進するとともに、既存の婚活支援事業と本年１０月から新たに取り組んでいる企業間交流事業を一体的に推進することでマッチングシステムの新規会員の獲得を図るなど、さらなる成婚数の増加につなげることとしております。

（地方創生の推進について）

第２期総合戦略の策定については、去る９月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第２期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の３つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第１期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施

策ごとに重要業績評価指標（ＫＰＩ）を定め、目標管理を行うこととしております。

こども政策局関係分の具体的取組をご説明しますと、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」の「（11）結婚・妊娠・出産から子育てまでの一貫した支援」において、企業・団体等からの応援宣言募集などによるながさき結婚・子育て応援キャンペーンの推進、お見合いシステムをはじめとする婚活支援事業の一体的な推進による出会いの場の創出、保育士の離職防止・新規卒業者の就業促進・潜在保育士の再就職支援などによる保育の担い手確保などに取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年３月を目処に策定してまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年１１月定例県議会

# 文教厚生委員会関係議案説明資料
# （追加１）

こ ど も 政 策 局

【文教厚生委員会関係議案説明資料　こども政策局６頁１０行目の次に、次のとおり挿入する。】

（令和２年度の重点施策）

令和２年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ２０２０に掲げる目標の実現に向けて、令和２年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、こども政策局の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、「長崎県総合計画　チャレンジ２０２０」の基本理念のもと、「長崎県子育て条例」に基づき、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じられる社会となるよう、県民総ぐるみの子育て支援を推進します。また、新たに「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートすることから、結婚、妊娠・出産、子育てに関する意識醸成と社会全体の機運醸成、結婚を希望する独身者に対する婚活支援や、妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援により、県政の最重要課題である人口減少対策に取り組んでまいります。

１つ目に、行政、企業・団体及び県民一人ひとりが、結婚、妊娠・出産を望んでいる人や子育て中の人などを応援できるような、社会全体の機運醸成に取り組みます。

２つ目に、結婚の希望をかなえるため、市町、企業・団体等と連携した婚活支援の取組をさらに活性化させます。

３つ目に、妊娠・出産の希望をかなえるため、若い世代や企業・団体に対し、不妊に関する知識や治療費助成等の周知啓発を行います。

４つ目に、安心して子育てができる環境づくりのため、保育士の離職防止対策や、保育に携わる人材の確保に取り組みます。

５つ目に、子どもの生活に関する実態調査などから見えてきた課題の解決に向け、市

町とともに、民間とも協働しながら、子どもの貧困対策を推進します。

なお、令和２年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。